

われ船頭との。(五)現在法とは、過去の事、將來の事、目前になき事を現在あるが如くいふもの。例「長松の親の名で来る御慶かな」

曲言法等に分る。(二)譬喩法とは、奇警なる語句を用ふるもの。例「町内で知らぬは亭主」

士耳古人の此地を領するや種々の方法を以て之等巡拜者を苦めたり。佛國の僧ヒエール此

年の後なり。其後西紀一八七七年、サラザン及より起りてエルサレム王國を滅すや、英王リチャード、佛王フィリップ、日耳曼王フレアリック共に十字軍を起したるが、日耳曼王道に死し、佛王中途にして歸り、英王獨りエルサレムの近傍に至りしも、忽ち兵を回して歸る。是れ第三十字軍なり。次で第四十字軍起ししも目的を達せず、第五十字軍一度エルサレムを恢復したるもまた忽ち敗れ、第六、第七の十字軍皆効なく終り。かくて西紀一二九一年、基督教徒は全く亞細亞に根拠地を失ひたり。

シユークセイ 叔齊 ▲兄伯夷と共に、支那の義人として名あり。叔齊、名は致、字は公達。父孤竹君、叔齊を立て、嗣となさんとせしが、父の歿後兄に譲りて受けず、兄を通じて國を去るや、叔齊また國を去る。國人遂に申子を立て、周の武王、殷の紂王を討たんとする時、叔齊、臣を以て君を弑するの不可を説き、後武王悉く天下を平ぐるや、周の粟を食まずと稱し、首陽山に入りて餓死す。

シユジュンスイ 朱舜水 ▲明の新江省餘姚の人。名は元瑞、字は魯興、舜水と號す。我々明治二年歐米を遊んで我國に歸化し、寛文五年水戸光圀の賓客となる。天和二年四月江戸に歿す。水戸侯私に諡して文恭といふ。楠公の墓銘を諱したるを以て名あり。

はす、子弟を訓ふるに深切あり、來り學ぶ者甚だ多かりき。文政七年八月卒。年四十九。著書多あり。

魯の子にして、即ち孔子の孫に當る。初め衛に仕へたるが、後退きて中庸を著す、年六十三にして卒す。孟子は子思の門人の弟子なり。

子思 ▲子思、名を伋といひ、伯魯の子にして、即ち孔子の孫に當る。初め衛に仕へたるが、後退きて中庸を著す、年六十三にして卒す。孟子は子思の門人の弟子なり。

嗣子 ▲男子又は女子、實子又は養子なるを問はず、等しく家督を相續すべき子の名稱なり、現行民法によれば、嗣子に實子と養子との區別あれども養子は別項に譲りこゝには實子のみを就いて述べん。實子に嫡出子、庶子、私生子の三あり。嫡出子次に掲ぐる者ならざる可らず。(一)妻が婚姻中に懐胎したる子、(二)婚姻成立の日より二百日後に生れたる子、(三)婚姻の解消、若くは取消の日より三百日以内に生れたる子、されど女が故ありて離婚し、前婚の取消又は解消の日より、六箇月を経過せざる内に再婚したるより、前婚の取消又は解消の日より三百日以内、後婚成立の日より二百日以内に出産せば其子の父を定むること能はざるを以て、

嗣子

養子なるを問はず、等しく家督を相續すべき子の名稱なり、現行民法によれば、嗣子に實子と養子との區別あれども養子は別項に譲りこゝには實子のみを就いて述べん。實子に嫡出子、庶子、私生子の三あり。嫡出子次に掲ぐる者ならざる可らず。(一)妻が婚姻中に懐胎したる子、(二)婚姻成立の日より二百日後に生れたる子、(三)婚姻の解消、若くは取消の日より三百日以内に生れたる子、されど女が故ありて離婚し、前婚の取消又は解消の日より、六箇月を経過せざる内に再婚したるより、前婚の取消又は解消の日より三百日以内、後婚成立の日より二百日以内に出産せば其子の父を定むること能はざるを以て、

いゝる場合に於ては、裁判所に訴へて、其認定を受け、これを定むるものとす。【私生子】男女正當の婚姻を爲さざる間に、生れたる子の總稱にして、法律上正當の子にあらざるものなり。されども父が届出をなして、我が子なりと認めたる時は、その私生子を「庶子」と名づく。これ我が國の慣例にして、單に妾腹の子のみ庶子と呼び來りしとは、意味の異なる所とす。(庶子とは父に對しての名稱にして、母に對しては私生子なり)。私生子が庶子となる時は、其父の氏を稱し父の家に入る又父を稱する時は、庶子は嫡出子たる身分を取得す。私生子にして、父の認知(認知とは父又は母が、私生子を自己の子なりと自認し届出をなすをいふ)なき場合には、其私生子は母の家に入る規定なり。なほ嗣子の家督相續に關すること就いては、家督相續の條を見るべし。

四書 ▲大學、中庸、論語、孟子を總稱して四書といふ。四書の名は、朱熹の註解を加へてより傳唱せしものにて、宋以前には其名なし。

八文字屋自笑 ▲明曆二年

江戶の大地震

八文字屋自笑

いゝる場合に於ては、裁判所に訴へて、其認定を受け、これを定むるものとす。【私生子】男女正當の婚姻を爲さざる間に、生れたる子の總稱にして、法律上正當の子にあらざるものなり。されども父が届出をなして、我が子なりと認めたる時は、その私生子を「庶子」と名づく。これ我が國の慣例にして、單に妾腹の子のみ庶子と呼び來りしとは、意味の異なる所とす。(庶子とは父に對しての名稱にして、母に對しては私生子なり)。私生子が庶子となる時は、其父の氏を稱し父の家に入る又父を稱する時は、庶子は嫡出子たる身分を取得す。私生子にして、父の認知(認知とは父又は母が、私生子を自己の子なりと自認し届出をなすをいふ)なき場合には、其私生子は母の家に入る規定なり。なほ嗣子の家督相續に關すること就いては、家督相續の條を見るべし。

年京都に生る、姓安藤、八左衛門と稱す、書肆八文字屋の主人也、江島屋其碩に作らしめ己の名にて出版して大いに流行る、其碩悔いて作らざるに至り、多田南嶺をして代作せしむ、延享二年十一月歿す。

四條駿 ▲河内國。大阪の東北數里の所にあり、楠正行の戦死せる地にして、四條神社にその靈を祀る。社前數丁にして公の墓あり。

私署證書 ▲公正證書の條を見よ。

資治通鑑 ▲支那周の威烈王の二十三年より、後周の世宗の顯徳六年に至る、凡そ千三百六十年間の歴史なり。全二百九十四卷。宋の司馬光、勅を奉じて之を撰す。我國にても、徳川時代には盛んに行はれたり。

地震

種々の事情により地中の一點點震動すれば之を四方に傳へ地殻爲に震動す之を地震といふ。(原因)地震の原因は種々あれども今之を主なる原因、副因、火山との關係、地形土質との關係の四つに分ちて説明すべし。(主なる原因)地殻内に陥落、噴出、挫折、裂罅、壓縮等を急劇に生ずる事

により發生するものにして、之等の原動力となるものは地殻の冷却に伴ふ収縮及び風水的作用に依る土砂の移動なりとす、即ちこの地殻の収縮及び土砂の移動によりて生ずる力の爲に、地殻中の弱き部分、過大なる壓迫を受くるに至り時の經過と共に、益々歪の度を増加し遂に變動を起すに至るものなり。而して陥落、噴出を稱して斷層といひ、斷層によりて生ずる地震は比較的大にして其震源長距離に及ぶことありて、かの有名な濃尾地震(明治二十四年)の震源は實に二十五里に達すと稱せらる。斷層は地中に於て生ずるのみならず、地表に其變動を示すことあり。(副因)。地殻が漸く變動を起さんとす其瞬間にありては外部より微細の壓力を加ふるも、其變動を早むるものなり。されば大氣の壓力及び降水量は地震の副因となすを得べし。又天候も地震に關係あるもの如し、火山との關係。火山の爆發は大なる勢力を有するものなれば地面に震動を傳へて地震を起すことあれども其區域狭く且其震動も小なり。又火山爆發は數日前より多くの地震を生ずることありて恰かも火山爆發の豫告を爲す如し。噴火と大

地震の時に時を同じくして發すること少なしとせす。(地形土質との關係)地形土質は地震の強弱に關係すること大なり。斷崖、河岸等にありては其強さを増大す。これ物理學上容易に説明し得べし。又埋立地の如き軟弱なる土質の地は其震動甚だし。然れども之に反して低地又は岩石其他硬土より成る地に於ては其震動弱し。▲餘震 一名搖返しも稱し大地震の後には常に伴ふものにして時としてはその數大なることあり。されど餘震は皆最初の地震より小なるものなり。蓋し地震は地下の不安の状態を除き去るものなれば同一地點より更に大なる地震を生ずる理由存せざるなり。されば餘震は世間に傳ふるが如く危険なるものに非ずして返つて益々安定ならしむるものなり。▲上下動及び水平動 上下動とは上下に震動するものにして震源地點附近に多く、水平動とは水平に震動するを云ひ震源に遠ざかるに隨ひて水平動となる。家庭人畜に害を及ぼすは大なる水平動によるものなり。我國の家屋は輕き木材を以て造りたるものなれば震害を被ること少なく、其死傷數も甚小なり。損害甚しかりし安政二年の江戸の大地震

震に於ては死者七千人に過ぎず又明治廿四年の濃尾の大震の死者は僅に七千人にして、破壊家屋十一に對して死者一人の比に過ぎず然るに近年伊太利メツシナに起りし大震を見らるに約十一萬人の死者を出せりといふ。以て地震國に適當なる家屋たるを知るべし。▲地震計 地震計は地震観測に用ひられ、地の震動を確實に記し、合せて不斷に地の動靜を研究するに欲くべからざるものにして、重き物不動點を設け、この不動點を支點として輕き桿を取附け以てこれを鉛針となして地動を自ら記せしむるを得。上下動と水平動とを區別し、水平動を更に分解して東西と南北との兩方向とす。第一圖は水平動地震計の一種に

なり。イなる圓筒形の重錘をロニホハなる鏡形内に挿め、ロハを軸として廻轉する様裝置し、鏡形を略同一垂直線にあるニホとの二點に於て支ふ。今地震動の方向が、ロニホハ面(紙面)同一なりと假定すに直角なる時はニホなる振子軸は地と共に動けども、ロハ軸は不動なり。故にニホハまで延長すればニホはロへとニロとの比に應じて地動を増大

す。而してへより小き描指を蝶番として吊下り、木製圓筒の周圍に纏へる煤煙紙上に印章を自記せしむ。水平地震動を完全に記録するには、二箇の水平動測機を相互に直角の方向に置くを要す。上下動地震計の構造は、何れもバネの弾力を利用して、重力と相平均せしめ、上下震動に對する不動點を得るの理に基くものとす。第二圖は地震及び脈動、微動等の觀測に使用する水平動測機にして、地動計と稱すべきもの、一種なり。高さ約三尺の鐵柱より重錘を吊るせる水平振子にて、遠地の大地震をも觀測するを得。

シモ 霜 ▲一般に霜は露と同じく、晴天にて、且つ風のなき夜に生ず。殊に夜來吹き續きし風の、未明に至りて急に止みて、靜かになりたるが如き場合に多し。即ち、霜は夜間空氣の溫度露點(露の項参照)に達し、その露點の更に氷點以下に降る時は、氣中の水蒸氣は凝縮して霜を生ずるなり。又霜柱とは、土中の水分、の結霜して柱状となせるものにして、その膨脹力によりて、土塊を地上に扛起すること、かの寒帯地方に生ずる大なる氷柱の如し。▲霜害 霜柱は、土壤を風

化してその土質を良好ならしめ、或は下方の土の凍結を防ぎ、植物の根を保護するの利益あるも、草木の植物は、霜害を受けること甚大なり。蘆又は葦等を以て植物の周圍を保護するは適當の豫防法なりとす。或は又春季、草木の嫩葉を開かんとする際に、降霜するあり、これを春季晚霜と稱す。若し葉葉にしてこれに遭ふことあらんか、その凋枯を招くのみならず、蠶兒にも亦その害の及ぶものなれば、養蠶家の最も注意を要する所なり。降霜を防がんには、烟を以て燻ぶること最も其好なり。

シモダ 下田町 ▲伊豆天城山の麓にあり。安政三年七月北米合衆國水師提督ペリリ修文貿易を請はんとして此地に來る。下田港は米國との最初の開港場として世に知る。シモンホー 指紋法 ▲指紋の印象を以て個人を識別する法にして、刑事上累犯發見の方法として、各國之を採用しつゝあり。▲沿革 一千八百二十三年、獨逸アレスラウ大學の生理教授プーレンキンエが「觸官及び皮膚の組織の生理上の研究」に其の端緒を發す。一千八百八十年英人サー・ウィリア

ム・ヘルツェル、印度ベンガルに於て、個人識別の方法として實際に施行せり。後英人フランシス・ガルトン大に之を研究し、一千八百九十九年英人ヘンリー・犯罪者の識別法としての指紋」發行せられ、一千九百五年、獨逸人ドクトル・ロツシエル、最新にして簡便なる指紋法を公にせり。我が國に實施せられたる指紋法は、明治四十一年、法學博士大場茂馬氏に依り移入せられたるロツシエル氏指紋法に幾分の訂正を加へたるものなり。▲指紋の大別 指紋とは、指頭の内面に存する紋様のことなり。之を弓狀紋、蹄狀紋、渦狀紋の三分に分つ。弓狀紋は流れと稱する指紋の一種にして、指頭の左側又は右側より起りたる指頭隆線が、反對の側に向ひて走り、中途にしてもと起りたる側に逆流することなき指紋をいふ(第一圖)。此の種に屬する指紋は比較的少數にして、百箇の指紋中、五箇乃至十箇を算するに過ぎず。蹄狀紋は流れと稱する指紋の大部分は、此の蹄狀紋に屬するものなり。即ち指頭の下部の左側若しくは右側より起りたる隆線斜に上部に向つて走り、指頭の中程より、もとの方へ逆流する指紋なり

(第二圖)。此の種に屬する指紋は、百分中五十箇乃至六十箇あり。渦狀紋は渦卷とい



第一圖

しむるか、若しくは著るしく減少せしむるを得。(三)偶然なる指紋印章を利用して、敏速

ふ指紋の總稱なり。此の指紋を分ちて、狹義の渦狀紋、有胎蹄狀紋、二重蹄狀紋、雙胎蹄狀紋、變體紋の五となす(第三圖)。此の種に屬するものは、百分中三十箇乃至四十箇なり。▲効用 (一)今日の印章に代ふるに、終生不變にして微細なる差別を有する指紋を以てする時は、法律上の權利義務の存否を明らかにし、取引の安全を確保し得べし。(二)法律を以て、印章に代ふるに指紋を以てする時は、印章の不正使用に依る、各種の犯罪を消滅せ



第二圖

第三圖

確實に犯罪者の檢査を爲すを得べし。(四)指紋原紙を整理に保存するに依り、戶籍、軍隊、受刑者等の如き多數人に關し、確實に個人の異同を識別することを得べし。シモノセキ 下ノ關市 ▲長門國。關門海峡を距てる近き門司港と相對し、船舶の出入頻繁にして、開港場として屈指のものなり。人口約七萬一千。要塞及重砲兵第二旅團司令部あり。赤間宮には安徳天皇を祀る。此地、馬關また赤間關とも稱す。シゼンシユキ 自然主義 ▲十九世紀末に浪漫主義の反動として起りたる思想にして、文藝上の自然主義に就て述べると、浪漫主義の、あこがれ論といふ傾向に對し、觀、研究し描くといふ傾向をもつた、飽までも人生の眞を描き出さうとする主義である。ジセキ 磁石 ▲天然に産出する酸化鐵の一種に鐵鐵と稱するものあり。能く鐵を吸引し又地球の磁氣に感ず、天然磁石即ち是れなり。鋼鐵に此性質を具有せしめたるを人造磁石といふ。鋼鐵に磁性を備へしむるには、螺旋狀に重ね卷きたる絶緣銅線の筒、即ちコイルの中に鐵を入れ、此銅線に強力なる電流

【シ】の部

を通ずるか、或は鋼鉄片を平に置き、磁石の一端を當て、鉛直に持ちて之を摩擦すること五六回反復するなり、職工などの使用する磁針、磁石の往々磁性を帯ぶる事あるは、地球の磁氣作用と、摩擦、磁針等の磁氣發生の原因となるが故なり、磁石を其形態上より區別すれば、棒状、蹄形及び針状の三となる、磁石は磁石の尖端部に集合するの性を有し、兩端二點を極と名づく、兩極を連れる想像線を軸と云ふ、磁石をして水平に自由に回転し得る様に裝飾する時は、始んど南北の方向を指示す、然れども磁石の軸は必ずしも地球の南北と一致するものにあらず、其北極は土地によりて、東方若くは西方に偏す、之を方位角と云ふ、此方位角は同一の場所にては天候、地震等の爲めに變更するものにて之を「磁氣の嵐」と名づく、我風にては約百年前に於ては方位角零度なりしが、現今東京にては西四度二十餘分なり、▲用途 物理学上諸種の電流計、受話器、ダイナモ等の電力器械の主要動力たること甚だ多く、中には航海用羅針盤、クロノメーターに最も重用せらる。

シズオカ 静岡市 ▲駿河國、静岡縣の所在地。人口約六萬一千。此地、もと駿府ともいふ。東方久能山には家康を祀れる東照宮あり、北方駿嶽山には淺間神社あり。シズカ 靜 ▲源義經の妾、もと京師の白拍子なり。義經と共に吉野山に匿れ、後捕はれに鎌倉に至り、頼朝、政子等に命ぜられて鶴岡の社に舞ふ。頼朝の威に畏れず、詠じて曰く「芳野山峰の白雪ふみわけて、入りし人のあとぞ戀しき」と。衆みな其心を憐れむ。後許されて京師に還る。シズガタケ 賤ヶ岳 ▲近江國。長濱町の北方にあり、附近の柳瀬と共に、豊臣、柴田二氏の古戰場たり。シズレリ ▲英國著名の保守黨大政治家にして又文學者なり、西曆一千八百五十年ドンに生る、一八四八年ベンチングスに次で保守黨首領となり、五二年初めて國務大臣となり、爾來國政に參與して、大臣たること數次、六八年以來グラントストンと更迭して首相たること二回、七八年伯林會議の開幕るや、自から英國の使節となりて同地に赴き、露國宰相ゴルチャコフと樽酒の間に交渉すること三回、遂に有名なるブルガリア問題

【シ】の部

を解決し、名譽ある條約を結びて大に英國の國威を海外に發揚し一千八百八十一年歿せり。シズコ 倭文字 ▲歌人、伊勢の人弓屋吉右衛門の女として享和十八年生る父に従つて江戸に住み、加茂真淵に就きて文章和歌を修め、縣居門の三才女の一と稱せられたり、遺稿文布あり、寶曆二年七月歿す。シズモンジ ▲西曆一千七百七十三年瑞西に生れたる有名史家なり、佛蘭西革命に因りて家産を失ひ、英國及び伊國に漂流せしが、後シジュネーブに歸りて文學に志し、中世に於ける伊國共和政治、歐洲文學、佛國史等の著書によりて文名一時に著々たるものありしが一千八百四十二年遂に歿せり。

ヒの部

ヒロムシ 和氣廣蟲 ▲清麿の姉、義婦として名あり。葛井戸主に嫁して貞節比喩、頗る孝廉天皇の愛信を受け、天皇の落飾と共に亦難髪し、進守大夫の尼位を賜はる。警て藤原仲麻呂の亂に、帝を諫めて誅せらるる者を救ふこと數百人、また飢疾の時、民間の子女を養子とすること八十三人、義氣丈夫に勝る。後に清麿の故に還俗して備後に流されたるが、光仁天皇の時召されて、正四位上典侍となる。延暦十年歿す。年七十。天長二年正二位を贈らる。ヒロサキ 弘前市(陸奥) ▲津輕平野に位置を占め、織物、漆器等を産し、商業盛なり。津輕氏代々の舊城市にして第八師團司令部の所在地なり。市の西北に岩木山あり、津輕富士と稱す。ヒロシマ 廣島市(安藝) ▲中國第一の都會にして、廣島縣廳の所在地なり。太田川の下流京橋、元安、猪屋、天間の四流に分れて、市内を貫き運漕に便なり。市の南端は

即ち宇品港にして、其間鐵道の便あり。日清及び日露の戰役後市況頓に隆盛を加ふるに至りぬ。人口十四萬二千。第五師團司令部、控訴院、高等師範學校等亦この地にあり。ヒロシゲ 安藤廣重 ▲徳川末の江戸の畫家。一立齋と號し、山川の景色及び諸國の名所を畫きて殊に秀づ。その東海道五十三次、諸國百景、江戸百景の錦繪は、最も珍重せらる。安政五年歿。年六十二。ヒトヨシ 人吉町(肥後) ▲相樂氏の舊藩地にして、球磨川畔にあり。西南役に山田顯義薩軍を此の地に敗る。ヒトシ 源等 ▲嵯峨天皇孫孫の子なり元慶四年生る。美濃守、左中納言解由長官等に任ぜらる。天曆五年卒す。百人一首中の歌人なり。ヒワコ 琵琶湖(近江) ▲我邦第一の大湖にして、近江の中央にあり。東西五里、南北十里、周囲七十三里三十一町あり。四邊の河水を受け、流末は一は勢多川となりて淀川に入り、一は疏水によりて京都市に落つ。奥、沖、多氣、竹生の諸島湖中に散在し、沿岸良港多し。源五郎船を産す。

ビワキ 琵琶記 ▲支那明の高僧の作、傳奇小説として有名なり、西廂記と並び行はる。ビカタル 鼻加答兒 ▲鼻の條を見よ。ヒガシローマテイコク 東羅馬帝國 ▲またビザンツ帝國、希臘帝國ともいふ。羅馬帝セオドシアスの歿後、紀元三九五、年羅馬は東西に分裂して、長子アルカシアスは東部を、次子ホノリアスは西部を領有することとなり。此頃よりチュートン族の所を稱し、伊太利も亦屢々その侵入を蒙り、紀元四七六年西帝國は、遂にその僱兵たる日耳曼人の爲めに國を算はる。東帝國は分立後久しく無事なりしが、アルカシアス一世の後其統絶え、後數世にしてまた日耳曼人シアスチン位に上り、次で其の甥ジュスチニアン立つ。當時、二世紀の頃より盛んに行はれたる宗教上の争はその極に達し、また競争の技あり、紅白青緑の黨派をなして相闘ひ、その黨争政治に及べるが、帝は先づ暴悪派を斥け、次でまたニソカ黨の叛亂を平らぐ。帝は内に法典を編纂し、城砦を築き、壯麗なる建築を營み露案の術を支那より傳ふる等治世多事な

【ヒ】の部

リしと共に、外、價金を與へて波斯と永久に和し、ソングル國を征して亞弗利加を平げ、シチリアを略し、ラベナを陥れ、伊太利を征服し、パレンチナの近傍を略し、スラバ及びアバル族の侵入を防ぎ、またアバル族にドナウ下流の地を與へ、ロンバルデーにパレンシアの地を與へて、ダツアに據れるゲビテ

スに乘じてアバルを討たんとせしが、兵士の心を失ひて遂に廢せらる。是に於てコスロス二世また兵を發して、小亞細亞、シリア、埃及等を略取し、アバルと通じて羅馬の帝都に迫る。帝ヘラクリアスまづアバルを退け、次で波斯軍を破りて之を追撃し、其一度失ひし土地を恢復せしが、晩年サラメ

だ危険なるものにして、船舶はこれと衝突の結果破壊せらるゝことあり。曾つて世界第一の巨船タイタニック號の悲惨なる最期を遂げしは、全く氷塊との衝突によるものなり。

ヒタリジノコロ 左益五郎 ▲足利時代の彫刻家。本朝無双の名手と呼ばる。初め母と共に、伏見の番匠與平治に憑り、工

ヒライシン 避雷針 ▲避雷針は、導電の尖端より、電氣の消失する理を應用して、落雷の害を避けん爲めに設くる装置なり。完全なる避雷針の方法は金屬網又は金屬板を以て建築物の全部を被む、この金屬を深く地中に連通するにあり。

ヒラノケニオミ 平野國臣 ▲福岡藩士。通稱次郎。幕末の志士として知らる。早くより國事に奔走し、常に攘夷詩幕、卓著の筆を揮ひ、諸方に遊びて同愛の志士と交

いふ三十九の自國論は、獄中の作なり。明治二十四年朝廷其功を追録し、正四位を贈らる。

ヒノスケトモ 日野資朝

俊光の子なり。才學人に過ぎ、後醍醐天皇に事ふ。天皇の北條氏を討たんとし給ふや、資朝、職人頭俊基と共に其謀に主たりき。謀漏れて佐渡に流され、居ること七年、元弘二年遂に殺さる。明治十七年二月從二位を贈らる。

ヒヤケネンセンリー 百年戦争

一三二七年佛王カロロ四世歿して男嗣なく從弟パロア侯フイリホ六世入りて王位を繼ぐや、英王エドワード三世は、佛の先王フイリホ四世の外孫たる理由を以て自ら佛の王位を繼ぐんことを主張し、佛の外孫を以て王位を繼ぐしむる故例なきを述べて之を拒むや、一三三七英王自ら兵を率ゐてフランドルに上陸す。是れ即ち百年戦争の起端にして、これより一四五三年に至るまで百十餘年間、英佛の葛藤は全く止まず、和戦屢々なり。此戦争、初め佛國の侯伯多く英軍に與みしたる爲め、佛軍戦ふ毎に皆敗れ、一三一四年クレン

に大敗してカレリの地を失ひ、一三五六年ポアチューに敗績してシオン王擒にせられ地を割き償金を出して一度和し、またアンジヤンクルに敗れ、一四二二年にはカロロ七世の要する所僅にアンジューの地のみとなり、佛國の運命旦夕に迫りたり。然るに當時アンジヤンクルといへる一少女出で、オルレアン城の圍みを解き、カロロを援うてレンスに即位せしめてより、佛人の愛國心は勃然として起り、爾來漸く勢力を恢復し來り、アンジヤンクルの英人に殺さるゝや、國內の諸侯伯會してまた國王を援助せんことを約す。斯くてカロロは、外交と攻戦とに依りて漸次英國の侵地を復し、一四五三年には、英國の占領する所僅にカレリ一港となる。此間にカロロはまた、一四三八年法皇に貢賦上告することを禁じ、翌年封建兵制を廢して王兵を募り、租税法を確定し、オルレアンに國會を召集す等、銳意内治の刷新に力めたり。是より先きホルレアルの圍解け、英軍の本國に退くや、間もなく英國に王位繼承の争(ロイズ戦争の條参照)起り、百年戦争は遂に有邪無邪の裡に局を結ぶ。

ヒマシユ 蓖麻子油

多く下劑に用ひ又は假漆の製造に用ひらる。歐米の南部、印度、埃及等より産するも、我が國にても各地に栽培して其の油を産す。製法 先づ蓖麻の種子を水と共に鍋に入れて煮沸せしめ、時々水を取換ひ、其煮沸したる水の變色せざるに於て漸く種子を取出し壓搾器に掛ける時は最初濁りたる液を出せども漸次白色の液を出すべし、此液を更に水と共に煮沸せば油中他の蛋白質は凝結して油液と水との間にあり、加へて徐々熱し、水分を蒸發せしめたるもの即ち蓖麻子油なり、而して純真なるものは無色なれども、往々黄色を帯びたるもあり、何れも粘稠の液にして少し不快なる臭氣を帯ぶ、アルコール、エーテル、水醋酸等に溶解し又は空氣中に置けば乾潤する性あり此等に注意を要す、用途廣しと雖も此の油に硫磺を加へたるロード油は緋金中染に必要飲くべからざるもの、又アリザリン染料の媒染劑に供せらる、又印鑑に用する朱肉、黒肉を混する等に用ふ。

ヒフ 皮膚

肌(ヒ)の事にして、身體の表

面は全部弾力ある膜にて被はるゝなり、人種によりて黄、白、黒、黒色などの別あれど、常に使用するほと多き部分の外は大概柔軟にして光澤あり。構造 内外の二層より成りて、外層を表皮と稱し、内層を真皮と云ふ、水泡は普通此内外二層の間に液體の著溜するに由り生ずるなり。▲表皮は



皮膚の構造



皮膚の構造

數層に整列せる細胞より成り、細胞は絶えず新生して、次第に他の細胞を押し上げ、最上層の細胞は漸次表面より剝脱するなり、深層に在るものは濡軟なれど、上半透明にして乾固せり、之を角質層と云ふ、沐浴の際皮膚を摩擦して出づる垢は上層表皮の死せる細胞なりとす、諸人種の皮膚の色の異なるは、表皮中の深層細胞中にある色素によるものなり、又表皮には血管

及び神經を有せざるが故に、割れずとも血も滲み、疼痛も感ぜぬなり。▲真皮は極めて錯綜せる結締組織より成り、其實は強靱にして、伸張するも容易に破るゝものにあらず、唯他日用品に用ふる革は、獸の真皮を藥液にて鞣したるものなり、真皮には血管、神經を具へ、針尖にて刺せば出血し、且つ疼痛を感ずるに何れも無數に分布せるを知るなり、又真皮の表面は、大抵平坦ならずして、無數の微小なる圓錐狀突起を示す、之の突起を、乳頭と名づく、鋭敏なる感覺を有す、指頭、舌尖、掌、蹠などの觸覺鋭敏の箇所には、乳頭最も長く發育して列を爲して併行せり、又汗腺、毛根、脂肪腺もあり、またリンパ線も分布して絶えず、粘液を分泌し、赤色を帯ぶ。▲機能 種々大切な作用の著しきものを上げれば、▲觸覺作用 寒暖、痛痒、大小、硬軟等を知るは此の作用によるなり。▲體溫調節 人體は外氣の寒熱にも拘らず、絶えず一定の體溫を保持するも、寒冷の空氣に觸れば、皮膚の其部分には血管が收縮して、其内部を循環せる血液の分量を減ぜざる様にし、又外氣溫暖なれば、其部分膨脹

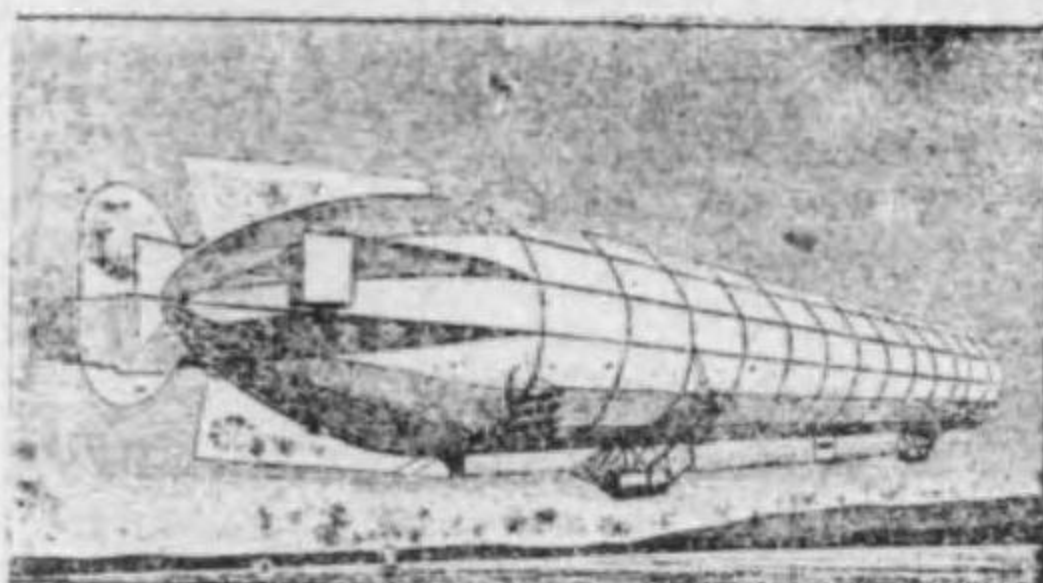
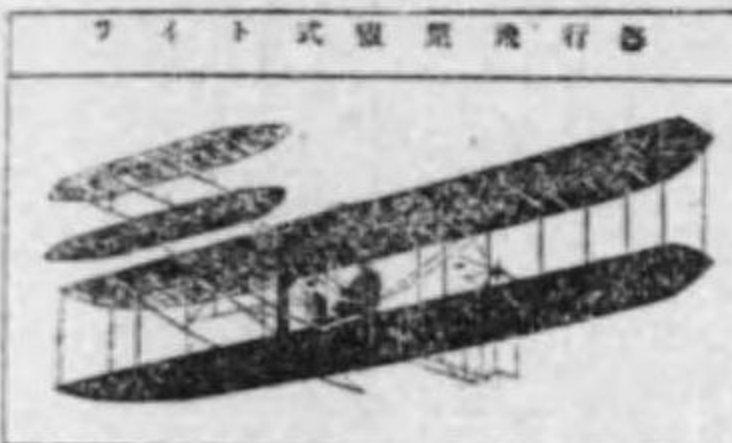
して多量の水分を發散し、從つて體溫を體外に放出せしむ。▲排泄作用 皮膚は排泄の大機關と見做す可きものにして、多重の水、少量の炭酸、尿酸などを排泄す、此の水分の量は肺臟より出づる水分の倍にして、大人一日の量は約一〇〇〇滴、即ち三合許なり、ることも得るなり、水浴により多少の湯を醫するなど好適例なり、從つて皮膚から病毒を受くる恐あるなり。▲呼吸作用 多少は呼吸作用を營み、瓦斯を排出して肺臟の助をなす。▲毛髮、毛髮も亦皮膚の變化せるものなり、爪は表皮の角質層の變形せるものにして、真皮の深層下に隠るゝ後部を爪根と云ひ、露出せる部分を爪體と遊離線とに區別す、爪根に近き所に半月形の白き部分あり、爪體の下にある真皮を爪母と云ひ、其處より上面に表皮細胞を新生して、爪の下面に添加して厚さを増し、後方の皺襞底に新生する表皮細胞は爪根に添加して漸次前方に爪を壓出して其長さを増すものとす、毛は(毛の條を見よ)▲皮膚の衛生法 皮膚には汗の凝固せるもの、皮膚細胞の死せるもの、小毛、皮、脂肪の分

名	水分	素含物	脂肪	越幾素	木繊維	灰分	名	水分	素含物	脂肪	越幾素	木繊維	灰分
山白竹質	二九〇	二九〇	一五〇	七〇	一〇〇	同上	抱買大	四〇〇	九三五	〇九七八	七三三八	三二七四	一七〇
機質	二七〇	三六五	五三〇	四九四	四六二	抱買小	同上	四〇〇	二八三	〇五五五	四六九	二四四	〇五五
機質	二九〇	二九〇	一五〇	七〇	一〇〇	同上	同上	二八三	二八三	二〇二四	五八三	二〇二四	〇八二〇

ヒコーキ 飛行機

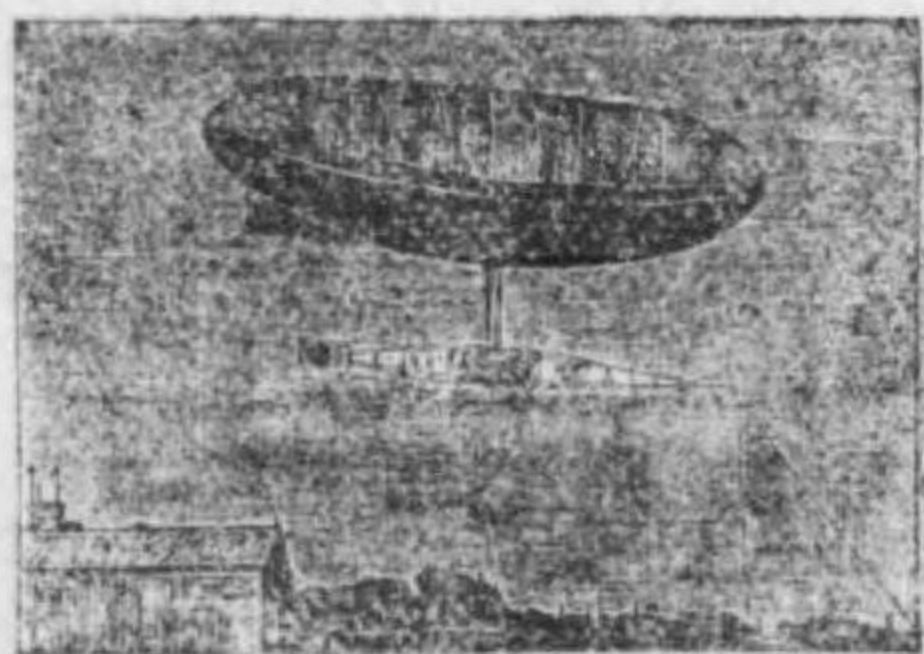


▲飛行船と共に飛行機によりて空中を飛行する装置なれども、飛行船よりは遙かに進歩せる最近の發明なり、其の形状も蛤蛤の如く、左右に翼を附着す、速力非常に大なり。機械力は石油發動機により、推進器及舵機を備へ、初め滑走し、次に上昇す。▲種類と機質との二あり、單葉翼は左右の翼一枚宛、復葉翼は二枚宛上下に重なりて附着す、又發明者によりて機式に異にし、アレリ



ヒコーセン 飛行船

▲機械力によりて空中を飛行する装置。以前は空中に上昇することも、上層にて前進することも共に機械力にて爲さんとて失敗せしが今は輕氣球に於けるが如く、空氣より輕き氣體を用ひて上昇し、前進することのみを機械力にて爲す様にせり。機械力は普通



▲用途として軍時に於ける偵察用に供し、或は交通に用とす。近時斯機に關する技術次第に發達し、空中を自由自在に翱翔し得るは勿論、頗る巧妙なる曲乘を演ずる者さへあり。

ヒコ子 産

根町(近江) 井伊氏三十五萬石の舊城下にして、琵琶湖の東岸にあり。人口約二萬。近江鐵道の起點たり。産根城址は金龜山上にあり、城北なる築ヶ園は舊根御殿と稱し、今は井伊氏の別邸たり。

モの部

モロツコ ▲面積三萬七千方里、人口五百萬を有する、亞弗利加洲の西北部にありて、西班牙と相對する王國なり。されど北岸の要地は、多く西班牙の領土なり。而して、人情暗愚にして、且つ猛惡なり。

モロナオ 高師直 ▲足利尊氏の執事たり、天弘中、尊氏に従つて大波羅を滅ぼし武藏守となる、源顯家を泉州石津に滅ぼし、又楠正行を滅ぼす、功により尊氏に親愛せらる、尊氏弟直義と隙を生ずるや、直義の將、石塔相房と戦ひ敗れ、和成るの後、尊氏直義、師直の兄弟を殺さんとす。正平六年北島顯能に殺さる。

モロノフ 菱川師宣 ▲安房に生れ、幼時江戸に出て、初め上繪を家業とせしが、後ち土佐派の繪を學び、岩佐又兵衛の風を慕ひ、遂に浮世繪師となり巧に時俗の様を寫す。元祿七年歿す。

モト 野村望東尼 ▲勤王の女傑、福岡の人浦野勝幸の三女、名はもと。廿四歳の

時藩士野村貞實に嫁し、五十四歳の時夫を喪ひ、剃髮して望東と號す。常に國事を憂ひ、勤王の士を庇護し、之が爲めに幕府の忌諱に觸れ、慶應元年捕はれて姫島に流さる。翌年高杉晋作に救はれて馬場歸り、三年十一月三田尻に歿す。その姫島に配流中、比賣島日記を作る。また和歌を能くす。明治廿四年正五位を贈らる。

モトシ 藤原基俊 ▲天喜三年生る、後家の子、源俊賴と其名相並び、歌會毎に往々判者に選ばる、性簡傲にして終に顯達せず、從五位下左衛門佐を以て終る。著書數種あり。

モトヨシノノ 元良親王 ▲寛平二年生る。陽成帝の子、御弟主原頭遠長の女、三品兵部卿に任じ、天慶六年薨す、百人一首中の作者なり。

モトノフ 狩野元信 ▲古法眼元信。本朝屈指の畫家に於て、狩野家の泰斗たり。性來畫を好み、十歳にして既に畫を以て足利義政に仕へ、神童の名譽く。それより越前守に任ぜられ、義澄、義植、義晴に歴事し、薨して法眼に叙せらる、元信、和漢古今の筆

モリランマル 森蘭丸 ▲美濃の人可成の第三子にして、天正五年初めて信長に仕へ、近侍となりて頗る寵せらる。天正十年

法を學び、之を取捨して妙所を窮め、その技始と神に入る。狩野永納、菅元信に光信、雪舟の二人を併せ、本朝畫家の三傑と稱す。永祿二年歿。年八十四。

モトミチノツマ 近衛基通妻 ▲歌人、平清盛の第五女。容姿美なり、衣衣通姫と異名す。秀歌多し。

モリオカ 盛岡市 ▲陸中にあり。北上川の上流灌漑にあり。南部氏の舊城市たり。又岩手縣廳の所在地にして、高等農林學校の設けあり。人口約三萬六千餘を有す。

モリナガシノノ 護良親王 ▲後醍醐帝御子、徳治三年生る、天寶顯敏、初め尊雲と稱し、延暦寺住主たり大塔院と稱す。北條高時の兵、京師に入るや、弟尊澄法親王(宗良)と共に僧兵を率ひ之を擊つて敗れ、熊野に詣り還俗して護良と改む、帝隱岐を出船上山に行幸し、尋で御所に還幸後、尊氏の讒に遇ひ、建武二年七月鎌倉二階堂の土牢中に賊の爲試せられ給ふ。

モリランマル 森蘭丸 ▲美濃の人可成の第三子にして、天正五年初めて信長に仕へ、近侍となりて頗る寵せらる。天正十年

【モ】の部

美濃岩村城を賜はり、本能寺の變、その二弟と共に奮戦して遂に死す。年四十八。

モリノフ 狩野守信 ▲狩野探幽を

モリモトナリ 毛利元就 ▲有名の

武將。安藝の人。天文二十年開晴賢、その主大内義隆を弑するや、弘治元年晴賢を嚴島に滅ぼし、遂に大内氏の領を併せ、尼子氏と戦ふ。後にまた雲因伯耆の四國を平定す。元就、忠節あり、元祿三年正親町天皇即位の大禮を行はせらるゝや、穀一千石を獻じて遙かに之れを奉祝し功に依り大膳大夫に任ぜられ、菊桐の記號を賜はる。また元就、その死に臨んで子弟を集め、矢束を以て一致共力の大切を戒しめたることも最も世に傳はる。元龜二年歿。年七十五。大正、年正一位を贈る。

モルツカシヨト 一モルツカ諸島

▲馬來諸島中の東部にある小群島にして、和蘭の版圖なり。香料を産す。而して此の島は一五二二年葡萄牙人の發見せしものなり。

モルモンシユ 一モルモン宗 ▲西

歷一八三〇年北米合衆國紐育州に起りし基督教の一派なり。一名をマターデー、セー

ンツ即ち末日聖徒教會といふ。開祖をジョセフ・スミスといひ、一八〇五年パーモント州ウインドソープ郡シャイロンに生る。十歳にして両親と共に紐育州に移住せり。父母は長老教會の信者なりしが、スミスは十四歳の頃より宗教上の冥想に耽り、一日新約全書雅各書第一章五節の「爾曹の中若し智慧足らざるものあらば、夫の告むることなく、清むることなくして、衆人に手ふる神に求めよ、然らば與へられん」といふ句に感動し、遂に電智を神に祈りしに、一八二三年九月二十一日の夜、天使來りて、米大陸の記録の、薄金板に書して某所に埋没せられあることを告げられぬ。スミス因りてこれを掘出して英譯せしもの即ち今のモルモン宗の經典なりといふ。これより熱心に新福音を宣傳し、いたく世の非難を受けしが、日夜意をすして傳道に従事し、他教徒を異端と罵りしかば、他宗の非難攻撃甚だしく、種々の迫害に遭ひ、ニューヨークを去つて、オハイオ州カートランドに退去し、此所を根據地として大に布教に従事し、歸依者頗る多かりしも、また基督教徒より迫害せられ、宗徒を率いて各地に移轉せ

モリアカツコ 一盲啞學校 ▲昔時

は盲人及び聾啞の人皆廢人として如何なる教育も受く能はざりしが、第十八世紀に至りて耶穌教徒の博愛心により研究に研究を重ね遂にこれ等の廢人も教育する方法を發見せり。これ等盲、聾、啞の人々を教育する所を盲啞學校と云ふ。我國に於ては近頃明治十一年に古川大四郎氏初めて訓盲啞院なるものを京都に起せり。爾後盲啞教育は著しく進歩をなし現今四十有餘の學校を有するに至れり。▲教授法 教授法には種々あるのみならず日々改良せられつゝ、あれば其進歩著しく速ぶるに困難なれども、要するに盲人には點字(點字の條參照)、高低ある模型より成る地圖又は繪畫等を用ひ其指先の觸感によりて之を教ふ。又聾人には手眞似、指語(指にて一種の文字を作るを云ふ)及び音話法を以てす。

現今多く使用せらるゝは音話法にして、聾人を以て發音せる他人の發音器官の運動の狀態及び面貌の變化によりて其意味を了解せしむるにあり。聾人の教授法も亦發音器官及び面貌の變化により了解せしむるなり。

モガルティコク 莫臥兒帝國 ▲稱

世の豪傑帖木兒歿するや、大汗國は忽ち瓦解して、その廣大なる領地は一朝にして分裂す。帖木兒の玄孫アブセイドは、一時天山の西を領したるが、直に土耳其の爲めに滅ぼされ、その孫パールに至り、印度の内陸に乗じて、ロチ朝を倒し、アム河よりカンガ河の下流に至る大版圖を開きて、西紀一五二八年並に一六帝國を建設したり。莫臥兒帝國是なり。

モカミガワ 最上川 ▲羽前にあり。

日本三急流の一なり。されど、小舟は上流より通じ、舟筏を通ずること百七十里、兩岸の風景絶佳にして、流域は地味肥沃、農業盛なり。

モナコ ▲佛國の保護の下にある南歐の

一小獨立侯國にして、三方佛に接し一方地中海に面す。氣候溫和。最も有名なるものは賭博なり。國家歳入の主なる部分は賭博税なり

モントリオール ▲人口約三十餘萬を有し、加拿大第一の都會なり。商業盛にして、我が總領事館の設置あり。

モントクジツロク 文徳實錄 ▲全

十卷、文徳天皇御一代間の實錄にして、嘉祥三年三月より天安二年八月まで、九年間の事な記せり。陽成院の元慶二年十二月、右大臣正二位藤原基經の序あり、基經等の奏上せしものなれども實は藤原、菅原、藤原等の編輯にして、基經の序文も道眞の代作なりといふ。

モンガク 文藝 ▲俗稱遠藤藤原上

西門院の北面、又武者所たり。年十八源波の妻襲姿に懸想し説つて之を殺し前非を悔て僧となる。後醍醐朝を激動する處あり且つ平氏討伐の院宣を授く。平氏平らぐの後禮遇厚く終に後鳥羽帝を廢し皇兄守貞親王を立んと謀る、正治元年佐渡に流され食を絶つて死す。

モンタイシヨセツ 問題小説 ▲問題小説とは社會問題或は婦人問題倫理宗教の問題をその中心として小説を云ふ。

モンブラン ▲白山の義にして、アルプス山系中の最高峯にして、高さ一五七八一呎あり、四時雪を戴く、伊佛の境にあり。

モンアシヨ 一文部省 ▲長官を

文部大臣とす(大臣の條參照)。文部省には、大臣官房の外、専門學務、普通學務、實業學務、圖書の四局を置く。専門學務局「帝國大學、高等學校、專門學校以上」に準ずべき各種學校、海外留學生及び教員の海外派遣、圖書館及び博物館、天文臺、氣象臺及び測候所、學術技藝の獎勵及び調査、測地學委員會及び震災豫防調査會、帝國學士院、學術會、學位及び之に類する稱號、醫術開業試験及び藥劑師試験等に関する事項を掌る。「普通學務局」一師範學校、中學校、小學校、幼稚園、高等女學校、盲學校、聾啞學校、以上の學校に準ずべき各種學校、教育博物館、通俗教育、教育會、學齡兒童の就業等に関する事項を掌る。「實業學務局」工業學校、農業學校、商業學校、公立及び私立商船學校、徒弟學校、

【モ】の部

實業補習學校、以上の學校に準ずべき各種學校、實業教育費國庫補助、實業學校教員の養成等に關する事項を掌る。一圖書局一 國定教科用圖書の編修及び發行、教科用圖書の調査、檢定及び認可、教育上必要なる圖書の編修及び翻譯、圖書の管理、國語の調査等に關する事項を掌る。▲由來 明治四年始めて置かれ、長官を大輔といひしが、十八年職制變更と同時に大臣とし、爾來幾變遷、現行官制は明治三十一年十月の規定にかゝるものなり

モンテネグロ ▲面積六百萬里、人口約三十萬を爲すバルカン半島の北西隅にある十公國なり。國內山岳多くして、森林に富む。又玉蜀黍、烟草、燕麥等を主産物とす。而して、此の國はもと土耳其領なりしも、人民勇敢、獨立を愛し二百四十一年土耳其と對立し、遂に一七八八年の柏林條約に於てその獨立を認めらるゝに至り。

モンゼン 文選 ▲十二卷、支那の照明太子蕭統の編輯周以來梁に至る名家の著作を集め、編を分つて賦、詩、騷、詔、冊、令、教、文表、上書、啓、彈事、奏記、書、檄、對問、語論、辭、序、頌、贊、符命、史論、

モンゼキ 門跡

▲宇多天皇御讓位せられ、直ちに落飾受戒して、灌頂を受け正しく比丘となり、御室を仁和寺に造營し、後ち皇子敦實親王とせ給ひ、入りて住職とならせられてより、その法脈と御室の住持とは、常に親王を以てこれに充てられしを以て、その住持所を他の法跡に分ちて門跡と公稱し給ひしより始まりたる寺院の稱號なり。されば門跡の號は専ら御室のみに用ひられたり。然るに後年法親王入室の寺院を、他と區別するため、すべて御門跡と稱するに至りたり。

モノガタリ 物語 ▲小説の條を見よ

モノノベシ 物部氏 ▲氏種十市根の支孫伊弉册の子目、雄略帝の朝に物部大連となり、詔を奉じて伊勢の賊を平らぐ。功に依り諸名郡の領を賜はる。其子を荒山、孫を尾與とす。尾與欽明帝の朝に大連となり、即位の十三年百濟國上り佛像經論を獻じて其

モクタンガ 木炭畫

▲洋畫の條を見よ

モクサイ 木材 ▲其の材質に依つて

モクホ 木浦 ▲朝鮮全羅南道にある關道場なり。水深六七尋あれど、潮流急にて航行困難なり。

モクタンガ 木炭畫 ▲洋畫の條を見よ

各々其用途を異にせり。即ち堅くして成木速かなるものは、建築用となすべく、緻密なるは彫材用となすべく、輕きは以て器用となすなど、各々其適する處に隨へて實用に供せらる。今其主要なるを略記せば、松柏科に於ては、赤松、黒松、杉、樅、羅漢松、榲、榿、樺等を其の主なるものとす。殊に樺は、木理緻密にして、木曾山中より其の良材を産し、又北海道及び木曾山のいちひは、上等なる諸細工物となし、又かうや樺の材は、能く水に堪ふを以て、造船及び橋梁用となす。尙外國産の松柏科植物中、有名なる北米カリツオルニア産のあみのみきは、巨大なる良料にして色赤く、木理緻密なり、殼汁科に於て、赤松及び白松は、共に薪炭となす外、荷車、人力車、櫓、下駄の齒等になり、その他、櫓、機、山毛櫓、栗等の幹は、建築用、器具用、薪炭用とし、殊にマルグがしは、歐洲の南俄及び亞弗利加の北部に産し、其の西班牙産の大樹なるは、高さ九丈に達し、年輪よく二百年を保ち、木栓皮の厚さ一寸六分乃至七寸に及ぶといふ、我が國にては、あまき若しくは、其香料の黄蘗を用ひて木栓とすれど

皮コルクがしに比して厚からず、榲科に於いては、あまき、しんもじ等、就中榲は香氣ありて、箱類及び廣常用に適す。又支參科の桐、樟科の樟及び黒楠等、亦何れも有用木材にして、委しくは各條に擧げたり。又黄楊科のつげ、いねつげ、及び山茶科は、何れも木質堅牢にして、印形、版木、及び櫛等に宜しく、蓄積料の櫟、梅、梨等亦何れも殊の効用を有せり。又は一艘に栗葉樹中の真材は、櫟、刺楸、厚朴、榲、榿類にして、何れも以て建築用器具用、薪炭用となすべく、外國産の栗葉樹中、濠洲産の鐵材と稱するは、木麻黄科のカスアリナより得べく、中央亞米利加並に印度産のマホカニ材、その他、熱帯産の紫檀、黒檀、槐類は、木質堅牢にして甚だ緻密なるを以て、美術工藝品の製作上に賞用せらる。又仙臺地方に多く産する埋木は、燻化石と稱する身縹色なるべき、兎耳、太古時代の木幹の、年久しく水底の土中に埋没せられて、化石狀に變じたるものにて、其年代は、石炭と泥炭との中間に位すといふ、其の質、堅牢にして、黒檀の如くなるより、細にして種々の器具とす、上等なるは中々雅

政あり、禾木科に屬する竹類は、木理には孟宗、苦竹、淡竹等を産し、其の巨材は、東印度の熱帯地方に多量に産し、其の用途亦頗る廣し、以上略記せし木材の中には、尙、樺、榲の如く製紙の原料となるもの、榲の如く樟腦製造用に供するもの等亦少なからず、木材は、多く山に産するにより、之を伐採して筏に組立て、水利によりて運搬するを普通とす、東京深川などには、池中の水に浸して之を貯藏せり、木材の防腐劑としては、種々な藥劑あり、硫酸銅の鹽液を、電信柱に透入せしむるが如きは、其の一例にして、又木材と不燃質とするにも、亦種々の方法あり、例へば、硫酸亞鉛液と、鹽化石灰液とを、次々に木材に注入するが如し、その他、杭を土中に打込むに、下部を燒きて炭化せしむるが如き、いづれも皆用材をして、久しきに堪へしむる目的に外ならず、細工用の木材の選抜きは、大なる蒸氣室内に生材を入れ、之れを蒸して水分と油とを抜き、さて後これを乾燥せしめて貯藏すといふ、我が國にては、數十年前までは、殆んど木竹類のみを以て専ら建築

用並に器具製造用とせし、今は歐米の風に倣ひて、日一日と進歩し、石材、煉瓦、金屬等を以つて、盛んに之を代用するに至れり、されど、木材の需用今なほ夥しく、維新後大いに濫伐の弊に鑑みて、殖林問題は漸やく上下一般に注意せられ、現時は全國に林務官を配置して山林の事を管せしむに至る。

李瀚の著、古人の言行の善惡なるものを纂めて、其事實を敘列し、兩々相比し、韻語を以て其の標題を擧げ、諷諭に便ならしめたるものなり、例へば「孔明臥龍」「望呂非熊」の如し、蒙求の名は、易に「童蒙求我」の句あるによる、此の書の後、檀蒙求、左氏蒙求、兩漢蒙求、十七史蒙求、宋如蒙求、南北史蒙求、宋室蒙求、釋蒙求等出で、本邦にても、李瀚の蒙求を、註釋若しくは和譯せしもの多く、また此れを倣ひて作れるものあり。

モヤ 霧 ▲霧と霧とは雲の地面に接して、濃集せるものをいひ、霧は水蒸氣の濃集せる最初の有様にして、霧は水蒸氣の二たび水に還りて、微細なる水滴となれるものなり。夏に多くして冬に少なし、春のころ、河湖水際などに、薄くたなびくものは、霞とて、水蒸氣の冷えて重くなり、霞又は霧とならんとするものなり、すべて霧及び霧は、甚しきに至れば、陸上と海上とを問はず咫尺も辨ぜざるに至り之が爲に、海上にては、船舶の衝突をなし、爲に多大の損害を蒙る事あり。故に航海業者は、霧、霧等甚しき時は、船舶の進行を停止し、五分間毎に警笛を鳴らし、座礁及び衝突等の災害なき様多大の警戒を要するものなり。

モシ 門司市 ▲人口四萬を有し、若松港と共に福岡縣の石炭輸出になり。要藥ありて、下關と對して馬關海峡を扼す。我が國重要開港たり。

モスクバ 莫斯科 ▲人口百五十萬を有し、露國第二の都會たり。此の地は露西亞の舊都にして、一八二二年佛軍侵入せし際、露軍、全市を燒きてナポレオンを苦しめたるを以て史上著名なり。商工業亦盛なり。

モスクバ 莫斯科 ▲人口百五十萬を有し、露國第二の都會たり。此の地は露西亞の舊都にして、一八二二年佛軍侵入せし際、露軍、全市を燒きてナポレオンを苦しめたるを以て史上著名なり。商工業亦盛なり。

セの部

ゼイ税 ▲租税の條を見よ。

セイインドシヨト 西印度諸島 ▲亞米利加合衆國と南亞米利加之間にある大小千餘の群島にして、大アンチル諸島、小アンチル諸島、バハマの三部に大別せらる。面積合計一萬五千里、人口六百三十萬あり。諸島は火山島又は珊瑚島にして、山多し。住民は黑人種及び西班牙種族多し、大アンチル諸島にはキューバ、ハイチ、ジャマイカ、ホルトリコ等の諸島を主なるものとす。▲キューバは諸島中の最大なるものにして、山岳多く、植物繁茂し砂糖及び煙草を産す。共和國にして首府をハバナといふ。▲ハイチはハイチ共和國とサンドミンゴ共和國に分る。ハイチ共和國は西部の一國にして、木材に富み、咖啡、椰子、木綿等は其主要なる産物なり、其他諸島の礦物豐富なれども採掘業未だ發達せず。首府をポルト、カー、プリスといふ。サンドミンゴ共和國は東部の一國なり、地味肥沃なるを以て砂糖、煙草、咖啡、ココア等を産す。

セイロ 錫蘭 ▲印度半島の南東端にあり。山多く、アダムは最高峯なり。氣候、炎熱にして生物よく繁茂し、茶の産額甚だ大なり。其他咖啡及び眞珠の産出亦少ならず、此の島は釋迦の遺跡に富み、人民皆佛敎を奉ず。英國の直轄殖民地なり。

セイト 成都(支那) ▲四川省の首府なり。四川省は地味肥沃、氣候溫和なるを以て諸種の農産物、又礦産物に富み、重要な地方なり。

セイト 政黨 ▲政治上の結社をい

【セ】の部

首府をサンドミンゴといふ。▲ジャマイカはキューバの南方にあり。地味山多く植物繁茂す。砂糖、ラム、咖啡、木材等を産す。首府をキングストンといふ。▲ホルトリコはハイチ島の東方にあり、咖啡、煙草、砂糖、棉花等を産す。▲バハマ諸島は北米フロリダ州の東、西印度の北部にありて英領たり。木材、海綿、鹽、パイナップルを産す。▲小アンチル諸島はリワード諸島とウインドワード諸島との二部に分る。英、佛、丁抹、及び相關等に分屬す。トリニダード、バーベドス、マルチニーク、ドミニカ等を重なる島となす。

セイロ 錫蘭 ▲印度半島の南東端にあり。山多く、アダムは最高峯なり。氣候、炎熱にして生物よく繁茂し、茶の産額甚だ大なり。其他咖啡及び眞珠の産出亦少ならず、此の島は釋迦の遺跡に富み、人民皆佛敎を奉ず。英國の直轄殖民地なり。

セイト 成都(支那) ▲四川省の首府なり。四川省は地味肥沃、氣候溫和なるを以て諸種の農産物、又礦産物に富み、重要な地方なり。

セイト 政黨 ▲政治上の結社をい

【セ】の部

結社とは、多數人が同一目的を以て結合したる永續の團體のことなり。故に政黨は同一政見を有し、其の實行を期するもの、團體にして、隨つて主義、綱領、責任等を有す。▲政府及び反對黨 政府は其職分を行ふに當り、他の利益を犠牲に供する場合あり。此の利益を代表して政府に反對するもの、之を反對黨といふ。反對黨の勢力政府を凌ぐ時は、内閣を更迭するは立憲政治の要にして、政黨政治の稱あり。我が國に於ては、未だこゝ迄に政黨政治の進歩を見ず。主として議會に其の効力を顯はすものなり(政治、政府等の條參照)。▲政黨の種類 政府黨及び反對黨の二大別あり。尙進歩派、保守派は、各國共通の政黨なるが、我が國に於ては同志會、政友會、國民黨、中正會等の政黨あるも、其何れが進歩黨、保守黨なりやは、容易に判斷し難し。要するに政黨の効力は、政府の行動を監視し、其の責任を明らかにするにあり。

セイト 政黨 ▲政治上の結社をい

セイト 政黨 ▲政治上の結社をい

セイト 政黨 ▲政治上の結社をい

セイト 政黨 ▲政治上の結社をい

セイト 政黨 ▲政治上の結社をい

セイト 政黨 ▲政治上の結社をい

セイト 政黨 ▲政治上の結社をい

セイト 政黨 ▲政治上の結社をい

セイト 政黨 ▲政治上の結社をい

セイト 政黨 ▲政治上の結社をい

セイト 政黨 ▲政治上の結社をい

セイト 政黨 ▲政治上の結社をい

セイト 政黨 ▲政治上の結社をい

セイト 政黨 ▲政治上の結社をい

セイト 政黨 ▲政治上の結社をい

セイト 政黨 ▲政治上の結社をい

セイト 政黨 ▲政治上の結社をい

自己又は他人の権利に對する侵害あることを要す。故に生命、身體、財産其他一切の權利は、皆正當防衛の目的たることを得、又防衛は自己の爲めにすると、他人の爲めにするとを問はず。(二)其侵害も不正なることを要す、不正とは權利の行使に非ざるの意なり、故に他人の權利の行使に對しては正當防衛なし。(三)其侵害が急迫せるものなることを要す、故に侵害が目前に存せず、既生又は將來に屬するときは、之に對して正當防衛あることを得ず。(四)防衛行爲は、已むことを得ざるに非ざることを要す、故に侵害を除くに必要なる範圍を超えたる時、例へば加害者を逮捕するを以て足るに拘はらず、之を殺傷するが如きは正當防衛と爲らず、凡そ此四條件を具ふる行爲は、正當防衛にして犯罪を構成せず、若し防衛の程度を超えたる時は、犯罪と爲る。唯情狀に因り其刑を減輕又は免除せらるることあり。

セイリ 古賀精里 ▲名は撰、字は澤風、彌助と號す寛延三年生る。佐賀藩士忠能の子。初め陽明學を修め、西依成齋に師事す。學成り藩の參政となる。幕命昌平費の教官となる。寛政七年幕府の僱員に連む。文化十四年五月歿す。四書集釋等の著書數種あり。セイオー 成王 ▲支那周の賢王。武王の子にして、武王崩御の時年な幼少、叔父周公に輔けられて政を見る。在位三十七年、賢臣朝に滿ち、國內大に治まり、制度文物煥然として備はる。セイカイ 青海 ▲支那漢屬の一部たり。人民概れ蒙古族、凡そ十五萬人あり。家畜の産多し。セイカン 西漢 ▲沛の劉邦、楚王項羽を垓下に破るや、都を西の方長安に定め、秦の遺業を繼いで帝位に上る。これ即ち漢の高祖にして、西漢(又前漢といふ)の始めなり。帝の即位するや、博士叔孫通を用ゐて朝儀を定め、秦の滅亡に繼いで郡縣の制を廢し、封建の制を復興して諸功臣を封す。然るに其後、功臣漸く強暴ならんとせしむ。帝は韓信、彭越、英布等を誅除して其地を子弟に分封せり。されば帝の末年頃は、宗室の王たるもの九ヶ國、皆帝室の制度を模して官を置き、其富強殆ど帝位と異ならざるに至り、後に七國の亂の因となれり。高祖歿して惠帝立つ。惠

帝の時大權悉く呂太后に歸し、帝位も亦其一族に有たらんとせしむ。太后の崩すると共に各地の侯王起ちて諸方の呂氏を誅し、陳平、周勃の二人また、朝に劉氏を助けて遂に呂氏を滅ぼし、惠帝の弟代王恒を立て、文帝となす。呂氏の亂に次で起れるは七國の反なり。文帝の帝位に即ちや、倫仁賢素を旨とし、肉刑を除き田租を免じ、振饗養老の禮を定め、國力を充實して治績見るべきものありしが、多年形勝の地に據りて雄兵を蓄へたる諸侯は、文帝の代王より入りて帝となれるを羨み、且つ其寛仁に憐りて帝室を蔑視せしむ。帝は、他日國家の憂患是より起るべきを察し、勉めて諸侯の力を殺さんと試みたり。それより景帝立つに至り、御史大夫晁錯の言を容れて楚、趙、膠西、吳の四國を削るや、吳王濞兵を擧げ、膠西、濟南、淄川、楚、趙の六國次で起つ、帝是に於て兇錯を斬り吳楚に向つて罪を謝せしが、反王等服せず、帝止むを得ず周亞父を大將とし、三十六將軍を率ゐしめて之を打たしむ。かくて亞父洛陽に入りて吳楚の軍を破り、諸亂全く平きたるは西紀前一五四年のことなり。▲漢の全盛期と見るべき

は武帝の時なり。武帝は西紀前一四〇年より同八七年まで帝位にあり、宣帝は武帝の後昭帝を経て立つ。武帝の即位するや、始めて年號を定めて建元元年と稱せり、詔して賢良の士を求め、諸子の雜學を排して儒學を獎勵し、五經の博士を置き、文人詞客を招集せり、是に於て公孫弘、董仲舒、司馬遷、司馬相如、孔安國、東方朔、朱買臣等の文人學者輩出し、漢室の文運殆ど其極に達す。帝の事業中特記すべきは西域諸國と交通を開きたることなり。當時西域には、大小數十國あり、大宛、大月氏、大夏、安息、身毒等最も大國にして、羅馬、埃及の文化を傳へて殖産通商大に行はる。武帝、初め張騫を使せしこと三回に及びしが果せず、後匈奴北に遷れて道通するに及び、西は安息より南は身毒に達し、始めて東西交通の端を開きたり。宣帝は久しく民間にありしを以て能く下情に通じ、専ら意を地方の政治に用ひ、賢相、名吏相踵いで出で、内治の盛前後に比なきのみならず、武帝の後圖を承けて邊防を修め、匈奴を破りて西域を服し、漢室の隆盛此の時を以て極まる。其後の漢は殆ど宣帝と外戚との軋轢史にして

天下は終に外戚王氏に歸し、其族王莽は帝を弑して孺子嬰を擁立し、後三年にして漢室を篡ひ、國號を改めて新と稱し、制を革めて周の制に則りたるも、國威遂に衰はず、僅に十五年にして東漢の光武皇帝に滅さる。セイカン 税關 ▲租税の條を見よ。セイカンロン 征韓論 ▲徳川幕府は元年中より朝鮮と修交を結び、兩國の通商實際ゆるることなりしが、幕府の末年に至りて内外多事を極め、爲めに兩國の國交疎略となれり。▲明治維新の後政府は再び國交を修めんと欲し、使節を派して皇政復古の意を傳へ修交を求めたり、然るに韓廷は、我が文書に大日本天皇詔勅の文字あり、禮式服制等の一變せるを見て、我が要求に應ぜず無禮を極めたり、是に於て西郷、板垣、副島、江藤、後藤等の五參謀大に怒り、使を遣はして韓廷を詰責し、尙書かすんば問責の師を起すべしとなし、西郷參謀、黒田拓殖次官等自ら使節たらんと主張し、廟議略一決するに至れり。然るに、適々岩倉、大久保、木戸等の一行歐洲より歸り、外攻よりも内治の急を説いて之に反對し、双方の主張相容れざるに至る。

茲に於て三條、大久保等病を稱して責任の地位を去り、岩倉右大臣事を視るに及び、征韓の議終に破れ、西郷以下悉く官を辭して故郷に歸るに至れり。時に明治五年十月にして、これより佐賀、熊本、萩等の亂相踵いで起り、遂に西南戰爭の大事件を惹起すに至れるなり。セイヨクシユキ 制慾主義 ▲物質的、肉體的の慾望を抑へ得ざれば我々は道德的生活をなす能はずと説き、慾望を制する事を旨とする倫理觀なり。セイタイ 政體 ▲國體の條を見よ。セイリコーテイ 聖宗皇帝 ▲安南の名君なり。その即位するや、占城を略し、老邁を討ち、緬甸を服して、領土大に加はり、大越の盛んなる。此時に於て極まる。皇帝また内治に意を用ひ、法令を制し教化を布き、國內大に治まる。されど其崩後、國勢漸く振はす。セイリキ 西廂記 ▲支那元朝文學の碎たる脚本中、最も有名なるものなり、王實甫の作。元の詞曲には南北兩曲あり、南曲は登場の俳優科白を演じ詞曲を唱せしが北曲にては、主人公の外は科白を演ずるのみ

にて、詞曲を唱へず、従つて變化の妙味を缺きたるが、西廂記出で、より脚本及び舞臺面を全く革新せり。此の篇は、和漢共に古來より行はる。

セイ子 成年

丁年の條を見よ。セイナンノエキ 西南之役 ▲陸軍大將西郷隆盛、少將桐野利秋、同僚原國幹等、明治五年征韓論の容れざるや郷里鹿兒島に歸り、私學校を興して、専ら壯士を訓練したり。明治九年、佐賀、熊本、萩等に變亂相繼いで起るや、桐野、篠原等隆盛を説いて、兵を起さんとしたるが、隆盛固く制して事無きを得たり。然るに政府は、私學校黨に叛心あるを疑ひて鹿兒島の兵器彈藥を收めんとするや、私學校黨之を知りて十年一月三十日の夜、まづ發して陸軍工廠及海軍造船所を襲ひ、兵器彈藥等を掠奪したり。時に警視廳に奉職せる鹿兒島縣人中原尚雄等十數人郷里に歸り、鹿兒島の動靜を探れるを見て私學校黨は、政府の密旨を受けて隆盛を刺さんとすものなりと推し、之を捕へ且つ隆盛に叛を促す。十年二月隆盛遂に意を決し、政府の罪を問ふと稱して兵を擧げ、桐野、篠原等と共に

兵一萬五千を帥めて鹿兒島を發し、縣令大山崎長之助に與して官金を軍實に供し、隆盛親王を征討總督に、陸軍中將山縣有朋、海軍中將河村純義を參軍となし、陸軍少將野津鎮雄、大山巖、川路利良、三好重信、山田顯義、高島綱之助、三浦梧樓、曾我祐準等をして之を討たしむ、賊軍鹿兒島を發するや、熊本縣士池邊吉十郎等數百名之に加はり、二月二十日を以て熊本城を包圍し、鎮守司令官谷少將、兵三千を以て城を守る。三月に入り、官軍進んで田原坂、山鹿、吉次越を攻め、賊將篠原を殲し、中將黒田清隆別働隊を帥めて賊の背後を衝くと雖も、熊本城の包圍を解くこと既に至らざらんす。然るに四月八日に至り、陸軍少佐奥保城兵一大隊を率めて包圍城を脱出し、十四日陸軍中佐山川浩一中隊を率めて城内に入り、内外の連絡通すると共に官軍の士氣大に昂り、各所の軍者有利あり、加ふるに河村參軍賊の根據を衝くに及び、賊軍漸く衰へ、日向、大隅に退き、鹿兒島に退き、

九月十四日、遂に城山に破れ、隆盛、利秋、村田新八、別府晋介、逸見十郎、池上四郎、中島健彦、桂四郎等將勇卒の戦死するもの百五十、降者二百餘、亂全く治まる。天皇は大和に行幸し、三條太政大臣、木戸内閣顧問、大久保參議等扈從したるが、七月大勢定まると共に東京に還幸あらせらる。

セイウケイ 晴雨計

▲空氣の壓力測定機械なり、普通使用せらるるは水銀晴雨計にして、最も簡單なるは、一端を塞げる長三尺位の硝子管に水銀を充て、指にて一端を仰へて倒まし、別に水銀を盛りたる器中に立て、指を放たば、管中の水銀は稍々下降して一定の場所に止まるべし、今此水銀の高さを測るに、空氣の最下層即ち海面七百七十メートルの高さを通則なりとす、之れ空氣の器中の水銀面を壓する力にして、一面より見る時は、空氣は常態に於て、水銀を七十六センチメートルの高さに押し上げる力有すと云ふを得べし、若し今水銀の高さを増減を來さば、之れ空氣の壓力に變動を生じたる徴候にして、空氣の壓力の變動は、風雨を伴ふ前徴なりと見るを得べく、隨つて晴雨計の

依つて來る原理なりとす、▲晴雨計原理 氣壓は勿論一定のものに非ずして、時と所とにより常に變化あるものなるが、其變化には規則的なるものと否らざるものとあり、前者は四季と三帶(寒、温、熱)とに準じて變化するものにて、後者は、風雨、寒暖、乾濕により時々刻々に變化する者なり、晴雨計は此不規則なる變化を現はすものにして、外器中の水銀は、空中に放置せるが故に、直接大氣の壓力を受くれども、管中の水銀は全く外界を絶ち、隨つて氣壓の作用を受けざるため、管中の水銀を引下げんとする力は即ち其中の水銀の重さにして、之に抵抗せんとする力、即ち支へんとする力は外氣の水銀面に働く壓力なり、故に氣壓の増大する時は、管中の水銀は上昇し、之に反して氣壓の減する場合は、管中の水銀面は下降すべし、而して天候は氣壓に影響を及ぼすこと至大にして、乾燥せる空氣は壓力高く、濕潤せる空氣は之に反するを以て、降雨降雪の前には必ず晴雨計の水銀柱の下降を見るべく、通常氣壓の變化は天候の變調に先だちて現はるるを以て、略々之に依て天候を豫知することを得るなり、▲種

類 三種あり、▲ネロイド晴雨計、水銀晴雨計及びフラルチン晴雨計なり、▲ネロイド晴雨計は、水銀に代ゆるに金屬を以てし、金屬製の中空なる圓筒の管を作り、氣壓によりて上面の薄き金屬板を壓迫上下し、其運動を針の運動に感受せしめて目盛の度を示す装置なり、▲水銀晴雨計 長さ約二尺五六寸、幅一分五厘の度盛を刻める硝子管の、上端は閉塞し、下部は上方に向つて風曲し、其末端は開口せる球蓋より成るものにして、球蓋水銀面に加はる氣壓の高低によりて、管内の水銀昇降し、度盛に照らして壓力を測定する装置なり、▲フラルチン晴雨計 水銀を充てたる眞直の硝子管を、同じく水銀を盛りたる蓋皿中に倒立せるものより成り、皿の底面は、強く張りたる革を以て作り、螺旋の媒介によりて、水銀面の高低上下する装置なり、一名山持晴雨計と稱す、▲用途 氣壓を測定して天候を豫知するに用ふるのみならず、時として土地の高低測定に使用せらる、即ち氣壓は土地の高低によりて、増減あるを以てなり。

▲政府 ▲國家の目的を達するに必要なる、國務の方針を定むる府なり。政治は之を軍事、外交、財政、司法、内政に大別し、内政は更に民治(内務、理財)大藏、農商務、交通(逓信、教育(文部))に分ち、これら行政の長官を以て内閣を組織す。▲内閣の行政計畫を定むるも、各省主任のことは合議して決すべきもの故、此の目的の爲に各省大臣の組織するものなり。内閣の主任は總理大臣といふ。▲組織 我國の組織は、官制に「内閣は國務大臣を以て組織す(第一條)」とあり。國務大臣とは内閣總理大臣、各省大臣(宮内大臣を除く)及び無任大臣にして、此等を内閣員といふ。内閣は官中に一室を設け、君主臨御して會議を聽し召すは正式なるも、或は帝國議會の一室、大臣官邸に開くともあり。又全く會議せず、單に閣議案に連署して、これに代ふることもあり。▲内閣總理大臣 各大臣の首班、職務を奏宣し、天皇の旨を承けて行政各部の統一を保持し、必要と認むる時は、行政各部の處分、又は命令を中止せしめ、勅裁を請ふことを得。法律上一定の資格なきも、必ず獨立自裁の意思ありて、國家の意思と契合し、國家の目的を達する効

果あるべきを要す。此れ第一の資格なり。國事に於ける經歷は、第二の資格とす。▲各省大臣 主任の事務につき天皇統治權の行使を補助して其の責に任じ、又國務大臣として内閣員に列し、大政に參與するものなり。其の資格亦法律上一定せざるも、全體の政治に於て、利益を伸張する鞏固なる意志あるべきを要す。▲無任大臣 他的大臣と異なる點は、一科の行政を擔任せざることなり。外國にては、議會に對し政府の意見を述べしめんが爲に置くことあり。本邦内閣官制には、特旨に依り國務大臣として内閣員に列せらるることあるべしとあり。樞密院議長の如きこれなり。

▲政府の職權 統治權の範圍と同じきも、唯だ會計検査、司法裁判、行政裁判等に關せず。▲政治の權 其の主なるものは左の如し。(一)法律案の裁可不裁可を奏請する權。(二)勅定の制定を奏請する權。(三)閣令を發する權。(四)豫算を編成して之を議會に提出する權。(五)豫備金の支出に關する權。(六)宣戰媾和及び國際條約の批准を奏請する權。(七)戒嚴の宣告を奏請する權。(八)恩赦及び復讐を奏請する權。(九)其他、憲法に明文なき大權

の行使にして、政治に關係あるものにつき奏請する權これなり。また敘位、敘勳、授爵も、政治に關する範圍内に於て奏請することを得。軍事に關しては統帥事務は關係なく、軍政事務は兼管する權あり。又混交事務は此の兩性を合併し、一は閣議に付し、他は之を附せず。

▲奏宣の權 一は上奏の權にして、一は宣行の權なり。上奏の權は國家の他の機關即ち樞密院、帝國議會、會計検査院等より、天皇に上奏する所は、法令を以て特例を設けたる場合を除くの外、必ず内閣を経由せざるべからず。特例とは(一)樞密院の上奏、(二)軍事參謀官の上奏、(三)帝國議會の上奏及び奏上、(四)會計検査院法第十五條の上奏、(五)參謀本部海軍軍令部の上奏、軍機軍令に關する陸海軍の上奏これなり。(六)宣行の權 天皇の發令は、必ず國務大臣の副署により實際の効を生ずるをいふ。これ即ち立憲の大義なり。▲帝國議會に對する權 (一)毎年召集の時期を定めて奏請する權。(二)開會及び閉會の期日を定めて奏請する權。(三)臨時會を召集する權、及び其時期並に會期を定め奏請する權。(四)會期の延長を奏請する權。(五)停會を奏請する權(六)衆議院の解散を奏請する權、(七)衆議院解散を命ぜられたるとき、改選の期日、並に五箇月以内に召集の期日を定めて奏請する權等は一第一なり。議長、副議長、勅任奏請の權、即ち貴族院は政府其の候補者を定め衆議院は其の院の選出せる三人の候補者中より、一人を指名して勅任せられんことを奏請する權等は第二なり。第三は出席發言の權、第四は秘密會議を要求する權、第五は法律案提出の權、第六は議案修正、撤回の權、第七は議會省略を要求する權なり。▲行政各部並に官吏に對する權 (一)編制權即ち各省及び地方廳の官制を制定し、其の組織權限を定むる權。(二)指令權即ち上級官より下級官に事務を命ずる權。(三)監督權即ち大政の方針により各省の行政を監督し、諸者の權限爭議を裁定する權、其他官吏の任免に關する權、特殊の行政事務に關する權等即ち是也。▲閣議及び副署 現行制にて必ず閣議即ち内閣の會議を経べき事項は、(一)法律案及び豫算案、(二)外國條約及び重要な國際條件、(三)官制又は規則及び法律の施行に關する勅令、(四)各省間の主管權限の爭議、

(五)天皇より下附せられ、又は帝國議會より送致する人民の請願(六)豫算外の支出(七)勅任官の任命及び進退(但し陸海軍人を除く)(八)其他各省主任の事務につき、高等行政に關し事務稍重きものは、閣議は一定の形式なく、全會一致を以て各大臣花押して通過の證とす。又副署とは憲法の明文により、凡て法律命令、其他國務に關するに副署、國務大臣の署名するをいふ。副署には二あり、第一副署は、政府奏宣の權を経由したる保證にして、これによりて其の法律命令詔勅を實施する効力を生ず。第二副署は、大臣擔當の件と、責任の義とを表示するものなり。但し議に與る大臣、副署せずとも、其責任を免るを得ず。▲政府の責任 大臣の責任をいふ。(行政、内閣、政黨等の條參照)

▲西安府(支那) ▲陝西省の首府にして人口百萬あり。

▲セイザン 星座 ▲現今世界の天文學者の一般に使用する星座は、希臘の天文學者によりて、自然に導かれたる觀念を改良したるものなり。星座中にある星を識別せんが爲、十七世紀の初め、バイエルは、其の星座中の星

をば、光度の大小順に排列し、大なるものを順次希臘文字、小なるを配せり。例へば、オリオン星の最光星はベータオリオン星とす。其次を同座の星とせるが如し。星座中、黃道の十二座は、太陽をばはじめ大小の惑星が、其の衛星と共に星間を動く所なるが故、特に人々に注意せられ、歐帶又は黃道帶と稱せらる。此の部分は、支那天文學にては、二十八宿とし、又十二宮ともせる所なり。而かも見掛上よりも、宇宙の觀察よりも、天宮上著しき部分は、銀河なるを以て、今後は銀河に沿ふ星も、人々の注意を惹くるべし。最後に星座の名稱につきて注意せんに、英雄、女神の名の直接に表はされたるは、十箇以内なれど、希臘傳來のもの、動物の名も器具の名も、神話と關係せるもの多し近代に至りて導かれたる新星座の名は、概して物質的なり多くは天文學及び他の科學の進歩の記念なり、即ち六分儀座、排氣器座、望遠鏡座、兩脚規座の如し、昔は天空に在る星の若干に想像をばせて、是等を含む一群を作り、之れを英雄、動物等に擬せしが、星座の起原となれること、日本にて、西郷星などを想像せるが如

きものなりならん。此の觀念は、大抵に擴張せられて、天の北半球及び南半球の一部分は、之等の英雄と動物等にて蔽はるゝに至れり、思ふに最切は星座を以て、天空を殘なく蔽ふ積りにて、之れを導けるには、非ざりしならんも若干の英雄及び動物の形が、空の星を指示するに、好都合のものなる事を知り、漸次其の數を増加したるものならん。かくてトレメーガ、アルマゲストに記せるものは、北半球にて二十一座、黃道にて十二座、南半球にて十五座にして、之等の星座にて、總計一〇二六星の位置を指示せり、其の後、天空の研究進むと共に、以上の星座に含まれざる天空をも、殘る所なく星座にて區分する必要を生じ、新たに作られたる星座數十個に達し、是等の境界をば不規則なる曲線にて表はし、現今は、大凡八十六星にて、全天を蔽ふに至れり。

▲セイサン 生産 ▲勞力の條を見よ。

▲セイサンクミアヒ 生産組合 ▲産業組合の條を見よ。

▲セイジ 政治 ▲國家が其の存立を保持し、其職分を行ふに必要な國務の方針を定

むる事業をいふ。即ち此の目的を達せんため
に、外交、軍務、警察、司法、教育、其の他
の必要なる職責を行はざるべからず。而して
此等の國務の方針を定むるは政治なり。
かくて其の方針は立法機關によりて表示せら
れ、行政機關によりて實行せらるゝなり。詳
細は外交、軍務等の各條を見よ。

セイシ

西施 ▲支那戦國時代の越の美人なり、越王勾践が呉に敗るゝや、西施を吳
王夫差に獻す、夫差其色に迷ひて、爲めに國
政を視ず、終に勾践に亡ぼさる、楊貴妃と共
に支那美人中の最たるものなり。

セイシン

西晋 ▲支那三國時代魏の
の後を承けて、天下を一統せる晋の武帝、司
馬炎)に始まり、單に晋又は司馬晋ともいふ。
武帝はもと魏の臣にして、魏の孤立して早く
滅びたるに鑑み、大に宗族を封じて藩屏とな
したるが、反て諸王の威望加はり、内亂を事
として骨肉相殺すの狀を呈するに至る。帝即
位の初めには吳國なほ江南に在りしが、之を
滅ぼして以來政道廢れ、華奢に耽りて武備を
怠りしが、施て晋室傾く素因となれり。武
帝の後惠帝立ちしが、闇愚にして王者の器に

あらず、皇后賈は楚王と謀りて政權を恣に
し、次で趙王倫は皇后を黜け帝を廢して自ら
帝となり、京王閔、河間王顒、成都王穎等出
で、惠帝を復し、次で閔、顒、穎等出で、長沙
王又兵を擧げて閔を殺し、顒、穎を振
た力を併せて又を破り、東海王越現はれて二
王を黜け惠帝を奉するに及んで、内亂始めて
平らぐ。之を八王之亂といふ。▲當時、漢の
時儒を崇びし反動と佛敎東流の影響とを受け
て請談なるもの流行し、法度、禮節を棄て世
事俗務を排し、専ら虛玄空理を談じて、上大
臣より下草莽の處士に至るまで名教を卑み放
逸を尙び、八王之亂ありて晋室動搖すれども、
一人の起つて國家民人を救はんとするものな
く、夷狄其間に蜂起して中國を亂し、終に西
紀三一六年に至りて國亡ぶ。▲西晋の代には
王初(匈奴、鮮卑、氏、羌)の跋扈甚しく、
初め武帝の時、匈奴多く歸化して山西に移り、
鮮卑は遼西に居たりしが、晋の亂るゝに及ん
で、匈奴の劉淵、平陽に遷りて漢帝と稱し、
其子劉聰は、劉曜、石勒等を遣はして晋を攻
めしめ、洛陽を陥れて懷帝を捕へ、劉曜更に
長安を取り、愍帝を降して終に西晋を滅ぼし、

劉聰の歿後自立して趙王と稱す、此時石勒も
また襄國に據り、趙王と稱して河北、山東を
併せ、洛陽を境として劉曜と劉漢の地を分つ。
史家は稱して劉曜を前趙といひ、石勒を後趙
といふ。また氏の李雄、巴西に起りて成都に入
り、四川、貴州を合せて成帝と號し、其弟
壽に及んで國號を漢と改む、鮮卑の慕容皝も
また遼東、遼西を併せ、其子慕容廆が燕王と
號し、南後趙を併し、東高句麗を破りて勢ひ日
に盛んなり、是より先後趙の石勒、劉曜を擒
にして劉漢の地を併せ、南の方東晋を擊ち、
地を江淮に開きて帝と稱したるが、石勒殺し
て石弘、石虎相繼ぎ、石虎の歿後、冉閔國を
奪ふて魏帝と稱す。此時、氏の苻洪は關中
に據りて秦王と號し、漢人張重華は河西に據
りて涼王と號し、江北の地また亂る、燕王
の子慕容暉これを據りて河北に入り、魏帝、冉
閔を滅ぼして山東を併せ、また河南を略し、
都を鄴に定めて帝號を稱し、勢ひ江北を呑むに
至れり。

セドールカ

旋頭哥 ▲哥の條を見よ。

セルロイド

▲或る方法に依りて製出せる
硝化纖維を適當の方法に依りて樟腦等と混和せ
しめて、所謂固溶體の如く、ならしめたる堅
硬透明なる角質狀物體にして、日用品若し
は裝飾品等の製造材料として、極めて汎き應
用を有するものなり。一八六九年米人ハイア
ット氏の創製に係る。▲製造法 今上等なる
綿を取り之を硝酸及硫酸の混和液に浸漬し然
る後、水洗乾燥する時は硫酸及硝酸の分量、
浸漬時間、及浸漬温度の如何により種々なる
物質を生ず即ち一分の硝酸に對して、三分の
硫酸を使用し低温に於て處理する時は恐るべ
き強綿藥即ちカンコトンなるものを生じ
現今爆發藥として使用せらる、綿火藥の原料
なり、若し硝酸及硫酸の同量を混和せる液に
攝氏六〇度に於て浸漬すること約一〇分間な
る時は弱綿藥即ちコロデオコトンなる
ものを生じ、以上と同じく綿と、同一の外観
を呈すれども或る溶解劑に溶解して寫眞又は
醫學上等に應用せらるゝものなり。此のもの
は強綿藥と異り、樟腦に溶解し所謂固溶體の
如き現象を呈し、堅硬角質狀の物質となる。即
ちセルロイドなるものなり。故にセルロイ
ド製造法の一般方法は綿の如き纖維素を硝酸
及硫酸の混和液を以て處理し以て弱綿藥即

ちコロデオコトン綿なる低次の硝化纖維を作り之
を樟腦等と煉合はすにあり。▲効用 セルロ
イドは裝飾用品、日用品、醫學上、寫眞術上
等に其の應用極めて廣汎なり。

セソンジリユ

世尊寺流 ▲書の
條を見よ。

セツカイ

絶海 ▲名は中津、蕪堅道
人と號す。延元元年壬佐に生る。夢想國師の
弟子、正平三年明に入り、太祖高皇帝に引見
せらる、歸朝して相國寺に住し、應永十二年
四月寂す。詩文に長じ、四會語錄、蕪堅稿の
著あり。

セツガイ

石灰 ▲イシバヒを見よ。

ゼツガン

舌癌 ▲舌癌は舌の先又は
邊縁に起る一種の癌腫にして、老年者に多く、
即ち該舌部に灰白色扁平の隆起を來し、質硬
く、幾干もななくして、潰瘍を形成す。潰瘍の
邊縁は疣の如く隆起し、潰瘍表面は敗膿性分
泌物にて被はる。言語、咀嚼、及び嚥下、等
の運動を妨げられ、顎下の淋巴腺の腫脹を
見る、原因、發病は多く不正行列の歯牙、又
は銳角の歯牙が舌を刺戟し又は慢性器械的刺
戟及び損傷等に依り發病する事あり。舌癌は

ゼツク

絶句 ▲漢詩の條を見よ。

ゼツキ

石器 ▲人智のまだ發達せざる
頃用ひたるものにして、それを用ふる習慣は
何れの人種にもありしもの如く、今尙往々
土中より種々なる石器を發掘せらるゝものに
して、斧、槌の如き武器には刀狀、矛狀の
類及び矢の根等の形したる物あり、多くは狩
獵の道具にせしものなるべし、稀には大なる

セツク

絶句 ▲漢詩の條を見よ。

セツキ

石器 ▲人智のまだ發達せざる
頃用ひたるものにして、それを用ふる習慣は
何れの人種にもありしもの如く、今尙往々
土中より種々なる石器を發掘せらるゝものに
して、斧、槌の如き武器には刀狀、矛狀の
類及び矢の根等の形したる物あり、多くは狩
獵の道具にせしものなるべし、稀には大なる

セツク

絶句 ▲漢詩の條を見よ。

セツキ

石器 ▲人智のまだ發達せざる
頃用ひたるものにして、それを用ふる習慣は
何れの人種にもありしもの如く、今尙往々
土中より種々なる石器を發掘せらるゝものに
して、斧、槌の如き武器には刀狀、矛狀の
類及び矢の根等の形したる物あり、多くは狩
獵の道具にせしものなるべし、稀には大なる

セツク

絶句 ▲漢詩の條を見よ。

セツキ

石器 ▲人智のまだ發達せざる
頃用ひたるものにして、それを用ふる習慣は
何れの人種にもありしもの如く、今尙往々
土中より種々なる石器を發掘せらるゝものに
して、斧、槌の如き武器には刀狀、矛狀の
類及び矢の根等の形したる物あり、多くは狩
獵の道具にせしものなるべし、稀には大なる

セツク

絶句 ▲漢詩の條を見よ。

セツキ

石器 ▲人智のまだ發達せざる
頃用ひたるものにして、それを用ふる習慣は
何れの人種にもありしもの如く、今尙往々
土中より種々なる石器を發掘せらるゝものに
して、斧、槌の如き武器には刀狀、矛狀の
類及び矢の根等の形したる物あり、多くは狩
獵の道具にせしものなるべし、稀には大なる

セツク

絶句 ▲漢詩の條を見よ。

セツキ

石器 ▲人智のまだ發達せざる
頃用ひたるものにして、それを用ふる習慣は
何れの人種にもありしもの如く、今尙往々
土中より種々なる石器を發掘せらるゝものに
して、斧、槌の如き武器には刀狀、矛狀の
類及び矢の根等の形したる物あり、多くは狩
獵の道具にせしものなるべし、稀には大なる

セツク

絶句 ▲漢詩の條を見よ。

セツキ

石器 ▲人智のまだ發達せざる
頃用ひたるものにして、それを用ふる習慣は
何れの人種にもありしもの如く、今尙往々
土中より種々なる石器を發掘せらるゝものに
して、斧、槌の如き武器には刀狀、矛狀の
類及び矢の根等の形したる物あり、多くは狩
獵の道具にせしものなるべし、稀には大なる

歌の頭骨に、石の矢の根の刺されたもの、化石せるをも見出す事ありといふ、さて石器にて、現今普通使用せらるるものは、硝石、文鏡、卦算、磁石、立白、鴉白等も石にて造らるる他、混磁、石盤、磁石、石鍋は朝鮮より多く産出し朝鮮にては盛んに使用すれども我國にては多く用ひられず。

セツシヨ

攝政 ▲攝政は上古皇族に限らる、即ち仲哀天皇の崩後、神功皇后攝政し、清寧天皇崩後皇太子億計王、顯宗天皇と位を譲合ひ給ひしとき、皇姉飯豐青皇女假りに政を攝し給ひし事あり、又推古天皇崩後皇太子を立て、皇太子となし、攝政とし給ひし、されど、其の後皇太子にして攝政すること始まり、清和天皇の九歳にして御即位ありし時、外祖父藤原良房これに任ぜり、人臣にして攝政となるは茲に始まる、此の攝政は、天皇十五歳に達して御元服あらせらるるまでこれを置き、其の後皇太子となる制なり、此の時以來攝政は藤原氏の専任となり、五攝家といふ家柄を生ぜり、五攝家とは、近衛、九條、二條、一條、及び鷹司これなり、明治以後關白の制を廢し、同二十二年皇室典範を定めて、

攝政は皇族に限る舊制に復し給へり、即ち現制は是れなり、皇室典範に依れば、天皇成年(十八)に達し給はざるか、又は身體精神等に異常ありて、久しき間故障ある場合に、代り政を攝する官をいふ、即ち一切の大政及び皇室の内事、皆天皇に代りて統べ行ふものなり、通例、成年(十八歳)に達したる皇太子若しくは皇太孫これに任ぜらる、天皇一時の病氣、又は國外に在らるる時の如きは、皇太子若しくは皇太孫を以つて、國政を代理せしめらるゝとあれど、別に攝政は置かず、攝政は、實に己むを得ざる必要ある時に置くものなれば、其の必要止みたる時は、直ちに攝政を廢す、例へば、天皇成年に達し、又は不豫常に復する時の如し、攝政に任ぜらるゝは、通例、皇太子若しくは皇太孫なれど、若しこれなき時は、左の順序によりて之れを定む、(一)親王及び王(二)皇后、(三)皇太后(四)大皇太后(五)内親王及び女王これなり、是れ大統を繼ぐと同じく、皇男子系に重きを置き、其の順序を定めたるなり、右の順序にても、皇族成年(二十歳)に至らざるときは之れに任ぜらるゝ事能はず、又内親王及び女王にして配

セネガンビア

▲アフリカハラ大沙漠の南西なるセネガル及びガンビア兩河の流域を云ふ。椰子油、靛藍、象牙等を産出す、其の大部分は佛國領なり。

セトリヨ

染料 ▲染料には天然染料と人造染料の二種ありて又天然染料中には、植物性染料、動物性染料、及び礦物性染料の三種あり、而して人造染料中には「アニリン染料」「アリザリン染料」及び「雜屬染料」の三種あり、アリザリン染料を區別すれば、鹽基性染料及び直接染料等の種類あり、其他「アリザリン」屬染料に於ても種々あれど、此等の區別は單に有機化學に通ずる者の外、其の趣味を感ずること少なく、從つて専門の業にするが故に之を省くことせん。

「ル」の如き、無血中にある一種の色素なり、而して礦物性染料にして、人造色素の發明以前には其の需要多大なりしものにして、クロム、重「マンガ」稱鐵黄等の如きものを稱するものあり、以上の天然色素は古來大に需要多ししが、科學の進歩に従ひ歐米諸國に於ては、現今天然色素を用ふることは稀にして、今や人造色素の染色術とも稱すべき時代とはなれり、即ち絹木綿及び羊毛の如き纖維を染むるの場合に於ては、染色すべき物質の纖維と染料中の色素とを化合せしめ、一種の鹽類を生ぜしめ、以て染料に供するなり。

セリユ

川柳 ▲川柳點の略にて、狂句の一體なり、天明の頃、江戸淺草新堀端の名主柄井川柳(八右衛門)のよみ始めたものなり、居候こげがすきちやとんとと食ひ」などの如く卑俗なる調なれども、よく人情の弱點をうち、世態の變化を述べること妙に入り、人の心を抉ぐるが如き警句あり、一時隆盛を極め、その集を柳樓と稱し年々出版し積みて百數十冊あり、近年また流行の兆あり、なほ二三の例を擧げんに「花見だと下

センダイ

仙臺市(陸前) ▲伊達氏の舊城市にして、古來東北第一の都會なり、人口約十萬、東北に於ける政治上の中心地たり、宮城縣廳、第二師團司令部、控訴院、東北帝國大學、第二高等學校等あり、物産としては仙臺平、埋木細工、仙臺味噌を出す、伊達氏累代の居城たりし青葉城址は市の西端、廣瀨川の西岸にあり、古の宮城野の跡は市の南郊にあり、瀧澤ヶ岡亦名あり、支倉六右衛門林子平等の古蹟亦此の地にあり。

セレイ

洗禮 ▲バプテスマ又は英語にてバプテスマと稱するものにして、洗ひ去る即ち清むるの意味を有す、即ち罪を洗ひ去るの義なり、基督教にて、教會の會員たらんとするものは、この儀式を経ざるべからず、洗禮式にあたりては會主は嚴かなる態度を以て、神聖にせられたる水を、受洗者に注ぐ

代を過ぐる幾千ならずして、複雑なるものとなれり。即ち洗禮を受けんとするものは、まづ受洗準備として、長らく教會に於て教を受

センリ

戦争 ▲國と國との間、若しくは國內の徒黨が互に武力を用ひて争闘するを云ふ。種類 大別して陸戦、海戦となす、其方略によりて、攻撃の態度に出づることあり、又防禦の地位に立つことあり、平野に於て兩軍相接するあり、或は隘路、間道

歐洲各國はセネブ、パテルスブルグ、ブルツセルの國際會議に於て、(一)有毒なる武器を使用せず、毒藥を水中に放たざる事、(二)敵國人を虐殺せざる事、(三)武装せざる敵國人を殺す可らざる事、(四)降参を許す事、(五)身體の苦痛を増すべき發射物を避くる事、例へば硝子及び四百グラムに達せざる銃丸を使用せざる事、(六)休戦旗、敵旗、及び赤十字の標を亂用せざる事等の戰時法則を協

センゴクジタイ

戰國時代 ▲周の末代、五霸交立の春秋時代に續いて戰國時代となり、弱肉強食の勢ひは日と共に甚しく強大なる諸侯は弱小なる諸侯を併呑し、其強大なる諸侯もまた臣下の爲めに羸弱する。戰國時代には春秋時代の諸侯制が滅び、僅に楚、秦、燕の三國を存するのみにて、晉は韓、魏、趙の三國に分れ、齊はまた田氏に奪はれ、周の末年よりは諸國皆併して王と稱し、互に一方に雄視して疆土の侵略を事とせり。戰國の時代は天下の事情斯の如きを以て、門地格式等の舊風は全く廢れ、士大夫は諸侯に歴仕して身の榮達を圖り、浮浪の徒は列侯家族に據りて資與の厚きを希ふ。此時に當り、秦の國力獨り漸く強大にして、山東の諸侯皆併して併呑されんとせしかば、蘇秦出でて、先づ燕

の文に見え、次で禮、禮、禮、禮、禮に遊して六國の合従を作り、力を合せて秦に當らんとしてしが却て之に破られ、其後又兩儀現れ、六國を連衡して秦に仕へしめたるが、惡の文王歿し張儀去るに及んで連衡も破る。かくて秦は、西紀前二五六年西周を滅ぼし、次で東周を降し、西紀前二二八年に至りて悉く六國を滅ぼす(周代及春秋の世の條參照)

センキョ

選挙 ▲投票によりて多數の中より或者を選び出す意なるも、主として名譽職たるべき人材を選び擧ぐる義なり。國會議員、府縣郡會議員、市町村會議員選挙の如し、選挙には選挙者及被選挙者の資格、又其手續等にそれる制限、規定あり、これ等の規定を選挙法といふ(議會、府縣會、名譽職等の條參照)選挙法の種類の主なるものには ▲直接選挙 選挙人の直ちに其の議員を選

▲記名 投票用紙に選挙人の氏名を記入す。▲無記名 氏名を記入せず。▲連記法 被選挙人一名を記入す。▲連記法 被選挙人數名を一投票紙に連記す。▲選挙區 選挙の人數と其の區域の範圍とを限れる區別なり。 ▲全二十卷、八代集の一後鳥羽院の文治三年九月、後白河院の院宣によりて、入道後成の撰奏せしもの、假字の序は後成の手になり、文中に、千載集と名づけし理由を述べたり、歌數、八雲御抄によれば二八四首あり。 ▲物權の條を見よ。 ▲撰集抄 ▲全九卷、壽永二年西洋法師の讃岐の善通寺にて作

センシユトクケン

先取特權 ▲物權の條を見よ。

センシユシヨ

撰集抄 ▲全九卷、壽永二年西洋法師の讃岐の善通寺にて作

善通寺(讃岐) ▲弘法大師の生誕地として有名なり。善通寺は大同年大師唐より歸り、父佐伯善通の名を取りて創設せしものなり。第十一師團司令部あり。

センスイキ

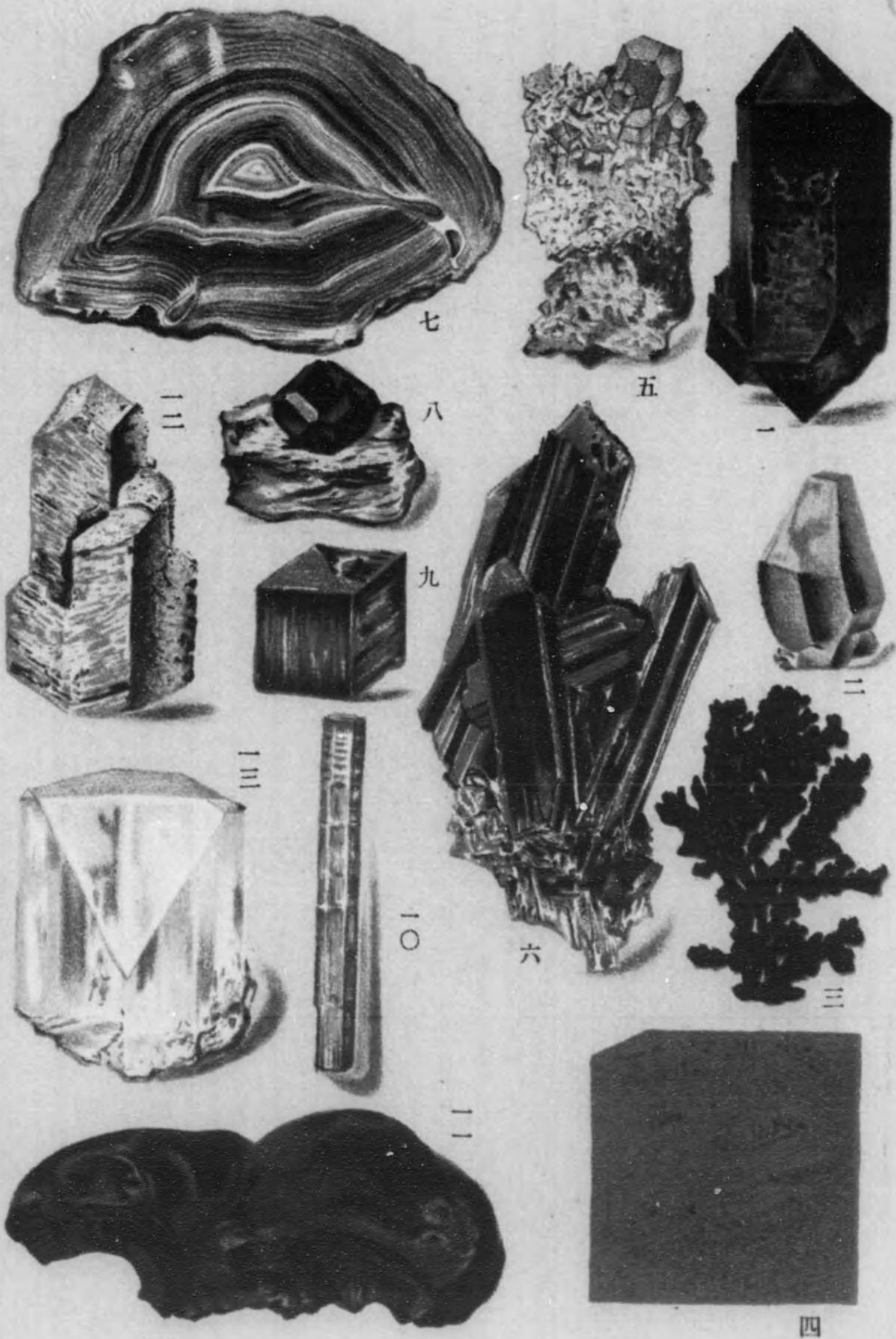
潜水器 ▲水中にて作業を行ふ潜水夫を水中に送り、空気を通過し完全に作業せしめ得る機械海軍及漁業には多く此の機械を使用す、此の機械は人の體を被ふに適するやうに作られたるものなれば頭を保護すべき潜水冠と體を被ふべき潜水服とを附すべき靴との三部より成る即ち潜水服の上部には銅製の兜の形をなした右には光線を入れたる物を見るに適すべき窓ありて、硝子を嵌入して水の浸入を豫防し、後部には空気を送入すべき管孔とこれを排除する運水弁とを有せしめたるものを附し、下部には多量の鉛を附して水の壓力を押し探く海底に沈み得べき靴を附するあり。これを使用するには潜水夫は此の靴を用ゆれば船上より其潜水冠の上部に開きたる孔に接続したるゴム管により船上に備附たるポンプを運轉して常に空気を輸送し、此の輸送せられたる空気が潜水夫の呼吸の爲めに消費せられ、なほ其餘分は他の一孔よ



潜水夫の姿

物 鏡

- (八) 柘榴石
- (九) 黄鐵礦
- (一〇) 綠柱石
- (一一) 孔雀石
- (一二) 正長石
- (一三) 黄玉



- (一) 煙水晶
- (二) 硫黄
- (三) 自然銅
- (四) 隕鐵
- (五) 方解石
- (六) 輝安礦
- (七) 瑪瑙

【七】の部

海水の中に排除せらるゝなり。こゝに於て潜水夫は六時間内外容易に海底の作業に従事することを得らるゝなり、而してこゝに注意すべきは、潜水夫が深く海底に沈まんとせば、其の胸部にあたりて、繩を附すべく、又相圖をなすため、一條の繩を手にすべく、又食事をなしたる後二時間内に潜降すべからざる事是なり。而して其の繩を救命索といふ、又繩に附したる重量軽きときは深き所に至り潜水夫は直立すること能はざるものとす。

セキ 咳嗽 ▲瓦斯、液體等の氣管粘膜炎を刺戟すれば、噴出す如き一種の呼吸を名けて曰ふ、時には病の徴候と見る可く、其輕きものは單純なる加答兒性より、重きは肺病なるもあり、又咳には種々の音響を伴ひ、出方も色々なり、又咳の吐出物は痰と稱し、之を醫學上粘液痰、膿痰、膿液痰、血痰などに區別し、色も亦黄濁、赤、綠などあり、療法としては、原因を除くこと、大切なり、老列兒水配劑等の緩和麻酔劑を與へ、同時に吸入を試みる可とす。

形を作りたる文字圖畫を置き、その石面に粘著し、乾きたる後、弱き酸の作用にてそのインキを明かにし、かつインキの附著せざる石面を腐蝕せしめて、わづかに凹くし、然る後、水にて石を洗せば、水はインキの著きたる表面に吸収せらる。斯くて印肉の棒を轉じて、石の面を磨すれば、濡りたる表面は、脂肪質インキをはじき、文字圖畫の畫線は、インキを吸収す、その表面に紙を敷きて、上より壓せば、畫線のインキは紙面に著きて印刷の目的を達す、この石版印刷は、元來平板なれども、腐蝕して、文字圖畫をあらはしたるは後、一種の凸版となるなり。

セキドー 赤道 ▲地球面上に引きたる假設の一周線にて、南北兩極より同距離にあり、隨つて假設にこの線にて地球を兩断せば等しき南北兩半球に切半することを得るとす。

セキロ 石蠟 ▲パラフィンを見よ。

セキヘキ 赤壁(支那) ▲揚子江の一名所にして武昌府の近くにあり。昔時吳の周瑜、曹操の率ひし水軍八十萬と戰ひて奇捷を博し、又文人蘇東坡が赤壁賦を作りしは即ち此の地なり。

セキリ 赤痢 ▲一種の激しき腸病にして、多く流行病として來り、規定傳染病の一なり。其の血液を混じたる便を排泄するが故に赤痢と稱せしなり。▲原因 池沼等に生活するアミイバと稱する下等動物の一種にして赤痢患者の腸内若しくは排泄物中に數しく之を發見し得べし。然してこの菌の人體中に入るは恐らくは飲料水より來るならん。而して患者の排泄物より傳染するは明らかならず、即ち菌が食物や飲物に附着して體內に侵入

するものなり。諸因となるものは不其の飲食、過勞に炎天に曝されたる時、又感冒に罹りし時等なり。▲病菌 既に大腸に附着せば、次第の腸壁に變化を起して、腸の粘膜を剥落し、終に出血せしむるに至る。故に本病の初期はまづ腸の症候より始まる。即ち初め一二日間便通の不規則を示したる後、續いて中度の下痢を起し、その便は液状なれども初めは糞便の性質を備へ、日に數回宛排泄するに過ぎず、然るにやがて赤痢特有の變狀を來し、且つ回数著しく増加し、一日十回乃至二十回に及ぶ。而して各便通後には肛門に甚だしき刺痛を感ずると共に、更に便意を催すものなり。其の便は全く糞便の性質を失ひ、主として粘液より成り、中に粘膜の碎片、血液、膿等を含めり。而して腸痛と便通時の肛門の痛は實に激烈にして、往々痙攣を來すとす。斯の如き症候凡そ一週間乃至一週間とあり。斯の間容體は著しく險惡となり、脈搏微かに且つ迅速となり、皮膚冷え、聲啞れ、筋肉痛みを覺えて著しく瘦せ衰ふ重症の場合には往々死するあり。されど一般には経過良好なるもの多く、病勢次第に退きて、

諸の【4】

患者は力を恢復し、一週間乃至三週間にして遂に健康期に入るものなり、然れども重き赤痢の後養生法よろしきには合はざれば一種の慢性腸病を殘すべし。▲療法 本病を媒介するものは重に飲食物なるを以て、常に注意し、腐敗に近き物、未熟及び日増の果物、生水、過食等を戒め、其他過度の勞働、身體住居等の不潔、寒冷等、其他種々なる點に注意せば必ず未然に防ぐことを得べし。而して病氣に罹りし後は固形物は一切食せず、流動物のみ少量を用ひ、ロシ油を服して腹中を掃除し、第一回の通じありし後ビスミット一、五、タンナルビン一、五を混じて食前に一日三回に分服すべし。若しビスミットを得られざる時はササルチル酸素鹽一、五をタンナルビンと共に用ひ、食後には稀鹽酸〇、五、ガントゲン二、〇、橙皮舍利別一〇、〇を一日三回に分服すべし。而して病後の注意も亦忘るべからず。前述の預防法の注意は尙一層守るべきなれど、其の外二三週間は是非共フランネルの如きものにて腹帯を作りて用ひ、便所等にも起き出すに便器を使用すべし。夜具蒲團は毎日日光に曝らし、必ず心地よく

せしめ、室内も専ら空氣の流通を計り、身心共に慰安を與ふるに努むべし。
セキガハラ 關ヶ原 ▲往昔不破の關ヶ原と稱し、かの史上に著名なる、關ヶ原役のありし所にして美濃の西南地より、重江の境をなす山道入口なる要害の地なり、而して今は唯だ古跡としてその名を止むるのみ。
セキガハラノカツセン 關ヶ原の合戦 ▲豊臣秀吉將に薨せんとするや、徳川家康、前田利家、浮田秀家、毛利輝元、上杉景勝を五大老とし、其他有力なるものを中老、奉行に任じて、幼子秀頼の輔佐を託し、殊に家康と利家には特に後事を頼みたり。かくて兩人秀頼を輔けて諸政を裁決し居たるが利家卒するに及んで家康の威望加はり、獨り勢威を振ふに至れり。奉行石田三成之を嫉み、上杉景勝と謀りて家康を除かんとし、會津上野に歸りて家康に反抗の意を示し、家康怒りて景勝、討伐の軍を起すや、三成擁に乗じて兵を擧げ、秀頼の命を稱して諸國に檄を飛ばし、毛利輝元、浮田秀家、島津義弘、大谷吉隆、小西行長、長曾我部盛親、小早川秀秋等の諸將を集めて伏見城に押寄せたり。是

關ヶ原合戦の發端なり。▲此時家康東征の軍を督して下野の小山にありたるが、急を聞いて諸將を會し、旗を旋して三成を討たんとせり、先づ福島正則を先鋒とし、井伊直政、本多忠勝等を監軍として東海道より進ましめ、子秀忠をして東山道より西上せしめ、自ら後軍を率ゐて西上したり。此時關ヶ原に會する三成の軍勢は十二萬八千、家康の軍また七萬五千に及ぶ、慶長五年九月十五日、兩軍遂に接戦し、勝敗姑らく決せざりしが、西軍の將小早川秀秋の東軍に通ずるや、西軍遂に亂れ走る。三成、行長等捕はれ、業弘逃れて薩摩に歸り、秀家亦行く處を知らず、吉隆等皆死せり。▲此一戦に於て家康勝つや、四方靡然として其下に服し、六十餘州悉く定まれり。家康乃ち三成、行長等を斬に處し、其他の敵將の封地をば或は削り或は減す。かくて天下の兵馬の權徳川氏の有となり、幕府十五代三百年の基礎全く成るに至れり。

セキソライ 尺素往來

▲全二卷、藤原兼良の著、種々文章を載せたり、寛永八年刊行す。

セキフ 責付

▲刑事被告人が、刑罰未

だ定まらずして拘留中にあるを、豫審判事、檢察の意見を聞いて、假りに被告人を釋して、其親戚又は知己に預くることなり。責付を請求する者は、被告人又は豫審判事とす。責付は、單に被告人が預けられたる親戚及び知己より、裁判所の呼出ある場合には、何時にても出頭せしむべき證書を差出すのみにて、別に保證を立つるに及ばず。故に責付は、保證金なき保證の如し。

セキゴ 松永尺五

▲名は退年、字は昌三、講習堂の別號あり。昌三郎と稱す。貞徳の男也、藤原惟高を師とし、博學強記、年十八秀頼の爲に大學を講じ、加賀侯に仕へ、所司代板倉重宗の請に依り、經史兵書を説く。春秋餘を京師に建て教へしが、重宗、堀川に講習堂を建て與ふ、天正十八年生れ、明暦元年歿す。五經集注首書、四書事文、等書書數種あり。

セキサイ 石材

▲土木造家其他一般の建築に用ふる石材の總稱にして、其の用途及使用の目的に従ひ殆んどあらゆる種類の石材を含む、就中主要なるは花崗岩、安山岩、凝灰岩にしてこれに亞ぐば片岩、石灰岩、

版石、閃綠岩、蛇紋石、石英斑石、石英粗面石、及玄武岩となす。石山は多く全部眞實石材なることなきが故に、新洲の石山には特に注意を拂ひ、可成の色澤一様なるを擇ぶべし、各種の石材の混出する石山は多く眞好ならず、耐久性は硬化し加工に不便なり。▲花崗岩 本邦の主要建築石材にして細粒なる可とし粗粒なるは特に耐火性に乏し、東京附近は備前及淡木より供給せられ、一立方呎の價約五六十錢なり。火山岩中花崗岩に類似の者多く、特に關東岩の花崗石に類したるは殆んど同一の目的に使用せらるゝもの多し。片麻岩の如きは是なり。▲安山岩 本邦建築石材の第二位を占むる重要なものにして、重大なる建築物、即ち橋臺、橋脚、築港等の石材として使用せらる、石山より層をなして剝離することあり、是れ元來其最も必要なるが故に特に製造工場多き都市の建築物には、眞實耐久性の石材を使用すべく、概して花崗石は耐久性的にして軟石は其力少し鋪道及石段には硬度大なるものを選ぶべく價の廉價なることに總ての場合に最も大切にして石材廉なるも加工に元費を要するは結局不經濟なり。耐火

性を要する所にては花崗石は不適當にして、砂石又は凝灰岩を宜しとす。凝灰石及石灰石も耐久性乏し。

セキユ 石油

▲天然礦物として得らるる油類には石油、シエール油、及石炭タール油、等ありて此等を總稱して礦油と呼び石油は其の主要なるものなり。石油は五大洲に跨りて廣く散在すも、北米合衆國、及露米を其の主産地とす、歐米に於ては既に二千年前より此もの存在を認めたる史蹟あり。然れども、之を採掘し始めたは、凡そ三百年前以來にして、本邦に於ては僅に數十年以來の事に屬す、天智天皇の七年越後より燃水と稱して獻納の事ありし以來一般に知られしと雖も、爾來殆んど發展の記すべきものなく徒らに越後七不思議の一つとして其の名を留むるに過ぎざりしが、明治五年初めて、工業的調査と施設に着手し越えて二十二年以來急激に發達し以て今日に至り石油産地として本邦は世界中第七位に位するも、其の産量に至りては實に微々たるものにして殆んど敷ふに足らず。但し石油精製業は近來漸く盛大となり、外國原油を輸入して之を精製する工場

の起るに至りしは現下の狀況なりとす。就中我國の産地は越後其の主たるものにして、他に青森、秋田、遠江、臺灣、北海道、樺太等に少量宛産出するも總計に於て尙越後産油の百分の一にも及ばず。昔時地表中湧出せし原油を採集して直ちに燃料等に利用したる事東洋西洋共に其の軌を一にす。然るに漸次其の性質の明かなるに隨て之を精製する方法を採るに至れり。而して一方に於ては地を掘りて原油を汲み出す方法を案出し近來に至りては、其鑽井法として所謂器械掘る方法を用ふるに至れり。此の器械掘即ち鑽井法に種々ありと雖も、目今主として應用せるは、米國式網鑽法なりとす。今之を略記せん。先づ機臺を設け其の頂上に滑車を置き此の鑽の巻上げ等には通常蒸氣機關を使用す、鑽は鋼鐵製にして鑽尖、鑽柄、鑽柄の四部より成り此の器械にて時として六〇〇米の深さに掘り進む事ありかくして流出する原油を唧筒にて汲出す普通とする汲出したる原油は貯藏槽に導き之より製油場に運搬す。石油の運搬は鐵管にするが特別油槽車又は油槽船を以てするを普通とす。石油は天然産出の石

油即ち原油は其の産地によりて品質に多大の差異あり其の性質の範圍を示さんに比重(七七・一〇二)なる可燃性の液體にして淡黄、褐色黒の色調を呈し螢光を有するものと然らざるものとあり。又透視色と反射色とを異にするものと然らざるものとあり、透明度も種々にして透明より不透明に至り稀薄より濃稠に至る其の臭氣は普通不快ならずと雖も稀には惡息甚しき種類もあり。製法に燈油分として蒸餾し來りたるものは尙ほ種々なる不純物を混じ直ちに燈用に供する時は、煤煙及臭氣に甚しく光輝亦隨て弱し、故に之れを精製するを要す、燈油の精製には硫酸洗滌及苛性曹達洗滌を用ふ。硫酸、曹達の用量及操作時間並に其の操作の方式等は原油の性質によりて適當に考案せざるべからざるが故に一概に述べ難し、今概略を示さん。洗滌器は鐵製圓筒にして底部は漏斗狀をなして活栓を備へ、内面に鉛板を張れるを普通とす。之れに石油を密れホーメ六六度硫酸一二%を加へ底面より壓搾空氣を吹き込み攪拌すること、五時間次に約一時間之を靜置し、洗滌液物等を活栓より流出せしめ次に第二回の硫

酸洗液を行ふこと第一回の時の如くにし、他の水洗器に移し、之に多量の水を加へて洗滌し、置により細滴として注入し、酸分を抱合しつゝ洗滌するものを底部より抜き去り、更に水を加へて空気を吹き入れ攪拌して第二回の水洗をなす、次にホーメー二四度の苛性曹達液を漸次注入すること一〇五%にして攪拌を停止す。終りに曹達液を放出し更に水洗すること初めの如くして精製を終了す以上は一例に過ぎずして種々異なる方式あるは勿論なりとす。既に清洗を終了せる燈油は尙ほ多少混在せる水分と分離せしむる爲め長く之を貯油地に放置して日光に暴露する、或は濾過法を施して急速に精製す。濾過用には紙層、食鹽炭等を使用するを普通とするも我國にては蒲原粘土の如きものを脱色剤として利用することあり。尙ほ硫黄含量多き原油に在りては礫め酸化銅を加へて蒸餾する等の事をなすなり。而して出来上りたる燈油は鐵に詰めて發賣す。

セキメン 石棉

セキシヨ 關所

▲イシワタを見よ。
▲我が國に於て關所を始めて設置せられたは、孝徳天皇の御代、

即ち、大化の革新の際なれども、其の設けられし個所は明ならず、後ち歴々變遷あり、目的主として京師又は將軍所在の地に、出入の要路を警衛し、若しくは各地に逃亡の罪人浮浪者などを取押へ、併せて交通の取締りを爲したるものなり、▲著名なる關所を逢坂關、創立の年代詳かならず、或は大化二年、今近江國大津に遺跡あり、▲不破關、天武天皇の元年創立せられたるものなり、今美濃不破郡に其遺跡あり、▲愛媛關、越前國敦賀郡愛媛村に其跡あり、▲鈴鹿關、伊勢と近江との國境にして、東海道の要路に當りし所なり、足柄關、東海道箱根驛の北端、關東要害の地にて、徳川氏の頃、警備極めて嚴重なりし、創立の年代は、或は聖徳天皇の昌泰二年ともいふ、▲難水關、信濃と上野の國境にあり、創立の時代は或は昌泰二年といふ、勿來關、創置の年代詳かならず、今、常陸と、磐城との國界に、其の遺跡あり、▲白川關、磐城國の白河郡に設けられたりしもの、亦創立の年代詳かならず、▲安宅關、加賀國能美郡にありしが、今は其の遺跡を海中に没せりとい

ひ傳ふ、右の中、鈴鹿、不破愛媛は古來三關と稱せられ、或は三關は逢坂、鈴鹿、不破なりともいふ、養老五年太上天皇崩御の時、使を遣はして三關を固めしめしより、後世大に當りて之れを固むる事、永く例となりき、此の他、小關の數頗る多し、關所を通過するに、關所手形といふものありて、之れを其の地方の廳より申受け、番役人に示して、許可を得ざるべからざる定めなりき、徳川氏の代には、關所には概ね裏道ありて、平民の通行に差支へはなかりしかと、表向は形式上、嚴重に之れを取締り、手形を有せざるものは、身體并に所持の品物などを検査し、少しの疑はしきをも訊し、ものなり、されど、そは主として士人及び女子の通行を制するためなりしが故に、藝人などは、一藝を演じて見すれば、番役人の見込にて、容易に通行を許すことも多かりき、若し法を犯して、窺ひに關所を打過ぐるものあらば、關所破りの罪人として、磔などの嚴酷なる刑に處せられたり、なほ古くは、關錢として、關所を通行するものより、何程かの錢を出さしむる事もありき、明治元年に令を發して、諸道の關門悉く廢

せられ、且つ諸藩の私に關所又は邊所を置くを禁ぜられたり、夫れより行旅の者大なる便利を得、遂に今の如き有様となるに至れり。

▲西南の布起りたる際、故在野常民氏、大給恒氏の創設されたる博愛社なるものありて、爾來長きあたりの御補助を受け事業稍々隆盛に向ひたる際、治十九年、我が國に於ても萬國赤十字社條約に加盟するに及び、社名を赤十字社と改め、社則を改正し、遂に萬國赤十字社との交通を開き今日の完成を見るに至れり。

セキジュウシヤ 赤十字社 ▲慈善事業の結社にして、重に戦時に於て疾病せし者を救護する目的にて創立されたるものなり、もと露國クリミヤの戦争の際、英國婦人ナイチンゲール嬢が同志と共に戰場に赴き看護に従事せしを始めて、後ち瑞西の

セキズイ 脊髓 ▲脊髓は神経中樞の脊柱管を充たす部分にして、上は後頭孔より始まり、下は脊柱の第一腰椎に終る、▲構造 ▲脊柱の管の形と同じく、扁平なる圓柱状を爲し、中央に細管あり、中央管と云ふ、上は腦室に始まり、延髄に接し、下は盲状を爲す、脊柱前後兩面の中央に、正中溝と云ふ前後の溝あり、脊髓の横断面はこの前後溝に、不完全に分たる、左右共同形の兩半より成りて其中に各種の神経細胞を含有す、次



▲構造 ▲脊柱の管の形と同じく、扁平なる圓柱状を爲し、中央に細管あり、中央管と云ふ、上は腦室に始まり、延髄に接し、下は盲状を爲す、脊柱前後兩面の中央に、正中溝と云ふ前後の溝あり、脊髓の横断面はこの前後溝に、不完全に分たる、左右共同形の兩半より成りて其中に各種の神経細胞を含有す、次に其の横断面を示したるものなり。

人ヘンリー、ヂュナンといへる婦人が伊國ソルフェリノの戦争の際、救護事業の必要を主張したる時同國のシニネアのモアンセルといふ人大いに感奮し同志と共に戰場に赴き傷病兵の救護を目的に同地に於て一社を創立せしを、先づ開祖とすべく、其後各國其趣旨を大いに賛し競ふて之れを創立するに至れり、其後萬國聯合の必要起り、遂に赤十字條約を結び敵味方の差別なく傷病者の救護に従事するは勿論、其屋舎什器に至る迄、毫も侵害を加へざる事となれり、此の締結は今より五十二年前、即ち西曆一千八百六十四年萬國の委員瑞西のシユネア府に會合して、決定せしものなり、之れより萬我國にても、明治十

セキシイビヨ 脊髓病 ▲脊髓病には種々あり、其主なるものは(一)脊髓カリエス、(二)脊髄炎、(三)脊髄萎縮、等最も多き脊髓病とす、尙ほ脊髓病中に、筋肉麻痺、萎縮、脊髄半側損傷、等の疾病あり ▲脊髄カリエス、殆ど結核性にして、脊柱の後屈、所謂背曲をなし、後此所に生ずる膿汁は、腎部、腰部、大腿部、等に現はれ、衰弱す ▲脊髄炎、感冒、外傷によりて發し、微毒、結核、インフルエンザ等に併發す、初め下肢の無力衰弱ありて、



▲脊髄神経 ▲脊髄内を通過して左右三十對の神経を射出す ▲生理作用 ▲脊髄は末梢神経と腦の間において、刺激、命令を傳ふる外一種獨立の機能を有す、反射作用之れなり、例之睡眠中は腦の作用休止せるに拘らず、指を針にて突かば、覺えずして手を引除けるの類なり。

後次第に歩行困難、脚部の知覚異常、知覚消失、失
て来して痛みを感じ、終に尿及び糞便を無意
識に漏すに至る。▲脊髄病 痲痺は其原因と
なること多し、患者は動作及び歩行の變調を
來し、暗所の歩行に困難を覺し、歩行の變調を
及ぶ腎臓、肛門等に疼痛發作を起し、終に尿
漏及び脚部の痲痺を來し、體力衰脱して遂に
斃るものなり。痲痺の疑あるものは、先づ
驅逐療法をなし、内服に沃度加里を用ひ、筋
肉及び精神の安逸をばり、食物はなるべく
滋養物を取り、痲痺したる所は、電氣療法等
をなすを最療法とす。

セメント ▲固形物は附着接合するに使用
する材料を謂ふ。然れども普通セメントと稱
するものは主として土木建築に供用する材料
にして之を大別すれば三種あり。即ち(一)天
然セメント(二)水硬石灰(三)人造セメント是
れなり。人造セメントは右三種中最も主要な
るものにして土木建築の一材料として飲べ
からざる必要品なりとす。

スの部

スイドー 水道 ▲都會に於ける給水
機關なり。家屋櫛比し、人口稠密せる都會
に在りては、地上に汚物多く、從つて井水に
多量の有機物を含有するを以て、之を飲用に
供するに甚だ危険なり。それ故に、之等の大
都會は、他の僻遠なる高地より、河水又は池水
を市街に導き、その住民の使用に供する必要
あり。水道は即ち夫れなり。水道の用は、飲
用に供するを以て主なるものとす。また
雑用、工業用、防火用等にも供す。防火用に
供するは、市街の所々に防火栓を設け、出火
の際之にパイプを附け、盛んに水を噴出せし
めて防火に用ふるなり。さて水道の給水装置
に就きて聊々述べれば、まづ目的の河又は湖
水の他に一の池を設け、之にその水を導きて
夾雑物を沈澱せしめ、更に其上部の清澄せる
水を濾過池に導き、茲にて汚物を砂濾になし
たる上、濾管に通じ、貯水池に流下せしめ、
其貯水池より更に迂迴して水道管内に入らし
むるなり。濾過池の構造は最も複雑緻密なり

其大體を言へば、最下層に煉瓦又は丸石を敷
き、其上に更に小さき丸石を置き、上層に至
るに従つて漸次石を小ならしめ、其上に砂礫
を敷き、更に其上に細砂を積み重ねたるにて
水は此全層を通過して全く清浄となり、而し
て後濾管を落ちるなり。單に水道といへば此
の給水之道をいふなれど、水道には上水道と
下水道とあり、下水道は、人家に於て使用し
たる汚水を、同じく濾管に依りて、定まれる
所に排除する目的の水道なり。之も都會に
於ては大抵設備さる。

スイチヨイ 隋朝 ▲北周の外戚楊堅
が、南北兩朝戦亂の後を承けて支那を一統せ
るに始まる。楊堅は即ち文帝にして、専ら意
を内治に用ひ、刑律制度を改め、賦税を減じ
て民を休めたれば、戶口滋殖し天下泰平なり
き。(南北朝時代の條參照) ▲然るに太子廣
帝を弑して、煬帝となるや、性豪華を好みて
宮殿花園を造營し、浙江運河、江蘇運河等を
開鑿し、紫河より榆林に達する長城を築く
など、民の困憊するを顧みず。亦遠略を好み
西域の賈人を誘ひ、吐谷渾の余衆を撃ち、琉
球を征し、林邑を平けしと雖ども、高麗の討

伐に失敗すること兩度なるに及び、財盡き兵
疲れ、百姓困憊して怨嗟の聲諸國に滿ち、
林士弘(楚帝)寶建德(夏人)、李密(魏公)、
劉武周(定陽可汗)、梁師都(梁帝)、蕭銑(梁
王)等の群雄各地に割據して各々帝と稱し、
小武周(西)に起し、遂に群雄を一掃して唐
陽(山西)に起し、遂に群雄を一掃して唐
室を建て、代つて天下を統治するに至り。
此時、或が推古天皇の二十六年、西紀六一八
年なり。かくの如くして、隋は僅かに三世、
三十年にして、滅びたり。

スイガイ 水害 ▲洪水の害は恐るべ
きものあり。或は數町の肥田を河原となし
橋梁を流失し堤防を破壊し、人畜家屋を押し
流し、或は長く水溜りて稻などを腐敗せしむ
る等世人の遍く知る處なり。我が國にて水害
の多きは、木曾河川にして、水害に備ふる
こと火事の消防に異ならず。一朝洪水の兆あ
る時、人々終夜眠らずしてこれに備ふ。利
根河下流其他、何れも上流の傾斜多き河、
及び上流に秀山多きものは此の危険あり。世
界中洪水にて名高きは埃及のナイル河にして

八月霖雨期に入らば水量非常に増し、下流は廣く汎溢して海に如し。但しこの洪水は上流の肥沃の土を來るを以て、減水後は、農民は肥料を要せずして收穫を増すを得。故に埃及には洪水を豊年の兆とせり。又水害の甚だしきは露部のペトロアラドにて、春期ネバア河の解氷するに當り、フィンランド湖水量増し、西風強きに至れば河水、海嘯の如く市街に汎溢して大害を及ぼすことあり。▲注意 本邦に於ける洪水はナイル河の如く利益なし。多くは慘害を與へ殊に水害後の不潔言はんかたなし。即ち退水後清潔法を行ふことは最も肝要にして、これを怠るときは、往々恐るべき傳染流行の媒介となることあり。

セイガン 梁川星巖 ▲美濃の人。名は孟緯、字は公圖、新十郎と稱し、詩の大家たり。初めて江戸に出て、古賀精里、山本北山の門に學び、次で其妻江蘭と共に諸國を周遊すること二十年、再び江戸に入りて玉池吟社を起し、門人堂に滿つ。後京都に移り、安政五年九月歿。年七十。世人稱して「日本の李白」とす。

スイリ 水素

▲無味無臭無色の一元素なり。普通瓦斯體をなし、氣體中最も軽く空氣に比して十四倍半輕し、零下二百四十二度に冷却し、二十氣壓を加ふれば、液體となり、又之を急に蒸發せしむれば、固體となる。水素は保燃の性無きが故に、燭光を入るれば忽ち消滅す、されど空氣中に點火すれば火細なき燐を放ちて水を生成す、是れ空氣中の酸素と化合するを以てなり、かのランプに點火する時、ホヤに曇りの生ずるは、石油中に含める水素が空氣中の酸素と化合して水蒸氣となり、ホヤの冷面に觸れ、凝結して露滴となれるものなり、又水素に空氣若くは酸素を混じて點火すれば劇烈なる爆鳴を發して燃焼す、水素の火焰中に酸素を吹き込めば非常なる熱を發し、高温を生ずるに因り、白金等を溶解するに用ゐらる、又此火焰中に生石灰を入る時は、白熾せられて烈光を發す、之を石灰光と名づけ、強度の光を得るに用ひらる、水素は又萬物中最も輕きが故に、輕氣球の内容物として用ひらる。▲製法 水素は游離して存在すること稀にして、殆んど化合物として存在す、水の如きは其著しきものなり

スイリクカン 水族館

▲水中に産する種々の動物を集めて、一の水槽に放養し、生きたる儘なるを公衆に觀覽せしむる所をいふ。この動物館又は植物館と稱を一に、實業上にも教育上にも甚だ有益なるものにて、各種の水族を知り、其自然の状態を見座ならしめて知識を收得し得るのみならず、また極めて高尚なる娯樂ともなるべし。

▲水族館の一般の構造は、一の館内の、通路の兩側に水族を放養せる水槽あり、水槽の内部はアスファルトを塗抹して漏水を防ぎ、水槽の通路に對する一面をば全部硝子張にし、通路より水族の游泳せる状態を観ることを得せしむ。而して水槽の中には細砂を敷き、水草を植え、岩石を置きなどして、眞の海底の如からしめたり。また水槽の上には一々水族の名を記し、一見その何種なるかを知らしむ。水槽の大きは水族等に依りて一定せざれども普通は四尺立方位なり。水族を此の水槽中に運ぶに頗る困難なることにて、東東草水族館の如きは、相模灘にて捕獲したる水族を一且三崎の畜養場に入れ置き、よく馴養したる上、特別の装置ある船にて東京に持運ぶといふ。水槽の水は、海水を一旦貯水池に運び、之よりポンプにて晝夜水槽に送るなり。其溢れたる水は、濾過槽と稱する場所に導かれ、其所にて魚族の放下せる汚物を除き、再び清浄の水となりて貯水池に入るなり。また水槽にて空氣を入る必要あり、硝子管に依りて絶えず新鮮なるを送入す。水族館に放養すべき水族は、普通の魚族、藻類、介類等の

外、正覺坊あり、瑠璃あり、また海懶、鰐鰓等の海獸等もあり。▲水族館は、羅馬時代の園地、我が國及支那の盆地等より出でたるものならんか、始めて水族館なるもの出来たるは、西紀一八三〇年、エンドムレンといへるもの、佛國ホルドに開試したるにあり。それより、一八五一年ゴッスといふもの水族館に關する著書をなし、一八五三年英國ロンドン動物學會が、動物園に水族館を新設し、其翌年ゴッスは更に人工鹹水を發明したるより水族館の設立せらるるもの、歐米各國に陸續するに至り。我國にて始めて之が設立を見たるは明治二十三年第三回内國勸業博覽會開催の際、東京上野に水族室なるものを設けたるにあり。それより、二十八年第四回同博覽會の時、京都に淡水、兵庫に鹹水の各水族館を設け、三十六年第五回同博覽會の時、堺に淡水合せ二十九個の水槽を有する水族館を設けたり。現今世界に於て最も有名なる水族館は、伊國ナポリの水族館にして、英京倫敦のスカホロ水族館も最良を以て名あり、我が國水族館も設備の整頓せると、珍奇の種類を網羅せるとに於て名あり。

▲又諸種の動物、及び種々の礦物の主要成分をなす故に、此等の化合物より分離採集するなり、其法數種あり、(一)電氣分解によりて水より取り(二)カリウム又はナトリウムの細片を水中に投入して製し(三)鐵管に鐵屑を盛りて赤熱し之に水蒸氣を通じて採集す、最も簡單なるは(四)亞鉛又は鐵屑に酸類を注加するにあり、即ち十夕許りの亞鉛屑をガラスコップに入れ、水を加へて漏斗管及び瓦斯導氣管を挿入したる木栓を指め導氣管の先端を、水槽中に水を滿して倒立せる集氣管内に至らしむる装置をなし、漏斗口より稀硫酸を注ぐ時は、忽ち水素瓦斯を發生し、導氣管を通じて集氣筒内に於ける水を交換して、筒内に集まるべし。

スイライ 水雷 ▲攻撃水雷、防禦水雷の二種あり、水中に爆發して敵艦を破砕するの装置にして、海軍兵器中、最も重要なものなり。一なり攻撃水雷には、外裝、牽曳、火雷、深着、自動等の各水雷あれど、現今常用せらるるは自動水雷なり、其中、魚形水雷は一八六四年、奧國人ホワイトヘッドの發明にして、之を保式水雷と云ひ、最も普通用ひらる、其形狀圓長にして、恰も葉巻煙草の如く、最大部の直徑は十四時より十八時に至り、最新式のものに至りては、二十一時に達するものあり、尾端に推進機、縱舵、横舵、各二箇を備へ、内部は爆發室、權衡室、空氣室、機關室、浮室あり、爆發室には強力なる爆發藥を裝填し、此水雷の發射せられて敵艦に衝突したる場合は、外端に出でたる激發器は、内部の信管を衝突して之を爆發せしめ更に爆發藥を爆發して敵艦を取る「權衡室」は又秘密室とも云ひ、其構造秘密にして、當務者以外には知らしめざれども、要するに水

中進行の深度を調整する要部なり、空室は約一千所の空気を充滿せしめ、一平方毎に約一噸の大壓力を保持し、其漏出によりて水雷の推進機を回轉せしむ、近年に至りて其動力を大ならしめ、熱を加へて其動力を更に大ならしむは「機關室」は空室より進入する空気によりて、適度に推進機を回轉せしむべき装置を備ふ「浮室」には密封せる空気を置き、水雷に浮力と與ふ、魚形水雷の有効距離は、約七千ヤード(二千五百間)に達し、三十節以上の速度を以て進行し、且つ其進路を正確ならしむべき自動操舵機あり、自動的に操舵して豫期の方向に直進す、魚形水雷の發達は近來特に著しく、海戦上重視すべからざる重要な武器となれり、▲防禦水雷は港口、海峡等の要所に適度の深さに沈設して、敵艦の之に近づく若しくは之に觸れたる時爆發する装置にして構造及使途の上より三種に分つ、機械水雷、電氣觸發水雷、電氣機械水雷なり、機械水雷は漏水の虞なき二重の桶を用ひ、内桶に桶火薬を納め、外桶は唯之を堅牢ならしめ、爲めの被覆の用をなすのみ、桶の頂上には窪

みをつけ、此所に一箇の彈子を裝置し、之に絲を付けて桶内に通じたる摩擦管に連絡せしめ、桶の傾かざる様沈設し置き、物體一度此桶に觸るれば、頂上の彈子轉落し、附着の糸によつて摩擦管を引き付け、以て桶火薬を爆發す、一旦沈設せる水雷は、爆發せしめずして引上ぐることは殆んど不可能の事たり、電氣機械水雷は略々機械水雷に類似し、桶の代りに鐵罐を用ひて、罐上に三四の突起物を出し、之に接近して内部に電線を置き、之の突起物に觸る時は、忽ち電流を起して、桶火薬の爆發を誘起せしむる装置なり、其危險は前者と同一なり、日露戰役に際し、露國が主として用ひしもの、即ち是れなり、同戰役に旅順口外に於て、沈設したる彼のマカロフ提督の座乗せるペトロパロスク號は我が「小田式水雷」に罹りたるものなるが、同水雷は水雷を以て電氣の導線となしたるものなりと云ふ、電氣觸發水雷は前記電氣機械水雷と略々同様の装置なれど、電池を罐内に置かすして、陸上に置くの装置なり、現今ありては多く之を用ひず、視發水雷、一名海底水雷は桶火薬五百斤を裝填するの通例とし

スイライクケクカン 水雷驅逐艦

西曆一八九三年英國に於て建造せられたる水雷驅逐艦となす、當時は水雷捕獲艦と稱せられたるも僅かに二十節に過ぎざりしが、現今各國驅逐艦の速度は三十五節に及ぶ者少なからず、益々高速力ならしめん事に苦心しつゝあり、其任務は速射砲を發射して水雷、水雷艇或は敵艦を襲撃し、又は敵艦を偵察し、時として敵の商船を捕獲するにあり、▲構造は排水噸數は從來二百噸以上四百噸級の者多數なりしが、日露戰役後の新造に係る者は、大に其噸數を増加し、一千噸を越ゆる者あるに至り、構造の一例として、今假りに、二百七十噸のものに就て述べれば、長さ二百四

五十尺、幅二十尺内外、喫水五六尺、艦の外側は四時(約三寸三分)の鋼板にて防禦せられ、武器としては十二吋速射砲一門を艦首に、六吋砲三門を兩側及び艦尾に備へ、二門の迴轉式水雷發射管を艦内に置き、尙甲板の上には、探照燈一基、二三の煙突、通風器、信號機などあり、艦内は、艦長室、士官室、士官室、汽機室、汽機室、水兵室二間の七部に分つ、汽機は五千馬力以上のものにて、大商船用に充つるに足る、これ高速力を要するが爲めに外ならず、其強壓通風を用ひて、三十節以上の高速力に至らんとするには、艦の火口より射る火光、煙々として眼目眩く機關運轉の響は雷の如く人耳を聳し、氣壓極度に増加して殆んば室内の任務に耐へ得ざらしむ、明治三十七八年の日露戰役に於て、旅順口の露艦を襲撃し、屢々奇効を奏せしは、多く水雷驅逐艦の力により、近年我が海軍に於て盛んに建造するものは、排水噸數三百七十八噸十二吋砲一門、六吋砲五門を備ふるものなり(軍艦の條參照せよ)

スイライテイ 水雷艇 ▲水雷を發射して敵艦を轟沈せしめ、或は偵察を以て任務とする小艇なり、其大なるものは二百噸に上り、小なるは二十噸に滿たす、現在我が國には普通水雷艇を四等に分たる、即ち一等は二百二十噸以上、二等二百二十噸未滿七十噸以上、三等七十噸未滿二十噸以上、四等二十噸未滿等にて其最小なるものは、艦載水雷艇と稱し、艦内に備へて必要の場合之を水上に浮遊せしむ、其構造亦隨つて簡單なり、普通水雷艇の構造は、薄き鋼板を以て張り詰め、甲板上には一本若くは二本の煙突、信號機、機關砲數門、水雷發射管數門、其他附屬の諸器あり、速度は二十節以上三十節に至る、水雷艇は、我が明治十年、英國ソルニクロート會社にて製造せられしを始めて、其後幾多の改善を加へて我國にても明治十八年ヤマト會社に命じて製造せしめたり、之れ即ち一等水雷艇小鷹號なり、今は内地に於ても盛んに建造せらるゝに至り、潛航水雷艇は自由に水中に浮沈し、敵艦に近接して魚形水雷を發射するの小艇なり、外觀魚形水雷の如く、横断面は殆んど圓形なり、初めて製造せられしは佛蘭西にして、米國之れに亞ぎ、現今に至りては各國競ふて之を造る、艇型に

スイコテン 水雷艇 ▲支那の有名なる傳奇小説なり、元の施耐庵の作、全七十一卷、金聖歎之を評して曰く、天下の文章水滸の右に出づるものなしと、▲水滸後傳 古宋遺民雁宿山樵の作なり、故森槐南博士、その一部を和譯せり。

スイコテンノ一 推古天皇 ▲天皇

第三十三代。御名額田部、欽明天皇の御女、敏達天皇の皇后なり。崇峻天皇の崩御後、馬子に擁せられ立ち給ふ。本朝女帝の始めにして、在位中聖徳太子政を攝す。御年七十三にして崩す。

スイサン 水産

▲鹹水、淡水を問はず。總て水中に産する動物及び植物を總稱して水産物といふ。之を大體に分類すれば、魚類、獸類、介類、藻類、及び食鹽の類なり。されど、水産物と陸産物との區別は、學問上にも尙未だ截然たる劃線なく、且つ水産物の意義にも廣狹の別あるが如し。我國は、世界に於て最も水産物の豐富なる國の一にて、古くより既に此の業に服するもの多く、實際上に於て進歩し居るのみならず、學問上のこともまた頗る發達し、外國に誇る價値あるが如し。▲水産業 水産物を漁獲採集する事業をいふ。漁業の條を見よ。▲水産製造物 水産物に製練を加へたるものあり。例へば乾製となせるが如く、罐詰となせるが如し。水産製造物中最も多きは(一)乾製なり。乾製にはまた、鰯、昆布、田作の如き素乾にしたるものあり。俗に干物と呼ぶ鹽乾もあり、鰯節の如

き煮乾にしたるもあり、外に焼乾、燻製などなり。次に普通鹽魚といふ(二)鹽漬品あり。酢漬、糟漬の如き(三)糖漬品あり。刺貝布、刺鰯、蒲鉾、寒天、狸々苔の如き(四)加工品あり。(五)食油あり、以上は皆食用に供するものなり。(六)肥料としては、搾粕の如き厩搾肥料、干鰯、馬尾藻の如き乾製肥料其他厩糞肥料、骨粉肥料、流動肥料などあり(七)工業品としては、眞珠、鮑貝、珊瑚、蟹甲、鱈皮、海鰻、鱈鱗、角子、海綿其他頗る多し。(八)薬用品には、鱈より肝油を取り、海藻より沃度を得。▲養殖 天然のみに俟たず、人工によりて又は保護を加へて、魚介、藻類等の増殖を計ることは、近來甚だ盛んとなれり。殊に鮭、鰻、鯉、すつぽん、鯛、真珠貝等の養殖に於て然り。養殖には人工養殖と保護養殖とあり。人工養殖とは、ある魚族を選んで河海池沼に養育し、或は魚介藻類を甲地より乙地に移して蓄殖せしめ、或は魚卵に雄魚の精を注ぎて孵化せしめ、其幼魚を適宜の河川等に放流養育せしむるなどといふ。保護養殖とは、一定の流域を限、又は一定の期間を限り、魚介藻類の蓄殖又は生育

に害ある他の行爲を禁じ、その養殖を補助する方法をいふなり。

スイギン 水銀

▲銀色なせる金屬元素にして、稀には小粒状をなして古代岩石中に附着すれども、多く辰砂即ち硫化水銀となりて産す。水銀山として有名なるは、西班牙、埃太利、匈牙利、伊太利、秘魯、墨其西哥、カリフォルニア等に於て、我國にては肥前及び伊勢に存す。比重は一三・六普通は液體をなし、零下三十九度にて氷結す。「用途」醫用として内服に供し、又皮膚に摩擦し蒸氣の形として吸入せらる。元來毒性にして濫用せば激しき中毒を起し、少量づつにも連續して飲用する時は慢性中毒を起す。其化合物の主なる者は、甘汞及び昇汞にして、前者は腸胃劑として、後者は殺菌劑として多く用ひらる。殊に殺菌には特效薬と稱せらる。其他工業上、製糸の原料とし、晴雨計、寒暖計の製作に用ひ、鏡の裏面に塗るアマルガムを製する等、用途頗る廣きものなり。

スイショウ 水晶

▲石英の一種にして、其天然物は自然に六角の柱錐形をなすを以て六方石の別名あり、通常其色透明なれど

も、又種々の色彩を有するもの少からず、随つて紅水晶、紫水晶、黄水晶、黒水晶、煙水晶等の名あり。此外、草入水晶とて、其中に茶色又は茶色の細き線を含みて、恰も草の入りたるが如く見ゆるものあり。此細き線は陽氣石、電氣石等の礦物にして、水晶の結晶の生ずる時、其中に包み込まれたるものなり。又苔類虫類を包含せるものあり、「產地」廣く各地に産す、我國にて最も名高きは、甲斐、金峰山の産なり、其他紫水晶は伯耆及び磐城地方より出で、黒水晶は近江、美濃に多く、草入水晶も亦甲斐に産す。▲用途 其の透明なるものは眼鏡のレンズ、印材等に多く用ひられ、紫水晶、草入水晶の如き美麗なるものは飾玉として貴重せらるるなり。

スイシヤ 水車

▲水力に依りて車輪を動かす、かくて發する動力を諸種の機械の運轉に供する仕掛なり。現今は、農耕地の灌漑農家の自家用米搗き等に用ふる單純なるものより、各種工業用のもの、發電機の運轉に供するもの等に至るまで、廣く盛んに用ひられ、其用極めて重大なり。昔時は、之を單に水を汲上げるに用ひたるもの、如く、其原動

力に、他の力にて回轉する、或は水車の下端を水の流れて打たしめて回轉したるものなり。其の流の河瀬の水車と略は同一のものなり。しが如し。其初めて用ひられたるは古く天智天皇の頃なるが如く、降りて淳和天皇に至り、弘く天下に勅して水車を設けしめられたり。▲種類 水車は、大別して直輪水車と臥輪水車の二となす。直輪水車は我國在來のものにて、臥輪水車は外國より渡來せるものなり。さて直輪水車は水車の輪周に齒を有する鐵製の帶輪を掛め、之に小き齒車をかみ合せて、或は、又はその齒車を直に軸心に取附けて、運動を他の機械に傳達する仕掛にて、水車の運轉は、其場所の如何及び目的に依りて異なり、水を頂上より落して左轉せしむるもの、輪底に急注して右轉せしむるもの、中部より流し込みて反對運動を起さしむるもの等あり。現今農家の米搗きに用ふるもの、又は小工場等に用ふるものは大抵之れにて、大なるものには能く百五十馬力を出すことを得、灌漑用又は排水用なる汲上水車といふは、車輪は大抵矢車形をなし、之に杓又は函を取附けあり

大河によりて回轉すれば、其齒に水を汲みて高所に持上ぐる装置なり。之に足にて踏み動かすあり、足踏水車といふ。臥輪水車は佛人フオーネーロンの發明せるものにて、其構造は複雑なるが、簡單に之をいへば、直輪水車を横にして軸心を直立せしめ、其の周邊に傾斜せる水受あり、上方より鐵管を以て水を奔注せしむれば、その大なる壓力によりて水車の回轉する構造なり。その回轉する機は、治力に能く大なる動力を起すを以て、現今工業上に盛んに用られ居れり。鐵山等にて用ふるバルトン水車も、亦臥輪水車の一類たるなり。

スイヒツ 隨筆

▲一定の題目を定めず、全體として纏りたる主張なく、隨つて前後の連絡一貫せず、たゞ一段々、心に思ひ胸に浮べること、何れもなく書き續れるものなり。かの兼好法師の徒然草の如きは、隨筆として代表的の作なるべし。我國に於ける最初の隨筆は、清少納言の枕草紙にて、奈其朝の文學には、未だ隨筆といふべきもの現はれざりき。枕草紙に於ては伊勢物語大利物語あり、見方によりては隨筆ともなる

べし、鎌倉時代には鴨長明の方丈記出で、同
じ長明の發心集、無名抄の如きも一種の隨筆
ならんか、室町時代には前記の徒然草あり、
江戸時代に入りては、和漢學者、歌人、戯作
家等皆争つて隨筆に筆を染め、隨筆文學甚だ
盛んなりき。其有名なるものみにても、松
永貞徳の長所丸隨筆、荻生徂徠の南留別志、
室鳩巢の雜語、柳澤其國の雲萍雜語、本
居宣長の玉葉、伴蒿溪の閑田耕筆、閑田
大筆、太田南畝の一言一夕、太田錦城の梧
漫筆、菅茶山の筆のすまび、松平定信の花月
草紙、瀧澤馬琴の支同放言、葉笠兩談、著作
堂一夕話、燕石雜志、柳亭種彦の還魂紙料等
其他多し。維新後も隨筆の作少からず、有名
なるものもなきにあらざれど、一般に此種の
著作は、零碎なる断片的の智識思想なるを以
て、文學上に重要な位置を與へられざるも
の、如し。

スベンサー (エンドモ)

▲英國有名なる詩
人なり、一五八〇年アイルランド副王の書記
官に任じ、同九〇年、著書『フェリー、クイ
ーン』を女王エリザベタに献じ、年金五十磅
を賞賜せられたり、其他『コイン、クリート』

を始め名著頗る多く、實に當時第一流の詩人
たり。

スベンサー (ハールド)

▲英國に於ける著
名の學者なり、十三歳にして既に、幾何、代
數、三角等數學の淵藪深く、叔父トマス、ス
ベンサーに就き希臘、羅甸の語學を修め、後
ち植物學及び骨相學を學び、併せて活字器械
時計の製法改良に従事し、大に發明する所あ
り、一八四八年初めて『ソーシャル・スタチ
ツクス』の著述に着手し、一八五五年『心理
學原理』を著し、同六〇年大著『理學總論』
によりて彼の學殖普く社會に喧傳せらるるに
至れり。

ストーブ 暖爐

▲室内を暖むるに用
ふ。日本の炬燵に相當する西洋の暖室具なれ
ども、今は日本の室内にも漸く之を用ふ。我
國の炬燵は、室内を暖むること能はず、自然
舉坐不活潑に陥あり、殊に失火の災、衛生上
の害など多けれども、ストーブには概しい斯
かる缺點なきを以て、成る可く之を使用する
やうにしたきものなり。▲暖爐は、大抵鐵製
又は磁器製にて稍扁平なる圓筒狀をなし、
その中央に火床あり、周圍に鐵の外圍を備ふ

さて燃料を火床上に燃せば、火熱は外圍に
傳はり、更に空氣に波傳して、室内を暖む。
燃滓は、火床の下の網の目を抜けて灰溜に落
ち、煤煙及び瓦斯は、上方の口より出で、煙
突を通じて室外に排除せらるるなり。我國の
火鉢などは、充分室内を暖めざるを以て、手
を暖めて暖を取るより外なく、且つ悪瓦斯は
其儘室内に滞り、衛生上の害甚夥し。ストー
ブは多少室内を乾燥せしむる虞あれども、總
じて火鉢に優ること大なり。▲種類 ストー
ブの最も簡單なるものに(一)鐵砲暖爐あり。
之は金屬又は磁器にて、單に圓筒形に作れる
ものなれば、火力の強弱に依りて直ちに暖
氣に高低を生じ、衛生上其他に感心せざる所
多ければ、常に人の居る室にては面白からず
(二)瓦斯ストーブは、鐵製の火床上に、種々
の形せる素燒の土器を入れ、下方に瓦斯管を
通じたるにて、之に點火すれば、土器は赤熱
して、空氣に熱を傳ふるなり。(三)石油スト
ーブは、空氣ランプの大なる如き發火室あり
其外圍に熱を傳ふる金屬の筒を設けたるにて
日本風の形數に置くに宜し。最も座敷用のス
トーブとして宜しきは、(四)被室暖爐なり。

之は、火筒の外部に更に鐵筒を設け、其間を
空氣の層としたるものにて、火筒熱すれば鐵
筒内の空氣暖まり、其暖まれる空氣は上昇し
て室内に出で、冷えたる空氣は代つて下部よ
り入るなり。普通の西洋室に間々見るは(五)
ファイヤブレスなり。之は室内の一隅に火
床を設け、上に通氣の煙突あり、石炭を燃し
て室内を暖むるなり。現今暖室法中最も完全
なるは(六)暖管なり。その暖管に依りて蒸氣
又は熱湯を導くものにて、其管の配置に二様
あり。一は、目的の室の床の周圍或は中央を
通過し得るやうにしたるもの、他は、目的の
室の一隅に熱を發散するやう、鋸齒狀の圓盤
を重ね設けたるか、又は細管を波狀に曲折せ
しめたるものにて、後者は最も新式なり。我
國にては用ひられざれど、朝鮮、滿洲及び北
清にては盛んに温突といふ暖室法を行ふ。之
は、家の床を土にて塗り、恰も我が國の竈の
如くにし、一方の口より燃料を燒き、その熱
に依りて、下より室内を暖むる法なり。
▲瑞典の首府にして
パルトと海に臨む。同國に於る學術、商業政
治上の中心なり。▲クリスチアニアは那威

の首府にして亦同國第一の貿易港なり。
第七十五代御名顯仁、鳥羽天皇の御子、御母
は待賢門院藤原璋子なり。御年五歳にして即
位あり、後鳥羽上皇に追はれて、位を近衛
天皇に譲り給ふ。上皇崩御の後、天皇亂を起
し給へり、事成らずして讓政に遷幸あり、
(保元の亂の條參照)長寛二年八月遂に同所に
崩す。御年四十六。

スオノナイシ 周防内侍

▲周防
守平繼永の女にして、仲子といひ、後冷泉院
の女房なり、歌入を以て知らる。

スワトー 汕頭 (支那)

▲廣東省の港
にして、錫器を輸出す。

スワコ 諏訪湖

▲信濃國。國の中央
にあり、周囲四里廿二町。その水流れて天龍
川となり、遠江に出づ。湖の附近は製絲業盛
にして、南岸上諏訪町には、大製絲場あり。

スガワラミチサネ 菅原道真

▲參
議是善の子なり。貞觀年中文章生に擧げられ
寛平九年累進して權大納言となり、各近衛大
將を兼ね、また氏長者となる。醍醐天皇の昌
泰二年、藤原時平は左大臣、道真は右大臣と

して、相並んで朝政を執り居たるに、天皇、
法皇と諱し、萬機を道真に一任せんとし給ひ
しかば、時平不平に堪はず、諷して道真を除
かんとし、延喜元年道真爲めに筑紫に流され
太宰權帥に貶せらる。道真配所に在ること三
十年、延喜三年二月薨す。年五十九。後、正暦
四年左大臣正一位を賜られ、次で太政大臣を
贈らる。道真詩文を能く、最も忠節の念あ
り、其配所にある間も、常に詩を賦し歌を詠
みて之を漏らす。道真また、三代實錄、類聚
國史等を撰せり。

スカンチナピア

▲パルト海を隔て、
露西亞と相對する大半島をいふなり。全半島
を東西二部に分ち東をスウェーデン、西をノ
ルウェーとなす。

スタイン (ドリンヒ、カロロ)

▲獨逸著
名の政治家なり、一八〇七年、時の皇帝ウイ
ルヘルム第三世の宰相となり、ナポレオンに
壓迫せられて逃れて奧國に至り、次で露都ペ
テルブルクに赴き、後ちナポレオンに抗して
時局變轉の助勢者となり、諸法律の改革に盡
力して功あり、伯爵たり、著書數種あり今尙
愛讀せらる。

スタインハイル(ウカロ、ア)

物理学者にして且つ天文学者たり、一八三二年...

スタンリー(ホルト)

著名なる英國の探検家なり、ウエールスに生る...

スタインハイル

物理学者にして且つ天文学者たり、一八三二年...

スワイフト(ジョン)

英國著名の詩人なり、アイルランドのダブリンに生れ...

スウェーデン

北極圏に在る國なり、スウェーデンの中央に...

スウェーデン

北極圏に在る國なり、スウェーデンの中央に...

スウェーデン

北極圏に在る國なり、スウェーデンの中央に...

スーガク

量には、計り得べき量と計り得べからざる量とあり...

スーガク

量には、計り得べき量と計り得べからざる量とあり...

スーダン

アフリカに在る國なり、スーダンの中部に...

スーダン

アフリカに在る國なり、スーダンの中部に...

スーダン

アフリカに在る國なり、スーダンの中部に...

スーダン

アフリカに在る國なり、スーダンの中部に...

スーダン

アフリカに在る國なり、スーダンの中部に...

スーダン

アフリカに在る國なり、スーダンの中部に...

雄、字は子盈、屠龍翁等の別號あり。享保十五年生る。一蝶の門人佐藤嵩之を師とし書を學ぶ。漢草觀音堂奉納源頼政を射るの圖より其名揚る。文化元年八月歿す。屠龍百富土圖、等の作あり。

スミツイン 樞密院

▲天皇に直屬し、其の諮詢に應ずる最高顧問府なり。▲職權 (一) 皇室典範に於て、其權限に屬せしめたる事項、(二) 憲法の條項、又は憲法に附屬する法律勅令に關する草案及び附義、(三) 憲法第七十條の勅令、及び其の他罰則の規定ある勅令に關する事項、(四) 列國交渉の條約及び約束、(五) 其の他、臨時に諮詢せられたる事項につき、諮詢を待つて對へ奉ること、(六) 樞密院の官制及び事務規定の改正に關する事項なり。右の中、第五にある事項は、政府と議會との衝突を致せる場合、法律裁可の場合、其の他君主の大權に關するすべてを含む。▲組織 議長一人、副議長一人、顧問官二十八人を以て組織し、天皇親臨して重要な國務を諮詢せらる。議長、副議長及び顧問官は何れも親任官にて、年齢四十歳に達するにあらざれば任ぜらるゝを得ず。國務大臣は

スマ

▲攝津國。明石と相隣りし、海濱最も風景佳なり。轉地療養地、遊覽地として名あり。須磨は、古來我國隨一の歌枕にして、又附近には古蹟多し。

スケツネ 工藤祐經

▲源頼朝の臣なり。叔父祐親に怨める事ありて赤澤山に傷つけ、且其子祐泰を射殺す。頼朝の富士野に獵するや、祐泰の子祐成、時宗の爲に討たる、時に建久四年なり。

スコツト (ルター)

▲英國著名の詩人且小説家なり。初め法律家として好評ありしが、一七九九年「ボナー・マンストレル」と數篇の歌曲とを發行して文名漸く世に顯れ、一八〇五年「最後樂人の歌」を出して其名愈々高く、「マリーオン」、「湖上の美人」ドレイデンの生涯と「其著」等の雄篇出で、文名國の内外に轟き、一躍して文壇の勇將となれり。

スエハルカタ 陶晴賢

▲姓は多々良氏、興明の子、もと大内氏の老臣なり。大内義隆の政を失ふや、杉重政等の宿願と共に之を諫めたるが、義隆聽かず、終に兵を擧げて義隆を弑し、大友宗麟の弟義長を立て主となす。後、弘治元年毛利元就に討たれて死す。晴賢また興房ともいふ。

スエタカ 費茂季鷹

▲京都賀茂の祠官にして歌人也。寛延四年生れ、正四位下安房守となる。有栖川織仁親王に入門して歌を學び、江戸に出て橘千景等に交る、又狂

其の職權上より顧問官たり。其の他樞密院に列席するものは、在京成年以上の皇族、及び特旨によりて樞密顧問官に列せられたる元勳なりとす。樞密院は自ら發議者となり、決議上奏する權能なく、又施政に關與することを得ず。

爾來雄篇大作年を追ふて現はれ、島國の君「古物家」スワイフトの傳「ウエーパレー」「マムマーミーアの花嫁」「モントロロスの古話」「ニシエルの運命」ロバート伯及危險の城「アイバンホー」等は最も世の歡迎する所となる、十九世紀に於ける世界最大文豪たり

スサノオノミコト 素盞鳴尊

▲天照大神の御弟なり。(神代の條參照)

スサキ須崎町 (土佐)

▲四國第一の真港にして、深さ十四尋、東西十八町、南北二十四町ありて西南に面せり。茶及び木炭の輸出盛んなり。

れども、最も其きは堅炭なり。佐倉炭、池田炭、鞍馬炭等は大抵皆同じく、何れも其産地を名稱したるなり。松炭は松と雜木とを燒きたるにて、多く工業用に供す。土産炭といふは最も下等なる炭なり。白炭といふは燒方に依りて外部に灰を被り居れるなり。消炭は窯にて燒きたるにあらず、普通に枯木を燃して生じたるを、火消炭に入れて消したるなり。▲骨炭 牛馬の骨を炭に燒きたるなり。専ら砂糖の酒白法等に用ふ。其性質、色澤及び汚物を吸収するが故なり。また電氣のカーボンにも用ひ、齒磨の中に其粉末を混すれば卓効ありといふ。尙石炭及びコークスは別に條あり。

スエズ 蘇士

▲亞非利加と亞細亞との陸繋きの部分をスエズ地峡といふ。曩きに此の間の河川を利用し、一大運河開通せられたる。其長さ約八十哩、其の深さ二十六呎にしてよく大船を通ず。運河の兩端に港あり、北なるをポートサイドといひ、南なるをスエズと稱す。

スギタゲンバク 杉田玄白

▲父を甫仙といひ、世々若州小濱の藩醫なり。玄白、名は翼、字は子鳳、晩年九幸翁と號す。幼より醫を學び、後ち蘭書に親み、翻譯書類多し。嘗て、中川淳庵、桂川甫周、其他と共に解體新書を譯す。蘭方醫の大家として名あり。文化十四年四月歿す。

スミ 炭

▲木炭、石炭、骨炭など皆炭なれど、普通に木炭のみを炭といふ。木炭は其用途様々なれど、大部分は、炭火として燃くに用ふ。炭は、色素又は汚物を吸集する性質を有するが故に、水濾器の下層にその細末を容れ、上に砂を盛りて、水を清淨にするに用ふ。淨水の方法として最も可なりといふ。桐の炭は、之を粉末にして火薬に混じ、又は

スミルナ

▲小亞細亞の都會にして、其西端にあり。バグダット鐵道の起點なり。

スミヨシ 住吉 (攝津)

▲一名墨江といふ。東西の二部に分かる。西なるは武庫郡にあり、茨住吉神社を祀る、神功皇后の創立し給ひしものにて、全國無數の住吉神社は皆此より分祠せしものなり。又東なるは東成郡にありて、官幣大社住吉神社は元前若より分體したるものなれど、爾來反つて有名と

なれり。
スミヨシモノガタリ 住吉物語

▲中納言に左衛門督を兼ねたる人の女。繼母に憎まれて住吉に流浪せるが、後に少将なる人の夫人となり、富み樂えたりといふ筋書とす。全二巻。作者不詳。住吉物語の名は、析草紙にも見え、古きものなれど、今傳はれるは偽作にて、承久頃のものなるべしといふ。
スミダガハ 隅(墨)田川(武蔵)

▲源を秩父郡の山間に發す。東京市の東部を貫流して東京灣に入る。重要な水路にして、吾妻、厩、兩國、新大橋、永代の五大橋を架す。もと此の川は利根川の下流なりしなり。

スミノクラリヨイ 角倉了以

▲醫者吉田宗桂の子、名は充好、與七と稱し、後了以と改め、支那と號す。了以、土木家として名あり、慶長中大堰川を浚渫して、丹波より嵯峨に舟を通ずることを得せしめ、また富士川、阿倍川、鴨川等を浚ふ。慶長十九年七月歿。
スミス ▲著名なる英國經濟學者なり、一七五七年グラスゴー大學に於て論理學の博士

に選ばれ、翌年又倫理學の博士となれり、一七五九年始めて『良心論』を著し、同六三年辭職して歐洲に旅行し、歸國後『經濟論』二卷を著し、大に名聲を博せり、一七七八年スコットランドの祝詞司長となれり。

スシンテンノ 崇神天皇

▲人皇第十代。御名は御間城入彦五十瓊殖命、開化天皇の御子、御母は伊香色姬なり。御年百十六歳にして崩御。時人、御肇國天皇と稱す。

スズ 錫

▲主として錫石として存在す。錫石に木炭を加へて灼熱すれば得る。錫は銀の如き光澤ある白色金屬にして、比重七、三、熔點二百七十三度なり。錫の溶解せるものを冷やせば、容易に結晶す。展性を有するを以て、打ちて薄葉とす。又延性あり。棒状をなせるものを揉むときは、一種の奇なる音を發す。常温にては、空氣中にて、光澤を失はざれども、高温にては、酸化第二錫となる。鹽酸に溶解して、鹽化第一錫となる。又自然錫あり。こは西比利亞及南米に鉛と合金をなし、砂金と共に産す。なほ一の特性は、極寒に遇ふ時、鼠巴の粉末に崩壊するに在り。故

に東印度諸島なるパンカ製の塊錫を本地なる露國に輸送中、粉塵せりといふ。商品には、種々ある中につき、マラツカ錫の錐形物は、二百五十乃至三百七十五グラムのものあり。西印度錫と稱するは、その實メキシコ産の一なり。パンカ錫は、二十乃至五十キロの海鼠形なり。近來大量のピリトン錫市場に現る。その品質は、純良にしてパンカ錫に優る。歐洲産は概して、品質劣れり。その外に錫アリキ及錫箔あり。後者は鏡の台紙となし、又商品に包紙として、廣く消費せらる。錫は又鑄物にも仕向け、錫鍍金、及接融となし、白鉄鋼實にも混用す。鉛類は、顔料に供す。鑄物に鉛を混せば、其の價廉價となり。鑄物流の作業に便益なるゆゑ、鉛を加ふ。又食器には、三分一以下の鉛を加ふ。それ以上は、衛生に害あり。國によりては、鉛の加入を全く禁止する所あり。風琴管に使用する錫は、十錫四鉛の割合なり。錫箔は、食料品の表包に供することは人の知るところなり。其用途には、有害なる鉛なきものを用ふべし。

皇室

大日本皇室

天皇陛下

御名嘉仁 皇祖

神武天皇より第百二十二代に當らせられ明治四十五年七月三十日御踐祚あらせらる。明治天皇第三の皇子にましまし明治十二年八月三十一日御降誕同二十年八月三十日御年八歳を以て東宮宣下同年九月十九日學習院に御降學同二十二年十一月三日御年十一歳にして皇太子に立たせられ同日陸軍歩兵少尉に任ぜらる。同二十五年十一月三日陸軍歩兵中尉に御昇進同二十七年八月二十日御年十六歳を以て學習院御降學を罷めさせられ翌年一月四日陸軍歩兵大尉に同三十一年十一月三日陸軍歩兵少佐及海軍少佐に同三十四年十一月三日陸軍歩兵中佐及海軍中佐に同三十六年十一月三日陸軍歩兵大佐及海軍大佐に同三十九年十一月三日陸軍少將及海軍少將に同四十二年十一月三日陸軍中將及海軍中將に御昇進あらせらる。

皇后陛下

御名は節子故従一位大勳位公爵九條道孝第四の御女にま

皇太子殿下

御名は裕仁明

しまし明治三十三年五月十日入興皇太子妃宣下あらせらる。明治十七年六月二十五日の御生誕にして同二十二年御年六歳を以て華族女學校に御入學同三十二年七月御卒業あらせらる。治世四年四月廿九日御生誕皇長子に渡らせられ迪宮と稱し奉れり同四十一年四月御年八歳を以て學習院に御入學大正三年四月初等科御卒業につき御退學同月四日より東宮御所内に新設の御學問所に於て御修學あらせらる。同元年九月九日陸軍歩兵少尉に任じ近衛歩兵第一聯隊附兼第一艦隊附とならせられ又大勳位に叙せられ給ひ同三年十月三十一日陸軍歩兵中尉及海軍中尉に御昇進あらせらる。

皇子

第二皇子雅仁親王は淳宮と申し奉り明治三十五年六月二十五日御生誕同四十二年四月學習院に御入學大正四年四月初等科御卒業あらせらる。

第三皇子宣仁親王は明治三十八年一月三日御生誕光宮と申し奉りしが大正二

年七月六日高松宮の稱號を賜る明治四十四年四月學習院に御入學あらせらる。第四皇子崇仁親王は澄宮と申し奉り大正四年十二月三日御生誕あらせらる。

皇妹

昌子内親王殿下は、明治天皇第六の皇女にましまし常宮と申し奉り

明治二十一年九月三十日御生誕同四十四年四月二十七日竹田宮恒久王殿下に御歸嫁あらせらる。皇子内親王殿下は、明治天皇第七の皇女にましまし周宮と申し奉りき明治二十三年一月二十九日御生誕同四十二年四月二十九日北白川宮成久王殿下に御歸嫁あらせらる。允子内親王殿下は、明治天皇第八の皇女にましまし富美宮と申し奉りき明治二十四年八月七日御生誕同四十三年五月六日朝香宮鳩彦王殿下に御歸嫁あらせらる。聰子内親王殿下は、明治天皇第九の皇女にましまし泰宮と申し奉りき明治二十九年五月十一日御生誕大正四年五月十八日東久邇宮稔彦王殿下に御歸嫁あらせらる。

【1】大日本皇室

宮	號	御	名	御	父	御	誕	生	御	住	所
梨本宮	一	守	正王	故大勳位朝彥親王第四子	正二位勳一等侯爵鍋島直大	明治七年三月九日	同	同	同	東京府澁谷町大字青山北町	
朝香宮	一	鳩	彩王	故大勳位朝彥親王第八子	明治天皇第八皇女	明治二十年十月二日	同	同	同	東京市芝區高輪西臺町	
北白川宮	一	成	久王	故大勳位能久親王第三子	故從一位大勳位公爵島津久光養女	明治二十年四月十八日	同	同	同	東京市芝區高輪南町	
東久通宮	一	盛	厚王	明治天皇第九皇女	勳一等珍彥王第一子	明治二十九年五月十一日	同	同	同	東京市麻布區東島居坂町	
梨本宮	二	伊	都子	正二位勳一等侯爵鍋島直大	大勳位守正王第一女	明治三十五年二月二日	同	同	同	東京府澁谷町大字青山北町	
朝香宮	二	孚	彦王	大勳位鳩彥王第一子	大勳位鳩彥王第二子	明治三十四年十一月四日	同	同	同	東京府澁谷町大字青山北町	
北白川宮	二	富	子	故大勳位能久親王第三子	故從一位大勳位公爵島津久光養女	明治三十四年四月二十七日	同	同	同	東京府澁谷町大字青山北町	
東久通宮	二	聰	彦王	明治天皇第九皇女	勳一等珍彥王第一子	明治三十九年二月二日	同	同	同	東京府澁谷町大字青山北町	
梨本宮	三	方	子女	大勳位守正王第一女	大勳位守正王第二女	明治三十九年八月八日	同	同	同	東京府澁谷町大字青山北町	
朝香宮	三	正	彦王	大勳位鳩彥王第一子	大勳位鳩彥王第二子	明治三十九年二月二日	同	同	同	東京府澁谷町大字青山北町	
北白川宮	三	美	和子女	勳一等成久王第一女	勳一等成久王第二女	明治三十九年八月八日	同	同	同	東京府澁谷町大字青山北町	
東久通宮	三	盛	厚王	明治天皇第九皇女	勳一等珍彥王第一子	明治三十九年五月六日	同	同	同	東京府澁谷町大字青山北町	
梨本宮	四	規	子女	大勳位守正王第一女	大勳位守正王第二女	大正二年十月二十一日	同	同	同	東京府澁谷町大字青山北町	
朝香宮	四	紀	久子女	大勳位鳩彥王第一子	大勳位鳩彥王第二子	大正二年十月二十一日	同	同	同	東京府澁谷町大字青山北町	
北白川宮	四	美	和子女	勳一等成久王第一女	勳一等成久王第二女	大正二年十月二十一日	同	同	同	東京府澁谷町大字青山北町	
東久通宮	四	盛	厚王	明治天皇第九皇女	勳一等珍彥王第一子	大正二年十月二十一日	同	同	同	東京府澁谷町大字青山北町	

宮	號	御	名	御	父	御	誕	生	御	住	所
竹田宮	一	恒	久王	故大勳位能久親王第一子	明治天皇第六皇女	明治十五年九月二十二日	同	同	同	東京市芝區高輪南町	
閑院宮	一	載	仁親王	故一品邦家親王第十六子	故正一位大勳位公爵三條實美第二女	明治二十一年九月三十日	同	同	同	東京市芝區高輪南町	
東伏見宮	一	依	仁親王	故一品邦家親王第十七子	故從一位勳一等公爵岩倉具定第一女	明治四十二年三月四日	同	同	同	東京市芝區高輪南町	
竹田宮	二	昌	子內親王	明治天皇第六皇女	大勳位恒久王第一子	慶應元年乙丑九月二十二日	同	同	同	東京市芝區高輪南町	
閑院宮	二	智	惠子	故正一位大勳位公爵三條實美第二女	大勳位載仁親王第二子	明治五年壬申五月二十五日	同	同	同	東京市芝區高輪南町	
東伏見宮	二	華	子女	大勳位載仁親王第五女	大勳位載仁親王等四女	明治三十五年八月三日	同	同	同	東京市芝區高輪南町	
竹田宮	三	恒	德王	大勳位恒久王第一子	明治四十二年六月二十日	明治三十九年二月二日	同	同	同	東京市芝區高輪南町	
閑院宮	三	春	仁王	大勳位載仁親王第二子	大勳位載仁親王等四女	明治三十九年二月二日	同	同	同	東京市芝區高輪南町	
東伏見宮	三	依	仁親王	故一品邦家親王第十七子	故從一位勳一等公爵岩倉具定第一女	明治四十二年六月二十日	同	同	同	東京市芝區高輪南町	
竹田宮	四	昌	子內親王	明治天皇第六皇女	大勳位恒久王第一子	慶應三年丁卯九月十九日	同	同	同	東京市芝區高輪南町	
閑院宮	四	智	惠子	故正一位大勳位公爵三條實美第二女	大勳位載仁親王第二子	明治九年八月二十九日	同	同	同	東京市芝區高輪南町	
東伏見宮	四	華	子女	大勳位載仁親王第五女	大勳位載仁親王等四女	同	同	同	同	東京市芝區高輪南町	

朝鮮王族及公族

明治四十三年八月二十九日詔書を以て待に皇族の禮遇を賜はりたる朝鮮王族及公族の御名御誕生年月日等左の如し

昌德宮李王 御名 拓 明治七年三月二十五日御誕生 李 嫻 公 御名 平吉 明治十年三月三十日御誕生

同 妃 尹氏 明治二十七年九月十九日御誕生 同 妃 金氏

同王世子 御名 垠 明治三十年十月二十日御誕生 李 竣 公 御名 竣鎔 明治三年六月二十五日御誕生

德壽宮李太王 御名 熙 嘉永五年九月八日御誕生 同 二男 竣鎔

【1】朝鮮王族及公族

宮家の御縁家

宮家より御縁歸されたる女王殿下にして現に御存命の方々の如し
▲有栖川宮家 故威仁親王殿下姫宮實枝子の方は公爵徳川慶久氏に御歸嫁
▲伏見宮家 貞愛親王殿下姫宮禎子の方は爵香間祇候陸軍歩兵少佐貴族院議員山内豐景侯に御歸嫁
▲賀陽宮家 故邦憲王殿下姫宮由紀子の方には子爵町尻量弘氏養嗣子陸軍砲兵中尉町尻基綱氏に御歸嫁

▲久邇宮家 故久邇宮朝彦親王殿下姫宮安喜子の方は故池田詮政侯に御歸嫁、現祚政侯の母堂なり
▲久邇宮家 同姫宮榮子の方は侍從兼宮中顧問官子爵東園基俊氏に御歸嫁
▲久邇宮家 同姫宮素子の方は貴族院議員仙石政周子嗣子宮内事務官仙石政敬氏に御歸嫁
▲久邇宮家 同姫宮篤子の方は東宮武宮東宮學問所御用掛陸軍騎兵中佐伯爵壬生基總氏に御歸嫁
▲北白川宮家 故能久親王殿下姫宮満子の方には伯爵甘露寺義長氏の嗣子東宮侍從甘露寺愛

長氏に御歸嫁
▲北白川宮家 同姫宮貞子の方には伯爵有馬頼萬氏の嗣子有馬頼寧氏に御歸嫁
▲北白川宮家 同姫宮武子の方には子爵保科正昭氏に御歸嫁
▲北白川宮家 同姫宮攢子の方には静岡縣理事官伯爵二荒芳徳氏に御歸嫁
▲閑院宮家 載仁親王殿下姫宮茂子の方には爵香間祇候宗秩寮審議官貴族院副議長黒田長成侯の嗣子長禮氏に御歸嫁
▲閑院宮家 同姫宮恭子の方には子爵安藤信昭氏に御歸嫁

御歴代天皇

Table of Japanese Emperors with columns for 御歴代 (Imperial Generation), 帝號 (Imperial Name), 紀元 (Original Year), 西元 (Western Year), 年距 (Years from Present), 皇居 (Imperial Residence), and 在位年數 (Years in Power). Includes emperors like 神武, 孝德, 孝元, etc.

【4】御歴代天皇

Table of Japanese Emperors with columns for 御歴代 (Imperial Generation), 帝號 (Imperial Name), 紀元 (Original Year), 西元 (Western Year), 年距 (Years from Present), 皇居 (Imperial Residence), and 在位年數 (Years in Power). Includes emperors like 仁徳, 孝徳, 孝元, etc.

歷代内閣員

明治十八年官制改正以後の内閣左の如し

年次	總理大臣	内務大臣	外務大臣	陸軍大臣	海軍大臣	大藏大臣	司法大臣	文部大臣	農商務大臣	逓信大臣
明治十八年	伊藤博文	山縣有朋	井上馨	大山巖	西郷從道	松方正義	山田顯義	有禮	谷干城	榎本武揚
同十九年	伊藤博文	山縣有朋	井上馨	大山巖	西郷從道	松方正義	山田顯義	有禮	谷干城	榎本武揚
明治二十年	伊藤博文	山縣有朋	井上馨	大山巖	西郷從道	松方正義	山田顯義	有禮	谷干城	榎本武揚
同二十一年	伊藤博文	山縣有朋	伊藤博文	大山巖	西郷從道	松方正義	山田顯義	有禮	谷干城	榎本武揚
同二十二年	黑田清隆	山縣有朋	大隈重信	大山巖	西郷從道	松方正義	山田顯義	有禮	谷干城	榎本武揚
同二十三年	山縣有朋	山縣有朋	青木周藏	大山巖	西郷從道	松方正義	山田顯義	有禮	谷干城	榎本武揚
同二十四年	山縣有朋	品川彌二郎	青木周藏	大山巖	西郷從道	松方正義	山田顯義	有禮	谷干城	榎本武揚
同二十五年	伊藤博文	品川彌二郎	榎本武揚	高島綱之助	榎本武揚	松方正義	山田顯義	有禮	谷干城	榎本武揚

【日】歷代内閣員

—

【口】歷代内閣員

同 二十六年	伊藤博文	井上馨	陸奥宗光	大山巖	西郷從道	渡邊國武	山縣有朋	井上馨	後藤象二郎	黑田清隆
同 二十七年	伊藤博文	井上馨	陸奥宗光	大山巖	西郷從道	渡邊國武	山縣有朋	井上馨	後藤象二郎	黑田清隆
同 二十八年	伊藤博文	野村靖	陸奥宗光	大山巖	西郷從道	渡邊國武	山縣有朋	井上馨	後藤象二郎	黑田清隆
同 二十九年	伊藤博文	野村靖	陸奥宗光	大山巖	西郷從道	渡邊國武	山縣有朋	井上馨	後藤象二郎	黑田清隆
同 三十年	松方正義	板垣退助	大隈重信	高島綱之助	西郷從道	松方正義	板垣退助	大隈重信	高島綱之助	西郷從道
同 三十一年	松方正義	板垣退助	大隈重信	高島綱之助	西郷從道	松方正義	板垣退助	大隈重信	高島綱之助	西郷從道
同 三十二年	山縣有朋	西郷從道	青木周藏	桂	山縣有朋	西郷從道	青木周藏	桂	山縣有朋	西郷從道
同 三十三年	山縣有朋	西郷從道	青木周藏	桂	山縣有朋	西郷從道	青木周藏	桂	山縣有朋	西郷從道
同 三十四年	伊藤博文	末松謙澄	加藤高明	兒玉源太郎	山本權兵衛	渡邊國武	金子堅太郎	松田正久	長谷川純	柴田家門

【口】歷代内閣員

同 三十五年	桂	内海忠勝	小村壽太郎	寺内正毅	山本權兵衛	曾禰荒助	清浦奎吾	菊池大麓	平田東助	芳川顯正
同 三十六年	桂	内海忠勝	小村壽太郎	寺内正毅	山本權兵衛	曾禰荒助	清浦奎吾	菊池大麓	平田東助	芳川顯正
同 三十七年	桂	芳川顯正	小村壽太郎	寺内正毅	山本權兵衛	曾禰荒助	波多野敬直	久保田讓	清浦奎吾	大浦兼武
同 三十八年	桂	芳川顯正	小村壽太郎	寺内正毅	山本權兵衛	曾禰荒助	波多野敬直	久保田讓	清浦奎吾	大浦兼武
同 三十九年	桂	芳川顯正	小村壽太郎	寺内正毅	山本權兵衛	曾禰荒助	波多野敬直	久保田讓	清浦奎吾	大浦兼武
同 四十年	西園寺公望	原敬	林	寺内正毅	阪谷芳郎	松田正久	岡部長職	小松原英太郎	大浦兼武	後藤新平
同 四十一年	西園寺公望	原敬	林	寺内正毅	阪谷芳郎	松田正久	岡部長職	小松原英太郎	大浦兼武	後藤新平
同 四十二年	桂	平田東助	小村壽太郎	寺内正毅	實	桂	岡部長職	小松原英太郎	大浦兼武	後藤新平
同 四十三年	桂	平田東助	小村壽太郎	寺内正毅	實	桂	岡部長職	小松原英太郎	大浦兼武	後藤新平
同 四十四年	桂	平田東助	小村壽太郎	寺内正毅	實	桂	岡部長職	小松原英太郎	大浦兼武	後藤新平
同 四十五年	西園寺公望	大浦兼武	内田康哉	石本新六	若槻禮次郎	松田正久	長谷川純	柴田家門	小野路	後藤新平

帝國議會目次

貴族院令... 貴族院伯子男爵議員選舉規則... 貴族院多額納稅者議員互選規則... 貴族院議員資格及選舉法判決規則... 貴族院規則... 貴族院議員一覽... 衆議院議員選舉法... 衆議院議員選舉法施行令... 選舉區... 議院法... 衆議院規則... 衆議院議員一覽

帝國議會

貴族院令

明治二十二年二月勅令第十一號

- 第一條 貴族院は左の議員を以て組織す
一 皇族
二 公侯爵
三 伯子男爵各々其の同爵中より選舉せられたる者
四 國家に勳勞あり又は學識ある者より特に勅任せられたる者
五 各府縣に於て土地或は工業商業に付多額の直接國稅を納むる者の中より一人を互選して勅任せられたる者
第二條 皇族の男子成年に達したるときは議席に列す
第三條 公侯爵を有する者滿二十五歳に達したるときは議員たるべし
第四條 伯子男爵を有するものにして滿二十歳に達し各々其の同爵の選に當りたる者は七箇年の任期を以て議員たるべし其の選舉に關する規則は別に勅令を以て之を定む

【一】帝國議會(貴族院令・貴族院伯子男爵議員選舉規則)

前項議員の數は伯爵十七人以内、子爵七十人以内、男爵六十三人以内とし各爵其の總數の五分の一を超過すべからず(明治四十二年四月十二日改正)
第五條 國家に勳勞あり又は學識ある滿三十歳以上の男子にして勅任せられたる者は終身議員たるべし
前項議員の數は百二十五人を超過すべからず(明治三十八年三月二十日追加)
第六條 各府縣に於て滿三十歳以上の男子にして土地或は工業商業に付多額の直接國稅を納むる者十五人の中より一人を互選し其の選に當り勅任せられたる者は七箇年の任期を以て議員たるべし其の選舉に關する規則は別に勅令を以て之を定む
第七條 國家に勳勞あり又は學識ある者及各府縣に於て土地或は工業商業に付多額の直接國稅を納むる者より勅任せられたる議員は有爵議員の數に超過することを得ず
第八條 貴族院は天皇の諮詢に應へ華族の特權に關する條規を議決す
第九條 貴族院は其の議員の資格及選舉に關する争訟を判決す其の判決に關する規則は貴族

院に於て之を議定し上奏して裁可を請ふべし
第十條 議員にして禁錮以上の刑に處せられ又は身代限の處分を受けたる者あるときは勅令を以て之を除名すべし
貴族院に於て懲罰に由り除名すべき者は議長より上奏して勅裁を請ふべし
除名せられたる議員は更に勅許あるに非ざれば再び議員となることを得ず
第十一條 議長副議長は議員中より七箇年の任期を以て勅任せらるべし
被選議員にして議長又は副議長の任命を受けたるときは議員の任期間其の職に就くべし
第十二條 此の勅令に定むるもの外は總て議院法の條規に依る
第十三條 將來此の勅令の條項を改正し又は増補するときは貴族院の議決を経べし
貴族院伯子男爵議員選舉規則
明治二十二年六月
勅令第七十八號
第一條 伯子男爵を有する成年以上の者は各々其の同爵者の貴族院議員を選舉す

【八】帝國議會(貴族院令・貴族院伯子男爵議員選舉規則)

- 第二條 神官及諸宗の僧侶又は教師は被選人たることを得ず
- 第三條 左の項の一に觸るる者は選舉人及被選人たることを得ず
 - 一 瘋癲白癡の者
 - 二 身代限の處分を受け負債の義務を免れざる者
- 第四條 刑事の訴を受け拘留又は保釋中に在る者は其の裁判確定に至るまで選舉權を行ふことを得ず及被選人たることを得ず
- 第五條 貴族院令第四條に依り選ばれるべき議員の數は選舉を行ふの前勅命を以て之を指定すべし
- 第六條 爵位局長官は選舉の期日より四十日前に選舉資格を有する伯子男爵の人名簿を各別に調製し選舉資格を有する同爵者に配付し三十日前に之を確定して各選舉管理者に交付すべし
- 第七條 選舉は伯子男爵の選舉資格を有する者より各々一人の選舉管理者を互選して之を管理せしむ
- 第八條 選舉管理者は選舉人の中より各々一人の同爵の選舉立會人三人以上を指定して選舉會場に參會せしむべし
- 第九條 選舉は七月十日東京に於て之を行ふ
- 第十條 選舉人は自ら選舉會場に至り投票すべし
- 第十一條 選舉人東京府の外に居住し又は疾病事故に因り選舉會場に至ること能はざるときは同爵中の他の選舉人に投票を委託することを得
- 第十二條 投票の最多數を得たる者を以て當選人とす
- 第十三條 前數條に掲げたる者の外選舉に關する一切の規程は選舉資格を有する伯子男爵の協議を以て之を定むべし
- 第十四條 當選人確定したるときは選舉管理者は其の爵姓名を上奏し併せて貴族院議長に報告すべし
- 第十五條 選舉管理者は選舉明細書を作り選舉に關する一切の事項を記載し立會人と共に署名捺印し其の副本を貴族院に送致すべし
- 第十六條 議員に關員を生じたるときは議長より之を上奏し勅命を以て補選を行ふべきことを命じ及其の期日を指定すべし
- 第十七條 補選の手續は通常選舉の例に同し
- 第十八條 貴族院令第九條に依り貴族院に出訴するの期限は貴族院開會の後十日以内とす
- 第十九條 選舉に關する費用は同爵者の支辨たるべし

貴族院多額納稅者議員互選規則

明治二十一年六月 勅令第七十九號

- 第一條 貴族院令第六條に依り貴族院議員を互選する者は互選名簿調製の期日より前滿一年以上其の府縣内に於て本籍を定め住居し多額の直接國稅を納め仍引續き住居し及納稅する者なるべし
- 第二條 家督に由り財産を相續したる者は其の財産に付前財産主の納稅額を以て其の納稅資格に算入す
- 第三條 神官及諸宗の僧侶又は教師は互選人たることを得ず
- 第四條 左の項の一に觸るる者は互選人たることを得ず
 - 一 瘋癲白癡の者
 - 二 公權を剝奪せられたる者又は停止中の者
 - 三 禁錮の刑に處せられ滿期の後又は赦免の後滿三年を経ざる者
 - 四 舊法に依り懲役の刑に處せられ滿期の後又は赦免の後滿三年を経ざる者
 - 五 賭博犯に由り處刑を受け滿期の後又は
- 第五條 選舉は七月十日東京に於て之を行ふ
- 第六條 選舉人は自ら選舉會場に至り投票すべし
- 第七條 選舉人東京府の外に居住し又は疾病事故に因り選舉會場に至ること能はざるときは同爵中の他の選舉人に投票を委託することを得
- 第八條 投票の最多數を得たる者を以て當選人とす
- 第九條 前數條に掲げたる者の外選舉に關する一切の規程は選舉資格を有する伯子男爵の協議を以て之を定むべし
- 第十條 當選人確定したるときは選舉管理者は其の爵姓名を上奏し併せて貴族院議長に報告すべし
- 第十一條 選舉管理者は選舉明細書を作り選舉に關する一切の事項を記載し立會人と共に署名捺印し其の副本を貴族院に送致すべし
- 第十二條 議員に關員を生じたるときは議長より之を上奏し勅命を以て補選を行ふべきことを命じ及其の期日を指定すべし
- 第十三條 補選の手續は通常選舉の例に同し
- 第十四條 貴族院令第九條に依り貴族院に出訴するの期限は貴族院開會の後十日以内とす
- 第十五條 選舉に關する費用は同爵者の支辨たるべし

【九】帝國議會(貴族院令・貴族院多額納稅者議員互選規則)

【八】帝國議會(貴族院令・貴族院議員資格及選舉爭訟判決規則)

第十六條 互選人は自ら選舉會場に至り投票すべし
投票は被選人の姓名を記載し次に自己の姓名を記載すべし
第十七條 互選人疾病事故に因り選舉會場に至ること能はざるときは醫師の診断書又は事由書を具へ投票を封緘し其の表面に記名捺印して之を他の互選人に委託することを得
第十八條 投票終るの後選舉管理者は互選人の面前に於て投票を點檢し其の結果を告知すべし但し當選人其の場に在らざるときは文書を以て速に其の由を本人に通知すべし
第十九條 投票效力の有無に付疑義あるときは選舉管理者之を決定す
第二十條 投票の最多數を得たる者を以て當選人とす
第二十一條 當選人にして其の當選を辭するときは次の投票多數を得たる者を以て當選人とすべし

第二十二條 當選人確定したるときは府縣知事は當選人の資格及選舉の顛末を録して内閣總理大臣に報告すべし
第二十三條 選舉管理者は選舉明細書を作り其の副本を貴族院に送致すべし
第二十四條 議員に閣員を生じたるときは議長より之を上奏し勅旨を以て補選を行ふべきことを其の府縣に命ずべし
第二十五條 補選議員の任期は前議員の任期に依る
第二十六條 貴族院令第九條に依り貴族院に提出するの期限は開會の後十日以内とす

貴族院議員資格及選舉爭訟判決規則
明治二十三年十月勅令第二百二十一號

第二條 伯子男爵議員の各選舉人又は多額納税者議員の互選人貴族院令第九條に依り提出する者は當選議員を被告とすべし
第三條 原告人は訴狀及其の副本一通を作り之を議長に差出すべし議長訴狀を受取りたるときは之を資格審査委員に付す
第四條 訴狀には請求の要領理由及立證を具へ原告人自ら署名すべし
第五條 資格審査委員は訴狀の副本を被告人に送達し期日を定め被告人を以て答辯書及其の副本一通を差出さしめ其の副本は之を原告人に送達すべし
委員は必要と認むるときは原告被告をして更に辯駁書及再答辯書を差出さしむることを得
第六條 原告被告は郵便を以て文書を差出すことを得郵便到達の日數は期限に算入せず
第七條 資格審査委員は議長を経由して議員の選舉に關する證憑文書を政府に要求することを得
第八條 審査の結果に因り刑法に觸るゝの事件を發見したるときは議長より之を司法大臣に通告すべし但し之が爲に審査及判決を

中止せず
第九條 被告入期日内に答辯書を差出さざるときは資格審査委員は直ちに審査の結果を報告することを得
天災事變に因り期日内に答辯書を差出すこと能はざるときは議長を以て之を報告すべし
議長は更に期日を定め之を差出さしむることを得
第十條 資格審査委員其の審査報告を議長に提出したるときは議長之を各議員に配付したる後院議に付すべし
第十一條 議員に於て判決したるときは議長は書記官長をして其の議事録に依り議決の謄本を作らしめ之を原告被告に送達すべし
第十二條 貴族院に於て議員の當選又は資格を不法と判決したるときは議長は其の位列を停止して奏上すべし
第十三條 被告議員は前條の判決を受けるまで議院に於て位列及發言の權を失はず但し自己に關する争訟に付ては自己又は他の議員に託し辯明することを得るも其の表決に預かることを得ず

被告議員は自己に關する争訟に付ては委員會に參することを得
第十四條 補選議員の選舉開院中に在るときは伯子男爵に在ては當選確定の後多額納税者に在ては勅任せられたる後十日を以て出訴の期限とす
前項の期間に満たすして議員閉會せられ出訴すること能はざるときは仍次會期の開會後十日以内に出訴することを得
第十五條 議員他の議員の資格に對し異議を申立つる者あるときは第三條第四條第五條第七條第九條第十條第十一條第十二條第十三條の例に依り審査及判決すべし但し此の場合に於ては貴族院伯子男爵議員選舉規則第十八條及貴族院多額納税者議員互選規則第二十六條に掲げたる期限の限に在らず

貴族院規則
明治二十三年十月一日議決

第一章 成立(明治二十三年十月一日議決)
第一條 議員は召集の勅諭に指定したる期日の午前九時貴族院に集會すべし
第二條 集會したる議員は名刺を事務局に通すべし
第三條 集會したる議員總議員三分の一以上に充ちたるときは議長は議長席に着くべし
第四條 議員の席次は皇族を首席とし其席次は宮中の列次に依る爵位を有する議員を次席とし其の席次は爵位次第に依る其の他の議員の席次は年齢に依り同年月なるときは抽籤を以て之を定む
第五條 議長は書記官をして抽籤せしめ總議員を九部に配分し各部に號數を附す均分すること能はざるときは第一部より以上部一員を加ふべし
議長副議長は部員の中に入らず
第六條 部員は毎會期に之を定む
臨時會に於ては前會の部員を繼續すべし
第七條 各部は年長部員を管理者とす無名投票を以て部員中より部長一名を互選し其の最多數を得たる者を以て當選人とす
最多數を得たる者同數者二人以上あるときは年長を取り同年月なるときは抽籤を以て之を定む
第八條 部長は部の事務を整理す
第九條 各部は部員中より理事一名を互選す理事の互選は部長互選の例に同じ

【八】帝國議會(貴族院令・貴族院規則)

【八】帝國議會(貴族院令・貴族院規則)

第十條 理事は部長を輔け部長故障あるときは之を代理すべし

第二章 委員

第一節 通則

第十二條 委員會の審査は議院の付託したる事件の外に渉ることを得ず

第十三條 委員は委員會に於て同一事件に付き幾回たりとも發言することを得

第十四條 委員長は委員會の會議を整理し秩序を保持す

第十五條 委員會の議事は出席員の過半数を以て決す可同數なるときは委員長の決する所に依る

委員長は討議するの權を妨げらるることなし

第二節 全院委員

第十六條 全院委員長の選舉は無名投票を以て之を行ひ最多數を得たる者を以て當選人とす同數者あるときは年長を取り同年月なるときは抽籤を以て之を定む

第十七條 全院委員長故障あるときは第一部

長をして其の職務を行はしむべし第一部長亦故障あるときは順次に第二部長以下をして之を行はしむべし

第十八條 全院委員會は議長又は議員十人以上の發議に由り討論を用ひず議院の決議を以て之を開く

第十九條 全院委員會を開くことを議決したるときは即時に開會すべし

第二十條 全院委員會を開くときは議長其の席を退くべし

第二十一條 全院委員會に於ける動議は一人以上の賛成者を持ちて議題となすべし

第二十二條 全院委員會は自ら其の規則を議決することを得ず

第二十三條 全院委員會議事を終るときは委員長は議長の出席を求め其の結果を議院に報告すべし

第二十四條 全院委員會は自ら延會することを得ず若し議事終局せざるときは委員長は議

長の出席を求め議事の經過を議院に報告すべし

此の場合に於ては議長は更に開會の期日を定め議事日程に記載すべし

第二十五條 全院委員會に於て議院法若し議院規則に違ひ議場の秩序を紊る者あるときは議長は委員長の請求を待たず其の席に復し委員會を解くことを得

第二十六條 全院委員會の議決することを得ざる事件生ずるときは委員長は議長の出席を求め其の席を退くべし

第二十七條 全院委員會に於ては書記官書記官長の職務を行ふ

第三節 常任委員

第二十八條 議院は毎會期の始に於て左に列記する常任委員を選挙す

- 一 資格審査委員 九人
二 豫算委員 五十四人(明治四十年三月二十一日改正)
三 懲罰委員 九人
四 請願委員 三十六人(明治四十二年三月十日改正)
五 決算委員 三十六人(明治二十七年)

年五月二十二日追加同四十年三月二十一日改正

其の他議員に於て必要と認むるものを

第二十九條 常任委員は各部に於て無名投票を以て議員中より選舉し最多數を得たる者を以て當選人とす同數者あるときは抽籤を以て之を定む

第三十條 各常任委員を選舉するは議員の命する所に依り各部同一日に於てすべし

第三十一條 當選人定まりたるときは部長は之を議長に報告すべし

第三十二條 數部の選舉に當選したる者は其の所屬部の當選人とす

所屬部の外に於て數部の選舉に當選したる者は部數の順序に従ひ其の當選人とす

第三十三條 前條又は其の他の事由に因り委員に兩員を生じたるときは其の選舉したる部に於て補選を行ふべし

第三十四條 常任委員に選舉せられたる者は正當の事由なくして其の任を辭することを得ず

第三十五條 常任委員會は無名投票を以て委員長副委員長各一名を互選し最多數を得た

【八】帝國議會(貴族院令・貴族院規則)

る者を以て當選人とす同數者あるときは抽籤を以て之を定む

委員長故障あるときは副委員長之を代理すべし

第三十六條 議院に於て委員會の期日を指定せざるときは委員長之を定む

第三十七條 常任委員會は議院の會議時間に於て之を開くことを得ず但し議院の許可を得たるときは此の限に在らず

第三十八條 當任委員會は其の付託を受けたる事件に關し意見を有する議院あるときは其の意見を聞くことを得

第三十九條 常任委員會の審査終るときは報告書を作り委員長より議院に提出すべし

常任委員會の決議に依り委員長は口述を以て報告することを得但し議院は文書の報告を求むることを得

常任委員長は委員會の決議を経て其の報告を他の委員に依託することを得

議長に於て特に秘密と認むる者の外委員會の報告書は印刷して豫め之を議員に配付すべし

第四十條 議院は期限を定め委員會をして審

査の報告を爲さしむることを得

第四十一條 常任委員會故なく其の報告を選延するときは議院は委員を改選することを得

第四十二條 常任委員會に於て少數を以て廢棄せられたる意見を議院に提出せむと欲する出席委員三分の一に及ぶときは委員會の報告と俱に其の意見を提出することを得

第四十三條 常任委員會は委員會議録を作り出席者の氏名表決の數決議の要領及其他重要な事件を記載すべし

第四十四條 常任委員會議録は委員及副委員長之に署名捺印し事務局に保存すべし

第四十五條 常任委員は其の事務を捷速ならしむる爲に分て數科と爲すことを得此場合に於ては各科に主要を互選すべし

各科の主旨は議院に於て委員長の報告を補助することを得

第四節 特別委員

第四十六條 特別委員の數は九名とす但し付託事件の種類に由り議院の決議を以て之を増加することを得

第四十七條 特別委員は議院に於て無名投票

【八】帝國議會(貴族院令・貴族院規則)

を以て連記選舉し最多數を得たる者を以て當選人とす同數者あるときは抽籤を以て之を定む

第四十八條 議院は特別委員に付託したる事件に連繫する他の事件を以て併せて之に付託することを得

第四十九條 議院は特別委員の報告を受くるの後更に其の事件を同一委員に付託し又は委員を改選して之に付託することを得

第五十條 本章第三節第三十四條より第四十四條に至るまでの規定は本節に適用す

第三章 開議散會及延會

第五十一條 會議は通常午前十時に始む

第五十二條 議事日程に掲げたる議事を終りたる時は議長は議院に諮はしめて散會を宣告す議事未だ終らざるも午後四時に至るときは議長は延會を宣告することを得但し緊急の議事に付ては此の限に在らず

第五十三條 議事開始の時刻に至るときは議長其の席に著き諸般の通信を報告して後に

會議を開くことを宣告す議長開議を宣告せざる間は何人も議事に付き發言することを得ず

第五十四條 出席議員若し定足數に充たざる時は議長は相當の時間を経て之を計算せしめ計算二回に至り仍定足數に充たざるときは延會を宣告すべし

第五十五條 議長散會又は延會を宣告したる後は何人も議事に付き發言することを得ず

第四章 議事日程

第五十六條 凡て議院の會議に付すべき事件及次序並に開議の日時は之を議事日程に記載すべし

第五十七條 議長は會議の終りに於て次會の議事日程を議院に報告すべし

第五十八條 議事日程は官報に掲載し及議院に配付すべし

第五十九條 議事日程に其議案の會議時刻を定めたる場合に於て其の時刻に至りたる時は議長は會議中の議事を中止して時刻を定めたる事件の會議に移るべし

第六十條 議事日程に記載したる事件あるに拘らず他の緊急事件に付き開議の動議を起す者あるときは議長は緊急事件と認むるときは討論を用ゐずして議院に諮ひ議事日程を變更することを得

第六十一條 議事日程に指定したる日に於て其の記載事件の會議を開くこと能はざるときは會議終局に至らざるときは議長は更に其の日程を定むべし

第六十二條 衆議院に於て既に會議に付したる議案と同一なる事件は之を議事日程に記載することを得但し兩議院の議決を要せざるものは此の限に在らず

第六十三條 衆議院より提出したる議案は政府より提出したる案に次ぎ議事日程に記載すべし

第五章 議事

第六十四條 議員法律案又は上奏案建議案を發議せむとする者は其の案を具へ理由を付し定規の賛成者と共に連署して之を議長に差出し議長は印刷して之を各議員に配付すべし

第一節 發議及動議

第六十五條 議院法及此の規則に於て特に規定したる場合を除く外凡そ動議は一人以上の賛成者待ちて議題と爲すべし

第六十六條 第一讀會は議案を各議員に配付したる後少くとも二日を経て之を開くべし但し緊急事件に付ては此の限に在らず

第六十七條 第一讀會に於て議案を朗讀したる後國務大臣政府委員又は發議者は其の趣旨を辯明することを得

第六十八條 前條の手續を終りたる時は政府又は衆議院より提出したる議案は之を委員に付託すべし

議院は委員の報告を待ち大體に付き討論したる後第二讀會を開くべきや否を決すべし

議院は委員の報告を待ち大體に付き討論したる後第二讀會を開くべきや否を決すべし若し委員に附託するの動議ありて之を可決したるときは其の報告を待ち第二讀會を開くべきや否を決すべし

第二讀會を開くべからずと決するときは第二讀會を開くべからずと決するときは

其の議案を廢棄したるものとす

第六十九條 第二讀會は第一讀會を終りたる後少くとも二日を経て之を開くべし但し議長は議院に諮ひ時日を短縮し又は第一讀會と同日に之を開くことを得

第七十條 第二讀會に於ては議案を逐條朗讀して之を議決すべし

議長は便宜朗讀を省略せしむることを得

第七十一條 第二讀會に於ては議案に對し修正の動議を提出することを得

議員は讀會の前條修正案を議長に提出することを得

七十二條 委員の報告に係る修正は賛成を待たずして議題となすべし

第七十三條 議長は逐條審議の順序を變更し又は數條を連れ又は一條を分割して討論に付することを得但し議員異議を提出する者あるときは其の賛成者あるを待ち討論を用ゐずして議院に諮ひ之を決すべし

第七十四條 第三讀會に於ては第二讀會の決議を以て議案とす

【九】帝國議會(貴族院令・貴族院規則)

第六十五條 議院法及此の規則に於て特に規定したる場合を除く外凡そ動議は一人以上の賛成者待ちて議題と爲すべし

第六十六條 第一讀會は議案を各議員に配付したる後少くとも二日を経て之を開くべし但し緊急事件に付ては此の限に在らず

第六十七條 第一讀會に於て議案を朗讀したる後國務大臣政府委員又は發議者は其の趣旨を辯明することを得

第六十八條 前條の手續を終りたる時は政府又は衆議院より提出したる議案は之を委員に付託すべし

議院は委員の報告を待ち大體に付き討論したる後第二讀會を開くべきや否を決すべし

第六十九條 第二讀會は第一讀會を終りたる後少くとも二日を経て之を開くべし但し議長は議院に諮ひ時日を短縮し又は第一讀會と同日に之を開くことを得

第七十條 第二讀會に於ては議案を逐條朗讀して之を議決すべし

議長は便宜朗讀を省略せしむることを得

第七十一條 第二讀會に於ては議案に對し修正の動議を提出することを得

議員は讀會の前條修正案を議長に提出することを得

七十二條 委員の報告に係る修正は賛成を待たずして議題となすべし

第七十三條 議長は逐條審議の順序を變更し又は數條を連れ又は一條を分割して討論に付することを得但し議員異議を提出する者あるときは其の賛成者あるを待ち討論を用ゐずして議院に諮ひ之を決すべし

第七十四條 第三讀會に於ては第二讀會の決議を以て議案とす

議長は便宜朗讀を省略せしむることを得

第七十五條 第三讀會は第二讀會の後少くとも二日を経て之を開くべし但し議長は議院に諮ひ時日を短縮し又は第二讀會と同日に之を開くことを得

第七十六條 第三讀會に於ては議案全體の可否を議決すべし

第七十七條 第三讀會に於ては文字を更正するの外修正の動議を爲すことを得但し議案中互に抵觸する事項又は現行法律と抵觸する事項あることを發見したるときは必要の修正を動議するは此の限に在らず

第三節 討論

第七十八條 議事日程に記載したる議題に對し發言せむと欲する者は會議開始の前に豫め其の氏名及反對又は賛成の旨を書記官に通告することを得

第七十九條 書記官は前條通告の順序に由り之を發言表に記入し議長に報告すべし議長は討論を始めるに當り發言表に依り反對者をして最初に發言せしめ次に賛成者及反對者を可成交互に指名して發言せしむべし

前項の指名に應ぜざる者は通告の効を失ふ

第八十條 通告を爲さざる議員は通告を爲したる議員總て發言を終りたる後にあらざれば

は發言を求むることを得ず
通告を爲したる甲方の議員未だ發言を終ら
ずと雖乙方の議員既に發言を終りたるとき
は通告を爲さざる乙方の議員發言を求むる
ことを得

第八十八條 議員は同一の議題に付發言二回
に及ぶことを得ず但し質疑應答又は注意の
喚起は此の限に在らず
第八十九條 委員長又は報告者は其の報告の
趣旨を辯明する爲に數回の發言を爲すこと
を得

第九十四條 議場に於て議員を呼ぶときは敬
稱を用ふべし
第九十五條 議長は討論の終局を宣告す
第九十六條 發言者未だ盡きずと雖議員討論
終局の動議を提出し二十人以上の賛成ある
ときは議長は議院に諮ひ討論を用ぬすして
之を決すべし(明治三十二年三月二日改正)

第八十一條 通告を爲さずして發言せむと欲
せる者は起立して議長と呼び及自己の氏名
を呼ひ議長の許可を待て發言すべし
第八十二條 二人以上起立して發言を求むる
ときは議長は先起立者と認むる者を指して
發言せしむべし

第九十條 資格に付き異議を申立られたる議
員又は懲罰事犯ありと告げられたる議員は
辯明の爲に數回の發言を爲すことを得
第九十一條 議員は會議に於て意見書を朗讀
することを得ず但し引證の爲に文書を朗讀
するは此の限に在らず

第九十七條 議長自ら討論に與らむとす
るときは議長に著き副議長をして議長席に
著かしむべし
第九十三條 議長討論に與りたるときは其
の問題の表決に至るまで議長席に復すこ
とを得ず

第八十三條 延會又は議事中止のとき發言を
終らざる議員は更に討論を始むるときに於
て前の發言を繼續することを得
第八十四條 議題に對する發言は演壇に於て
之を爲すべし但し特に議長の許可を得たる
ときは此の限に在らず

第九十二條 議長自ら討論に與らむとす
るときは議長に著き副議長をして議長席に
著かしむべし
第九十三條 議長討論に與りたるときは其
の問題の表決に至るまで議長席に復すこ
とを得ず

第九十八條 議長は同一の議題に付發言二回
に及ぶことを得ず但し質疑應答又は注意の
喚起は此の限に在らず
第九十九條 委員長又は報告者は其の報告の
趣旨を辯明する爲に數回の發言を爲すこと
を得

第八十五條 議長は何時にても議席に於て發
言する議員をして演壇に登らしむることを
得
第八十六條 國務大臣政府委員は其の席に於
て起立して發言すべし

第九十二條 議長自ら討論に與らむとす
るときは議長に著き副議長をして議長席に
著かしむべし
第九十三條 議長討論に與りたるときは其
の問題の表決に至るまで議長席に復すこ
とを得ず

第九十九條 議長は同一の議題に付發言二回
に及ぶことを得ず但し質疑應答又は注意の
喚起は此の限に在らず
第一百條 委員長又は報告者は其の報告の
趣旨を辯明する爲に數回の發言を爲すこと
を得

府委員の發言ありたるときは討論は再開し
たるものと看做す(同上)
討論に付せられたる議題に關し未だ討論に
入らざる前に質問續出して容易に終局せざ
るときは議員は直に討論に入るべしとの動
議を提出することを得此の動議には本條第
一項の規定を適用す(同上)

第九十七條 凡そ議院規則の疑議は議長之を
決す但し議長は議院に諮ひ之を決すること
を得
第四節 修正
第九十八條 議案に對する修正の動議は其の
案を具へ議長に提出すべし

第一百零一條 議長は同一の議題に付發言二回
に及ぶことを得ず但し質疑應答又は注意の
喚起は此の限に在らず
第一百零二條 委員長又は報告者は其の報告の
趣旨を辯明する爲に數回の發言を爲すこと
を得

第九十七條 凡そ議院規則の疑議は議長之を
決す但し議長は議院に諮ひ之を決すること
を得
第四節 修正
第九十八條 議案に對する修正の動議は其の
案を具へ議長に提出すべし

第九十九條 議員の提出したる修正案は委員
會の提出したる修正案に先ちて決を取るべ
し
第一百條 同一の議題に付き數箇の修正案提出
せられたる場合に於て議長は表決の順序を
定む若し議員の異議あるときは其の賛成者あ
るを待ち討論を用ぬすして之を決すべし

第一百零一條 議長は同一の議題に付發言二回
に及ぶことを得ず但し質疑應答又は注意の
喚起は此の限に在らず
第一百零二條 委員長又は報告者は其の報告の
趣旨を辯明する爲に數回の發言を爲すこと
を得

第九十九條 議員の提出したる修正案は委員
會の提出したる修正案に先ちて決を取るべ
し
第一百條 同一の議題に付き數箇の修正案提出
せられたる場合に於て議長は表決の順序を
定む若し議員の異議あるときは其の賛成者あ
るを待ち討論を用ぬすして之を決すべし

第一百零一條 議長は同一の議題に付發言二回
に及ぶことを得ず但し質疑應答又は注意の
喚起は此の限に在らず
第一百零二條 委員長又は報告者は其の報告の
趣旨を辯明する爲に數回の發言を爲すこと
を得

第一百零三條 議長は同一の議題に付發言二回
に及ぶことを得ず但し質疑應答又は注意の
喚起は此の限に在らず
第一百零四條 委員長又は報告者は其の報告の
趣旨を辯明する爲に數回の發言を爲すこと
を得

第一百零一條 議長は同一の議題に付發言二回
に及ぶことを得ず但し質疑應答又は注意の
喚起は此の限に在らず
第一百零二條 委員長又は報告者は其の報告の
趣旨を辯明する爲に數回の發言を爲すこと
を得

第一百零三條 議長は同一の議題に付發言二回
に及ぶことを得ず但し質疑應答又は注意の
喚起は此の限に在らず
第一百零四條 委員長又は報告者は其の報告の
趣旨を辯明する爲に數回の發言を爲すこと
を得

第一百零五條 議長は同一の議題に付發言二回
に及ぶことを得ず但し質疑應答又は注意の
喚起は此の限に在らず
第一百零六條 委員長又は報告者は其の報告の
趣旨を辯明する爲に數回の發言を爲すこと
を得

第一百零三條 議長は同一の議題に付發言二回
に及ぶことを得ず但し質疑應答又は注意の
喚起は此の限に在らず
第一百零四條 委員長又は報告者は其の報告の
趣旨を辯明する爲に數回の發言を爲すこと
を得

第一百零五條 議長は同一の議題に付發言二回
に及ぶことを得ず但し質疑應答又は注意の
喚起は此の限に在らず
第一百零六條 委員長又は報告者は其の報告の
趣旨を辯明する爲に數回の發言を爲すこと
を得

第一百零七條 議長は同一の議題に付發言二回
に及ぶことを得ず但し質疑應答又は注意の
喚起は此の限に在らず
第一百零八條 委員長又は報告者は其の報告の
趣旨を辯明する爲に數回の發言を爲すこと
を得

第一百零五條 議長は同一の議題に付發言二回
に及ぶことを得ず但し質疑應答又は注意の
喚起は此の限に在らず
第一百零六條 委員長又は報告者は其の報告の
趣旨を辯明する爲に數回の發言を爲すこと
を得

第一百零七條 議長は同一の議題に付發言二回
に及ぶことを得ず但し質疑應答又は注意の
喚起は此の限に在らず
第一百零八條 委員長又は報告者は其の報告の
趣旨を辯明する爲に數回の發言を爲すこと
を得

第一百零九條 議長は同一の議題に付發言二回
に及ぶことを得ず但し質疑應答又は注意の
喚起は此の限に在らず
第一百一十條 委員長又は報告者は其の報告の
趣旨を辯明する爲に數回の發言を爲すこと
を得

第一百一十條 議長は同一の議題に付發言二回
に及ぶことを得ず但し質疑應答又は注意の
喚起は此の限に在らず
第一百一十一條 委員長又は報告者は其の報告の
趣旨を辯明する爲に數回の發言を爲すこと
を得

第一百一十二條 議長は同一の議題に付發言二回
に及ぶことを得ず但し質疑應答又は注意の
喚起は此の限に在らず
第一百一十三條 委員長又は報告者は其の報告の
趣旨を辯明する爲に數回の發言を爲すこと
を得

第一百一十四條 議長は同一の議題に付發言二回
に及ぶことを得ず但し質疑應答又は注意の
喚起は此の限に在らず
第一百一十五條 委員長又は報告者は其の報告の
趣旨を辯明する爲に數回の發言を爲すこと
を得

ことを得ず

第六節 豫算會議

第百十四條 豫算の會議は三讀會を経るを要す

第百十五條 豫算委員豫算案を數部に分割したるときは毎部の審査終るに従ひ會議を開くことを得

豫算各部の議事を終りたるときは總額に付き確定の議決を爲すへし

第百十六條 豫算の會議に於て更に審査を必要とする事項を發見したるときは其の事項に限り再び豫算委員に付託し之を審査せしむることを得

第六節 議事録及速記録

第百十七條 議事録は左の事項を記載す

一 議院成立及開會閉會に關する事項及年月日時

二 開議延會及散會の月日時

三 出席國務大臣及政府委員の氏名

四 勅語及勅旨

五 議長及委員長報告の件

六 會議に付したる議案の題目

ものほ此の限に在らず(明治二十四年二月十日改正)

第百二十八條 法人の請願書は總代人之に署名し法人の印章を捺すへし

第百二十九條 請願を紹介する議員は請願書の表紙に紹介議員名と書すへし

第百三十條 請願委員は請願提出の順序に依り之を審査すへし

第百三十一條 議員簡單なる説明書を以て一の請願に對し至急の審査を議院に請求するときは議員は討論を用ゐずして議院の決を取り時日を限り請願委員に付託すへし

第百三十二條 請願文書表には請願の趣旨提出の年月日請願者の住所身分氏名を記すへし

請願者數名あるときは請願者某及外幾名と記すへし

第百三十三條 請願文書表は議長之を印刷せしめて毎週一回議員に配付すへし

請願書は議院の決議に依るにあらざれば印刷配付せず

第百三十四條 請願委員は審査の結果に従ひ左の區別を爲し議院に報告すへし

【八】帝國議會(貴族院令・貴族院規則)

七 議題となりたる動議及動議者の氏名

八 決議の事件

九 表決及可否の數を計算したるときは其の數

十 議院に於て必要と認めたる事項

第百十八條 議員議事録に記載したる事實に對して異議あるときは議長は書記官長をして答辯せしむへし議員其の答辯に服せず又は議長長處置に對し不服なるときは議長は討論を用ゐずして議院の決を取るへし

第百十九條 議事録は議長又は當日の會議を整理したる副議長若し假議長及書記官長又は其の代理たる書記官之に署名捺印すへし

第百二十條 議事速記録は速記法に依り議事を記載す

第百二十一條 議院法第八十七條に依り議長取消を命じたる發言は速記録に記載せず

第百二十二條 演説したる議員は速記録配付の當日午後六時までに其の訂正を求むることを得但し訂正は字句に止まり演説の趣旨を變更することを不得

速記録の訂正に對し異議を申立つる者ある

一 議院の會議に付すへきもの

二 議院の會議に付するを要せずとするもの

第百三十五條 請願委員は議院の會議に付すへしとするの請願に付ては特別の報告を爲すへし

第百三十六條 請願委員に於て議院の會議に付するを要せずとするの報告に對し一週間内に議員より會議に付するの要求を爲す者なきときは委員の決議を以て確定とする

第百三十七條 請願書は會議に付するも之を朗讀せず但し議員朗讀を要求するものあるときは議院は討論を用ゐずして之を決すべし

第九章 請暇及辭職

第一節 請暇

第百三十八條 議員事故の爲に數日間議院に出席すること能はざるときは其の理由を具へ日數を定めて豫め請暇書を差出し許可を受くへし公務又は疾病若し一時已むを得ざる事故ありて議院に出席することを得ざるときは其の理由を具へ開席届書を差出すへし

第百三十九條 請暇の許可を得議院所在地を離るる者は其の出發及歸着の時に於て議長に届出へし

第百四十條 議員請暇の許可を得たる日限に至り事故に由り仍議院に出席することを得ざるときは其の理由を具へ日數を定めて更に請暇書を差出し許可を受くへし

第百四十一條 請暇の許可を得たる議員其の請暇の期限内に議院に出席するときは請暇許可の效を失ふ

第二節 辭職

第百四十二條 伯子男爵被選議員及勅任議員辭職せむるときは議長を経由して之を奏請すへし

第百四十三條 辭表中不敬又は無禮の言辭ありと認むるときは議長は其の辭表を懲罰委員に付して審査報告せしめ議院に諮ふて後之を處分すへし

第十章 警察及秩序

第一節 警察

第百四十四條 議長は守衛及警察官吏を指揮して議院内部の警察權を施行す

第百四十五條 守衛は議長建物内警察官吏は

ときは議長は賛成者あるを待ち討論を用ゐずして議院の決を取るへし

第七節 上院建議及議案ノ奏上

第百二十三條 議院上奏し又は勅諭に對し奉答の敬禮を表せむるときは議長は宮内大臣に依り謁見を請ふへし

第百二十四條 議院の建議書は議長より内閣總理大臣に差出すへし

第百二十五條 政府又は衆議院より提出したる議案を可決したるときは左の言辭を用ゐ内閣總理大臣を経由して奏上すへし

貴族院は兩院の議を経たる某案の裁可を奏請す

第百二十六條 政府より提出したる議案を否決したるときは左の言辭を用ゐ内閣總理大臣を経由して奏上すへし

貴族院は某案に付て更に廟議を盡さしむることを奏請す

第八章 請願

第百二十七條 議院は請願者の住所身分年齢を記し各自署名捺印したる請願書に非ざれば受理せず但し請願者自ら署名する能はざるとき他人をして代署せしめ自ら捺印する

【八】帝國議會(貴族院令・貴族院規則)

議院建物外の警察を爲す

第四百四十六條 議院の防火點燈導水燈燻及掃除の事は守衛之を監督す

第四百四十七條 議院内部に於て重罪輕罪の現行犯人あるときは守衛又は警察官吏は之を逮捕して議長の命令を請ふべし但し議長の命令を待たずして逮捕することを得ず

第二節 議場内の秩序

第四百四十八條 議員議場に入るときは「フロア」又は「モーニングコート」若し羽織袴を著すべし總て異様の服装を爲すべからず

第四百四十九條 議員議場に入るときは外套傘杖の類を携帯すべからず帽子を著すべからず

第四百五十條 議場内に於て吸烟すべからず

第四百五十一條 議員は参考の爲にするものを除く外議事中新聞紙及書籍を閲讀することを得ず

第四百五十二條 何人も議事中贊聲否聲を發し又は喧嘩して他人の演説及朗讀を妨ぐることを得ず

第四百五十三條 議長號鈴を鳴らすときは議員

は總て沈黙すべし

第四百五十四條 凡そ秩序の問題は議長之を決す但し議長は議院に諮ひ之を決することを得

第十一章 傍聴

第四百五十五條 傍聴席を分て皇族席、外國外交官席、高等官席、衆議院議員席、公衆席及新聞記者席とす

第四百五十六條 外國外交官の傍聴を求むる者あるときは外務省の照會に依り書記官長は其の員數を限り傍聴券を該省に送付すべし

第四百五十七條 官吏の傍聴を求むる者あるときは所屬官廳の照會に依り書記官長は其の員數を限り傍聴券を其の官廳に送付すべし

第四百五十八條 公衆の傍聴を求むる者は議員の紹介に依るべし

第四百五十九條 書記官長は豫め公衆傍聴券の員數を定め之を部長に送付し部長は之を部員に配付す

第四百六十條 在東京新聞社の爲に一會期に通ずる傍聴券二十枚を交付し各社の協議を以

て之を分配せしむべし

第四百六十一條 傍聴人は傍聴券を守衛に示し其の指示する所の席に著くべし

第四百六十二條 凡そ傍聴席に在る者は左の事項を遵守すべし

- 一 羽織袴又は洋服を著すべし
- 二 帽子又は外套を著すべからず
- 三 傘杖の類を携帯すべからず
- 四 飲食又は吸烟すべからず
- 五 議員の言論に對し可否を表すべからず
- 六 喧嘩に涉り議事を妨害すべからず

第四百六十三條 或器兇器を携帯したる者及酷罰したる者は傍聴席に入ることを得ず

第四百六十四條 何等の事由あるも傍聴人は議場に入ることを得ず

第十二章 懲罰

第四百六十五條 秘密會議を開くの決議ありたるときは又傍聴席喧嘩なるに由り總ての傍聴人を退場せしむるときは議長は守衛をして其の命令を執行せしむべし

第四百六十六條 會議に於て懲罰事犯あるときは議長は會議を中止し又は犯人を退場せしむることを得

第十三章 衆議院との關係

第四百六十七條 委員會に於て懲罰事犯あるときは委員長は委員會を中止することを得

第四百六十八條 委員長又は部長に於て懲罰事犯と認めざる事件に付ても委員又は部長は議院法第九十八條に依り懲罰の勸諭を議院に提出するの權を失はず

第四百六十九條 議院法第九十八條第一項の場合に於ては議長は討論を用ひずして議院の決を取り之を懲罰委員に付すべし

第四百七十條 懲罰事犯の議事は秘密會議を以てす

第四百七十一條 議員は自己の懲罰事犯の會議に列席することを得ず但し議長の許可を経りて自ら辯明し又は他の議員をして代りて辯明せしむることを得

第四百七十二條 懲罰委員は議長を経りて本人及關係議員を召喚訊問することを得

第四百七十三條 議長の制止又は取消の命に従はざる者は議長議院法第八十七條に依り之を處分するの外仍懲罰事犯として懲罰委員に付することを得

第四百七十四條 公開議場に於て謝辭を表せしめむとするときは懲罰委員之を起草し其の

【八】帝國議會(貴族院令・貴族院規則)

報告と共に之を議長に提出すべし

第四百七十五條 議院の命令に抵抗し又は議長職權を侮辱したる者及同會期中譴責せらるること三回に至り更に譴責に當るべき事犯ある者は出席を停止することを得

第四百七十六條 出席停止は一箇月を超ゆることを得ず

第四百七十七條 出席を停止せられたる者委員なるときは其の任を解くべし

第四百七十八條 出席を停止せられたる者其の停止期限内に議場に入るときは議長は直に退去を命し其の命に従はざるときは必要の處分を爲し更に懲罰委員に付すべし

第四百七十九條 議院法第九十一條の禁を犯し其の情特に重き者及同會期中出席を停止せらるること三回に至り更に出席停止に當るべき事犯あるときは除名の手續をなすことを得

第四百八十條 凡そ議院の職權を濫し又は議院の體面を汚すべき所行にして其の情重き者は出席を停止し又は除名の手續をなすことを得

第四百八十一條 議員懲罰を議決したるときは

議長は公開議場に於て之を宣告す

第四百八十二條 議長は懲罰事犯と認むる所の言論の一部又は全部を公布することを禁ずることを得

第四百八十三條 議案を衆議院に移すときは議長は書記官を派し之を衆議院書記官に傳達せしむ

第四百八十四條 衆議院より議案を請取りたるときは議長は之を議院に報告すべし

第四百八十五條 協議員の選舉は第四十七條の規定を適用す(明治三十年一月二十九日改正)

【八】帝國議會(貴族院令・貴族院規則)

第四百八十六條 議院法第五十五條に依り衆議院より回付したる修正案を議し及協議員の報告を議するに三讀會を経るを要せず

第四百八十七條 協議員に於ける貴族院の委員は其の報告委員を互選することを得

第四百八十八條 協議員の數協議員の定數及決議の方法並協議員議長の權限は議院法第六十一條に依り委員を派し兩院協議して之を定むし

第四百八十九條 協議員の數協議員の定數及決議の方法並協議員議長の權限は議院法第六十一條に依り委員を派し兩院協議して之を定むし

【八】帝國議會(貴族院議員一覽)

貴族院議員一覽

皇族

大勳位功二級 伏見宮貞愛親王
大勳位功二級 閑院宮載仁親王
大勳位功三級 東伏見宮依仁親王

爵香間祇候 掌典次長 式部次長 海軍大尉

侯爵議員

大勳位功四級 伏見宮博恭王
大勳位功四級 久邇宮邦彥王
大勳位功四級 梨本宮守正王
勳一等 久邇宮多嘉王
勳一等 朝香宮鳩彦王
勳一等 東久邇宮稔彦王
勳一等 北白川宮成久王
勳一等 竹田宮恒久王

大勳位功五級 德大寺實則
公卿議員 山縣有朋 大 山 巖
內大臣元帥、陸軍大將 侍從長陸軍少將 宮中顧問官 貴族院議長 宮中顧問官海軍大佐

宮中顧問官 貴族院副議長 特命全權大使 主權官

伯爵議員

大勳位功二級 毛利元昭
大勳位功二級 九條道實
大勳位功二級 伊藤博邦
大勳位功二級 島津忠重
大勳位功二級 德川慶久
大勳位功二級 淺野長久
大勳位功二級 久我通久
大勳位功二級 蜂須賀茂韶
大勳位功二級 松方正義
大勳位功二級 鍋島直大
大勳位功二級 西園寺公望
大勳位功二級 中山孝慶
大勳位功二級 嵯峨公勝
大勳位功二級 大久保利和
大勳位功二級 木戶孝正
大勳位功二級 黑田長成
大勳位功二級 松平康莊
大勳位功二級 尙 典
大勳位功二級 井上勝之助
大勳位功二級 伊達宗陳
大勳位功二級 德川賴倫
大勳位功二級 大炊御門義隆

外務書記官 賞勳局總裁 宮中顧問官

子爵議員

海軍少佐

宗秩寮審議官

吉井幸藏 寺島誠一郎 柳澤保惠 柳原義光 川村鐵太郎 奧平昌恭 林博太郎 松平賴壽 兒玉秀雄 島津忠慶 松平直之 伏原宣足 加藤泰秋 加納久宜 仙石政固 藤井行德 唐橋在正 野宮定毅 一柳末德 大宮以季 井伊直安

子爵議員

陸軍步兵大尉 陸軍步兵大尉 日本銀行總裁 御歌所參候

松平乘承 青山幸宜 山口弘達 太田原一清 鍋島直虎 牧野貞寧 京極高德 松平康民 久留島通簡 黑田和志 本多實方 舟橋途賢 勘解由小路資承 本多忠敬 藤谷為寬 樋口誠康 稻垣太祥 毛利高範 三島彌太郎 東坊城德長 松平直平 松平直德 青木信光

陸軍步兵少尉 陸軍步兵少尉 陸軍步兵中尉 陸軍騎兵中尉 東京帝國大學工科大学教授

冷泉爲勇 有馬頼之 牧野忠篤 酒井忠亮 永井尙敏 伊集院兼知 堀河護麿 五辻治仲 細川立興 前田利定 柳 隆 森 隆 西大路吉光 井上匡四郎 榎本武憲 京極高備 京極高義 今城定政 水野直 吉田清風 本多忠鋒 豐岡圭實 藏 篤

【八】帝國議會(貴族院議員一覽)

【八】帝國議會貴族院議員一覽

秋月種英 陸軍中將
 伊東祐弘 海軍中將
 片桐貞央 海軍中將
 松平乘長 陸軍中將
 野村益三 陸軍步兵少佐
 大河內正敏 陸軍中將
 池田政時 陸軍中將
 丹羽長德 陸軍中將
 米津政賢 海軍中將
 清岡長言 陸軍省參政官陸軍中將
 八條隆正
 立花種忠
 堤雄長 海軍中將
 赤松則真 海軍機關中將
 千家尊福 海軍中將
 堤正誼 海軍步兵少尉
 有地品之允
 中川興長
 杉溪言長
 沖原光孚
 原口兼濟
 北島齊孝

阪井重季
 內田正敏
 肝付兼行
 藤井包總
 太秦供康
 山內長人
 勝田四方藏
 黑瀬義門
 梨羽時起
 眞鍋時起
 新田忠純
 南岩倉具威
 伊東義五郎
 宮原二郎
 平野長祥
 辻健介
 中溝德太郎
 山內豐政
 小早川四郎
 竹腰正己
 神田乃武
 青山元
 毛利五郎

農商務省副參政官

藤大路親春
 若王子文健
 德川厚
 千秋季隆
 北大路實信
 眞田幸世
 安場末喜
 坪井九入郎
 伊丹春雄
 長松篤榮
 本田親濟
 神山昭
 楠本正敏
 本多政以
 島津準彦
 福原俊丸
 清水資治
 津田弘道
 尾崎麟太郎
 黑田長和
 島津久賢
 岩倉道俱
 安藤直雄

陸軍步兵中尉

勅選議員

佐竹義準 海軍軍醫總監男爵
 二條正麿 錦鷄問祇候
 郷誠之助 錦鷄問祇候
 藤堂高成 錦鷄問祇候
 東郷安 立憲同志會總裁子爵
 島津長丸 朝鮮總督府政務總監
 東京市長
 松岡康毅 錦鷄問祇候
 伊藤鶴吉 陸軍少將男爵
 尾崎三良 南滿洲鐵道株式會社總裁
 陸軍中將男爵
 東京帝國大學名譽教授
 野村素介
 山脇玄
 平田東助 錦鷄問祇候
 實吉安純 錦鷄問祇候
 宮本小一 海軍中將
 小澤武雄 錦鷄問祇候男爵
 淺田德則 男爵
 牧野伸顯 東京帝國大學總長男爵
 服部一三 錦鷄問祇候
 小野田元熙 海軍主計總監
 平山成信 男爵
 石黑忠應 錦鷄問祇候
 後藤新平 錦鷄問祇候

高木兼寛
 高崎親章
 阿部浩
 深野一三 鐵道院副總裁
 加藤高明 陸軍中將男爵
 山縣伊三郎 內務大臣
 奧田義人
 倉富勇三郎 製鐵所長官
 村田經芳 錦鷄問祇候
 中村雄次郎
 大澤謙二 行政裁判所長官兼東京帝國
 大學法科大學教授
 前田正名
 小牧昌業 錦鷄問祇候
 田邊輝實 東京帝國大學名譽教授
 黒岡帶刀 男爵
 關義臣 錦鷄問祇候男爵
 久保田讓 男爵
 山川健次郎 陸軍中將男爵
 江木千之 陸軍主計總監男爵
 村上敬次郎 男爵
 山内萬壽治 錦鷄問祇候
 荒川義太郎 錦鷄問祇候
 折田彦市 錦鷄問祇候

和田彦次郎
 柴田家門
 河村讓三郎
 平井晴二郎
 村木雅美
 一木喜徳郎
 仲小路廉
 押川則吉
 小松謙次郎
 山本達雄
 岡野敬次郎
 岡喜七郎
 岡正元
 渡市公威
 古市健治郎
 田井守正
 武井種太郎
 目賀田種太郎
 伊瀨知好成
 外松孫太郎
 高橋是清
 石井省一郎
 西村亮吉
 谷森眞男

【八】帝國議會貴族院議員一覽

【八】帝國議會(貴族院議員一覽)

東京帝國大學名譽教授 三宅 秀 海軍主計總監 錦鷄間祇候 何 禮 之 湯地定基 錦鷄間祇候 中島永元 錦鷄間祇候 湯地定基 錦鷄間祇候 森山 茂 錦鷄間祇候 馬屋原 彰 樞密院書記官長 原 保太郎 文部大臣 藤田 四郎 行政裁判所評定官 鮫島武之助 富井政章 岡田 良平 關 清 英 湯地定監 海軍少將 石黒五十二 海軍少將 山田春三 錦鷄間祇候 千頭清臣 錦鷄間祇候 仁尾惟茂 海軍主計大監 石渡敏一 加藤恒忠 澤柳政太郎 錦鷄間祇候 木内重四郎 錦鷄間祇候 加太邦憲 錦鷄間祇候 阪本鈔之助

若槻禮次郎 海軍主計總監 福永吉之助 橋本圭三郎 倉知鐵吉 山之内 一 次 勝田主計 鳥取縣 有松英義 京都府 高田早苗 神奈川縣 木場貞長 福岡縣 磯部四郎 埼玉縣 杉田定一 鹿兒島縣 高木豐三 山形縣 磯邊包義 秋田縣 兒玉利國 三重縣 室田義文 群馬縣 安樂兼道 富山縣 下條正雄 巖手縣 古賀廉造 兵庫縣 安立綱之 靜岡縣 南 弘 大分縣 水野練太郎 千葉縣 高橋新吉 栃木縣 伊澤修二 長野縣 岩村兼善 德富猪一郎 江原素六 鎌田榮吉 桑田熊藏 田中源太郎 小野光景 麻生太吉 田島竹之助 海江田 準一郎 細谷慶太郎 本間金之助 木村督太郎 江原芳平 橋 清治郎 中村治兵衛 瀧川 辨三 堀内半三郎 武石橋次 石橋謹二 植竹三右衛門 依田仙右衛門

島根縣 新瀉縣 岡山縣 愛媛縣 宮城縣 高知縣 香川縣 和歌山縣 佐賀縣 德島縣 大阪府 長崎縣 岐阜縣 石川縣 宮崎縣 滋賀縣 東京府 山梨縣 愛知縣 奈良縣 福井縣 山口縣 熊本縣

【八】帝國議會(衆議院選舉法)

佐々田 憲 福島縣 佐藤友右衛門 茨城縣 星島謹一郎 廣瀨滿正 荒井泰治 竹村與右衛門 鎌田勝太郎 森田庄兵衛 松尾廣吉 美馬儀一郎 尼崎伊三郎 橋本辰二郎 上松泰造 由雄元太郎 日高榮三郎 西川甚五郎 安田善三郎 網藏平輔 伊藤由太郎 木本源吉 福島文右衛門 堀 正一 井 康也

衆議院議員選舉法

明治三十三年三月二十八日法律第七十三號

第一章 選舉二開スル區域 衆議院議員は各選舉區に於て之を選挙す 第一條 選舉區及各選舉區に於て選舉すべき議員の數は別表を以て之を定む 第二條 投票區は市町村の區域に依る 特別の事情ある市町村に於ては勅令の定むる所に依り二箇以上の投票區を設け又は數町村の區域に依り一投票區を設くる事を得 前項の場合に於て投票に關し本法の規定を適用し難きときは勅令を以て特別の規定を設くることを得 第三條 町村組合にして町村の事務の全部を共同處理するものは之を一町村其の組合管理を之を町村長と看做す 第四條 市町村長は投票管理者となり投票に關する事務を擔任す 第五條 開票區は都市の區域に依る

郡市長は開票管理者となり開票に關する事務を擔任す 第六條 地方長官は選舉長となり選舉に關する事務を統轄す 第七條 行政區畫の變更に因り選舉區に異動を生ずるも現任議員は其職を失ふことなし 第二章 選舉權及被選舉權 第八條 左の要件を具備する者は選舉權を有す 一 帝國臣民たる男子にして年滿二十五年以上の者 二 選舉人名簿調製の期日前滿一年以上其の選舉區内に住所を有し仍引續き有する者 三 選舉人名簿調製の期日前滿一年以上地租十圓以上又は滿二年以上土地租以外の直接國稅十圓以上若し地租と其の他の直接國稅とを合して十圓以上を納め仍引續き納むる者 第九條 前條の要件中其の年限に關するものは其の納税したるものと看做す

は行政區畫變更の爲中斷せらるることなし
第十條 帝國臣民たる男子にして年齢滿三十
年以上の者は被選舉權を有す
第十一條 左に掲ぐる者は選舉權及被選舉權
を有せず
一 禁治産者及準禁治産者
二 身代限の處分を受け債務の辨償を終
へざる者及家産分取若しくは破産の宣告を
受け其の確定したるときより復権の決定
確定するに至る迄の者

三 剝奪公權者及停止公權者
四 (削除明治四十三年十月二十六日改正)
第十二條 華族の戸主は選舉權及被選舉權を
有せず
陸海軍軍人にして現役中の者及戦時若し事
變に際し召集中の者又は官立公立私立學校
の學生、生徒亦前項に同じ
第十三條 神官、神職、僧侶其の他諸宗教師
小學校教員に被選舉權を有せず其の之を罷
めたる後三箇月を経過せざる者亦同じ
政府の請負を爲す者又は主として政府の請
負を爲す法人の役員は被選舉權を有せず
(明治四十一年四月二十五日改正)

第十四條 選舉事務に關係ある官吏、吏員は
其の選舉區内に於て被選舉權を有せず其之
を罷めたる後三箇月を経過せざる者又同じ
第十五條 室内官、判事、檢事、行政裁判所
評定官、會計検査官、收税官吏及警察官吏
は被選舉權を有せず
第十六條 前條の外の官吏は其の職務に妨な
き限は議員と相兼ねることを得
第十七條 府縣會議員は衆議院議員と相兼ね
ることを得ず

記載すへし
第十九條 選舉人其の住所を有する市町村外
に於て直接國税を納むるときは命令の定む
る所に依り其の證明を得て十月五日迄に其
の住所地の市町村長に届出つへし其の期日
迄に届出を爲さざるときは其の納税は選舉
人名簿に記載せらるべき要件に算入せず
第二十條 郡長、市町村長は十一月五日より
十五日間其の廳又は地方長官の許可を得た
る場所に於て選舉人名簿を縦覽に供すへし
第二十一條 選舉人選舉人名簿に脱漏又は誤
載あるを發見したるときは其の理由書及
證據を具へて之を郡市長に申立つることを得
第二十二條 選舉人正當の事故に因り第十九
條の手續を爲すこと能はずして選舉人名簿
に登録せられざるとき亦前條の例に依る
第二十三條 縦覽期限を経過したる時は前二
條の申立を爲すことを得ず
第二十四條 郡市長に於て第二十一條第二十
二條の申立を受けたるときは其の理由及證
憑を審査し申立を受けた日より二十日以
内に之を決定すへし其申立を正當なりと決
定したるときは直に選舉人名簿を修正し其

由を申立人及關係人に通知し併せて其要領
を告示すへし其の申立を正當ならすと決定
したるときは之を申立人に通知すへし
前項に依り名簿を修正したるときは郡長は
其の由を本人住所地の町村長に通知すへし
第二十五條 前條郡市町の決定に不服ある申
立人及關係人は郡市長を被告として決定の
通知を受けたる日より七日以内に地方裁判
所に訴を提起することを得
前項地方裁判所の判決に對しては控訴する
ことを許さず但し大審院に上告するを得
第二十六條 町村長は十一月二十日より十二
月十日迄の間に其の管理に屬する選舉人名
簿を郡長に送付すへし
前項名簿の送付を受けたる郡長は之を調査
し其の修正すべきものは修正を加へ十二月
二十日迄に之を町村長に返付すへし
第二十七條 選舉人名簿は十二月二十日を以
て確定す

第三十條 投票所は市役所、町村役場又は地
方長官の許可を得て投票管理者の指定し
たる場所に之を設く
第三十一條 投票管理者は選舉の期日より少
くとも五日前に投票所を其の投票區内に告
示すへし
第三十二條 郡市長は各投票區内に於ける選
舉人中より三名以上五名以下の投票立會人
を選任し選舉の期日より少くとも三日前に
之を本人に通知し選舉の當日投票所に參會
せしむへし

投票立會人は正當の事故なくして其の職
を辭することを得ず
第三十三條 投票所は午前七時に開き午後六
時に閉つ
第三十四條 選舉人は選舉の當日自ら投票所
に到り選舉人名簿の對照を経て投票簿に捺
印し投票すへし
投票管理者は投票を爲さむとする選舉人の
本人なるや否を確認することを能はざると
きは其の本人なる旨を宣言せしむへし其の
宣言を爲さざる者は投票をなすことを得ず
第三十五條 投票用紙は選舉の當日投票所に
於て之を選舉人に交付すへし
第三十六條 選舉人は投票所に於て投票用紙
に自ら被選舉人一名の氏名を記載して投函
すへし
投票用紙には選舉人の氏名を記載すること
を得ず
第三十七條 選舉人名簿に登録せられざる者
は投票することを得ず但し選舉人名簿に登
録せらるべき確定判決書を所持し選舉の當
日投票所に到る者あるときは投票管理者は
之をして投票せしむへし

由を申立人及關係人に通知し併せて其要領
を告示すへし其の申立を正當ならすと決定
したるときは之を申立人に通知すへし
前項に依り名簿を修正したるときは郡長は
其の由を本人住所地の町村長に通知すへし
第二十五條 前條郡市町の決定に不服ある申
立人及關係人は郡市長を被告として決定の
通知を受けたる日より七日以内に地方裁判
所に訴を提起することを得
前項地方裁判所の判決に對しては控訴する
ことを許さず但し大審院に上告するを得
第二十六條 町村長は十一月二十日より十二
月十日迄の間に其の管理に屬する選舉人名
簿を郡長に送付すへし
前項名簿の送付を受けたる郡長は之を調査
し其の修正すべきものは修正を加へ十二月
二十日迄に之を町村長に返付すへし
第二十七條 選舉人名簿は十二月二十日を以
て確定す

第三十條 投票所は市役所、町村役場又は地
方長官の許可を得て投票管理者の指定し
たる場所に之を設く
第三十一條 投票管理者は選舉の期日より少
くとも五日前に投票所を其の投票區内に告
示すへし
第三十二條 郡市長は各投票區内に於ける選
舉人中より三名以上五名以下の投票立會人
を選任し選舉の期日より少くとも三日前に
之を本人に通知し選舉の當日投票所に參會
せしむへし

投票立會人は正當の事故なくして其の職
を辭することを得ず
第三十三條 投票所は午前七時に開き午後六
時に閉つ
第三十四條 選舉人は選舉の當日自ら投票所
に到り選舉人名簿の對照を経て投票簿に捺
印し投票すへし
投票管理者は投票を爲さむとする選舉人の
本人なるや否を確認することを能はざると
きは其の本人なる旨を宣言せしむへし其の
宣言を爲さざる者は投票をなすことを得ず
第三十五條 投票用紙は選舉の當日投票所に
於て之を選舉人に交付すへし
第三十六條 選舉人は投票所に於て投票用紙
に自ら被選舉人一名の氏名を記載して投函
すへし
投票用紙には選舉人の氏名を記載すること
を得ず
第三十七條 選舉人名簿に登録せられざる者
は投票することを得ず但し選舉人名簿に登
録せらるべき確定判決書を所持し選舉の當
日投票所に到る者あるときは投票管理者は
之をして投票せしむへし

第三十八條 選舉人名簿に登録せられたる者選舉權を有せるときは投票を爲すことを得ず

第三十九條 投票の拒否は投票立會人の意見を聞き投票管理者之を決定すへし

第四十條 投票所を閉づべき時刻に至りたる時は投票管理者は其の由を告げて投票所の入口を鎖し投票所に在る選舉人の投票結定するを待て投票函を閉鎖すへし

第四十一條 投票管理者は投票録を作り投票に關する顛末を記載し投票立會人と共に之に署名すへし

第四十二條 町村に於ては投票管理者は一名又は數名の立會人と共に投票の翌日に投票録及選舉人名簿を開票管理者に送致すへし

第四十三條 島嶼其他交通不便の地にして前條の期日に投票函を送致することを能はざる場合は地方長官は適宜に其の投票の期日を定め開票の期日迄に其の投票函、投票録及選舉人名簿を送致せしむることを得

第四十四條 天災其他避くべからざる事故に因り投票を行ふことを得ざるときは更に投票を行ふの必要あるときは投票管理者は選舉長に其の由を届出つへし此の場合に於ては選舉長は更に期日を定め投票を行はしむへし

第四十五條 同一選舉區に於て同時に二人以上の議員を選舉するときは選舉の種類如何に拘らず第二十九條及第三十六條の例に依る

第四十六條 何人と雖選舉人の選舉したる被選舉人の氏名を陳述するの義務なし

第四十七條 投票管理者は投票所の秩序を保持し必要な場合に於ては警察官吏の處分を請求することを得

第四十八條 選舉人、投票所の事務に従事する者、投票所を監視する職權を有する者及警察官吏の外投票所に入ることを得ず

第四十九條 投票所に於て演説討論を爲し若くは喧嘩に涉り又は投票に關し協議若し勸誘を爲し其他投票所の秩序を紊る者あるときは投票管理者は之を制止し命に従はざるときは之を投票所外に退出せしむへし

第五十條 前條に依り投票所外に退出せしめられたる者は最後に至り投票を爲すことを得但し投票所閉鎖後は此の限に在らず

第五十一條 開票所は郡市役所又は地方長官の許可を得て開票管理者の指定したる場所の之を設く

第五十二條 開票管理者は豫め開票所を告示すへし

第五十三條 地方長官は各開票區内に於ける選舉人中より三名以上七名以下の開票立會人を選任し開票に立會しむへし但し市に於ては投票立會人を以て開票立會人とす開票立會人は正當の事故なくして其の職を辭することを得ず

第五十四條 開票管理者は郡に於ては投票函の總て到達したる翌日、市に於ては投票の翌日開票立會人立會の上投票函を開き投票の總數と投票人の總數とを計算すへし

第五十五條 前條の計算終りたる時は開票管理者は先づ第三十九條第二項及第四項の投票を調査し開票立會人の意見を聞き其の受理如何を決定すへし

第五十六條 開票管理者は各投票所の投票を混同し開票立會人と共に投票を點檢すへし

第五十七條 選舉人は其の開票所に就き開票の參觀を求むることを得

第五十八條 投票の效力は開票立會人の意見を聞き開票管理者之を決定すへし

【八】帝國議會衆議院選舉法

第五十八條 左の投票は之を無効とす

一 成規の用紙を用ひざるもの

二 一投票中二人以上の被選舉人を記載したるもの

第六十四條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第六十五條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第六十六條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第六十七條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第六十八條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第六十九條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第七十條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第七十一條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第七十二條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第七十三條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第七十四條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第七十五條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第五十四條 開票所は郡市役所又は地方長官の許可を得て開票管理者の指定したる場所の之を設く

第五十五條 開票管理者は豫め開票所を告示すへし

第五十六條 地方長官は各開票區内に於ける選舉人中より三名以上七名以下の開票立會人を選任し開票に立會しむへし但し市に於ては投票立會人を以て開票立會人とす開票立會人は正當の事故なくして其の職を辭することを得ず

第五十七條 開票管理者は郡に於ては投票函の總て到達したる翌日、市に於ては投票の翌日開票立會人立會の上投票函を開き投票の總數と投票人の總數とを計算すへし

第五十八條 前條の計算終りたる時は開票管理者は先づ第三十九條第二項及第四項の投票を調査し開票立會人の意見を聞き其の受理如何を決定すへし

第五十九條 開票管理者は各投票所の投票を混同し開票立會人と共に投票を點檢すへし

第六十條 選舉人は其の開票所に就き開票の參觀を求むることを得

第六十一條 投票の效力は開票立會人の意見を聞き開票管理者之を決定すへし

第六十二條 左の投票は之を無効とす

一 成規の用紙を用ひざるもの

二 一投票中二人以上の被選舉人を記載したるもの

第六十四條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第六十五條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第六十六條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第六十七條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第六十八條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第六十九條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第七十條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第七十一條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第七十二條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第七十三條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第七十四條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第七十五條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第七十六條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第七十七條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第七十八條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第七十九條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第八十條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第八十一條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第八十二條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第八十三條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第八十四條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第八十五條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第八十六條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第八十七條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第八十八條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第八十九條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第九十條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第九十一條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第九十二條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第九十三條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第九十四條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第九十五條 選舉會は選舉長の指定したる場所及日時に於て之を開き第六十一條の報告

第七十條 有效投票の最多数を得たる者を以て當選人とす但し其の選舉区内の議員定数を以て選舉人名簿に記載せられたる者の總数を除して得たる数の五分の一以上の得票あることを要す

前項の當選人にして當選證書付與前に於て其の當選を辭し若し若し死亡したるとき又は當選證書付與の前後を問はず選舉に關する罰則に依り處罰せられたる結果當選無効となりたるるとき又は被選舉權を有せざる爲當選無効となりたるときは前項の得票者にして當選人と爲らざりし者の中に就き得票の順位に依り之を補充す

前項の場合を除くの外選舉訴訟若し當選訴訟の結果に依り必要なるときは本條の例に依り更に當選人を定む

第七十一條 當選人定まりたるときは選舉長は直に之を當選人に告知す

第八十一條 選舉の規定に違背することあるときは當選の結果に異動を及ぼす虞ある場合に限り裁判所は其の選舉の全部若し一部の無効を判決す

第八十二條 當選を失ひたる者當選の效力に關し異議あるときは當選人を被告とし第七十五條の氏名告示の日より三十日以内に控訴院に控訴することを得

第八十三條 裁判所は選舉訴訟若し當選訴訟を裁判するに當り檢事をして口頭辯論に立

第七十二條 當選人當選の告知を受けたるときは其の當選を承諾するや否を選舉長に届出つし一人にして數選舉区の當選を承諾することを得

第七十三條 當選人當選の告知を受けたる日より二十日以内に當選承諾の届出を爲さざるときは其の當選を辭したるものと看做す

第七十五條 當選人當選を承諾したる時は地方長官は直に當選證書を付與し其の氏名を管内に告示し且之を内務大臣に報告す

第八十四條 裁判所に於て選舉訴訟若し當選訴訟判決したるときは其の判決書の謄本を内務大臣に送付す

第八十五條 原告人は訴状を提出すると同時に保證金として三百圓又は之に相當する額の公債證書を供託す

第八十六條 詐偽の方法を以て選舉人名簿に登録せられたる者又は第三十四條第二項の場合に於て虚偽の宣言を爲したる者は十圓以上五十圓以下の罰金に處す

第八十七條 選舉の前後を問はず左の各號に該當する所爲ある者は一月以上一年以下の輕禁錮に處し又は十圓以上百圓以下の罰金に處す

依り選舉若し當選無効となりたるるとき又は當選證書を付與したる後選舉に關する罰則に依り處罰せられたる結果當選無効となりたるときは地方長官は其の當選證書を取消し之を管内に告示す

第九條 議員ノ任期及補選 第七十七條 議員の任期は總選舉の期日より四箇年とす但し議會開會中に任期終るも閉會に至る迄在任す

第七十九條 補選議員は其の前任者の殘任期間在任す

第十條 選舉訴訟及當選訴訟 第八十條 選舉の效力に關し異議ある選舉人は又は選舉運動者に供與し又は供與せむことを申込みたる者又は供與者若し申込を承諾せむことを周旋勸誘したる者並供與を受け若し申込を承諾したる者

選舉に關し酒食、遊樂等其の方法及名義の何たるを問はず人を應接待し又は應接待を受けたる者又は選舉會場、開票若し投票所に往復する爲船車馬の類を供給し及其の供給を受けたる者又は旅費若し宿泊料の類を代辨し及其の代辨を受けたる者並此等の約束を爲し又は約束を受けたる者

選舉に關し選舉人又は其の關係ある社寺、學校、會社、組合、市町村等に關する用水、小作、債權、寄附其の他利害の關係を利用し選舉人を誘導したる者及其の誘導に應じたる者

第八十八條 左の各號に該當する者は二月以上二年以下の輕禁錮に應じ五圓以上百圓以下の罰金を附加す

一 選舉に關し選舉人に暴行脅迫を加へ若は之を妨害したる者

二 選舉人に對し往來の便を妨げ又は詐偽の手段を以て選舉權の行使を妨害し若は投票を爲さしめたる者

三 選舉に關し選舉人又は其の關係ある社寺、學校、會社、組合、市町村等に對する用水、小作、債權其の他利害の關係を利用し選舉人を威逼したる者

第八十九條 選舉事務に關係ある官吏、吏員、立會人及監視者選舉人の投票たる被選舉人の氏名を表示したる者は二月以上二年以下の輕禁錮に處し五百圓以上の罰金を附加す其の表示したる事實虚偽なるとき亦同し

第九十條 投票所又は開票所に於て正當の事由なくして選舉人の投票に關涉し又は被選舉人の氏名を認知する方法を行ひたる者は一月以上一年以下の輕禁錮に處し又は十圓以上百圓以下の罰金に處す

第九十一條 投票管理者、開票管理者、選舉長、立會人若し選舉監視者に暴行を加へ又は選舉會場、開票所若し投票所を騷擾し又は投票、投票函其の他關係書類を抑留、毀壞、奪取したる者は四月以上四年以下の輕禁錮に處す

第九十二條 選舉人、議員候補者若し選舉運動者を脅迫し又は選舉會場、開票所、投票所を騷擾し又は投票投票函其の他關係書類を抑留、毀壞、奪取するの目的を以て多衆を嘯聚したる者は六月以上三年以下の輕禁錮に處す其の情を知て嘯聚に應じ勢を助けたる者は一月以上五年以下の輕禁錮に處す

第九十三條 選舉人、議員候補者及選舉運動者若し選舉に關し銃砲、槍戟、刀劍、竹槍、棍棒其の他人を殺傷するに足るべき物

件を携帯したる者は二年以下の輕禁錮又は五百圓以上百圓以下の罰金に處す

第九十四條 前條記載の物件を携帯して選舉會場、開票所若し投票所に入りたる者は前條の例に依り一等を加ふ

第九十五條 選舉に關し氣勢を張るの目的を以て多衆集合し若し隊伍を組み往來し又は煙火、篝火、松明の類を用ひ若し鐘鼓、法螺、喇叭の類を鳴らし旗幟其の他の標章を用ふる等の所爲を爲し警察官吏の制止を受くるも仍其の命に従はざる者は十五日以上六月以下の輕禁錮に處し又は五百圓以上百圓以下の罰金に處す

第九十六條 第八十九條乃至第九十五條の所爲を然らしむるの目的を以て演説又は新聞紙、雜誌、引札、張札其の他何等の方法を以てするに拘らず人を教唆したる者は其の各條に依り處断す但し新聞紙、雜誌に在りては仍其の署名したる編輯人を處断す

第九十七條 當選を妨ぐるの目的を以て演説又は新聞紙、雜誌、引札、張札其の他何等の方法を以てするに拘らず議員候補者に關し虚偽の事項を公にしたる者は六月以下の輕禁錮に處し五十圓以下の罰金を附加す新聞紙、雜誌に在りては前條但書の例に依る

第九十八條 選舉人たることを得ざる者にして投票を爲したる者及氏名を詐稱して投票を爲したる者は一月以上二年以下の輕禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第九十九條 立會人正當の事故なくして本法に定めたる義務を缺くときは五百圓以上五十圓以下の罰金に處す

第九十二條 第二項第九十三條及第九十四條の罪を犯したる場合に於ては其攜帶したる物件を沒收す

第一百條 當選人其の選舉に關し選舉に關する犯罪に依り刑に處せられたるときは其當選を無効とす

第一百二條 選舉に關する犯罪に依り刑に處せられたる者は裁判所の宣告を以て刑期後仍二年以上八年以下選舉人及被選舉人たることとを禁す

第一百三條 本法に依り處罰すべき犯罪は六箇月を以て時効に罹る

第十二章 補則

第一百四條 選舉に關する費用に付ては勅令を以て之を定む

第一百五條 選舉に關する訴訟に付ては裁判所は他の訴訟の順序に拘らず速に其の裁判を爲すべし

第一百六條 町村制を施行せざる地に於ては本法に規定したる町村長の職務は戸長又は之に準すべき者之を掌る

第一百七條 立會人指定の時刻に至り參會せざるとき又は參會したるも中途より定數を缺きたるときは投票管理者、開票管理者、選舉長は臨時に選舉人の中より立會人を選任すべし

第一百八條 選舉人名簿に關する訴訟、選舉訴訟及當選訴訟に付ては本法に規定したるものを除くの外總て民事訴訟の例に依る

第十三章 附則

第一百九條 本法に於ける直接國稅の種類は勅令を以て之を定む

第一百十條 北海道及沖繩縣に於ては本法の規定を適用し難き事項に付ては勅令を以て別段の規定を設くることとす

第一百十一條 本法は次の總選舉より之を施行す但し北海道、小樽縣、釧路縣、青森縣、岩手縣、秋田縣、山形縣、福島縣、茨城縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、千葉縣、東京都、京都市、大阪市に於ては本法中市

（明治三十五年三月勅令第五十八號を以て沖繩縣に明治四十五年三月二十九日より施行せらる）

第一百十二條 本法に依り初て議員を選挙するに付必要な選舉人名簿の調製に限り第十八條乃至第二十條第二十四條第二十六條第二十七條の期日及期間は勅令を以て別に之を定むることを得但し其の選舉人名簿は次の選舉人名簿確定の日迄其の效力を有す

【八】帝國議會(衆議院選舉法施行令)

熊本縣	熊本市	八	沖繩縣	那霸區	八
宮崎縣	鹿兒島市	四	首里區	二	二
鹿兒島縣	鹿兒島市	一	島尻郡	二	二
鹿兒島市	鹿兒島市	一	中頭郡	二	二
鹿兒島市	鹿兒島市	一	國頭郡	二	二
北海道廳	札幌區	一	函館區	一	一
函館區	函館區	一	小樽區	一	一
小樽區	札幌、小樽、	一	岩内、増毛、	一	一
札幌、小樽、	岩内、増毛、	一	宗谷、上川、	一	一
岩内、増毛、	宗谷、上川、	一	空知、室蘭、	一	一
宗谷、上川、	空知、室蘭、	一	浦河各支廳	一	一
空知、室蘭、	浦河各支廳	一	管内	一	一
浦河各支廳	管内	一	函館、松前、	一	一
管内	函館、松前、	一	檜山、喜都	一	一
函館、松前、	檜山、喜都	一	各支廳管内	一	一
檜山、喜都	各支廳管内	一	根室、釧路、	一	一
各支廳管内	根室、釧路、	一	河西、網走	一	一
根室、釧路、	河西、網走	一	各支廳管内	一	一
河西、網走	各支廳管内	一			

(根室支廳管内千島に屬する諸郡を除く)

衆議院議員選舉法施行令

本表は選舉區の人口に増減を生ずるも少くとも十箇年間は之を更正せず

明治三十四年十月勅命第百八十六號○明治四十四年五月勅令第百三十五號を以て改正

第一條 衆議院議員選舉法第二條に依り市町村に於て二箇以上の投票區を設け又は數町村の區域に依り一投票區を設けることを要するときは地方長官之を定め管内に告示す

第二條 二箇以上の投票區を設けたる場合に於ては左の規定に依る

一 選舉人名簿は毎投票區各別に之を調製す

二 各投票區に於ける投票管理者は市に在

りては地方長官、町村に在りては郡長に於て官吏又は吏員の中に就き之を指名す此の場合に於ては投票管理者の内一名は市町村長、市町村長故障あるときは其の職務を行ふ者を以て之に充つることを要す

三 市町村長は選舉前選舉人名簿を各投票管理者に送付す

四 投票を終りたるときは市の投票管理者は一名又は數名の投票立會人と共に遲滞なく投票函、投票録及選舉人名簿を開票管理者に送致す

五 市の開票所に於ては投票函の總て到達するに非ざれば之を開くことを得ず

第三條 數町村の區域に依り一投票區を設けたる場合に於ては左の規定に依る

一 投票管理者は郡長に於て關係町村長、町村長故障あるときは其の職務を行ふ者の中に就き之を指名す

二 町村長は選舉前選舉人名簿を投票管理者に送付す

第四條 選舉人の年齢は選舉人名簿調製の日に依り被選舉人の年齢は選舉の日に依

り之を算定す

第五條 郡市町村の境界變更ありたる爲選舉人名簿に異動を生じたるときは郡市長に在りては其の管理に屬する選舉人名簿中異動に係る部分を新に屬したる郡市の郡市長に送付し町村長に在りては其の管理に屬する選舉人名簿中異動に係る部分を新に屬したる町村の町村長に送付し同時に其の旨を郡長に報告す

第六條 町村長に於て選舉人名簿の送付を受けたるときは直に其の旨を郡長に報告す

第七條 市町村の廢置分合ありたる爲選舉人名簿の引繼を要するときは本條の例に依る

第八條 前條に依り郡長に於て市長より選舉人名簿の送付を受けたるときは直に其の副本を調製し關係町村長に送付す

第九條 選舉人名簿縦覽の場所は郡長及市町村長に於て縦覽期日より少くとも三日前に之を告示す

第十條 選舉人名簿其の他選舉に關する書類は使用の時期を経過するも選舉若し當選の效力確定せざる間は之を保存することを要す

市町村に於て二箇以上の投票區を設けたる場合に於ては投票管理者の保存すべき書類は市町村長に於て前項の例に依り之を保存することを要す

第九條 郡市長に於て投票立會人を選任したるときは同時に其の住所氏名を投票管理者に通知す

第十條 投票管理者に於て必要ありと認むるときは投票所入場券及到着番號札を選舉人に交付することを得

第十一條 投票記載の場所は選舉人をして他の選舉人の投票を視ひ又は投票の交換其の不正の手段を用ふることを能はざらしむる爲相當の設備を爲す

第十二條 投票函は二重の蓋を造り各所に鎖を設く

第十三條 投票管理者は投票を爲さしむるに先ち投票所に集集したる選舉人の面前に於て投票函を開き其の空虛なることを示したる後内蓋を鎖す

第十四條 投票用紙は投票管理者及投票立會人の面前に於て選舉人をして其の住所氏名を自稱せしめ選舉人名簿に對照し且つ投票

簿に捺印せしめたる後之を交付す

第十五條 選舉人誤て投票の用紙又は封筒を汚損したるときは其の引換を請求することを得

第十六條 投票は投票管理者及投票立會人の面前に於て選舉人自ら之を投函す

第十七條 投票を爲さむとする選舉人をして本人なる旨を宣言を爲さしむる必要あるときは投票管理者は投票立會人の面前に於て之を宣言せしめ投票所の事務に従事する者をして之を筆記せしめ選舉人に讀聞かせ選舉人をして之に署名捺印せしむ

第十八條 選舉人は之を投票録に添附す

第十九條 選舉人にして投票前投票所外に出し又は退出を命ぜられたるときは投票管理者は投票用紙を取上げ其の旨を投票簿に記入す

第二十條 投票所外に退出せしめられたる選舉人にして投票を爲さむとする者あるときは投票管理者は投票所の入口を鎖すに先だち入場を許す

第二十一條 投票を終りたるときは投票管理者は投票函の内蓋の投票口及外蓋を鎖し其の

【八】帝國議會(衆議院議員選舉法施行令)

【八】帝國議會(衆議院議員選舉法施行令)

内蓋の封は投票函を送致すべき投票立會人之を保管し外蓋の封は投票管理者之を保管すべし

第二十一條 衆議院議員選舉法第四十四條に依り選舉長に於て更に投票期日を定めたるときは直に之を郡市長に通知すべし

第二十二條 地方長官に於て開票立會人を選任したるときは同時に其の住所氏名を開票管理者に通知すべし

第二十三條 投票を點檢するときは開票管理者又は選舉事務に従事する者に於て毎票記載の氏名を朗讀し選舉事務に従事する者二名をして各別に同一被選舉人の得票を點數簿に記入せしむべし

第二十四條 投票の點檢を終りたるときは開票管理者は各被選舉人の得票數を朗讀すべし

第二十五條 開票管理者は點檢済に係る投票の有効無効を區別し開票立會人と共に封印の上之を保存すべし

第三十六條 開票管理者、投票管理者及其の代理人故障あるときは上級官廳は臨時に官吏又は吏員をして其の事務を管掌せしむることを得

第三十七條 衆議院議員選舉法第三條及第六條の規定は本令に之を準用す

第三十八條 北海道の札幌區、函館區及小樽區に於ては衆議院議員選舉法其他之に關する法令中市とあるは區、市長とあるは區長、市役所とあるは區別所に該當す

選舉區 人口 有權者數 法定得票數

Table with columns for region (e.g., 東京府, 大阪府), population, eligible voters, and legal votes.

【八】帝國議會(衆議院選舉區)

行政廳の經費を以て之を支辨すべし

第三十一條 數町村の區域に依り一投票區を設けたる場合に於ては町村費を以て支辨すべし

第三十二條 投票立會人、開票立會人及選舉立會人には地方長官の定むる所に依り職務の爲要する費用を給することを得

第三十三條 衆議院議員選舉法に於ける直接國稅の種類左の如し

- 一 地租
二 所得稅(所得稅法第三條第一項第二種の所得中無記名債券の所得に係る所得稅を除く)
三 營業稅
四 賣藥營業稅

第三十四條 衆議院議員選舉法第一條の別表に於て獨立の選舉區と爲したるものを除くの外市は從前屬したる選舉區に包含するものとす

第三十五條 郡市の區域に屬せざる島嶼に於ては開票區は島の區域に依る

第三十六條 開票管理者、投票管理者及其の代理人故障あるときは上級官廳は臨時に官吏又は吏員をして其の事務を管掌せしむることを得

第三十七條 衆議院議員選舉法第三條及第六條の規定は本令に之を準用す

第三十八條 北海道の札幌區、函館區及小樽區に於ては衆議院議員選舉法其他之に關する法令中市とあるは區、市長とあるは區長、市役所とあるは區別所に該當す

【八】帝國議會(衆議院議院法)

米澤市	三五	九六	一六	和歌山市	六	二〇二	一	鹿兒島縣郡部	一〇三三	七	六四
山形縣郡部	八五	二六七	六	和歌山縣郡部	六	一九〇八	一	大島	一八	一〇	一八〇
秋田縣郡部	三四	六三	一	徳島市	六	一六四七	一	北海道札幌區	七	一	三四
秋田縣郡部	八五	三二七	六	徳島縣郡部	六	一六四九	一	函館區	八七	一	三四
福井縣郡部	五〇	一四三	一	高松市	三	一〇五	一	小樽區	九	一	三四
福井縣郡部	五〇	一四三	一	高松縣郡部	三	一〇五	一	同 札幌區	九	一	三四
福井縣郡部	五〇	一四三	一	高松縣郡部	三	一〇五	一	同 札幌區	九	一	三四
石川縣郡部	一〇八	三〇六	一	香川縣郡部	一	一〇五	一	同 札幌區	九	一	三四
石川縣郡部	一〇八	三〇六	一	香川縣郡部	一	一〇五	一	同 札幌區	九	一	三四
富山縣郡部	五七	一五〇	一	愛媛縣郡部	一	一〇五	一	同 札幌區	九	一	三四
富山縣郡部	五七	一五〇	一	愛媛縣郡部	一	一〇五	一	同 札幌區	九	一	三四
高岡市	三三	八六	一	高知市	一	一〇五	一	同 札幌區	九	一	三四
高岡市	三三	八六	一	高知市	一	一〇五	一	同 札幌區	九	一	三四
富山縣郡部	六七	二〇七	一	高知縣郡部	一	一〇五	一	同 札幌區	九	一	三四
富山縣郡部	六七	二〇七	一	高知縣郡部	一	一〇五	一	同 札幌區	九	一	三四
鳥取縣郡部	四七	一三〇	一	福岡縣郡部	一	一〇五	一	同 札幌區	九	一	三四
鳥取縣郡部	四七	一三〇	一	福岡縣郡部	一	一〇五	一	同 札幌區	九	一	三四
島根縣郡部	六五	一八八	一	久留米市	一	一〇五	一	同 札幌區	九	一	三四
島根縣郡部	六五	一八八	一	久留米市	一	一〇五	一	同 札幌區	九	一	三四
岡山縣郡部	六	一三	一	門司市	一	一〇五	一	同 札幌區	九	一	三四
岡山縣郡部	六	一三	一	門司市	一	一〇五	一	同 札幌區	九	一	三四
岡山縣郡部	六	一三	一	福岡縣郡部	一	一〇五	一	同 札幌區	九	一	三四
岡山縣郡部	六	一三	一	福岡縣郡部	一	一〇五	一	同 札幌區	九	一	三四
尾道市	三〇	六四	一	大分縣	一	一〇五	一	同 札幌區	九	一	三四
尾道市	三〇	六四	一	大分縣	一	一〇五	一	同 札幌區	九	一	三四
廣島縣郡部	一五	四三	一	佐賀縣郡部	一	一〇五	一	同 札幌區	九	一	三四
廣島縣郡部	一五	四三	一	佐賀縣郡部	一	一〇五	一	同 札幌區	九	一	三四
廣島縣郡部	一五	四三	一	佐賀縣郡部	一	一〇五	一	同 札幌區	九	一	三四
山口縣郡部	九三	二九六	一	鹿兒島市	一	一〇五	一	同 札幌區	九	一	三四
山口縣郡部	九三	二九六	一	鹿兒島市	一	一〇五	一	同 札幌區	九	一	三四
山口縣郡部	九三	二九六	一	鹿兒島市	一	一〇五	一	同 札幌區	九	一	三四

議院法
明治二十二年二月
十一日法律第二號

第一章 帝國議會ノ召集成立
及開會

第一條 帝國議會召集の勅諭は集會の期日を定め少くとも四十日前に之を發布すへし

第二條 議員は召集の勅諭に指定したる期日に於て各議院の會堂に集會すへし

第三條 衆議院の議長副議長は其の院に於て各三名の候補者を選擧せしめ其の中より之

を勅任すへし

議長副議長の勅任せらるゝまでは書記官長

議長副議長の職務を行ふへし

第四條 各議院は抽籤法に依り議員を數部に分割し毎部部長一名を部員中に於て互選すへし

第五條 兩議院成立したる後勅命を以て帝國議會開會の日を定め兩院議員を貴族院に會合せしめ開院式を行ふへし

第六條 前條の場合に於て貴族院議長は議長の職務を行ふへし

第二章 議長書記官及經費

第七條 各議院の議長副議長は各々一員とす

第八條 衆議院の議長副議長の任期は議員の任期に依り

第九條 衆議院の議長副議長は其の他の事故に由り職位となりたるときは繼任者の任期に依り

第十條 各議院の議長は其の議院の秩序を保持し議事を整理し院外に對し議院を代表す

第十一條 議長は議會開會の間に於て仍其の議院の事務を指揮す

第十二條 議長は常任委員會及特別委員會に

臨時に發言することを得但し表決の數に預からず

第十三條 各議院に於て議長故障あるときは副議長之を代理す

第十四條 各議院に於て議長副議長俱に故障あるときは假議長を選擧し議長の職務を行はしむへし

第十五條 各議院の議長副議長は任期満限に達するも後任者の勅任せらるゝまで仍其の職務を繼續すへし

第十六條 各議院に書記官長一人書記官數人を置く

第十七條 書記官長は勅任とし書記官は奏任とす

第十八條 書記官長は議長の指揮に依り書記官の事務を整理し公文に署名す

第十九條 書記官は議事録及其他の文書案を作り事務を掌理す

第二十條 書記官の外の必要なる職員は書記官長の委任す

第二十一條 兩議院の經費は國庫より之を支出す

第二十二條 議長副議長及議員の歳費

第二十三條 各議院の議長は歳費として五千圓

【八】帝國議會(衆議院議院法)

議長は常任委員會及特別委員會に

議長は議會開會の間に於て仍其の議院の事務を指揮す

議長は其の議院の秩序を保持し議事を整理し院外に對し議院を代表す

議長は議長副議長は其の他の事故に由り職位となりたるときは繼任者の任期に依り

議長副議長は各々一員とす

議長副議長の職務を行ふへし

議長副議長の勅任せらるゝまでは書記官長

議長副議長の職務を行ふへし

議長副議長の職務を行ふへし

議長は常任委員會及特別委員會に

議長は議會開會の間に於て仍其の議院の事務を指揮す

議長は其の議院の秩序を保持し議事を整理し院外に對し議院を代表す

議長は議長副議長は其の他の事故に由り職位となりたるときは繼任者の任期に依り

議長副議長は各々一員とす

議長副議長の職務を行ふへし

議長副議長の勅任せらるゝまでは書記官長

議長副議長の職務を行ふへし

議長副議長の職務を行ふへし

議長は常任委員會及特別委員會に

議長は議會開會の間に於て仍其の議院の事務を指揮す

議長は其の議院の秩序を保持し議事を整理し院外に對し議院を代表す

議長は議長副議長は其の他の事故に由り職位となりたるときは繼任者の任期に依り

議長副議長は各々一員とす

議長副議長の職務を行ふへし

議長副議長の勅任せらるゝまでは書記官長

議長副議長の職務を行ふへし

議長副議長の職務を行ふへし

議長は常任委員會及特別委員會に

議長は議會開會の間に於て仍其の議院の事務を指揮す

議長は其の議院の秩序を保持し議事を整理し院外に對し議院を代表す

議長は議長副議長は其の他の事故に由り職位となりたるときは繼任者の任期に依り

議長副議長は各々一員とす

議長副議長の職務を行ふへし

議長副議長の勅任せらるゝまでは書記官長

議長副議長の職務を行ふへし

議長副議長の職務を行ふへし

【八】帝國議會(衆議院議院法)

第二十一條 全院委員長は一會期ごとに開會の始に於て之を選挙す

議決すし但し政府の要求若し議員十人以上の要求に由り議院に於て出席議員三分の二以上の多数を以て可決したるときは三讀の順序を省略することを得

第二十二條 全院委員會は議員三分の一以上常任委員會及特別委員會は其の委員半数以上出席するに非ざれば議事を開き議決を爲すことを得ず

第二十八條 政府より提出したる議案は委員の審査を経ずして之を議決することを得ず但し緊急の場合に於て政府の要求に由るものは此の限に在らず

第二十三條 常任委員會及特別委員會は議員の傍聴を禁ず但し委員會の決議に由り議員の傍聴を禁ずることを得

第二十九條 凡て議案を發議し及議院の會議に於て議案に對し修正の動議を發するものは二十人以上の賛成あるに非ざれば議題と爲すことを得ず

第二十四條 各委員長は委員會の経過及結果を議院に報告す

第三十條 政府は何時たりとも既に提出したる議案を修正し又は撤回することを得

第二十五條 各議院は政府の要求に依り又は其の同意を経て議會閉會の間委員會をして議案の審査を繼續せしむることを得

第三十一條 凡て議案は最後に議決したる議院の議長より國務大臣を経由して之を奏上すべし

第二十六條 各議院の議長は議事日程を定めて之を議院に報告す

第三十二條 兩議院の議決を経て奏上したる議案にして裁可せらるるものは次の會期までに公布せらるるべし

第六章 停會閉會

第三十三條 政府は何時たりとも十五日以内に於て議院の停會を命ずることを得

第三十四條 衆議院の解散に依り貴族院に停會を命じたる場合に於ては前條第二項の例に依らず

第三十五條 帝國議會閉會の場合に於て議案建議請願の議決に至らざるものは後會に繼續せし但し第二十五條の場合に於ては此の限に在らず

第三十六條 閉會は勅命に由り兩議院合會に於て之を舉行すべし

第三十七條 各議院の會議は左の場合に於て公開を停むることを得

一 議長又は議員十人以上の發議に由り議院之を可決したるとき

取るへし

第四十六條 常任委員會又は特別委員會を開くときは毎會委員長より其の主任の國務大臣及政府委員に報知すべし

第三十九條 秘密會議は刊行することを許さず

第四十七條 議事日程及議事に関する報告は議員に分配すると同時に之を國務大臣及政府委員に送付すべし

第八章 豫算案の議定

第四十八條 兩議院の議員政府に對し質問を爲さむとするときは三十人以上の賛成者あるを要す

第四十條 政府より豫算案を衆議院に提出したるときは豫算委員は其の院に於て受取りたる日より二十一日以内に審査を終り議院に報告すべし(明治三十九年五月七日改正)

第四十九條 質問趣意書は議長之を政府に轉送し國務大臣は直に答辯を爲し又は答辯すべし

第四十一條 豫算案に就き議院の會議に於て修正の動議を發するものは三十人以上の賛成あるに非ざれば議題と爲すことを得ず

第五十條 國務大臣の答辯を得又は答辯を得ざる時は質問の事件に付議員は建議の動議を爲すことを得

第九章 國務大臣及政府委員

第五十一條 各議院上奏せむとするときは文書を奉呈し又は議長を以て總代とし謁見を請ひ之を奉呈することを得

【八】帝國議會(衆議院議院法)

第四十二條 國務大臣及政府委員の發言は何時たりとも之を許すべし但し之が爲に議員の演説を中止せしむることを得ず

第五十二條 各議院に於て上奏又は建議の動議は三十人以上の賛成あるに非ざれば議題と爲すことを得

第四十三條 議院に於て議案を委員に付したるときは國務大臣及政府委員は何時たりとも委員會に出席し意見を述べることを得

第五十三條 豫算を除く外政府の議案を可決し又は修正して議決したるときは乙議院に之を移すべし

第四十四條 委員會は議長を経由して政府委員の説明を求むることを得

第五十四條 甲議院に於て政府の議案を可決し又は修正して議決したるときは乙議院に之を移すべし

は乙議院之を拒むことを得ず

第五十六條 兩院協議會は兩議院より各々

十人以下同数の委員を選挙し會同せしむ委員の協議案成立するときは議案を政府より受取り又は提出したる甲議院に於て先づ之を議し次に乙議院に移すべし

協議會に於て成立したる成案に對しては更に修正の動議を爲すことを許さず

第五十七條 國務大臣政府委員及各議院の議長は何時たりとも兩院協議會に出席して意見を述べることを得

第五十八條 兩院協議會は傍聴を許さず

第五十九條 兩院協議會に於て可否の決を取らば無名投票を用ひ可否同數なるときは議長の決する所に依る

第六十條 兩院協議會の議長は兩議院協議委員に於て各々一員を互選し毎會更代して席に當らしむべし其の初會に於ける議長は抽籤法を以て之を定む

第六十一條 本章に定むる所の外兩議院交渉事務の規程は其の協議に依り之を定むべし

第十三章 請願

第六十二條 各議院に呈出する人民の請願書

は議員の紹介に依り議院之を受取るべし

第六十三條 請願書は各議院に於て請願委員に付し之を審査せしむ

請願委員請願書を以て規程に合はすと認むるときは議長は紹介の議員を経て之を却下すべし

第六十四條 請願委員は請願文書表を作り其の要領を録し毎週一回議院に報告すべし

請願委員特別の報告に依れる要求又は議員三十人以上の要求あるときは各議院は其の請願事件を會議に付すべし

第六十五條 各議院に於て請願の採擇すべきことを議決したるときは意見書を附し其の請願書を政府に送付し事宜に依り報告を求むることを得

第六十六條 法律に依り法人と認められたる者を除く外總代の名議を以てする請願は各議院之を受くることを得ず

第六十七條 各議院は憲法を變更するの請願を受くることを得ず

第六十八條 請願書は總て哀願の體式を用ひ若し若請願の名義に依らず若は其の體式に違ふものは各議院之を受くることを得ず

第六十九條 請願書にして皇室に對し不敬の語を用ひ政府又は議院に對し侮辱の語を用ひるものは各議院之を受くることを得ず

第七十條 各議院は司法及行政裁判に干預するの請願を受くることを得ず

第七十一條 各議院は各別に請願を受け互に相干預せず

第十四章 議院と人民及官廳

第七十二條 各議院は人民に向て告示を發することを得ず

第七十三條 各議院は審査の爲に人民を召喚し及議員を派出することを得ず

第七十四條 各議院より審査の爲に政府に向て必要なる報告又は文書を求むるときは政府は秘密に渉るものを除く外其の求に應ずべし

第七十五條 各議院は國務大臣及政府委員の外他の官廳及地方議會に向て照會往復することを得ず

第十五章 退職及議員資格の規程

第七十六條 衆議院の議員にして貴族院議員に任ぜられ又は法律に依り議員たることを得ざる職務に任ぜられたるときは退職者とす

第七十七條 衆議院の議員にして選舉法に記載したる被選の資格を失ひたるときは退職者とす

第七十八條 衆議院に於て議員の資格に付異議を生じたるときは特に委員を設け時日を期し之を審査せしめ其の報告を待て之を議決すべし

第七十九條 裁判所に於て當選訴訟の裁判手續を爲したるものは衆議院に於て同一事件に付審査することを得ず

第八十條 議員其の資格なきことを證明せらるるに至るまでは議院に於て位列及發言の權を失はず但し自身の資格審査に關る會議に對しては辯明することを得るも其の表決に預かることを得ず

第十六章 請願辭職及補闕

第八十一條 各議院の議長は一週間に超えざる議員の請願を許可することを得其の一週間を超ゆるものは議院に於て之を許可す期限なきものは之を許可することを得ず

第八十二條 各議院の議員は正當の理由を以て議長に届出ずして會議又は委員會に出席することを得ず

第八十三條 衆議院は議員の辭職を許可することを得

第八十四條 何等の事由に拘らず衆議院議員に闕員を生じたるときは議長より内務大臣に通牒し補選を求むべし

第十七章 紀律及警察

第八十五條 各議院開會中其の紀律を保持せむが爲内部警察の權は此の法律及各議院に於て定むる所の規則に従ひ議長之を施行す

第八十六條 各議院に於て要する所の警察官吏は政府之を派出し議長の指揮を受けしむ

第八十七條 會議中議員此の法律若は議事規則に違ひ其の他議場の秩序を紊るときは議長は之を警戒し又は制止し又は發言を取消さしむ命に従はざるときは議長は當日の會議を終るまで發言を禁止し又は議場の外に退去せしむることを得

第八十八條 議場騷擾にして整理し難きときは議長は當日の會議を中止し又は之を閉づることを得

第八十九條 傍聴人議場の妨害を爲す者あるときは議長は之を退場せしめ必要なる場合に於ては之を警察官廳に引渡ししむることを得

第九十條 議場の秩序を紊るときは國務大臣政府委員及議員は議長の注意を喚起することを得

第九十一條 各議院に於て皇室に對し不敬の言語論説を爲すことを得ず

第九十二條 各議院に於て無禮の語を用ふることを得ず及他人の身上に洩り言論することを得ず

第九十三條 議院又は委員會に於て誹毀侮辱を被りたる議員は之を議院に訴へて處分を求むべし私に相報復することを得ず

第十八章 懲罰

第九十四條 各議院は其の議員に對し懲罰の權を有す

第九十五條 各議院に於て懲罰事犯を審査する爲に懲罰委員を設く

懲罰事犯あるときは議長は先づ之を委員に

付し審査せしめ議院の議を経て之を宣告す
各委員會又は各部に於て懲罰事犯あるときは委員長又は部長は之を議長に報告し處分を求むべし

第九十六條 懲罰は左の如し
一 公開したる議場に於て譴責す
二 公開したる議場に於て適當の謝辭を表せしむ
三 一定の時間出席を停止す
四 除名

衆議院に於て除名は出席議員三分の二以上の多數を以て之を決すべし

第九十七條 衆議院は除名の議員再選に當る者を拒むことを得ず

第九十八條 議員は二十人以上の賛成を以て懲罰の動議を爲すことを得
懲罰の動議は事犯ありし後三日以内に之を爲すべし

第九十九條 議員正當の理由なくして勸諭に指定したる期日後一週間に召集に應ぜざるに由り又は正當の理由なくして會議又は委員會に出席するに由り若し請暇の期限を

過ぎたるに由り議長より特に招状を發し其の招状を受けたる後一週間に仍故なく出席せざる者は貴族院に於ては其の出席を停止し上奏して勸裁を請ふべく衆議院に於ては之を除名すべし

衆議院規則 明治二十三年十一月一日議決

第一章 成立

第一條 議員は召集の勸諭に指定したる期日の午前九時衆議院に集會すべし

第二條 集會したる議員は當選證書と俱に名刺を事務局に通すべし書記官は當選人名簿に各員の當選證書を對照すべし

第三條 午前十時に至り集會者總議員三分の一に充ちたるときは議員は議長候補者の選舉を行ふべし

第四條 議長候補者の選舉は無名投票を以てし候補者三名を連記すべし

第五條 議員は點呼に應じ議長席の前に設けたる投票函に投票を投入し其の名刺を名刺函に投入すべし
現在議員投票を終りたるときは書記官長は投票函の閉鎖を宣告すべし閉鎖宣告の後には

投票することを許さず
第六條 投票終了るときは書記官長書記官と共に議員の面前に於て投票の數を計算し投票の數名刺の數に超過したるときは更に投票を行はしむべし

第七條 投票の點檢終りたるときは書記官長各候補者の得點を議員に報告し投票の過半数を得たる者を以て當選人とす

第八條 投票の過半数を得たる者なきときは過半数を得たる者三人に滿たるときは最多數の投票を得たる者に就き選舉すべき定員の倍數を取り決選投票を行ひ多數を得たる者を以て當選人とす

第九條 當選人にして當選を辭する者あるときは更に其の選舉を行ふべし

第十條 議長候補者の選舉終りたるときは副議長候補者の選舉を行ふべし
副議長候補者の選舉は議長候補者選舉の例に同じ

第十一條 議長候補者は副議長候補者に選舉せらるることを得

第十二條 選舉に付疑義を生ずるときは書記官長は集會したる議員に審ひ之を決すべし

第十三條 議長副議長の候補者定まりたるときは書記官長は内閣總理大臣を經由して之を奏上すべし

第十四條 議長副議長任命の翌日午前九時議員は議場に集會すべし
書記官長は議長及副議長を議院に紹介し議長を導きて議長席に著かしむべし

第十五條 議員の議席は毎會期の始に於て議長之を定む但し必要と認むるときは之を變更することを得

議席には各號數を付す(明治三十七年十二月一日改正)

第十七條 議員の部屬は毎會期之を定め各部に號數を付す
總議員を九部に配分し均分すること能はざるときは第一部より以下毎部一員を加ふべし

第十八條 議長副議長は部員の中に入らず
臨時會に於ては前會の議席及部屬を繼續すべし

第十九條 各部は年長部員を以て管理者とし

無名投票を以て部員中より部長一名を互選し其の最多數を得たる者を以て當選人とす
最多數を得たる者同數者二人以上あるときは年長を取り同年なるときは抽籤を以て之を定むべし

第二十條 部長は部の事務を整理す

第二十一條 各部は部員中より理事一名を互選す
理事の互選は部長互選の例に同じ

第二十二條 理事は部長を輔け部長故障あるときは之を代理すべし

第二十三條 議席及部屬定まりたるときは議長は議院成立の由を政府及貴族院に通報すべし

第二十四條 議員一任期の第二會期以下に於て召集の期日午前十時に至り議員總數三分の一に充ちたるときは議長及部屬を定めたる後議院成立の由を政府及貴族院に通報すべし

第二十五條 委員の審査は議院の付託したる

第二節 委員
第一節 通則

事件の外に涉ることを得ず
第二十六條 委員は委員會に於て同一事件に付幾回たりとも發言することを得

第二十七條 委員長は委員會の會議を整理し秩序を保持す

第二十八條 委員會の議事は出席員の過半数を以て決す可否同數なるときは委員長の決する所に依る

第二十九條 委員長自ら討論に與からしむるときは委員中より代理者を指名し委員長席に著かしむべし

第二節 全院委員
第三十條 全院委員長の選舉は無名投票を以て之を行ひ過半数を得たる者を以て當選人とす

過半数を得たる者なきときは最多數の投票を得たる者二人に就き更に決選投票を行ひ多數を得たる者を以て當選人とす

同數者二人以上あるときは抽籤を以て之を定む

選舉に付異議を生ずるときは議長之を院議に諮ひて定むべし
第三十一條 全院委員中故障あるときは第一

【八】帝國議會(衆議院規則)

部長其の職務を行ひ第一部長亦故障あるときは順次に第二部長以下之を行ふ
第三十二條 全院委員會は議長又は議員十人以上の發議に由り討論を用ゆる議院の決議を以て之を開く
第三十三條 全院委員會を開くことを議決したるときは即時に開會すべし
第三十四條 全院委員會を開くときは議長其の席を退くべし
第三十五條 全院委員會に於ける動議は一人以上の賛成に依り議題と爲すべし
第三十六條 全院委員會は自ら其の規則を議決することを得ず
第三十七條 全院委員會議事を終るときは委員長は議長の復席を求め其の結果を議院に報告すべし
第三十八條 全院委員會は自ら延會することを得ず若し議事終局せざるときは委員長は議長を求め議事の経過を議院に報告すべし

この場合に於ては議長は更に開會の期日を定め議事日程に記載すべし
第三十九條 全院委員會に於て議院法若し議院規則に違ひ議場の秩序を紊る者あるときは議長は委員長の請求を待たず其の席に復し委員會を解くことを得
第四十條 全院委員會の議決することを得ざる事件生ずるときは委員長は議長を復席を求め其の席を退くべし
第四十一條 全院委員會に於ては書記官書記官長の職務を行ふ
第三節 常任委員
第四十二條 議院は毎會期の始に於て左に列記する常任委員を選擧す
一 豫算委員 六十三人
二 決算委員 四十五人
三 懲罰委員 二十七人
四 請願委員 四十五人
(明治三十五年十二月十日改正)
第四十三條 常任委員は各部に於て無名投票を以て總議員中より選擧し最多數を得たる

者を以て當選人とす同數者二人以上あるときは抽籤を以て之を定む
各常任委員を選擧するは議院の命する所に依り各部同一時に於てすべし
第四十四條 各部に於て當選人定まりたるときは部長は之を議長に報告すべし
第四十五條 數部の選擧に當選したる者は其の所屬部の常選人とす所屬部の外に於て數部の選擧に當選したる者は部號の順序に従ひ其の當選人とす
第四十六條 前條又は其の他の事由に因り委員に關員を生したるときは其の選擧したる部に於て補選を行ふべし
第四十七條 委員に選擧せられたる者は正當の事由なくして其の任を辭することを得ず
第四十八條 委員長は無名投票を以て互選し最多數を得たる者を以て當選人とす同數者二人以上あるときは抽籤を以て之を定む
第四十九條 委員會は無名投票を以て委員中より一名又は數名の理事を互選し委員會議事及其他の事務を掌らしむ委員長故障あるときは理事之を代理すべし但し會議録

及其の他文書の事は書記官をして之を掌らしむることを得
第五十條 議院に於て委員會の期日を指定せざるときは委員長之を定む
第五十一條 委員會は議院の會議時間に於て之を開くことを得但し議院の許可を得たるときは此の限に非ず
第五十二條 委員會は其の付託を受けたる事件に關し意見を有する議員あるときは其の意見を聞くことを得
第五十三條 議員委員會議録及其他の參考文書の閱覽を求むる者あるときは審査の障礙を生ぜざる限は之を許すべし但し議院の外に携帶することを許さず
第五十四條 委員會の審査終るときは報告書を作り委員長より議長に提出すべし
委員會の決議に依り委員長は口述を以て報告することを得但し議院は文書の報告を求むることを得
委員長は委員會の決議を経て其の報告を他の委員に倚託することを得
議長に於て特に秘密と認むる者の外委員會の報告書は印刷して豫め之を議員に配付す

第五十五條 議院は期限を定め委員會をして審査の報告を爲さしむることを得
第五十六條 委員會故なく其の報告を遅延するときは議院は改めて他の委員を選任することを得
第五十七條 委員會に於て少數を以て廢棄せられたる意見を議院に提出せむと欲する者出席委員三分の二に及ぶときは委員會の報告と俱に其の意見書を提出することを得
第五十八條 委員會は委員會議録を作り出席者の氏名表決の數決議の要領及其他重要な事件を記載すべし
第五十九條 委員會議録は委員長及理事之を署名し事務局に保存すべし
第六十條 政府に返付すべき文書及所有主のものを除くの外委員の用に供したる文書は其の任務を終へたる後之を事務局に保存すべし
第六十一條 豫算委員決算委員及請願委員は其の事務を捷速ならしむる爲に分て數科と爲すことを得此の場合に於ては各科に主査を互選すべし

各料主査は議院に於て委員長の報告を補助することを得
第四節 特別委員
第六十二條 特別委員の數は九名とす但し付託事件の種類に由り議院の議を以て之を増加することを得
第六十三條 特別委員は議院に於て無名投票を以て連記選擧し最多數を得たる者を當選人とす同數者二人以上あるときは抽籤を以て之を定む
議院は特別委員の選擧ハ議長又は各部に委任することを得
第六十四條 議院は特別委員に付託したる事件に連繫する他の事件を併せて之に付託することを得
第六十五條 議院は特別委員の報告を受くるの後更に其の事件を同一委員に付託し又は他の委員に付託することを得
第六十六條 第四十七條より第六十條に至るまでの規定は本節に適用す
第三章 議員資格審査
第六十七條 議員他の議員の資格に對し異議を申立つる者は異議申立書及其の副本一通

【九】帝國議會(衆議院規則)

及その他文書の事は書記官をして之を掌らしむることを得
第五十條 議院に於て委員會の期日を指定せざるときは委員長之を定む
第五十一條 委員會は議院の會議時間に於て之を開くことを得但し議院の許可を得たるときは此の限に非ず
第五十二條 委員會は其の付託を受けたる事件に關し意見を有する議員あるときは其の意見を聞くことを得
第五十三條 議員委員會議録及其他の參考文書の閱覽を求むる者あるときは審査の障礙を生ぜざる限は之を許すべし但し議院の外に携帶することを許さず
第五十四條 委員會の審査終るときは報告書を作り委員長より議長に提出すべし
委員會の決議に依り委員長は口述を以て報告することを得但し議院は文書の報告を求むることを得
委員長は委員會の決議を経て其の報告を他の委員に倚託することを得
議長に於て特に秘密と認むる者の外委員會の報告書は印刷して豫め之を議員に配付す

第五十五條 議院は期限を定め委員會をして審査の報告を爲さしむることを得
第五十六條 委員會故なく其の報告を遅延するときは議院は改めて他の委員を選任することを得
第五十七條 委員會に於て少數を以て廢棄せられたる意見を議院に提出せむと欲する者出席委員三分の二に及ぶときは委員會の報告と俱に其の意見書を提出することを得
第五十八條 委員會は委員會議録を作り出席者の氏名表決の數決議の要領及其他重要な事件を記載すべし
第五十九條 委員會議録は委員長及理事之を署名し事務局に保存すべし
第六十條 政府に返付すべき文書及所有主のものを除くの外委員の用に供したる文書は其の任務を終へたる後之を事務局に保存すべし
第六十一條 豫算委員決算委員及請願委員は其の事務を捷速ならしむる爲に分て數科と爲すことを得此の場合に於ては各科に主査を互選すべし

各料主査は議院に於て委員長の報告を補助することを得
第四節 特別委員
第六十二條 特別委員の數は九名とす但し付託事件の種類に由り議院の議を以て之を増加することを得
第六十三條 特別委員は議院に於て無名投票を以て連記選擧し最多數を得たる者を當選人とす同數者二人以上あるときは抽籤を以て之を定む
議院は特別委員の選擧ハ議長又は各部に委任することを得
第六十四條 議院は特別委員に付託したる事件に連繫する他の事件を併せて之に付託することを得
第六十五條 議院は特別委員の報告を受くるの後更に其の事件を同一委員に付託し又は他の委員に付託することを得
第六十六條 第四十七條より第六十條に至るまでの規定は本節に適用す
第三章 議員資格審査
第六十七條 議員他の議員の資格に對し異議を申立つる者は異議申立書及其の副本一通

第四章 開議散會及延會

第七十三條 會議は通常午後一時に始む

第七十四條 議事日程に掲げたる議事を終りたる時は議長は議院に諮らして散會を宣告す議事未だ終らざるも午後六時に至るときは議長は延會を宣告することを得但し緊急の議事に付ては此の限に在らず

第七十五條 議事開始の時刻に至るときは議長其の席に著き諸般の通信を報告して後に會議を開くことを宣告す

第七十六條 出席議員若定數に充たざる時は議長は相當の時間を経て之を計算せしめ計算二回に至り仍定數に充たざる時は延會を宣告す

第七十七條 議長散會延會又は中止を宣告したる後は何人も議事に付發言することを得

第七十八條 議長は會議の終に於て次會の議事日程を議院に報告す

第七十九條 凡て議院の會議に付すべき事件及次序並開議の日時は之を議事日程に記載す

第八十條 議事日程は官報に掲載し及議員に配付す

第八十一條 議事日程に某議案の會議時刻を定めたる場合に於て其の時刻に至りたる時は議長は會議中の議事を中止して時刻を定めたる事件の會議に移る

第八十二條 議事日程に記載したる事件あるに拘らず他の緊急事件に付開議の動議を起す者あるときは議長自ら緊急事件と認むるときは討論を用ひずして議院に諮り議事日程を變更することを得

第八十三條 議事日程に指定したる日に於て其の記載事件の會議を開くこと能はざるときは又會議終局に至らざるときは議長は更に其の日程を定む

第八十四條 貴族院に於て既に會議に付したる議案同一なる事件を議事日程に記載することを得但し兩議院の議決を要せざるものは此の限に在らず

第八十五條 貴族院より提出したる議案は政府より提出したる議案に次ぎ議事日程に記載す

第五章 議事日程

第七十八條 議長は會議の終に於て次會の議事日程を議院に報告す

第七十九條 凡て議院の會議に付すべき事件

載すへし

第六章 議事

第一節 發議及動議

第八十六條 議員法律案又は上奏建議案を發議せむとする者は其の案を具へ理由を付し定規の賛成者と共に連署して之を議長に差出し議長は印刷して之を各議員に配付す

第八十七條 議院法及此の規則に於て特に規定したる場合を除くの外凡そ動議は一人以上の賛成者を待ちて議題と爲す

第八十八條 第一讀會は議案を各議員に配付したる後少くとも二日を隔て之を開く

第八十九條 第一讀會に於て議案を朗讀したる後國務大臣政府委員又は發議者は其の趣旨を聲明することを得

第九十條 議員は議案に對し疑義あるときは國務大臣政府委員又は發議者に説明を求むることを得

第九十一條 議長は便宜議案の朗讀を省略せしむることを得

第九十二條 議長は便宜議案の朗讀を省略せしむることを得

第九十三條 第二讀會に於ては議案に對し修正の動議を提出することを得

第九十四條 委員の報告に係る修正は賛成を待たずして議題と爲す

第九十五條 議長は逐條審議の順序を變更し又は數條を連れ又は一條を分割して討論に付することを得但し議員異議を提出する者あるときは其の賛成者あるを待ち討論を用ひずして之を決す

第九十六條 第二讀會の終りに於て議長は便宜に依り議案を委員に付託して修正決議の條項及字句を整理せしむることを得

第九十七條 第三讀會は第二讀會の後少くとも二日を隔て之を開く

第九十八條 第三讀會に於ては議案全體の可否を議決す

第九十九條 第三讀會に於ては文字を更正するの外修正の動議を爲すことを得

第一百條 議員日程に記載したる議題に對し發言せむと欲する者は會議開始の前に豫め其

の氏名及反對又は賛成の旨を記して書記官は通告することを得

第百一條 書記官は前條通告の順序に由り之を發言表に記入し議長に報告すべし議長は討論を始めるに當り發言表に依り反對者をして最初に發言せしめ次に賛成者及反對者を可成交互に指名し發言せしむべし前項の指名に應ぜざる者は通告の効を失ふ

第百二條 通告を爲さざる議員は通告を爲したる議員總て發言を終りたる後に非されは發言を求むることを得ず

通告を爲したる甲方の議員未だ發言を終らずと雖乙方の議員既に發言を終りたる時は通告を爲さざる乙方の議員發言を求むることを得

第百三條 通告を爲さずして發言せむと欲する者は起立して議長と呼び及び自己の氏名若しは番號を告げ議長の許可を待て發言すべし

第百四條 二人以上起立して發言を求むるときは議長は先起立者と認むる者を指して發言せしめ同時の起立なるときは議長の指定する所に依る

第百五條 延會又は議事中止のとき發言を終らざる議員は更に討論を始めるるときに於て前の發言を繼續することを得

第百六條 凡て發言は演壇に於て之を爲すべし但し極めて簡短なる發言特に議長の許可を得たるものは此の限に在らず

第百七條 議長は何時にても議席に於て發言する議員をして演壇に登らしむることを得

第百八條 討論は議題外に渉ることを得ず

第百九條 議員は同一の議題に付發言二回に及ぶことを得ず但し質疑應答又は注意の喚起は此の限に在らず

第百十條 委員長又は報告者は其の報告の趣旨を辯明する爲に數回の發言を爲すことを得

國務大臣政府委員發議者及勸議者は議案又は發議勸議の趣旨を辯明する爲に數回の發言を爲すことを得

第百十二條 會議に於て意見書又は理由書を朗讀することを得但し引證若しは報告の爲に文書を朗讀するは此の限に在らず

第百十三條 議長自ら討論に與らむとするときは豫め之を通告し議席に著き副議長をして議長席に著かしむべし

第百十四條 議長討論に與かりたるときは其の問題の表決に至る迄議長席に復することを得ず

第百十五條 議長は討論の終局を宣告す

第百十六條 發言者未だ盡きずと雖議員討論終局の勸議を提出し二十人以上の賛成あるときは議長は議院に諮ひ討論を用ゆるすして之を決すべし(明治二十四年十一月二十七日改正)

第百十七條 議院規則の疑義は議長之を決す但し議長は議院に諮ひ之を決することを得

第四節 修正

第百十八條 議案に對する修正の勸議は其の案を具へ議長に提出すべし

第百十九條 議員の提出したる修正案は委員會の提出したる修正案に先ちて決み取るべし

第百二十條 同一の議題に付數箇の修正案提出せられたる場合に於て議長は表決の順序を定む其の順序は原案に最遠きものより先に若し議員の異議あるときは其の賛成者あるを待ち討論を用ゆるすして之を決すべし

第百二十一條 既に成立したる修正の勸議は

議院の許可を経るに非されは之を撤回することを得ず

一議員の撤回したる勸議は他の議員定規の賛成者と共に之を繼續することを得

第百二十二條 修正案總て否決せられたるときは原案に就て決を取らるべし

第百二十三條 修正案原案共に過半數の賛成を得ざる場合に當り議院に於て廢棄すべからざるものと議決するときは特に委員をして其の案を起さしめ會議に付することを得

第五節 表決

第百二十四條 表決の際議場に現在せざる議員は表決に加はることを得ず

第百二十五條 議長表決を取らむとするときは表決に付すべき問題を議院に宣告すべし

議長表決に付すべき問題を宣告したる後は何人も問題に付發言することを得ず

第百二十六條 議長表決を取らむとするときは問題を可とする者を起立せしめ起立者の多數を認定し可否の結果を宣告すべし其の結果疑はしと認むるとき又は議長議長の宣告に對し異議を申立二十人以上の賛成ある

らざる議員は更に討論を始めるときに於て前の發言を繼續することを得

第百六條 凡て發言は演壇に於て之を爲すべし但し極めて簡短なる發言特に議長の許可を得たるものは此の限に在らず

第百七條 議長は何時にても議席に於て發言する議員をして演壇に登らしむることを得

第百八條 討論は議題外に渉ることを得ず

第百九條 議員は同一の議題に付發言二回に及ぶことを得ず但し質疑應答又は注意の喚起は此の限に在らず

第百十條 委員長又は報告者は其の報告の趣旨を辯明する爲に數回の發言を爲すことを得

國務大臣政府委員發議者及勸議者は議案又は發議勸議の趣旨を辯明する爲に數回の發言を爲すことを得

第百十二條 會議に於て意見書又は理由書を朗讀することを得但し引證若しは報告の爲に文書を朗讀するは此の限に在らず

第百十三條 議長自ら討論に與らむとするときは豫め之を通告し議席に著き副議長をして議長席に著かしむべし

第百十四條 議長討論に與かりたるときは其の問題の表決に至る迄議長席に復することを得ず

第百十五條 議長は討論の終局を宣告す

第百十六條 發言者未だ盡きずと雖議員討論終局の勸議を提出し二十人以上の賛成あるときは議長は議院に諮ひ討論を用ゆるすして之を決すべし(明治二十四年十一月二十七日改正)

第百十七條 議院規則の疑義は議長之を決す但し議長は議院に諮ひ之を決することを得

第四節 修正

第百十八條 議案に對する修正の勸議は其の案を具へ議長に提出すべし

第百十九條 議員の提出したる修正案は委員會の提出したる修正案に先ちて決み取るべし

第百二十條 同一の議題に付數箇の修正案提出せられたる場合に於て議長は表決の順序を定む其の順序は原案に最遠きものより先に若し議員の異議あるときは其の賛成者あるを待ち討論を用ゆるすして之を決すべし

第百二十一條 既に成立したる修正の勸議は

議院の許可を経るに非されは之を撤回することを得ず

一議員の撤回したる勸議は他の議員定規の賛成者と共に之を繼續することを得

第百二十二條 修正案總て否決せられたるときは原案に就て決を取らるべし

第百二十三條 修正案原案共に過半數の賛成を得ざる場合に當り議院に於て廢棄すべからざるものと議決するときは特に委員をして其の案を起さしめ會議に付することを得

第五節 表決

第百二十四條 表決の際議場に現在せざる議員は表決に加はることを得ず

第百二十五條 議長表決を取らむとするときは表決に付すべき問題を議院に宣告すべし

議長表決に付すべき問題を宣告したる後は何人も問題に付發言することを得ず

の氏名及反對又は賛成の旨を記して書記官は通告することを得

第百一條 書記官は前條通告の順序に由り之を發言表に記入し議長に報告すべし議長は討論を始めるに當り發言表に依り反對者をして最初に發言せしめ次に賛成者及反對者を可成交互に指名し發言せしむべし前項の指名に應ぜざる者は通告の効を失ふ

第百二條 通告を爲さざる議員は通告を爲したる議員總て發言を終りたる後に非されは發言を求むることを得ず

通告を爲したる甲方の議員未だ發言を終らずと雖乙方の議員既に發言を終りたる時は通告を爲さざる乙方の議員發言を求むることを得

第百三條 通告を爲さずして發言せむと欲する者は起立して議長と呼び及び自己の氏名若しは番號を告げ議長の許可を待て發言すべし

第百四條 二人以上起立して發言を求むるときは議長は先起立者と認むる者を指して發言せしめ同時の起立なるときは議長の指定する所に依る

第百五條 延會又は議事中止のとき發言を終らざる議員は更に討論を始めるときに於て前の發言を繼續することを得

第百六條 凡て發言は演壇に於て之を爲すべし但し極めて簡短なる發言特に議長の許可を得たるものは此の限に在らず

第百七條 議長は何時にても議席に於て發言する議員をして演壇に登らしむることを得

第百八條 討論は議題外に渉ることを得ず

第百九條 議員は同一の議題に付發言二回に及ぶことを得ず但し質疑應答又は注意の喚起は此の限に在らず

第百十條 委員長又は報告者は其の報告の趣旨を辯明する爲に數回の發言を爲すことを得

國務大臣政府委員發議者及勸議者は議案又は發議勸議の趣旨を辯明する爲に數回の發言を爲すことを得

第百十二條 會議に於て意見書又は理由書を朗讀することを得但し引證若しは報告の爲に文書を朗讀するは此の限に在らず

第百十三條 議長自ら討論に與らむとするときは豫め之を通告し議席に著き副議長をして議長席に著かしむべし

第百十四條 議長討論に與かりたるときは其の問題の表決に至る迄議長席に復することを得ず

第百十五條 議長は討論の終局を宣告す

第百十六條 發言者未だ盡きずと雖議員討論終局の勸議を提出し二十人以上の賛成あるときは議長は議院に諮ひ討論を用ゆるすして之を決すべし(明治二十四年十一月二十七日改正)

第百十七條 議院規則の疑義は議長之を決す但し議長は議院に諮ひ之を決することを得

第四節 修正

第百十八條 議案に對する修正の勸議は其の案を具へ議長に提出すべし

第百十九條 議員の提出したる修正案は委員會の提出したる修正案に先ちて決み取るべし

第百二十條 同一の議題に付數箇の修正案提出せられたる場合に於て議長は表決の順序を定む其の順序は原案に最遠きものより先に若し議員の異議あるときは其の賛成者あるを待ち討論を用ゆるすして之を決すべし

第百二十一條 既に成立したる修正の勸議は

議院の許可を経るに非されは之を撤回することを得ず

一議員の撤回したる勸議は他の議員定規の賛成者と共に之を繼續することを得

第百二十二條 修正案總て否決せられたるときは原案に就て決を取らるべし

第百二十三條 修正案原案共に過半數の賛成を得ざる場合に當り議院に於て廢棄すべからざるものと議決するときは特に委員をして其の案を起さしめ會議に付することを得

第六節 豫算會議

第百三十三條 豫算委員豫算案を數部に分割したるときは毎部の審査終るに従ひ會議を開くことを得

豫算各部の議事を終りたるときは總額に付確定の議決を爲すべし

第百三十四條 豫算の會議に於て更に審査を必要とする事項を發見したるときは其の事項を限り再び豫算委員に附託し之を審査せしむることを得

第七章 議事録及速記録

(明治二十四年二月五日改正)

第一節 議事録

第百三十五條 議事録は左の事項を記載す

一 議員成立及開會閉會に關する事項及年月日時

二 開議延會中止散會の月日時

三 出席國務大臣及政府委員の氏名

四 勸語及勸旨

【八】帝國議會(衆議院規則)

五 議長及委員長報告の件

六 會議に付したる議案の題目

七 議題と爲りたる動議及動議者の氏名

八 決議の事件

九 表決及可否の數を計算したるときは其の數

十 議院に於て必要と認めたる事項

第百三十六條 決議録は議場の決議を記載す

(明治二十四年十二月五日追加)

第百三十七條 議員議事録決議録に記載したる事實に對し異議あるときは議長は書記官長をして答辯せしむべし議員其の答辯に服せず又は議長長の處置に對し不服なるときは議長は討論を用ひずして議院の決を取るべし

第百三十八條 議事録決議録は議長又は當日の會議を整理したる副議長若しは假議長及書記官長又は其の代理たる書記官之に署名すべし

第百三十九條 議事速記録は速記法に依り議事を記載す

第百四十條 議院法第八十七條に依り議長取

消を命したる發言は速記録に記載せず

第百四十一條 演説したる議員は速記録配付の當日午後七時迄に訂正を求むることを得俱し訂正は字句に止まり演説の趣旨を變更することを不得

速記録の訂正に對し異議を申立つる者あるときは議長は賛成者あるを待ち討論を用ひずして議院の決を取るべし

第八章 質問

第百四十二條 議員政府に對する質問に付國務大臣の答其の要領を得るときは議場に出席を求め更に精細の質問を爲すことを得

第百四十三條 質問に對する答辯若し答辯を爲さざる理由に付動議を提出するものあり三十人以上の賛成あるときは之を議題と爲すことを得

第九節 上奏建議及議案の奏上

第百四十四條 議院上奏し又は勅諭に對し奉答の敬禮を表せむとするときは議長は宮内大臣に依り謁見を乞ひ勅許を経て後參内すべし

第百四十五條 議院の建議書は議長より内閣

總理大臣に差出すべし

第百四十六條 政府又は貴族院より提出したる議案を可決したるときは左の言辭を用ひ内閣總理大臣を経由して奏上すべし

衆議院は兩院の議を経たる其案の裁可を奉請す

第百四十七條 政府より提出したる議案を否決したるときは左の言辭を用ひ内閣總理大臣を経由して奏上すべし

衆議院は某案に付て更に廟議を盡さしむることを奉請す

第十節 請願

第百四十八條 議院は請願者の住所身分職業年齢を記し各自署名捺印したる請願書に非ざれば受理せず請願者自ら署名するも能はず他人をして代署せしむるときは代署したる人其の由を附記し之に署名捺印すべし

第百四十九條 法人の請願書は代表者之に署名し法人の印章を捺すべし

第百五十條 請願書は普通の邦文を用ひ若し外國語を用ひざるを得るときは之に註解を附すべし

第百五十一條 請願を紹介する議員は請願書

の表紙に紹介議員某と書すべし

第百五十二條 請願委員は請願提出の順序に依り之を審査すべし

第百五十三條 議員簡短なる説明書を以て一の請願に對し至急の審査を議院に請求するときは議長は討論を用ひずして議院の決を取り時日を限り請願委員に付託すべし

第百五十四條 請願文書表には請願の趣旨提出の年月日請願者の住所身分職業氏名紹介議員の氏名を記すべし

請願者數名あるときは請願者某及外幾名と記すべし

第百五十五條 請願文書表は議長之を印刷せしめて毎週一回議員に配付すべし

請願書は議院の決議に依るに非ざれば印刷配付せず

第百五十六條 請願委員は審査の結果に従ひ左の區別を爲し其の大要を記し議院に報告すべし

一 議院の會議に付すべしとするもの

二 議院の會議に付するを要せずとするもの

第百五十七條 請願委員は議院の會議に付す

へしとするの請願に付ては特別の報告を爲すべし

第百五十八條 請願委員に於て議院の會議に付するを要せずとするの報告に對し一週間内に議院より會議に付するの要求を爲す者なきときは委員の決議を以て確定とす

第百五十九條 請願書は會議に付するも之を朗讀せず但し議員朗讀を要求する者あるときは議長は討論を用ひずして之を決すべし

第十一章 請暇及辭職

第一節 請暇

第百六十條 議員事故の爲に數日間議院に出席すること能はざるときは其の理由を具へ日數を定めて豫め請暇書を差出し許可を受くべし公務又は疾病若し一時已むを得ざる事故ありて議院に出席することを得ざるときは其の理由を具へ閣席風書を差出すべし

第百六十一條 請暇の許可を得議院所在の地を離るる者は其の出發及歸着の時に於て議院に届出べし

第百六十二條 議員請暇の許可を得たる日限に至り事故に由り仍議院に出席することを得ざるときは其の理由を具へ日數を定めて

更に請暇書を差出し許可を受くべし但し臨時事故の爲に此の手續を爲す能はざるときは後日其の理由を申告し承認を受くべし

第百六十三條 請暇の許可を得たる議員其の請暇の期限内に議院に出席するときは請暇許可の効を失ふ

第二節 辭職

第百六十四條 議員辭職せむとするときは辭表を議長に差出すべし

第百六十五條 議長は辭表を朗讀せしめ討論を用ひずして其の可否を議決せしむべし其の閉會中に於ては議長之を處分し次會期の始に於て議院に報告することを得

第百六十六條 辭表中不敬又は無禮の文辭ありと認むるときは議長は朗讀を禁止して其の要領を議院に報告することを得

第百六十七條 前條の場合に於ては議長は其の辭表を懲罰委員に付して審査せしむることを得

第十二章 警察及秩序

第一節 警察

第百六十八條 議長は守衛及警察官吏を指揮して議院内部の警察權を施行す

【八】帝國議會(衆議院規則)

第六十九條 守衛は議事堂内警察官吏は議

事堂外の警察を爲す但し議長の特に命した

る場合に於ては警察官吏議事堂内の警察を

行ふことあるを以てし

第七十條 院内の防火點燈導水燈及室内

掃除の事は守衛之を監督す

第七十一條 議院内部に於て重罪輕罪の現

行犯人あるときは守衛又は警察官吏は之を

逮捕して議長の命令を請ふべし但し議場に

於ては議長の命令を待たずして逮捕するこ

とを得ず

第七十二條 議場に入るものは羽織袴「フ

ロツクコート」又は「モーニングコート」の

外總て略服を著し又は異様の服装を爲すへ

からす

第七十三條 議場に入るものは外套傘杖の

類を携帯すべからず帽子を著すべからず

第七十四條 議場内に於て吸煙すべから

ず

第七十五條 議事中は参考の爲にするもの

を除くの外新聞紙及書籍を閲讀することを

得ず

第七十六條 何人も議事中發聲否聲を發し

又は喧嘩して他人の演説及朗讀を妨ぐるこ

とを得ず

第七十七條 散會に際し議員は議長退席の

後に非されば退席することを得ず

第七十八條 議長號鈴を鳴らすときは何人

も總て沈黙すべし

第七十九條 凡そ秩序の問題は議長之を決

す但し議長は議院に諮ひ之を決することを得

第十三章 傍聴

第八十條 傍聴席を分ち皇族席、外國交際

官席、貴族院議員席、公衆席及新聞記者席

とす

第八十一條 外國交際官の傍聴を求むる者

あるときは外務省の照會に依り書記官長は

議長の指揮を受け其の員數を限り傍聴券を

該省に送付すべし

第八十二條 官吏の傍聴を求むる者あると

きは所屬官廳の照會に依り書記官長は議

長の指揮を受け其の員數を限り傍聴券を其

の官廳に送付すべし

第八十三條 公衆の傍聴を求むる者は議員

の紹介に依るべし

書記官長は議長の指揮を受け豫め公衆傍聴

券の員數を定め之を部長に送付し部長は之

を部員に配付す

第八十四條 在東京日刊新聞社には一會期

に通する傍聴券二十五枚在地方日刊新聞社

には十枚を交付し各社の協議を以て之を分

配せしむべし

第八十五條 議事開始の後一時間を経過し

仍傍聴席空位ありて議員の紹介あるときは

書記官長は議長の指揮を受け傍聴券を交付

することを得

第八十六條 議員傍聴人を紹介するときは

傍聴人紹介人とも其の氏名を傍聴券に記入

すべし

第八十七條 傍聴人は傍聴券を守衛に示し

其の指示する所の席に著くべし

第八十八條 凡そ傍聴席に在る者は左の事

項を遵守すべし

一 羽織若し袴又は洋服を著すべし

二 帽子又は外套を著すべからず

三 傘杖の類を携帯すべからず

四 飲食又は吸煙すべからず

第八十九條 議員の言論に對し可否を表すべからず

六 喧嘩に涉り議事を妨害すべからず

第九十條 武器兇器を携帯したる者及醜

陋したる者は傍聴席に入ることを許さず

第九十一條 何等の事由あるも傍聴人は議場

に入ることを得ず

第九十二條 秘密會議を開く決議ありた

るとき又は傍聴席騷擾なるに由り總ての傍

聴人を退場せしむるときは議長は守衛をし

て其の命令を執行せしむべし

第十四章 懲罰

第九十三條 會議に於て懲罰事犯あるとき

は議長は會議を中止し又は犯人を退場せし

むることを得

第九十四條 委員會に於て懲罰事犯あると

きは委員長は委員會を中止することを得

第九十五條 部に於て懲罰事犯あるとき部

長の處分は委員長の例に同じし

第九十六條 委員長又は部長に於て懲罰事

犯と認めざる事件に付ても委員又は部員は

議院法第九十八條に依り懲罰の勅諭を議院

に提出するの權を失はす

第九十七條 議院法第九十八條第一項の場

合に於ては議長は討論を用ひずして議院の

決を取り之を懲罰委員に付すべし

第九十八條 懲罰事犯の議事は秘密會議を

以てす

第九十九條 議員は自己の懲罰事犯の會議

に列席することを得ず但し議長の許可を経

て自ら辯明し又は他の議員をして代りて辯

明せしむることを得

第一百條 懲罰委員は議長を経由して本

人及關係議員を召喚詢問することを得

第一百零一條 議長の制止又は取消の命に従は

ざる者は議長議院法第八十七條に依り之を處

するの外仍懲罰事犯として懲罰委員に付す

【八】帝國議會(衆議院規則)

第九十二條 會議に於て懲罰事犯あるとき

は議長は會議を中止し又は犯人を退場せし

むることを得

第九十三條 委員會に於て懲罰事犯あると

きは委員長は委員會を中止することを得

第九十四條 部に於て懲罰事犯あるとき部

長の處分は委員長の例に同じし

第九十五條 委員長又は部長に於て懲罰事

犯と認めざる事件に付ても委員又は部員は

議院法第九十八條に依り懲罰の勅諭を議院

に提出するの權を失はす

第九十六條 議院法第九十八條第一項の場

合に於ては議長は討論を用ひずして議院の

決を取り之を懲罰委員に付すべし

第九十七條 懲罰事犯の議事は秘密會議を

以てす

第九十八條 議員は自己の懲罰事犯の會議

に列席することを得ず但し議長の許可を経

て自ら辯明し又は他の議員をして代りて辯

明せしむることを得

第九十九條 懲罰委員は議長を経由して本

人及關係議員を召喚詢問することを得

第一百條 議長の制止又は取消の命に従は

ざる者は議長議院法第八十七條に依り之を處

するの外仍懲罰事犯として懲罰委員に付す

ことを得

第一百零一條 公開議場に於て謝辭を表せしめ

むとするときは懲罰委員は謝辭の要領を起

草し其の報告と共に之を議長に提出すべし

第一百零二條 議院の命令に抵抗し又は議長を

侮辱したる者及同會期中譴責せらるること

三回に至り更に譴責に當るべき事犯ある者

は出席を停止することを得

第一百零三條 出席停止は二週間を超ゆること

を得ず

第一百零四條 出席を停止せられたる者委員な

るときは其の任は解けたるものとす

第一百零五條 出席を停止せられたる者其の停

止期限内に議場に入るときは議長は直に退

去を命し其の命に従はざるときは必要の處

【八】帝國議會(衆議院議員一覽)

の例に依る
 第二百十二條 議院法第五十五條に依り貴族院より同付したる修正案を議し及協議會の報告を議するに三讀會を経るを要せず
 第二百十三條 協議會に於ける衆議院の委員は其の報告委員を互選することを得
 第二百十四條 協議員の数協議會の定數及決議の方法並協議會議長の權限は議院法第六十一條に依り委員を派し兩院協議して之を定むべし

衆議院議員一覽

議員氏名(其一)

府縣	選區	氏名	氏名	氏名
東	第一(明治三十三年)	一 楠本正隆	二 高井幸三	三 植田重太郎
	第二(明治三十五年)	一 黒田綱彦	二 末吉忠晴	三 榎山鐵三郎
	第三(明治三十七年)	一 二谷元道	二 渡邊洪基	三 榎山鐵三郎
	第四(明治三十九年)	一 三風間信吉	二 中澤彦吉	三 稻田政吉
	第五(明治四十一年)	一 四藤田茂吉	二 同	三 楠本正隆
	第六(明治四十三年)	一 五太田實	二 同	三 奥三郎兵衛
	第七(明治四十五年)	一 六高梨哲四郎	二 同	三 同
府縣	選區	氏名	氏名	氏名
東	第一(明治三十三年)	一 中江篤介	二 村山龍平	三 同
	第二(明治三十五年)	一 佐々木政行	二 本善右衛門	三 秋岡義一
	第三(明治三十七年)	一 五菊池侃二	二 高井幸三	三 同
	第四(明治三十九年)	一 六俣野景孝	二 同	三 植田重太郎
	第五(明治四十一年)	一 七東尾平太郎	二 同	三 同
	第六(明治四十三年)	一 八横山勝三郎	二 兒山陶	三 大井憲太郎
	第七(明治四十五年)	一 九佐々木政文	二 同	三 同

京	東	選	京
八 津田眞道	同	同	阿部孝助
九 芳野世經	鳩山和夫	同	同
十 森時之助	北岡文兵衛	林和一	同
十一 淺香克孝	同	同	同
十二 高木正年	平林九兵衛	高木正年	同
十三 石坂昌孝	同	同	中村克昌
選	選	選	選
第一(明治三十三年)	一 山田忠兵衛	星松三郎	同
第二(明治三十五年)	二 中島又五郎	山田喜之助	同
第三(明治三十七年)	三 五件直之助	利光鶴松	同
第四(明治三十九年)	四 須藤時一郎	高梨哲四郎	同
第五(明治四十一年)	五 八田口卯吉	松田秀雄	同
第六(明治四十三年)	六 濱野茂	堀田連太郎	同
第七(明治四十五年)	七 橋本省吾	淺香克孝	同
第八(明治三十七年)	八 平林九兵衛	高木正年	同
第九(明治三十九年)	九 青木正太郎	同	同
第十(明治四十一年)	十 同	同	同
第十一(明治四十三年)	十一 同	同	同
第十二(明治四十五年)	十二 同	同	同
第十三(明治三十七年)	十三 同	同	同

京	都	選	京	都	選
一 濱岡光哲	坂本則美	同	一 堀田康人	雨森菊太郎	同
二 中村榮助	竹村藤兵衛	同	二 同	同	同
三 松野新九郎	正木安左衛門	安田益太郎	三 喜多川孝經	奧繁三郎	喜多川孝經
四 伊藤熊夫	西川義延	田宮勇	四 河原林義雄	山口俊一	野尻岩次郎
五 田中源太郎	同	同	五 石原中右衛門	同	同
六 神籙知常	同	同	六 同	同	同
選	選	選	選	選	選
第一(明治三十三年)	一 粟谷品三	同	第一(明治三十三年)	一 一栗谷品三	同
第二(明治三十五年)	二 豐田文三郎	外山修造	第二(明治三十五年)	二 豐田文三郎	外山修造
第三(明治三十七年)	三 浮田桂造	同	第三(明治三十七年)	三 浮田桂造	同
第四(明治三十九年)	四 同	同	第四(明治三十九年)	四 同	同
第五(明治四十一年)	五 同	同	第五(明治四十一年)	五 同	同
第六(明治四十三年)	六 同	同	第六(明治四十三年)	六 同	同
第七(明治四十五年)	七 同	同	第七(明治四十五年)	七 同	同

【七】帝國議會(衆議院議員一覽)

神	選	阪	大	選	阪
一 島田三郎	同	九 櫻井義起	八 北田豐三郎	七 出木彌太郎	六 深尾龍三
二 山田泰造	同	八 同	七 同	六 同	五 同
選	選	選	選	選	選
第一(明治三十三年)	一 豐田文三郎	二 片岡直温	伊藤藤三	三 同	四 同
第二(明治三十五年)	二 中野治兵衛	三 吉岡直一	同	四 同	五 同
第三(明治三十七年)	三 同	四 同	同	五 同	六 同
第四(明治三十九年)	四 同	五 同	同	六 同	七 同
第五(明治四十一年)	五 同	六 同	同	七 同	八 同
第六(明治四十三年)	六 同	七 同	同	八 同	九 同
第七(明治四十五年)	七 同	八 同	同	九 同	十 同

庫	兵	選	川	奈	神	選	川	奈
九 青木匡	同	精逸	同	同	同	同	同	同
八 佐藤文兵衛	同	敬	同	同	同	同	同	同
七 改野耕三	同	肥塚龍	同	同	同	同	同	同
六 高瀬藤次郎	同	同	同	同	同	同	同	同
五 魚住逸治	同	同	同	同	同	同	同	同
四 石田貫之助	同	同	同	同	同	同	同	同
三 法貴發田	同	同	同	同	同	同	同	同
二 堀善證	同	同	同	同	同	同	同	同
一 鹿島秀麿	同	同	同	同	同	同	同	同
選	選	選	選	選	選	選	選	選
第一(明治三十三年)	一 鹿島秀麿	二 村野山人	鹿島秀麿	同	同	同	同	同
第二(明治三十五年)	二 善證波邊	徹村野山人	同	同	同	同	同	同
第三(明治三十七年)	三 同	同	同	同	同	同	同	同
第四(明治三十九年)	四 同	同	同	同	同	同	同	同
第五(明治四十一年)	五 同	同	同	同	同	同	同	同
第六(明治四十三年)	六 同	同	同	同	同	同	同	同
第七(明治四十五年)	七 同	同	同	同	同	同	同	同

崎	長	選	庫	兵	選	一
五 宮崎榮治	大坪利晉	宮崎榮治	十 濱田儀一郎	高津雅雄	同	十 佐野助作
四 立石寛司	同	同	九 櫻井勉	富田仙助	同	同
三 牧朴真	同	同	八 同	同	同	同
二 朝長慎三	同	同	七 同	同	同	同
一 富永準太	同	同	六 同	同	同	同
選	選	選	選	選	選	選
第一(明治三十三年)	一 富永準太	二 松田源五郎	富永準太	同	同	同
第二(明治三十五年)	二 同	同	同	同	同	同
第三(明治三十七年)	三 同	同	同	同	同	同
第四(明治三十九年)	四 同	同	同	同	同	同
第五(明治四十一年)	五 同	同	同	同	同	同
第六(明治四十三年)	六 同	同	同	同	同	同
第七(明治四十五年)	七 同	同	同	同	同	同

選	重	三	選	重	三	選	真	奈
一	六	五	四	三	二	一	三	一
第一(明治三十三年)	同	同	同	同	同	同	大北作治郎	同
第二(明治三十五年)	同	同	同	同	同	同	磯田和藏	同
第三(明治三十七年)	同	同	同	同	同	同	同	同
第四(明治三十九年)	同	同	同	同	同	同	同	同
第五(明治四十一年)	同	同	同	同	同	同	同	同
第六(明治四十三年)	同	同	同	同	同	同	同	同

選	知	愛	選	知	愛
一	十一	十	九	八	七
第一(明治三十三年)	美濃部貞亮	加藤六藏	早川龍介	早川龍介	早川龍介
第二(明治三十五年)	同	同	同	同	同
第三(明治三十七年)	同	同	同	同	同
第四(明治三十九年)	同	同	同	同	同
第五(明治四十一年)	同	同	同	同	同
第六(明治四十三年)	同	同	同	同	同

選	岡	靜	選	岡	靜
一	七	六	五	四	三
第一(明治三十三年)	田中島雄	同	同	同	同
第二(明治三十五年)	同	同	同	同	同
第三(明治三十七年)	同	同	同	同	同
第四(明治三十九年)	同	同	同	同	同
第五(明治四十一年)	同	同	同	同	同
第六(明治四十三年)	同	同	同	同	同

選	梨	山	選	梨	山
一	三	二	一	一	一
第一(明治三十三年)	同	同	石原彦太郎	八卷九萬	淺尾長慶
第二(明治三十五年)	同	同	同	同	同
第三(明治三十七年)	同	同	同	同	同
第四(明治三十九年)	同	同	同	同	同
第五(明治四十一年)	同	同	同	同	同
第六(明治四十三年)	同	同	同	同	同

選	長	選	阜	岐	選	阜	岐
一	四	三	二	一	七	六	五
第一(明治三十三年)	小坂善之助	島津忠貞	細井金四郎	天野若園	天野若園	天野若園	天野若園
第二(明治三十五年)	同	同	同	同	同	同	同
第三(明治三十七年)	同	同	同	同	同	同	同
第四(明治三十九年)	同	同	同	同	同	同	同
第五(明治四十一年)	同	同	同	同	同	同	同
第六(明治四十三年)	同	同	同	同	同	同	同

選	城	宮	選	野	長	選	野
一	五	四	三	二	一	七	六
第一(明治三十三年)	同	同	同	同	同	同	同
第二(明治三十五年)	同	同	同	同	同	同	同
第三(明治三十七年)	同	同	同	同	同	同	同
第四(明治三十九年)	同	同	同	同	同	同	同
第五(明治四十一年)	同	同	同	同	同	同	同
第六(明治四十三年)	同	同	同	同	同	同	同

【六】帝國議會(衆議院議員一覽)

Table of members of the House of Representatives, listing names and constituencies such as 高知, 福, 岡, 選, 知, 高, 一, 二, 三.

Table of members of the House of Representatives, listing names and constituencies such as 岡, 選, 大, 分, 一, 二, 三, 四, 五, 六, 七, 八.

Table of members of the House of Representatives, listing names and constituencies such as 賀, 選, 賀, 一, 二, 三, 四, 五, 六.

Table of members of the House of Representatives, listing names and constituencies such as 本, 選, 三, 四, 五, 六, 一, 二, 三, 四, 五, 六.

Table of members of the House of Representatives, listing names and constituencies such as 鹿, 兒, 島, 選, 一, 二, 三, 四, 五, 六, 七.

Table of members of the House of Representatives, listing names and constituencies such as 京, 東, 選, 市, 郡, 部, 一, 二, 三, 四, 五, 六, 七, 八, 九, 十, 十一, 十二, 十三, 十四, 十五, 十六, 十七, 十八, 十九, 二十.

【六】帝國議會(衆議院議員一覽)

Table of members of the House of Representatives, listing names and constituencies across various provinces and cities.

Table of members of the House of Representatives, listing names and constituencies across various provinces and cities.

Table of members of the House of Representatives, listing names and constituencies across various provinces and cities.

Table of members of the House of Representatives, listing names and constituencies across various provinces and cities.

Table of members of the House of Representatives, listing names and constituencies across various provinces and cities.

Table of members of the House of Representatives, listing names and constituencies across various provinces and cities.

Table of members of the House of Representatives, listing names and constituencies under categories like 新潟, 新潟, 新潟, 新潟.

Table of members of the House of Representatives, listing names and constituencies under categories like 新潟, 新潟, 新潟, 新潟.

Table of members of the House of Representatives, listing names and constituencies under categories like 新潟, 新潟, 新潟, 新潟.

Table of members of the House of Representatives, listing names and constituencies under categories like 新潟, 新潟, 新潟, 新潟.

Table of members of the House of Representatives, listing names and constituencies under categories like 新潟, 新潟, 新潟, 新潟.

Table of members of the House of Representatives, listing names and constituencies under categories like 新潟, 新潟, 新潟, 新潟.

選		縣		縣		縣		縣		縣		縣		縣		縣	
部	郡	部	郡	部	郡	部	郡	部	郡	部	郡	部	郡	部	郡	部	郡
小林庄一郎	友常毅三郎	橫田千之助	木村牛兵衛	阿部三郎	橫尾輝吉	江原節	橫尾輝吉	友常毅三郎	高久倉藏	田村順之助	田村順之助	第七(明治三十五年)	第八(明治三十六年)	第九(明治三十七年)	木本源吉	同	米田實
北島具雄	久保伊一郎	乾奈具吉	森田德兵衛	松本長平	同	松本強二	北島具雄	久保伊一郎	久保伊一郎	平井由太郎	北島具雄	第十(明治三十四年)	第十一(明治三十五年)	第十二(明治三十六年)	八木逸郎	同	米田實
青木新治郎	中山梅治郎	同	井上傳作	岩本平藏	同	森	正村井善四郎	福井三郎	村井善四郎	奥山寛平	福井三郎	第七(明治三十五年)	第八(明治三十六年)	第九(明治三十七年)	津市長井氏克	同	同
津市長井氏克	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

選		縣		縣		縣		縣		縣		縣		縣		縣	
部	郡	部	郡	部	郡	部	郡	部	郡	部	郡	部	郡	部	郡	部	郡
木村警太郎	尾崎行雄	同	大石正己	森茂生	大井卜新	速水熊太郎	茂生	八尾信夫	海野謙次郎	津田國松	尾崎行雄	平田力之助	速水熊太郎	茂生	尾崎行雄	平田力之助	栗原亮一
栗原亮一	同	速水熊太郎	茂生	八尾信夫	海野謙次郎	津田國松	尾崎行雄	平田力之助	栗原亮一	尾崎行雄	平田力之助	栗原亮一	尾崎行雄	平田力之助	栗原亮一	尾崎行雄	平田力之助
栗原亮一	尾崎行雄	平田力之助	栗原亮一	尾崎行雄	平田力之助	栗原亮一	尾崎行雄	平田力之助	栗原亮一	尾崎行雄	平田力之助	栗原亮一	尾崎行雄	平田力之助	栗原亮一	尾崎行雄	平田力之助
栗原亮一	尾崎行雄	平田力之助	栗原亮一	尾崎行雄	平田力之助	栗原亮一	尾崎行雄	平田力之助	栗原亮一	尾崎行雄	平田力之助	栗原亮一	尾崎行雄	平田力之助	栗原亮一	尾崎行雄	平田力之助

選		縣		縣		縣		縣		縣		縣		縣		縣	
部	郡	部	郡	部	郡	部	郡	部	郡	部	郡	部	郡	部	郡	部	郡
橫井甚四郎	村松愛藏	竹田千代足	早川龍介	太田善四郎	後藤文一郎	志賀重昂	大池謙次郎	林小參	加藤六藏	橫井甚四郎	同	鈴置倉次郎	志賀重昂	鈴木友治郎	太田善四郎	早川龍介	太田善四郎
早川龍介	太田善四郎	後藤文一郎	志賀重昂	大池謙次郎	林小參	加藤六藏	橫井甚四郎	同	鈴木友治郎	太田善四郎	早川龍介	太田善四郎	後藤文一郎	志賀重昂	大池謙次郎	林小參	加藤六藏
鈴木友治郎	太田善四郎	早川龍介	太田善四郎	後藤文一郎	志賀重昂	大池謙次郎	林小參	加藤六藏	橫井甚四郎	同	鈴木友治郎	太田善四郎	早川龍介	太田善四郎	後藤文一郎	志賀重昂	大池謙次郎
鈴木友治郎	太田善四郎	早川龍介	太田善四郎	後藤文一郎	志賀重昂	大池謙次郎	林小參	加藤六藏	橫井甚四郎	同	鈴木友治郎	太田善四郎	早川龍介	太田善四郎	後藤文一郎	志賀重昂	大池謙次郎

選		縣		縣		縣		縣		縣		縣		縣		縣	
部	郡	部	郡	部	郡	部	郡	部	郡	部	郡	部	郡	部	郡	部	郡
春田祐清	河村寛裕	鈴木友治郎	吉原祐太郎	三輪市太郎	内藤魯一	春田祐清	森田小六郎	後藤文一郎	早川龍介	清水市太郎	第七(明治三十五年)	第八(明治三十六年)	第九(明治三十七年)	星野鐵太郎	同	松本君平	福島勝太郎
福島勝太郎	大野久次	松浦五兵衛	森田勇次郎	澤田寧	伊藤市平	福島勝太郎	青地雄太郎	澤田寧	鈴木藤三郎	湯山壽介	河井重藏	湯山壽介	鈴木藤三郎	湯山壽介	河井重藏	湯山壽介	鈴木藤三郎
河井重藏	湯山壽介	鈴木藤三郎	湯山壽介	河井重藏	湯山壽介	鈴木藤三郎	湯山壽介	河井重藏	湯山壽介	鈴木藤三郎	湯山壽介	河井重藏	湯山壽介	鈴木藤三郎	湯山壽介	河井重藏	湯山壽介
河井重藏	湯山壽介	鈴木藤三郎	湯山壽介	河井重藏	湯山壽介	鈴木藤三郎	湯山壽介	河井重藏	湯山壽介	鈴木藤三郎	湯山壽介	河井重藏	湯山壽介	鈴木藤三郎	湯山壽介	河井重藏	湯山壽介

選		縣		縣		縣		縣		縣		縣		縣		縣	
部	郡	部	郡	部	郡	部	郡	部	郡	部	郡	部	郡	部	郡	部	郡
大橋頼模	同	增田次郎	森田勇次郎	岩崎勳	大村和吉郎	鈴木辰次郎	松城兵作	高柳覺太郎	高柳覺太郎	松浦五兵衛	同	大野久次	高柳覺太郎	小泉策太郎	八東可海	鈴木辰次郎	村上太三郎
大野久次	高柳覺太郎	小泉策太郎	八東可海	鈴木辰次郎	村上太三郎	大野久次	高柳覺太郎	小泉策太郎	八東可海	鈴木辰次郎	村上太三郎	大野久次	高柳覺太郎	小泉策太郎	八東可海	鈴木辰次郎	村上太三郎
大野久次	高柳覺太郎	小泉策太郎	八東可海	鈴木辰次郎	村上太三郎	大野久次	高柳覺太郎	小泉策太郎	八東可海	鈴木辰次郎	村上太三郎	大野久次	高柳覺太郎	小泉策太郎	八東可海	鈴木辰次郎	村上太三郎
大野久次	高柳覺太郎	小泉策太郎	八東可海	鈴木辰次郎	村上太三郎	大野久次	高柳覺太郎	小泉策太郎	八東可海	鈴木辰次郎	村上太三郎	大野久次	高柳覺太郎	小泉策太郎	八東可海	鈴木辰次郎	村上太三郎

選		縣		縣		縣		縣		縣		縣		縣		縣	
部	郡	部	郡	部	郡	部	郡	部	郡	部	郡	部	郡	部	郡	部	郡
谷澤龍藏	酒井岩造	谷澤龍藏	望月長夫	伊夫俊實	同	井上敬之助	澤田耕治郎	望月長夫	澤田耕治郎	望月長夫	澤田耕治郎	望月長夫	澤田耕治郎	望月長夫	澤田耕治郎	望月長夫	澤田耕治郎
望月長夫	伊夫俊實	同	井上敬之助	澤田耕治郎	望月長夫	澤田耕治郎	望月長夫	澤田耕治郎	望月長夫	澤田耕治郎	望月長夫	澤田耕治郎	望月長夫	澤田耕治郎	望月長夫	澤田耕治郎	望月長夫
望月長夫	伊夫俊實	同	井上敬之助	澤田耕治郎	望月長夫	澤田耕治郎	望月長夫	澤田耕治郎	望月長夫	澤田耕治郎	望月長夫	澤田耕治郎	望月長夫	澤田耕治郎	望月長夫	澤田耕治郎	望月長夫
望月長夫	伊夫俊實	同	井上敬之助	澤田耕治郎	望月長夫	澤田耕治郎	望月長夫	澤田耕治郎	望月長夫	澤田耕治郎	望月長夫	澤田耕治郎	望月長夫	澤田耕治郎	望月長夫	澤田耕治郎	望月長夫

縣	部	選	縣	部	選	縣	部	選
松原	九郎	第十(明治十四年)	山田	省三郎	第十一(明治十五年)	松原	九郎	第十二(明治十六年)
各務	平七	第十(明治十四年)	松原	九郎	第十一(明治十五年)	大熊	三之助	第十二(明治十六年)
千早	正次郎	第十(明治十四年)	眞澄	河崎	助太郎	長尾	元太郎	第十一(明治十五年)
古井	由之	第十(明治十四年)	岡崎	久次郎	坂口	拙三	大野	龜三郎
花村	覺三郎	第十(明治十四年)	高橋	義信	岡崎	久次郎	佐々木	文一
松野	祐次郎	第十(明治十四年)	大野	龜三郎	古屋	慶隆	岡井	藤之丞
岡井	藤之丞	第十(明治十四年)	佐々木	文一	大場	竹次郎	早川	六三郎
早川	六三郎	第十(明治十四年)	匹田	銳吉	矢島	浦太郎	前島	元助
水島	不右衛門	第十(明治十四年)	矢島	浦太郎	前島	元助	小坂	善之助
小坂	善之助	第十(明治十四年)	小川	平吉	矢島	浦太郎	宮下	一清
宮下	一清	第十(明治十四年)	降旗	元太郎	降旗	元太郎	降旗	元太郎
降旗	元太郎	第十(明治十四年)	小田	四郎	工藤	善助	八田	四郎
八田	四郎	第十(明治十四年)	小川	平吉	石塚	重平	石塚	重平
石塚	重平	第十(明治十四年)	石塚	重平	石塚	重平	石塚	重平

縣	部	選	縣	部	選	縣	部	選
龍野	周一郎	第十(明治十四年)	同	同	同	同	同	同
降旗	元太郎	第十(明治十四年)	同	同	同	同	同	同
笠原	忠造	第十(明治十四年)	大澤	辰次郎	同	同	同	同
風間	禮助	第十(明治十四年)	降旗	元太郎	同	同	同	同
安川	保次郎	第十(明治十四年)	矢島	浦太郎	同	同	同	同
渡邊	千冬	第十(明治十四年)	伊藤	大八	同	同	同	同
同	同	第十(明治十四年)	小山	完吾	同	同	同	同
久保	田四郎	第十(明治十四年)	岡部	次郎	同	同	同	同
翠川	鐵三	第十(明治十四年)	岩岡	伊代治	同	同	同	同
立川	雲平	第十(明治十四年)	翠川	鐵三	同	同	同	同
中村	彌六	第十(明治十四年)	小坂	順造	同	同	同	同
伊藤	大八	第十(明治十四年)	山田	禎三郎	同	同	同	同
藤澤	茂之輔	第十(明治十四年)	鹽川	幸太	同	同	同	同
菅原	傳遠	第十(明治十四年)	菅原	傳	同	同	同	同
澤	來太郎	第十(明治十四年)	南條	文五郎	同	同	同	同
南條	文五郎	第十(明治十四年)	同	同	同	同	同	同
首藤	陸三	第十(明治十四年)	高野	孟矩	同	同	同	同
鐵田	三之助	第十(明治十四年)	村松	龜一郎	同	同	同	同

縣	部	選	縣	部	選	縣	部	選
村松	龜一郎	第十(明治十四年)	菅原	傳遠	同	同	同	同
岩崎	十郎	第十(明治十四年)	村松	山崎	同	同	同	同
村松	龜一郎	第十(明治十四年)	來太郎	同	同	同	同	同
高野	孟矩	第十(明治十四年)	田代	進四郎	同	同	同	同
菅原	傳遠	第十(明治十四年)	菅原	傳	同	同	同	同
首藤	陸三	第十(明治十四年)	藤澤	茂之輔	同	同	同	同
澤	來太郎	第十(明治十四年)	村松	龜一郎	同	同	同	同
日下	義雄	第十(明治十四年)	平島	松尾	同	同	同	同
河野	廣中	第十(明治十四年)	野木	善三郎	同	同	同	同
白井	貞藏	第十(明治十四年)	堀江	覺治	同	同	同	同
柴	四郎	第十(明治十四年)	河野	廣中	同	同	同	同
平島	松尾	第十(明治十四年)	佐治	幸平	同	同	同	同
佐瀨	熊鑑	第十(明治十四年)	室原	重福	同	同	同	同
室原	重福	第十(明治十四年)	赤坂	龜次郎	同	同	同	同
八島	成正	第十(明治十四年)	愛澤	寧堅	同	同	同	同

選	縣	部	選	縣	部	選	縣	部
第十(明治十四年)	同	同	第七(明治十五年)	同	同	第十(明治十四年)	同	同
第十一(明治十五年)	同	同	第八(明治十六年)	同	同	第十一(明治十五年)	同	同
第十二(明治十六年)	同	同	第九(明治十七年)	同	同	第十二(明治十六年)	同	同
一ノ倉	貫一	同	堀江	覺治	同	給木	寅次郎	同
高橋	金治	同	河野	廣中	同	堀切	善兵衛	同
大隈	英廣	同	堀切	善兵衛	同	長澤	倉吉	同
阿部	節郎	同	堀切	善兵衛	同	長澤	倉吉	同
阿部	節郎	同	堀切	善兵衛	同	長澤	倉吉	同
阿部	節郎	同	堀切	善兵衛	同	長澤	倉吉	同
阿部	節郎	同	堀切	善兵衛	同	長澤	倉吉	同
阿部	節郎	同	堀切	善兵衛	同	長澤	倉吉	同
阿部	節郎	同	堀切	善兵衛	同	長澤	倉吉	同

選	縣	部	選	縣	部	選	縣	部
第十(明治十四年)	同	同	第七(明治十五年)	同	同	第十(明治十四年)	同	同
第十一(明治十五年)	同	同	第八(明治十六年)	同	同	第十一(明治十五年)	同	同
第十二(明治十六年)	同	同	第九(明治十七年)	同	同	第十二(明治十六年)	同	同
石塚	重平	同	德差	藤兵衛	同	高橋	嘉太郎	同
大坂	金助	同	淡谷	清藏	同	阿部	德三郎	同
樋口	喜輔	同	寺井	純司	同	阿部	德三郎	同
喜輔	大坂	同	同	同	同	阿部	德三郎	同
野村	治三郎	同	同	同	同	阿部	德三郎	同
野村	治三郎	同	同	同	同	阿部	德三郎	同
野村	治三郎	同	同	同	同	阿部	德三郎	同
野村	治三郎	同	同	同	同	阿部	德三郎	同
野村	治三郎	同	同	同	同	阿部	德三郎	同

選	縣	部	選	縣	部	選	縣	部
第七(明治十五年)	同	同	第十(明治十四年)	同	同	第七(明治十五年)	同	同
第八(明治十六年)	同	同	第十一(明治十五年)	同	同	第八(明治十六年)	同	同
第九(明治十七年)	同	同	第十二(明治十六年)	同	同	第九(明治十七年)	同	同
丸山	孝一郎	同	戶持	權之助	同	大瀧	龍藏	同
長	晴登	同	同	同	同	大瀧	龍藏	同
阿部	英廣	同	同	同	同	大瀧	龍藏	同
阿部	英廣	同	同	同	同	大瀧	龍藏	同
阿部	英廣	同	同	同	同	大瀧	龍藏	同
阿部	英廣	同	同	同	同	大瀧	龍藏	同
阿部	英廣	同	同	同	同	大瀧	龍藏	同
阿部	英廣	同	同	同	同	大瀧	龍藏	同
阿部	英廣	同	同	同	同	大瀧	龍藏	同

本邦經緯度
 本邦周圍及面積
 著名高山、河川及湖沼、原野

縣繩沖		選	縣繩沖		選
中區	西區	舉	中區	西區	舉
		第十 (明治四 十一年)			第七 (明治三 十五年)
	高嶺朝教	第十一 (明治四 十五年)			第八 (明治三 十六年)
岸本賀昌	護得久朝惟	第十三 (明治 十六年)			第九 (明治三 十七年)
同					

【八】帝國議會(衆議院議員一覽)

本邦經緯度

全	本	四	九	琉	北	千	臺	澎	樺	朝	土地					
											地	地				
極西	極西	極西	極西	極西	極西	極西	極西	極西	極西	極西	極東	極東				
千島國占守郡占守島西端	伊豆國小笠原郡東島西端	長門國豐浦郡蓋井島西端	阿波國西賀郡伊佐島東端	伊豫國西賀郡伊佐島東端	大隅國大島郡與論島西端	豐後國大島郡與論島西端	與那國島赤崎	根室國花咲郡大島東端	渡島國松前郡大島東端	占守郡占守島東端	國後郡占守島東端	臺北縣新庄東端	澎湖縣望加錫東端	澎湖縣望加錫東端	西海郡北知床岬	豐後國三浦郡三浦岬
東經	東經	東經	東經	東經	東經	東經	東經	東經	東經	東經	東經	東經	東經	東經	東經	東經
143°38'	140°00'	132°00'	127°00'	123°00'	120°00'	118°00'	115°00'	113°00'	110°00'	108°00'	105°00'	103°00'	101°00'	99°00'	97°00'	95°00'
極北	極北	極北	極北	極北	極北	極北	極北	極北	極北	極北	極北	極北	極北	極北	極北	極北
千島國占守郡厚里七島北端	伊豆國小笠原郡南島北端	陸奥國下北郡天島北端	土佐國幡豆郡沖島南端	讚岐國小豆郡沖島南端	大隅國大島郡與論島南端	豐前國大島郡與論島南端	惠波平屋間島北南端	渡島國松前郡小島南端	北見國宗谷郡小島南端	占守郡アライト島北端	國後郡アライト島北端	阿蘇郡厚里七島北端	臺北縣望加錫北端	澎湖縣望加錫北端	澎湖縣望加錫北端	西海郡北知床岬
北緯	北緯	北緯	北緯	北緯	北緯	北緯	北緯	北緯	北緯	北緯	北緯	北緯	北緯	北緯	北緯	北緯
35°38'	32°00'	24°00'	19°00'	15°00'	12°00'	10°00'	7°00'	5°00'	3°00'	2°00'	1°00'	0°00'	0°00'	0°00'	0°00'	0°00'

【三】統計(本邦經緯度)

〔三〕諸統計(本邦周圍及面積)(著名高山、河川及湖沼、原野)

本邦周圍及面積

土	地	屬島數	本		島		面		計	百分比				
			地	屬	島	合	地	一						
本州	四國	九州	北海道	千島(三十一島)	佐渡	隱岐	淡路	對馬	琉球(五十五島)	小笠原島(二十島)	臺灣	澎湖	朝鮮	總計
166.5	74.5	150.0	33.0	59.3	53.0	74.0	1.0	1.0	5.1	71.5	29.0	3.0	5.5	1,110.0
1,952.8	451.7	861.8	593.3	3,496.6	2,479.8	1,846.6	67.2	59.3	1,011.4	27.0	1,110.0	45.3	1,110.0	4,533.6
53.7	33.6	69.6	3.3	6.6	1,152.2	1,152.2	29.9	29.9	2,284.2	7.9	2,284.2	7.9	2,284.2	7,110.0
3.7	2.3	4.6	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
100.0	3.5	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

著名高山、河川及湖沼、原野

山	河	湖	沼	周圍	原野	高低	面積	水利
新高山(臺河)	利根川(常陸)	琵琶湖(近江)	富士裾野(甲斐)	富士裾野(甲斐)	富士裾野(甲斐)	高原	3,399.0	否
關山(臺河)	信濃川(越後)	霞ヶ浦(常陸)	牧ノ原(遠江)	念場原(甲斐)	念場原(甲斐)	高原	1,500.0	同
關山(臺河)	北陸川(越前)	濱名湖(遠江)	三ヶ方原(遠江)	八ヶ岳裾野(甲斐)	八ヶ岳裾野(甲斐)	高原	9,331.0	同
丹大(同)	荒川(武藏)	八郎湖(羽後)	北方原(豐後)	北方原(豐後)	北方原(豐後)	高原	7,750.0	同
群山人(同)	最上川(羽前)	印旛沼(下總)	磐田原(近江)	磐田原(近江)	磐田原(近江)	平原	6,980.0	同
赤石山(同)	石狩川(羽後)	風連湖(根室)	富士裾野(駿河)	富士裾野(駿河)	富士裾野(駿河)	高原	5,400.0	同
白根山(同)	天龍川(遠江)	猪苗代湖(岩代)	鶴見野(豐後)	鶴見野(豐後)	鶴見野(豐後)	高原	5,400.0	同
東根山(同)	雄物川(伊勢)	十和田湖(陸奥)	中野原(上野)	中野原(上野)	中野原(上野)	高原	5,000.0	同
槍ヶ岳(同)	木曾川(伊勢)	屈斜路湖(釧路)	大野原(信濃)	大野原(信濃)	大野原(信濃)	高原	4,600.0	同
御嶽(同)	天鹽川(天鹽)	央道湖(出雲)	野原(豐後)	野原(豐後)	野原(豐後)	高原	4,400.0	同
大蓮華(同)	新宮川(紀伊)	網走湖(北見)	小川原(陸奥)	小川原(陸奥)	小川原(陸奥)	高原	4,100.0	同
白馬山(同)	吉野川(阿波)	支笏湖(膽振)	野原(大隅)	野原(大隅)	野原(大隅)	高原	4,100.0	同
駒ヶ嶽(同)	紀ノ川(紀伊)	洞爺湖(同)	小谷原(大隅)	小谷原(大隅)	小谷原(大隅)	高原	4,100.0	同
南大嶽(同)	米代川(羽後)	頓別沼(北見)	地藏原(豐後)	地藏原(豐後)	地藏原(豐後)	高原	4,100.0	同
仙丈ヶ嶽(同)	九頭龍川(越前)	大沼(北見)	日出野(同)	日出野(同)	日出野(同)	高原	3,700.0	同
蓮華山(同)	庄川(越中)	北浦沼(常陸)	阿蘇野(豐後)	阿蘇野(豐後)	阿蘇野(豐後)	高原	3,600.0	同
赤嶽(同)	郷川(石見)	コムケ沼(北見)	日野原(甲斐)	日野原(甲斐)	日野原(甲斐)	高原	3,500.0	同
八ツ嶽(同)	十勝川(十勝)	手賀沼(下總)	久住野(豐後)	久住野(豐後)	久住野(豐後)	高原	3,500.0	同
鹿林山(同)	遠賀川(筑前)	能取湖(北見)	遠笠野(伊豆)	遠笠野(伊豆)	遠笠野(伊豆)	高原	3,200.0	同

〔二〕諸統計(著名高山、河川及湖沼、原野)

現代代表的人物

イ(井)の部

井上仁郎 陸軍中將、交通兵團長▲元治元年生、愛媛縣士族井上渡二男▲明治十八年工兵少尉拜命、獨逸國留學、陸軍省軍務局、工兵課長歴任、同四十三年現職に累進す、二十七年八年運輸通信長官部副官、三十七八年鐵道大隊長として日清、日露戰役に從軍▲牛込區仲町一四、電番町三八九八

井上友一 法學博士、東京府知事▲明治四年釧路國厚岸生、北海道士族故盛重長男▲明治二十六年帝國大學法科大學卒業、後內務省に出仕し、內務書記官同省參事官內務省神社局長歴任▲小石川區久堅町二七、電番町九二二

井上良馨 子爵、元帥、海軍大將、賞勳局議定官▲弘化二年生、舊鹿兒島藩士井上七郎長男、功名直八▲文久三年英艦七隻鹿兒島灣に殺到せる際沖の島の守備に任ず、明治元年任二等士官、房州沖に幕艦開陽丸と戦ふ、

函館戰爭に参加偉功あり、日清戰役當時の常備艦隊司令長官、吳、橫須賀鎮守府司令長官等歴任▲麻布區本村町一三三、電芝一三八一

井上勝之助 侯爵、▲文久元年生、侯爵井上馨兄五郎三郎二男、侯爵嗣子▲歐米留學、在獨公使館書記官、駐獨大使館參事官、外務省書記官、駐獨公使、駐獨特命全權大使、駐英特命全權大使等歴任▲麻布區北日ヶ窪町四三、電芝四六二

井上要 伊豫鐵道、伊豫水力電氣、伊豫索道、各株式會社社長、▲慶應元年生、愛媛縣平民有友平衛長男、井上家を嗣ぐ▲早稻田大學專門部出身、辯護士となる、曾て愛媛縣會議長、衆議院議員等に當選▲松山市豐坂町二ノ二〇、電二〇五

井上角五郎 衆議院議員(政友會)、日本瓦斯株式會社監查役▲安政六年生、廣島縣平民▲慶應義塾出身、曾て北海道炭礦鐵道會社社長及日本製鋼所取締役に在職▲麴町區一番町五四、電番町一六〇七

井上辰九郎 法學博士▲明治元年生、靜岡縣士族井上清相長男▲明治二十三年東京帝國法科大學卒業、東京帝國大學農科及工科、

早稻田大學、學習院等各學校の經濟學講師、日本銀行名古屋支店長、本店調査役、日本興業銀行理事、日佛銀行重役、波佐見礦山株式會社重役歴任、大正二年辭任▲小石川區關口水道町三〇、電番町一三三

井上通泰 醫學博士、御歌所寄人、眼科開業▲慶應二年生、兵庫縣平民松岡操三男井上碩平養子▲明治二十三年帝國大學醫科大學卒業、第三高等學校教授等歴任、三十七年博士の學位受領、歌人、柔道家として名あり▲麴町區內幸町一ノ三、電新一二九〇

井上密 法學博士、京都市長▲慶應三年生、千葉縣人富坂齋治三男、井上家を嗣ぐ▲明治二十五年帝國大學法科大學卒業、二十九年憲法國法學研究の爲め獨逸佛國へ留學、三十二年歸朝、京都帝國大學法科大學教授に任じ、四十年同學長となり、四十二年歐米差遣、大正二年休職、三年現職就任▲京都府愛宕郡下鴨村字森本、電上三〇二〇

井上孝哉 東洋拓殖株式會社理事▲明治三年生、岐阜縣平民昌治長男▲明治三十年東京帝國大學法科大學卒業、熊本縣參事官、滋賀縣、神奈川縣警部長、警視總監官房主事、

【本】現代代表的人物

【本】現代代表的人物

内務書記官、佐賀縣知事等歴任▲京城北部中學洞、電七九五

井上圓了 文學博士、東洋大學創設者▲安政五年生、新潟縣人、東京府平民▲明治十八年東京帝國大學卒業、二十八年博士の學位受領、教育家及妖怪學の研究者として知らる▲本郷區駒込富士前町五三、電下谷一二四

井上哲次郎 文學博士、東京帝國大學文科大學教授、帝國學士院會員▲安政二年生、福岡縣平民富田俊達三男▲明治十三年東京帝國大學卒業、獨、佛に留學、文部省編纂委員、東京帝國大學文科大學等に歴任、獨逸東洋語學校講師、日本陽明學派の哲學、日本古學派の哲學、月本朱子學派の哲學、哲學と宗教「人格と修養」等幾多の著あり▲小石川區表町一〇九、電番町九六六

井上仁吉 工學博士、東京帝國大學教授、同理科大學講師、東北理科大學講師▲明治元年生、東京府平民、京都府平民勤所三男▲明治二十九年東京帝國大學工科大学(應用化學科)卒業、其後工科大学助手、横濱瓦斯局技師、工科大学助教授を経て、三十六年獨逸留學、四十年博士の學位を受く▲本郷區向ヶ

井口在屋 工學博士、東京帝國大學工科大学教授▲安政三年生、舊金澤藩士清の三男、舊名密助▲明治九年工科大学に入り十五年卒業、海軍機關學校、同大學教授等に歴任、二十七年英國留學、歸朝後引續き現職に在り

井口春清 陸軍少將、步兵第二旅團長▲文久元年生、岐阜縣土族▲明治十九年陸軍歩兵少尉に任じ、三十三年少佐に進み、四十五年少將に歴任▲富山縣婦負郡東吳羽村

井口省吾 陸軍中將、朝鮮駐劄軍司令官▲安政二年生、靜岡縣平民亡幹一郎二男▲沼津集會舎、小石川同人社出身、明治十二年任砲兵少尉、同四十二年中將に進む、陸軍大學教頭、軍事課長、參謀本部總務部長、陸軍大

井出治 陸軍主計監、朝鮮駐劄軍司令部經理部長▲慶應元年生、岡山縣土族佐々寅三二男、先代正章の後を嗣ぐ▲明治二十年陸軍士官學校卒業、二十九年獨逸、埃國(留學、工兵科將校より經理官に轉じ、陸軍經理學校同大學教官等歴任、二十七八年及三十七八年戰役に出征▲東京府豐原郡代々幡村字幡ヶ谷本村四六三、電番町二七四〇

井出謙治 海軍少將、吳鎮守府參謀長▲明治三年生、東京府土族勝三長男▲明治十八

岡彌生町三(は)四號

井上準之助 横濱正金銀行頭取▲明治二年生、大分縣平民井上初太郎の弟▲東京帝國大學法科出身、歐米在留、日本銀行大阪支店長、日本銀行營業局長、日本銀行在外支店出張所監督、正金銀行頭取歴任▲麻布區三河臺町三一、電芝三四四〇

井野口春清 陸軍少將、步兵第二旅團長▲文久元年生、岐阜縣土族▲明治十九年陸軍歩兵少尉に任じ、三十三年少佐に進み、四十五年少將に歴任▲富山縣婦負郡東吳羽村

井口在屋 工學博士、東京帝國大學工科大学教授▲安政三年生、舊金澤藩士清の三男、舊名密助▲明治九年工科大学に入り十五年卒業、海軍機關學校、同大學教授等に歴任、二十七年英國留學、歸朝後引續き現職に在り

井口省吾 陸軍中將、朝鮮駐劄軍司令官▲安政二年生、靜岡縣平民亡幹一郎二男▲沼津集會舎、小石川同人社出身、明治十二年任砲兵少尉、同四十二年中將に進む、陸軍大學教頭、軍事課長、參謀本部總務部長、陸軍大

井出治 陸軍主計監、朝鮮駐劄軍司令部經理部長▲慶應元年生、岡山縣土族佐々寅三二男、先代正章の後を嗣ぐ▲明治二十年陸軍士官學校卒業、二十九年獨逸、埃國(留學、工兵科將校より經理官に轉じ、陸軍經理學校同大學教官等歴任、二十七八年及三十七八年戰役に出征▲東京府豐原郡代々幡村字幡ヶ谷本村四六三、電番町二七四〇

井出謙治 海軍少將、吳鎮守府參謀長▲明治三年生、東京府土族勝三長男▲明治十八

學校長、第十五師團長等歴任、日清戰役の際第二軍參謀官、日露戰役中大本營并に滿洲軍參謀官として従軍▲朝鮮京城府龍山漢江通一〇、電京城六〇〇

井深梶之助 明治學院總理兼神學教授、日本基督教青年會同盟委員長、日本基督教教育會長、教會同盟副會長▲安政元年生、東京府土族舊曾津藩士井深宅右衛門重義長男▲明治四年横濱に出て、英學研究中基督教を信ず十二年東京一致神學校卒業、東京聖明教會の牧師たり、米國留學神學博士となる、本邦基督教界の功績者▲芝區白金今里町明治學院内電芝八二〇

井出治 陸軍主計監、朝鮮駐劄軍司令部經理部長▲慶應元年生、岡山縣土族佐々寅三二男、先代正章の後を嗣ぐ▲明治二十年陸軍士官學校卒業、二十九年獨逸、埃國(留學、工兵科將校より經理官に轉じ、陸軍經理學校同大學教官等歴任、二十七八年及三十七八年戰役に出征▲東京府豐原郡代々幡村字幡ヶ谷本村四六三、電番町二七四〇

井出謙治 海軍少將、吳鎮守府參謀長▲明治三年生、東京府土族勝三長男▲明治十八

伊東忠太 工學博士、東京帝國大學工科大学教授▲慶應三年生、舊米澤藩士伊東祐順二男子爵平田東助の甥▲明治二十五年工科大学建築科卒業、三十四年博士を授けらる、東洋建築研究者、三十五年より三箇年間支那、印度土耳古(留學、歸來現職に在り▲本郷區西片町一〇とノ八、電下谷四〇七〇

伊東祐彦 醫學博士、九州帝國大學醫科

伊東直光 豫備陸軍少將▲慶應三年生、東京府土族▲明治二十年士官學校卒業、爾後陸軍士官學校、砲工學校教官、工兵監部員等に歴任、工兵第二大隊長として第一軍に屬し日露戰役に従軍、更に士官學校其他陸地測量部製圖科長、舞鶴要塞司令官等歴任▲東京府下代々木一六四、電番町二四〇九

伊東忠太 工學博士、東京帝國大學工科大学教授▲慶應三年生、舊米澤藩士伊東祐順二男子爵平田東助の甥▲明治二十五年工科大学建築科卒業、三十四年博士を授けらる、東洋建築研究者、三十五年より三箇年間支那、印度土耳古(留學、歸來現職に在り▲本郷區西片町一〇とノ八、電下谷四〇七〇

伊東祐彦 醫學博士、九州帝國大學醫科

伊東直光 豫備陸軍少將▲慶應三年生、東京府土族▲明治二十年士官學校卒業、爾後陸軍士官學校、砲工學校教官、工兵監部員等に歴任、工兵第二大隊長として第一軍に屬し日露戰役に従軍、更に士官學校其他陸地測量部製圖科長、舞鶴要塞司令官等歴任▲東京府下代々木一六四、電番町二四〇九

伊東忠太 工學博士、東京帝國大學工科大学教授▲慶應三年生、舊米澤藩士伊東祐順二男子爵平田東助の甥▲明治二十五年工科大学建築科卒業、三十四年博士を授けらる、東洋建築研究者、三十五年より三箇年間支那、印度土耳古(留學、歸來現職に在り▲本郷區西片町一〇とノ八、電下谷四〇七〇

伊東祐彦 醫學博士、九州帝國大學醫科

伊東直光 豫備陸軍少將▲慶應三年生、東京府土族▲明治二十年士官學校卒業、爾後陸軍士官學校、砲工學校教官、工兵監部員等に歴任、工兵第二大隊長として第一軍に屬し日露戰役に従軍、更に士官學校其他陸地測量部製圖科長、舞鶴要塞司令官等歴任▲東京府下代々木一六四、電番町二四〇九

伊東忠太 工學博士、東京帝國大學工科大学教授▲慶應三年生、舊米澤藩士伊東祐順二男子爵平田東助の甥▲明治二十五年工科大学建築科卒業、三十四年博士を授けらる、東洋建築研究者、三十五年より三箇年間支那、印度土耳古(留學、歸來現職に在り▲本郷區西片町一〇とノ八、電下谷四〇七〇

伊東祐彦 醫學博士、九州帝國大學醫科

伊東直光 豫備陸軍少將▲慶應三年生、東京府土族▲明治二十年士官學校卒業、爾後陸軍士官學校、砲工學校教官、工兵監部員等に歴任、工兵第二大隊長として第一軍に屬し日露戰役に従軍、更に士官學校其他陸地測量部製圖科長、舞鶴要塞司令官等歴任▲東京府下代々木一六四、電番町二四〇九

伊東忠太 工學博士、東京帝國大學工科大学教授▲慶應三年生、舊米澤藩士伊東祐順二男子爵平田東助の甥▲明治二十五年工科大学建築科卒業、三十四年博士を授けらる、東洋建築研究者、三十五年より三箇年間支那、印度土耳古(留學、歸來現職に在り▲本郷區西片町一〇とノ八、電下谷四〇七〇

伊東祐彦 醫學博士、九州帝國大學醫科

伊東直光 豫備陸軍少將▲慶應三年生、東京府土族▲明治二十年士官學校卒業、爾後陸軍士官學校、砲工學校教官、工兵監部員等に歴任、工兵第二大隊長として第一軍に屬し日露戰役に従軍、更に士官學校其他陸地測量部製圖科長、舞鶴要塞司令官等歴任▲東京府下代々木一六四、電番町二四〇九

伊東忠太 工學博士、東京帝國大學工科大学教授▲慶應三年生、舊米澤藩士伊東祐順二男子爵平田東助の甥▲明治二十五年工科大学建築科卒業、三十四年博士を授けらる、東洋建築研究者、三十五年より三箇年間支那、印度土耳古(留學、歸來現職に在り▲本郷區西片町一〇とノ八、電下谷四〇七〇

伊東祐彦 醫學博士、九州帝國大學醫科

伊東直光 豫備陸軍少將▲慶應三年生、東京府土族▲明治二十年士官學校卒業、爾後陸軍士官學校、砲工學校教官、工兵監部員等に歴任、工兵第二大隊長として第一軍に屬し日露戰役に従軍、更に士官學校其他陸地測量部製圖科長、舞鶴要塞司令官等歴任▲東京府下代々木一六四、電番町二四〇九

伊東忠太 工學博士、東京帝國大學工科大学教授▲慶應三年生、舊米澤藩士伊東祐順二男子爵平田東助の甥▲明治二十五年工科大学建築科卒業、三十四年博士を授けらる、東洋建築研究者、三十五年より三箇年間支那、印度土耳古(留學、歸來現職に在り▲本郷區西片町一〇とノ八、電下谷四〇七〇

伊東祐彦 醫學博士、九州帝國大學醫科

伊東直光 豫備陸軍少將▲慶應三年生、東京府土族▲明治二十年士官學校卒業、爾後陸軍士官學校、砲工學校教官、工兵監部員等に歴任、工兵第二大隊長として第一軍に屬し日露戰役に従軍、更に士官學校其他陸地測量部製圖科長、舞鶴要塞司令官等歴任▲東京府下代々木一六四、電番町二四〇九

伊東忠太 工學博士、東京帝國大學工科大学教授▲慶應三年生、舊米澤藩士伊東祐順二男子爵平田東助の甥▲明治二十五年工科大学建築科卒業、三十四年博士を授けらる、東洋建築研究者、三十五年より三箇年間支那、印度土耳古(留學、歸來現職に在り▲本郷區西片町一〇とノ八、電下谷四〇七〇

伊東祐彦 醫學博士、九州帝國大學醫科

【本】現代代表的人物

伊東忠太 工學博士、東京帝國大學工科大学教授▲慶應三年生、舊米澤藩士伊東祐順二男子爵平田東助の甥▲明治二十五年工科大学建築科卒業、三十四年博士を授けらる、東洋建築研究者、三十五年より三箇年間支那、印度土耳古(留學、歸來現職に在り▲本郷區西片町一〇とノ八、電下谷四〇七〇

伊東祐彦 醫學博士、九州帝國大學醫科

伊東直光 豫備陸軍少將▲慶應三年生、東京府土族▲明治二十年士官學校卒業、爾後陸軍士官學校、砲工學校教官、工兵監部員等に歴任、工兵第二大隊長として第一軍に屬し日露戰役に従軍、更に士官學校其他陸地測量部製圖科長、舞鶴要塞司令官等歴任▲東京府下代々木一六四、電番町二四〇九

伊東忠太 工學博士、東京帝國大學工科大学教授▲慶應三年生、舊米澤藩士伊東祐順二男子爵平田東助の甥▲明治二十五年工科大学建築科卒業、三十四年博士を授けらる、東洋建築研究者、三十五年より三箇年間支那、印度土耳古(留學、歸來現職に在り▲本郷區西片町一〇とノ八、電下谷四〇七〇

伊東祐彦 醫學博士、九州帝國大學醫科

伊東已代治

子爵、樞密院顧問官、賞勳局議定官▲安政四年生、長崎縣平民伊東善平三男、▲神戸に於て、英、佛の諸學を修む、内閣書記官長、農商務大臣等に歴任、故伊藤博文を翼け憲法制定に功あり▲明治二十八年男爵を授けられ、四十年更に子爵に陞爵せらる▲豊町區永田町二ノ一七、電新八一三

伊藤隼三 醫學博士、京都帝國大學醫科大學長▲元治元年生、鳥取縣土族小林辰藏三男、伊藤家を嗣ぐ▲明治二十二年東京帝國大學卒業、三十三年醫學博士受領、爾來引續き現職にあり▲京都市上京區塔ノ段北横町三六〇、電上二五八一

伊藤長次郎 日出紡績株式會社取締役社長、加古川銀行、三十八銀行各頭取、神榮株式會社社長、兵庫縣農工銀行、神戸海上運送

伊藤隼三 醫學博士、京都帝國大學醫科大學長▲元治元年生、鳥取縣土族小林辰藏三男、伊藤家を嗣ぐ▲明治二十二年東京帝國大學卒業、三十三年醫學博士受領、爾來引續き現職にあり▲京都市上京區塔ノ段北横町三六〇、電上二五八一

伊藤長次郎 日出紡績株式會社取締役社長、加古川銀行、三十八銀行各頭取、神榮株式會社社長、兵庫縣農工銀行、神戸海上運送

伊藤乙次郎

海軍少將、佐世保工廠長▲慶應三年生、愛知縣土族久敬の男▲明治十六年海軍兵學校卒業、同二十四年海軍大學校卒業、同四十四年少將に歴任、此間島海航局長、軍務局長、常備艦隊副官、常磐航海長、淺間艦長、獨逸大使館附、水路部長、佐世保鎮守府參謀長等歴任、北清事變、日露戰役に功あり▲佐世保市官舎

伊藤鼎 萬歲生命保險株式會社理事總務部長、日本黨業株式會社取締役、森永製菓店、川越鐵道株式會社監査役▲安政二年生、愛媛縣土族延彰二男▲芝區車町河岸一、電芝一一〇三

伊藤幹一 入山探炭株式會社、名古屋瓦斯株式會社各取締役、東京瓦斯株式會社、石狩石炭株式會社、旭日生命保險株式會社、二十七銀行、東京海汽船株式會社、日本晝夜貯

伊藤乙次郎 海軍少將、佐世保工廠長▲慶應三年生、愛知縣土族久敬の男▲明治十六年海軍兵學校卒業、同二十四年海軍大學校卒業、同四十四年少將に歴任、此間島海航局長、軍務局長、常備艦隊副官、常磐航海長、淺間艦長、獨逸大使館附、水路部長、佐世保鎮守府參謀長等歴任、北清事變、日露戰役に功あり▲佐世保市官舎

伊藤鼎 萬歲生命保險株式會社理事總務部長、日本黨業株式會社取締役、森永製菓店、川越鐵道株式會社監査役▲安政二年生、愛媛縣土族延彰二男▲芝區車町河岸一、電芝一一〇三

【本】現代代表的人物

蓄銀行各監査役、東京株式會社取引所相談役
▲弘化元年生、舊幕臣伊東幸之助長男▲明治
十一年まで官途に在り、後實業界に身を投
ず▲野田町下二番町四二、電番町二五〇

伊藤大八

鐵道會議議員▲安政五年生、
▲長野縣平民澤健二郎次男、伊藤家を嗣ぐ
▲佛學塾出身、遷信省參事官、鐵道局長、南
滿洲鐵道株式會社副總裁に歴任、又毛武鐵道
會社社長、江ノ島電氣株式會社取締役、衆議
院議員に在職せることあり▲野田町五番町二
電番町四〇〇

伊藤篤吉

男爵、貴族院議員、海軍中將、
帝國水難救濟會監事▲天保十一年生、舊舞鶴
藩士伊藤勝介長男▲明治二年海軍操練所出
仕、春日、筑波、金剛各艦長、海軍兵學校長、
橫須賀造船所長、同領守府次官、艦政局長、
海軍參謀部長、海軍省第二局長、海軍次官等
歴任、四十一年退役▲東京府荏原郡品川町
北品川二四二、電芝三八七六

伊藤傳七

東洋紡績株式會社取締役副社
長、中央鐵工所、福壽生命、朝鮮起業各株式
會社取締役、嵯峨鐵器株式會社取締役社長、
伊藤メリヤス合資會社無限責任社員▲三重縣

卒業、爾後和歌山、愛媛、新潟の各縣知事歴
任、▲東京市北豐島郡巢鴨村二五一七、電番
町三三六〇

伊澤修二

貴族院議員▲嘉永四年生、舊
高遠藩士伊澤文谷長男▲大學南校出身、東京
音樂學校長、同盲啞學校長、高等師範學校長
等歴任、本邦教育界の耆宿たり▲小石川區第
六天町五〇、電番町二〇九

伊集院五郎

男爵、海軍大將、軍事參議
官▲嘉永五年生、舊鹿兒島藩士伊集院才之丞
長男、▲海軍兵學寮出身、英國留學、日清戰
役に參加、海軍々令部次長、エドワード七世戴
冠式當時遣英艦隊司令官に歴任、四十三年
軍令部長に累進、大正三年四月現官に任ぜら
る▲野田町區永田町二ノ三三、電芝六九二

伊集院彦吉

駐伊全權大使▲元治元年生
舊鹿兒島藩士伊集院吉次長男▲東京帝國大學
法科出身、清韓各地領事及び英國大使館書記
官、同參事官、北京駐在日本公使等歴任▲東
京市外中野字上ノ原九二一、電中野一六〇

伊勢ノ濱慶太郎

大關力士▲明治十六
年力士となり僅々五箇年にして幕の内に入
り、大正二年大關に昇進す▲書畫を能くし人

【本】現代代表的人物

平民亡傳七長男、嘉永五年生▲夙に祖業を繼
ぎ、舊藩の役義に奉公し大庄屋格に列す酒造
業を經營し傍ら維新以來國家事業に意を注
ぎ、綿絲紡績業を發起し十三年有志四名と三
重紡績所を創立し、其經驗上より十九年三重
紡績株式會社を設立す、曩に綠綬褒章を受領
し、大正三年十二月再び回章に附すべき飾版
を下賜せらる▲本籍三重縣三重郡四郷村室
山、電三〇四日市高砂町十四番地屋敷に寄留
す、電三一

伊藤義平

尾三農工銀行頭取、山陰瓦斯
株式會社、尾三貯蓄銀行、名古屋土地株式會
社、尾西鐵道株式會社各取締役、名古屋瓦斯
倉吉電氣、山陰製絲各株式會社監査役▲安政
三年生、鳥取縣土族山崎左馬の四男、先代彌
平養子▲東京法學院出身、明治十六年兵庫縣
に出仕し、爾來神奈川、島根、東京、愛知の
各府縣、會計檢査院、衆議院、逓信省の各會
計事務に従事し、三十一年尾三銀行に入り爾
來前掲諸會社の重役たり▲名古屋市中區南辰
巳町一七、電一五六七

伊藤瀨平

陸軍少將、步兵第三十四旅團
長▲元治元年生、長野縣平民元清長男▲舊高
格高尙にして力士中の力士と稱せらる▲本所
區松坂町二ノ一五電本所七七〇

猪子止戈之助

醫學博士、京都帝國大學
醫科大學教授▲萬延元年生、京都府土族猪子
清長男▲明治十五年東京帝國大學卒業▲京都
市上京區堺町姉小路南入

鑄方德藏

陸軍中將、由良要塞司令官▲
元治元年生、明治十九年任陸軍砲兵少尉、同
二十六年陸軍大學校卒業、野砲兵第三聯隊中
隊長、第三師團參謀、參謀本部々員兼海軍々
令部第一局々員兼海軍大學校兵學教官、湖廣
總督張之洞軍事顧問、大本營陸軍參謀、鴨綠
江參謀副長、野砲兵第二聯隊長、佐世保要塞
司令官、野砲兵第二旅團長等歴任▲兵庫縣由
良町

飯田壽作

西宮酒造株式會社取締役、株
式會社西宮銀行常務取締役▲文久二年生、兵
庫縣平民與作長男▲兵庫縣西宮町、電六

飯田新七

高島屋飯田合名會社代表社員
京都商業會議所特別議員、臨時博覽會評議員、
▲安政六年生、京都府平民亡飯田新七二男舊
名鐵三郎▲夙に祖業を繼ぎ吳服太物販賣業を
營み、後歐米を視察し歸來輸出貿易を開始し、

遠藩士高橋白山

に學び明治二十年陸軍士官學
校卒業、二十九年陸軍大學校卒業、步兵第四
聯隊小隊長、同中隊長、參謀本部副官、同部
員、東部都督部參謀本部々員、第五師團參謀、
侍從式官兼軍事參議院幹事、步兵第二十五聯
隊長、第十五師團參謀長等歴任▲松江市内中
原一三二、電五七一

伊藤博邦

公爵、式部次長▲明治三年生、
侯爵井上馨の甥、故博文養嗣子▲夙に職を宮
内省に奉ず▲東京府下荏原郡大井町三一三一
番地字山中、電芝二〇、芝六〇五

伊地知季珍

海軍中將、吳鎮守府司令長
官、海軍將官會議々員▲安政四年生、舊鹿兒
島藩士伊地知德四郎長男▲明治七年海軍兵學
寮出身、日清戰役に大尉にて扶桑砲術長、常
備艦隊參謀たり、北清事變の際は造兵監督官
として英國にあり、日露戰役には出雲艦長と
して從軍、爾後鹿島艦長、舞鶴鎮守府參謀
長、吳海軍工廠長、第二艦隊司令官、海軍
艦政本長等歴任▲横須賀市公郷町長官々會、
電五五一

諸弟と共に合名會社を組織す▲京都市下京區
烏丸通高辻下ル、電下六七九

飯島 魁 理學博士、東京帝國大學理科
大學教授帝國學士院會員▲文久元年生、靜岡
縣土族飯島道章男▲明治十四年東京帝國大學
卒業、獨逸留學、歸朝後理科大學教授となり
二十一年理學博士を受領▲東京府豐多摩郡千
駄ヶ谷町九〇二、電番町三九六九

一龍齋貞山 講談師▲明治九年神田和泉
町に生る▲十三歳四代目貞山の門に入り、初
め貞花四代目歿後五代目貞山の弟子となり貞
丈と改名眞打に列し六代目貞山を繼ぐ、時代
世話を通じて好評噴々たり▲神田區旅籠町三
ノ八電下四九三二

一戸兵衛 陸軍大將、軍事參議官▲安政
二年生、青森縣土族一戸範貞長男▲兵學寮出
身、明治十年任歩兵少尉、明治四十年現官に
累進、西南、日清の兩戰役、又日露戰役の際
第三軍參謀長として從軍、旅團師團都督各參
謀、第四第六師團參謀長及步兵第一旅團長、
後第十七、第四師團長、第一師團長等歴任▲
東京府下豐多摩郡澁谷町字上澁谷一三五、電
芝四〇〇三

【本】現代代表的人物

一木喜徳郎 内務大臣、法學博士、貴族院議員、帝國學士院會員▲慶應二年生、靜岡縣平民岡田良一郎二男、明治廿年帝國大學卒業、獨逸留學、東京帝國大學教授、内務省地方局長心得、法制局長官兼内閣統計局長、内務次官、文部大臣等歴任▲豊町區永田町ノ一九官舎、電新一八三六、小石川林町、電番町七七七

一條實輝

公爵、貴族院議員、宮中顧問官、海軍大佐▲慶應二年生、侯爵四條隆謨七男、先代實良養子▲明治九年家督相續、明治十七年海軍兵學校卒業、海軍少尉に任ぜられ、同二十二年佛國留學、横須賀水雷艇隊長、和泉分隊長、横須賀水雷團副官、龍田水雷長、佛國公使館附武官、東宮侍從長等歴任▲赤坂區福吉町二、電新一二七六

市川八百藏

舊派俳優、東京俳優組合評議委員長、歌舞伎座幹部技藝委員▲萬延年京郡出生、東京府平民、本名橋尾龜次郎▲赤坂區新町三ノ二九、電新一八九六

市川堅太郎

陸軍少將、歩兵第三十九旅團長▲明治三年生、東京府士族▲明治二十四年任陸軍歩兵少尉、同三十五年任少佐、大正

四年少將に陞任▲大阪市官舎

市川左團次

舊派俳優、東京俳優組合評議員、自由劇場幹部、▲明治十四年生、東京府平民四代目市川左團次長男、本名元高橋榮次郎▲芝區金杉新濱町一、電芝四二〇四

市川誠次

日本窒素肥料株式會社常務取締役▲明治五年生、石川縣士族積善二男▲明治二十九年帝國大學(電氣工學科)卒業▲大阪府西區江戶堀上通二ノ四七、電土佐堀二六四三

市川清次郎

海軍機關中將、機關局長▲慶應元年生、三重縣士族清之助長男▲明治十四年海軍機關學校卒業、同四十三年少將に、大正四年現官に陞任、此の間佐世保軍港部機關長、艦政本部第二部長、第一艦隊機關長、吳、横須賀各鎮守府機關長、海軍機關學校長等歴任、日清、日露の兩戰役に戦功あり▲赤坂區青山高樹町一ノ一四號、電芝三三五五

市村羽左衛門

舊派俳優、歌舞伎座幹部技藝員▲明治七年生、東京府平民、市村家橋養子本名市村録太郎▲芝區明舟町二〇、電芝三五一七

市村環次郎

文學博士、東京帝國大學文學部教授▲明治二十六年東京帝國大學理科學科卒業、東京芝浦製作所技師、東京高等工業學校教授を経て米英獨國に留學、歸朝後名古屋高等工業學校教授に任ぜられ現職に轉ず▲福岡市材木町四一

岩井重太郎

帝國商業銀行取締役會會長▲明治四年生、京都府平民岩井長好四男▲慶應義塾出身、米國留學、曾て北清銀行員、興業銀行理事たり▲赤坂區青山北町六ノ五八、電芝一二八一

岩岡保作

工學博士、九州帝國大學工科學科教授▲明治元年生、長野縣平民五郎左衛門二男▲明治二十六年東京帝國大學理科學科卒業、東京芝浦製作所技師、東京高等工業學校教授を経て米英獨國に留學、歸朝後名古屋高等工業學校教授に任ぜられ現職に轉ず▲福岡市材木町四一

岩川友太郎

東京女子高等師範學校教授▲安政元年生、陸奥國弘前の人豐吉長男、東京府平民▲明治四年東興義塾に入り、東京英語學校を経て、開成學校備前門より文科に移り生物學を専修し同十四年理學士の稱號を受く、東京師範學校教授、東京高等師範學校、女子高等師範學校教授等歴任▲神田區猿樂町三ノ一

岩田惣三郎

大阪三品取引所理事、尾州銀行頭取、攝津紡績株式會社監査役、櫻糸商▲天保十四年生、愛知縣平民常右衛門二男▲夙に大阪に出て内外繅糸業を營む、曾て大阪商業會議所議員たり▲大阪市東區北久太郎町二ノ一五、電東五三三八

岩垂邦彦

日本電氣株式會社事務取締役▲安政三年生、福岡縣士族喜内村修藏二男、先代茂養子▲明治十五年工部大學電氣工學科卒業、日本電氣株式會社事務取締役たり▲

三十二年刑事に任じ、爾後金澤地方裁判所判事、大阪地方裁判所部長、東京地方裁判所檢事、司法省參事官、東京控訴院檢事等歴任▲豊町區元園町一ノ一〇

入江爲守

子爵、東宮侍從長、御歌所御用掛▲明治元年生、伯爵冷泉爲紀の弟、先代爲福の養子▲明治十六年殿掌仰付られ後貴族院議員たること二回、十七年授爵、歌道に通ず▲東京府豊多摩郡西大久保四六六、電番町三二〇三

入澤敏雄

海軍機關少將、横須賀海軍工廠造機部長▲明治元年生、東京府士族▲明治二十年機關學校卒業、同四十五年現官に陞任、横須賀工廠機裝員、吳鎮守府機關長等歴任▲横須賀市公郷町二三七六、電六三三二、自宅牛込區市谷仲ノ町三二、電番町一八〇一

入澤達吉

醫學博士、東京帝國大學醫科大學教授▲慶應元年生、新潟縣士族入澤恭平長男▲明治二十一年東京帝國大學卒業、獨逸留學▲本郷區金助町一、電下三〇七

大養毅

衆議院議員、國民黨總理▲安政二年生、岡山縣平民大養源左衛門二男▲慶應義塾出身、曾て統計院權少書記官たり、後

報知新聞に筆を揮ひ、隈板内閣の際尾崎行雄の後を受け文部大臣となる▲牛込區馬場下三五電番町四〇

大塚勝太郎

衆議院議員▲明治元年生、舊庄内藩士大塚盛徳長男▲明治二十二年帝國大學法科大學卒業、逓信省鐵道局長、内務省土木局長、青森縣知事、長崎縣知事、大阪府知事、逓信次官等に歴任▲豊町區飯田町五ノ三三、電番町一八四〇

乾孚志

長崎地方裁判所長、佐世保捕獲審檢所評定官、判事▲安政六年生、熊本縣士族菅沼安隆弟、乾家を嗣ぐ▲明治十九年東京帝國大學法科大學卒業、判事に任じ、安濃津、前橋、廣島の各地方裁判所長歴任、大正二年現職となり、三年評定官兼任▲長崎市馬町官舎、電四三九

岩井重太郎

帝國商業銀行取締役會會長▲明治四年生、京都府平民岩井長好四男▲慶應義塾出身、米國留學、曾て北清銀行員、興業銀行理事たり▲赤坂區青山北町六ノ五八、電芝一二八一

岩岡保作

工學博士、九州帝國大學工科學科教授▲明治元年生、長野縣平民五郎左衛門二男▲明治二十六年東京帝國大學理科學科卒業、東京芝浦製作所技師、東京高等工業學校教授を経て米英獨國に留學、歸朝後名古屋高等工業學校教授に任ぜられ現職に轉ず▲福岡市材木町四一

岩川友太郎

東京女子高等師範學校教授▲安政元年生、陸奥國弘前の人豐吉長男、東京府平民▲明治四年東興義塾に入り、東京英語學校を経て、開成學校備前門より文科に移り生物學を専修し同十四年理學士の稱號を受く、東京師範學校教授、東京高等師範學校、女子高等師範學校教授等歴任▲神田區猿樂町三ノ一

岩田惣三郎

大阪三品取引所理事、尾州銀行頭取、攝津紡績株式會社監査役、櫻糸商▲天保十四年生、愛知縣平民常右衛門二男▲夙に大阪に出て内外繅糸業を營む、曾て大阪商業會議所議員たり▲大阪市東區北久太郎町二ノ一五、電東五三三八

岩垂邦彦

日本電氣株式會社事務取締役▲安政三年生、福岡縣士族喜内村修藏二男、先代茂養子▲明治十五年工部大學電氣工學科卒業、日本電氣株式會社事務取締役たり▲

【本】現代代表的人物

【本】現代代表的人物

芝區三田一ノ四一、電芝二〇一八

岩村團次郎 海軍少將、臨時青島要港部司令官▲慶應三年生、男爵岩村通俊二男▲明治二十年兵學校卒業、大正二年少將に陞任、此間、比叡、高雄各水雷長、比叡、千早、春日各副長、吾妻、千歳、香取各艦長、吳橫須賀佐世保各鎮守府兵事官、當備艦隊參謀等歴任、日清、日露兩役に戦功あり▲青島官舎

岩倉具綱 學典長▲天保十二年生、故具親嗣子、公爵具榮曾祖父▲豊町區永田町二ノ二五、電新二七二〇

岩崎小彌太 男爵、三菱合資會社同銀行部各副社長、大夕張炭礦株式會社、橫濱正金銀行、東京倉庫株式會社、旭硝子株式會社各取締役▲明治十二年生、故岩崎之助長男▲神田區駿河臺東紅梅町一七、電本二三三

岩崎久彌 男爵、三菱合資會社社長、東京倉庫株式會社取締役▲慶應元年生、故岩崎彌太郎長男▲米國フキラアルフキア大學卒業▲本郷區湯島切通町一、電下二五六、二一〇九

巖谷季雄 號小波、博文館編輯部員、著述家▲明治三年六月六日東京に生る、書家巖谷一六の男▲著述、黄金丸「日本お伽噺」、日

本音嘶「世界お伽噺」、世界お伽文庫「東洋口碑大全」、小波お伽百話」等▲芝區高輪南町五三電芝二三三七七

雷權太夫 東京大相撲協會元老▲弘化三年筑前梅ヶ谷に生る▲力士梅ヶ谷、初め大阪相撲港由良右衛門々人となり、明治三年大阪相撲大關の地位を捨て、上京、玉垣頼之助の門に入る、幕下十枚目に附出され累進して十一年大關に昇り、十七年横綱を張り天覽の光榮に浴す、強勇無雙の名あり▲十九年引退雷を襲名廿二年取締に擧げられ、大正四年五月辭職尙取締待遇にあり▲本所區小泉町八、電本所六九

板橋次郎 陸軍少將、臺灣第一守備隊司令官▲慶應三年生、宮城縣士族▲明治二十年任歩兵少尉、同三十五年任少佐、大正四年任少將、臨時朝鮮派遣隊步兵第二聯隊長より現職に補せらる

板垣退助 伯爵▲天保八年生、舊高知藩士板垣榮六の子▲維新の功臣、戊辰の役白河、會津、米澤等の各戦争に官軍參謀長として殊功あり國內平定の後參與及び參議となる、征韓論沸騰の際西郷隆盛等と朝を退き郷里土佐

稻垣乙丙 農學博士、東京帝國大學農科大學教授▲文久三年生、長野縣士族亡重爲養嗣子、明治二十七年帝國大學農科大學卒業、爾來高等師範學校教授、盛岡高等農林學校教授等歴任、三十三年農學博士の學位を受け、三箇年間獨逸留學、目下農藝物理學氣象學講座擔任▲東京府荏原郡目黒村大字下目黒三四八

稻茂登三郎 東京商業會議所常議員、東京市會議員、帝國火災保險、朝鮮煙草各株式會社事務取締役、日本印刷、東京信託、東京市場建物各株式會社、倉庫銀行、日本電線、伊香保電氣軌道、上田瓦斯、東京移轉株式會社取締役、東上鐵道株式會社、内國貯金銀行名監査役、名古屋信託株式會社相談役▲慶應二年生、群馬縣平民木暮武太夫の弟、先代まき養子、上京して政社卒業特に數學簿記英

に立志社を起し自由民權論を主張し自由黨を創立す、後、後藤象次郎と歐洲を巡遊す、伊藤内閣、憲政黨内閣に内務大臣たり、目下社會政策の研究に盡力す▲芝區公園七ノ八、電芝七七六

板倉松太郎 大審院檢事▲明治元年生、東京府平民七平兵衛長男▲明治二十一年帝國大學出身、區裁判所判事、地方裁判所判事、控訴院判事等歴任の所今は檢事たり▲東京府荏原郡大崎町大字上大崎字今里八〇四、電芝四八五三ノ甲

磯部正春 農商務省嶺山局長▲慶應元年生、山口縣士族省三二男、先代テル子養子、舊名百輔▲明治二十三年帝國大學法科大學卒業、鐵道廳事務官、農商務省特許局審判官、同局長等歴任、三十八年以來現職に在り▲牛込區矢來町三丁目一八號、電番町九八

磯部四郎 法學博士、貴族院議員、辯護士、法律調査委員▲嘉永四年生、富山縣士族林英尙三男▲大學南校より司法省明法寮に入り卒業の後佛國留學、曾て大審院檢事、衆議院議員及東京辯護士會長たり▲本所區龜澤町二ノ三、電本所七六六

磯村豊太郎 北海道炭礦汽船株式會社事務取締役、株式會社日本製鋼所取締役▲明治元年生、大分縣士族篤二長男、先代ヨネの入夫▲明治二十二年慶應義塾卒業、通信省に奉職し、新聞記者となり、日本銀行に入り、又三井物産に入り營業部長兼機械鐵道用品品金物取扱部長、倫敦支店長等歴任▲芝區高輪南町三八、電芝一二四九甲

磯部良吉 日本含蜜製造株式會社、大阪製菓株式會社各社長、大阪堂島米穀、神戸米穀株式會社各取引所理事、伊原笠岡輕便鐵道、有隣生命保險、浪速土地各株式會社取締役、大正貯金銀行、攝津土地、山陰瓦斯、大阪株式會社監査役、大阪人造肥料株式會社相談役▲明治二年生、大阪府平民小右衛門長男▲大阪市北區網島町二七、電東五一

磯谷幸次郎 大審院判事▲慶應元年生、舊津藩士七新五郎次男、三重縣士族▲明治二十二年帝國大學法科大學卒業、其後東京地方裁判所判事、長崎控訴院判事、東京控訴院部長、大審院判事、橫濱地方裁判所長等歴任、大正二年司法制度取調の爲歐米へ出張▲東京

府板橋町字平尾二五七三、電板橋四六

稻葉正綱 子爵、宮内省式部官▲淀藩主、慶應三年生、伯爵松浦厚の弟、先代正邦養子▲明治二十年英國留學、二十八年東宮侍從に任じ、三十一年襲爵▲東京府豊多摩郡澁谷町大字青山北町七ノ一、電芝四一五

學を學び、次て實業界に入る、嘗て衆議院議員たり▲神田區岩本町一、電本一八七六

生田定之 日本銀行國庫局長▲明治三年生、高知縣士族生田保之長男、明治二十二年慶應義塾卒業、廿四年日本銀行に入る、米國留學後同行檢査役、調査役、小樽支店長等歴任▲牛込區市ヶ谷鷹匠町三、電番町一六八九

今泉雄作 美術鑑定家、美術審査委員、古社寺保存會委員、美術協會委員、京都美術協會特別會員、國華俱樂部幹事▲嘉永三年生、江戸の人▲畫を市川其融、南畫を坂田鷗客に學ぶ、也軒又文章と號す▲下谷區中根岸町八

今西林三郎 大阪三品取引所理事▲嘉永五年生、大阪府平民、愛媛縣北宇和郡好藤村舊里正亡權四郎六男▲明治十三年大阪に出で某回漕店に雇はれ、同年上京三菱商業學校速成科に入り、三菱會社社員となり長崎支店に赴き、十五年同社を辭し各種の公共事業に従事したり▲大阪府西區本田三番町一三〇、電四一四二

今尾景年 日本畫家、帝室技藝員、東京美術協會特別會員、封賞會委員長▲弘化二年生、京都の人今尾仙果三男▲鈴木百年に就き

【本】現代代表的人物

【本】現代代表的人物

日本畫を學び寫生を能くす、曾て文部省美術展覽會審査員たり養素齋と號す、明治四十四年伊國萬國博覽會等に賞金受領▲京都市下京區六角通新町西八新町一〇一

今岡純一郎 工學博士、通信技師、管船局船頭課長心得兼高等海員審判官▲明治七年生、大阪府士族長男▲明治三十一年東京帝國大學工學科(造船科)卒業、同三十六年造船學研究の爲英獨留學、翌年米國差遣、帝國鐵道廳技師、海軍局技師等歷任▲赤坂區青山南町五ノ四五、電芝八〇九

今村恭太郎 神戸地方裁判所長▲明治二十二年東京府平民、故大審院判事今村信行の長男▲明治廿三年明治法律學校卒業、廿六年判檢事登用試験合格、司法官試補判事となり、東京區裁判所判事、同地方裁判所判事同部長、同控訴院部長等歷任▲神戸市官舎

今村新吉 醫學博士、京都帝國大學醫科大學教授▲東京の人▲明治三十一年東京帝國大學醫科大學卒業、精神病學研究の爲獨逸兩國に留學、曾て歐洲に留學▲京都市上京區寺町廣小路下▲今淵恒壽 醫學博士、九州帝國大學醫科

大學教授▲青森縣士族、明治七年生▲明治卅三年東京帝國大學醫科大學卒業、同三十五年千葉醫學專門學校教授、同三十九年福岡醫科大學助教授、同四十一年獨逸留學歸朝後同大學教授▲福岡縣筑紫郡住吉町、電話一三六六

池原鹿之助 大阪商業會議所特別議員、堺田組理事、宇治川電氣株式會社取締役、堺セルロイド株式會社監査役▲明治四年生、愛媛縣小松藩士利三郎二男▲法學院出身、文官高等試驗合格、農商務省書記官、奈良縣參事官、大阪市助役に歷任▲大阪市北區網島町三二、電東二八五一

池邊棟三郎 侍醫▲安政五年生、大分縣平民渡邊建節二男、池邊田村の養嗣子、東京府平民▲夙に醫學を修め、大分縣々立病院副院長、富山縣々立病院長、東洋保險株式會社醫務局長等歷任▲本所區相生町五ノ二四、電本所二五、浪花二六六三

池上四郎 大阪市長▲安政四年生、福島縣士族民輔四男▲明治十一年警視局警部試補となり、石川縣、京都府警部、長崎縣、警視廳典獄、千葉縣、兵庫縣、大阪府警部長等歷任▲大阪市西區江ノ島東之町、電土佐堀二七

池田寅治郎 寶田石油株式會社事務取締役、東洋皮革、東亞製粉、帝國通信各社取締役、日本金礦、長野鐵工所、日本改頁豆箱各社監査役▲元治元年生、岡山縣平民勘三の弟▲芝區金杉新濱町一、電芝一四三五

池田龍一 日清生命保險株式會社事務取締役、早稻田大學法科講師▲明治五年生、愛媛縣平民吉長男▲明治二十六年早稻田大學、明治大學卒業、明治三十五年獨逸伯林大學卒業、ドクトル、ユリリスの學位を受く▲赤坂區青山南町五ノ四五、電芝七七六六

池田成彬 三井銀行常務取締役▲慶應三年生、山形縣士族池田成章長男▲慶應義塾出身、米國留學一時時事新報記者たり後三井銀行に入り果進して現地位に至る銀行界の一奇才▲麻布區新龍土町五、電芝二〇八三

池田仲博 侯爵、貴族院議員、萬島取藩主、陸軍歩兵中尉▲明治十年生、東京府華族徳川慶喜五男、先代輝知養子▲學習院出身、二十三年家督相續、近衛歩兵第二聯隊附、陸軍中央幼年學校生徒隊附等歷任▲赤坂區水川町四七、電新三一四二

池田經三郎 株式會社近江銀行取締役頭取▲慶應三年生、大阪府平民▲曾て日本銀行支配人、近江銀行事務取締役たり▲大阪市東區十二軒町一二、電南二六三六

池田謙齋 男爵、醫學博士、宮中顧問官▲天保十二年生、新潟縣平民入澤健藏二男、池田秀眞養嗣子▲緒方洪庵の門に學び、元治元年幕命に依り長崎にて醫學傳習、明治三年普國留學、歸朝以來陸軍々醫監、東京醫學學校長、侍醫局長等歷任、二十一年授爵▲神田區駿河臺北甲賀町九、電本七三三

池田謙三 東京商業會議所特別會員、日本貿易協會副會頭、東京貯藏銀行事務取締役頭取、第百銀行頭取、東京興信所評議員、東京手形交換所委員長、第一生命保險相互會社相談役、東京高等商業學校商議員▲安政元年生、兵庫縣平民池田澁治長男、獨力奮闘今日に至る▲京橋區築地三ノ八、電京一八三六

池田菊苗 理學博士、東京帝國大學理學科大學教授▲元治元年生、京都府士族春苗二男、東京府平民▲明治三十二年帝國大學理學科大學(化學科)卒業三十二年獨逸留學、高等師範學校教授を経て現職にあり▲豊町區富士見町四

【本】現代代表的人物

ノ一六、電番町五三三三

池田十三郎 朝鮮總督府通信局長官▲明治三年生、長崎縣士族陽雲四男、叔父玄泰養子▲明治二十五年帝國大學法科大學卒業、職を官海に奉じ統監府通信管理局長たりしが、四十二年現職に轉ず▲京城大和町三丁目官舎

池野成一郎 理學博士、東京帝國大學農科大學教授▲慶應二年生、東京府士族富五郎長男▲明治二十年東京帝國大學理學科卒業、同三十九年獨逸留學、日本に於ける植物生理學の泰斗、其研究論文中世界學界の權威とされるもの多し▲東京府豊多摩郡千駄ヶ谷字原宿八九

池松時和 滋賀縣知事▲明治六年生、鹿兒島縣士族靜藏長男▲明治三十一年帝國大學法科大學卒業、佐賀縣參事官、群馬縣廳事務局長、栃木縣警部長、愛知縣事務官、福井縣内務部長、同縣知事、千葉縣知事等歷任▲大津市東浦官舎、電八

池袋秀太郎 大藏省造幣局長▲明治五年生、鹿兒島縣士族啓造長男▲明治三十年東京帝國大學法科大學卒業、同年文官高等試驗及第、爾來大藏屬、司稅官、根室、札幌稅務管

理局長、丸龜、東京稅務監督局長、專賣局部長等歷任▲大阪市北區新川崎造幣局構内官舎、電東三二二二

五十君弘太郎 陸軍少將、歩兵第三旅團長▲安政六年生、福岡縣平民▲明治十九年任歩兵少尉、四十年任大佐、大正二年任少將、此の間參謀本部及元帥府副官、皇族附武官、歩兵第十三聯隊長等歷補、日清、日露の兩役に功あり▲仙臺市北二番町二〇

石井喜兵衛 札幌地方裁判所長▲文久二年生、巖手縣平民▲明治十八年司法省法學校卒業、二十年判事登用試験合格、函館控訴院判事、山形、福島、前橋各地方裁判所長歷任▲札幌區大通四十二丁目官舎、電二七一

石井菊次郎 子爵、外務大臣▲慶應二年生▲千葉縣平民大和久龜太郎弟、石井邦猷養子▲明治廿三年東京帝國大學法科卒業、巴里、仁川、北京等の大公使館に在勤、外務省通商局長、外務次官等歷任▲豊町區霞ヶ関官舎、電新七一

石井常英 臺灣總督府判官、覆審法院長▲元治元年生、佐賀縣士族納富利邦二男、先代虎三通養子▲明治二十年東京帝國大學英法

【本】現代代表的人物

科卒業、横濱地方裁判所長等歴任▲臺北文武街三丁目官舎

石原健三 宮内次官、宗秩寮審議官、▲元治元年生、岡山縣平民庫平の三男▲明治二十二年帝國大學法科大學卒業、判事試補、司法省參事官試補、裁判所書記長、判事、茨城、大阪、香川警部長、同各府縣參事官、岐阜縣書記官、内務書記官、山梨、千葉、高知、靜岡、北海道、愛知、神奈川の各縣知事長官等歴任▲東京府荏原郡下大崎七一、電芝四七〇〇

石原誠 醫學博士、九州帝國大學醫科大學教授▲明治十二年生、東京府士族亮二男石原三養子▲明治三十四年帝國大學醫科大學卒業、同三十五年生理學研究の爲獨逸留學、四十年學位受領、嘗てブラッセル萬國生理學會に參列し、又埃洪國へ差遣せらる、四十六年福岡醫科大學教授に任じ、累進して現官に在り▲福岡市外馬出三角

石橋甫 商船學校校長、豫備海軍中將▲文久二年生、石川縣士族長三三男▲明治十五年海軍兵學校卒業、大正四年現官に陞任、初瀬、愛宕、高砂、亞米利加丸、姉川丸、橋立、

吾妻、石見、富士の各艦長、海軍兵學校教頭兼幹事、艦政本部第二部長等歴任、日清、日露兩役參加▲麻布區霞町二二、電芝二〇三〇

石橋和 佐賀縣知事▲明治六年生、福岡縣平民伊三郎三男▲明治三十三年東京帝國大學法科大學卒業、滋賀、巖手各縣參事官、大學法科大學卒業、滋賀、巖手各縣參事官、愛知、福岡、岐阜各縣内務部長、大阪府警察部長、東京府内務部長等歴任▲佐賀縣官舎

石川千代松 理學博士、東京帝國大學農科大學教授、帝國學士院會員▲文久元年生、舊靜岡藩士石川潮叟二男▲明治十五年東京帝國大學卒業、二十三年博士の學位受領、獨逸留學、新進化論、其他動物學に關する著書頗る多し▲四谷區大番町一九

石川徳右衛門 横濱實業銀行、同實業貯蓄銀行頭取、同生命保險、日本安全油各株式會社取締役、其他數會社監査役▲安政三年生、先代徳右衛門長男舊名伸吉▲横濱市元町二ノ一〇八、電四八五

石川素童 曹洞宗管長、總持寺貫首▲天保十二年名古屋に生る、九歳名古屋泰増寺に入りて剃髮し、南詢東講遍參行脚の後師席茶増寺、三河龍松寺、名古屋高顯寺、彦根清涼

區平河町一ノ五、電番町二九二二三

波多野敬直 男爵、宮内大臣▲嘉永三年生、佐賀藩士波多野久藏長男▲地方裁判所長、控訴院長、司法省總務長官、司法大臣、東宮大夫等歴任▲四谷區右京町二二、電番町四〇九

波多野承五郎 三井合資會社參事、東神倉庫株式會社取締役、三井銀行監査役、三井鐵山株式會社監査役▲安政元年生、東京府士族波多野半藏長男▲慶應義塾出身、曾て時事新報記者、朝野新聞を創立して主筆たり▲麴町區上二番町一三、電番町八三

馬場原治 大審院部長▲萬延元年生、東京府平民、舊會津藩士庄平二男▲明治十八年東京大學法學部卒業、横濱、浦和の各地方裁判所長、司法省參事官、東京地方裁判所長、東京控訴院判事部長、廣島控訴院長等歴任▲芝區三田綱町一

馬場三郎 調度寮頭、伏見宮別當、華頂宮々務監督▲安政三年生、佐賀縣士族清二男▲夙に宮内省に奉任し宮内官考査委員、皇后宮職主事等歴任▲赤坂區青山御所門内官舎、電新一九九〇

石川照勳 成田山新勝寺(不動尊)住職、權大僧正▲明治二年生、千葉縣坂戸村中村又十郎二男▲明治十一年同山に入り内外の經典を修め、二十七年同山貫首となり、三十一年海外留學、教育事業に盡瘁し、私立成田中學校、成田圖書館、成田山女學校、成田幼稚園、成田感化院等を経營す▲千葉縣成田町

石河幹明 時事新報主筆、慶應義塾理事▲安政六年生、茨城縣士族石河竹之助三男▲慶應義塾出身嘗て歐洲を漫遊せり▲麻布區富士見町九、電芝一二五六

石塚英藏 朝鮮總督府農商工部長官▲慶應二年生、東京府士族、舊會津藩士和三郎長男▲明治二十三年帝國大學法科大學卒業、法制局參事官兼書記官、韓國政府内閣顧問官、臺灣總督府參事官、關東都督府民政長官、奉天總督府參事官、同總務長官事務取扱、朝鮮總督府取調局長官等歴任▲京城大和町三ノ六二

石黒忠應 男爵、貴族院議員、陸軍々醫

八田三郎 理學博士、東北帝國大學理學科大學教授▲慶應元年生、熊本縣平民木田伊八弟、東京府士族八田こと養子▲明治二十四年東京帝國大學理學科大學(動植物科)卒業、學習院教授、札幌農學校教授等歴任、四十一年學位受領、大正元年英佛獨留學▲赤坂橋町九

蜂須賀茂韶 侯爵、樞密院顧問官、議定官、貴族院議員、文官高等懲戒委員長、會計檢査官、行政裁判所長官評定官各懲戒裁判所長官▲弘化三年生、舊福島藩主、東京府華族▲英國に留學、歸朝後議定職兼刑法事務局補、議定職兼民部官知事、徳島藩知事、少議官、慶香問紙候、關稅局長、皇別官長、參議院議員、佛蘭西、瑞白各特命全權公使、元老院議員、東京府知事、貴族院議長、文部大臣等歴任▲芝區三田綱町九、電芝三六

針塚長太郎 上田實業專門學校校長▲明治四年生、群馬縣平民喜惣治長男▲二十九年帝國大學農科大學卒業、横濱生絲檢査所技手、文部省圖書檢査官、東京高等師範學校教授、文部省視學官、盛岡高等師範學校教授等歴任、其間米獨留學▲長野縣上田町松尾町六四二、電四三三

芳賀矢一 文學博士、東京帝國大學文教科大學教授▲慶應三年生、福井縣士族芳賀真咲長男▲明治二十五年帝國大學國文科卒業、第一高等學校及高等師範學校教授、東京帝國大學文科大學助教授を歴て三十二年大學教授に進む、後獨逸留學、三十六年博士を授與さる▲小石川區音羽町二ノ二三、電番町一一八〇

芳賀榮次郎 醫學博士、陸軍々醫總監、朝鮮總督府醫院長▲元治元年生、福島縣平民▲明治二十一年三等軍醫に任ぜられ、三十一年三等軍醫正に進み、四十三年軍醫監に陞任、近衛師團軍醫部長、第一師團軍醫部長等歴任、大正四年任軍醫總監▲京城官舎、自宅麴町

【本】現代代表的人物

八の部

總監、中央衛生會長▲弘化二年生、越後の人

平野順作長男、木姓石黒氏に復す▲明治三年

大學東校出身、大學大舍長、陸軍省醫務局長、野戰衛生長官、大本營附等に歴任、佐賀、四南、二十七八年の各戰役に従軍す、李鴻章下關遭難手當に參して功あり、醫學改良及日本陸軍衛生の功勞者▲牛込區揚場町一七、電番町三

芳賀矢一

文學博士、東京帝國大學文教科大學教授▲慶應三年生、福井縣士族芳賀真咲長男▲明治二十五年帝國大學國文科卒業、第一高等學校及高等師範學校教授、東京帝國大學文科大學助教授を歴て三十二年大學教授に進む、後獨逸留學、三十六年博士を授與さる▲小石川區音羽町二ノ二三、電番町一一八〇

芳賀榮次郎

醫學博士、陸軍々醫總監、朝鮮總督府醫院長▲元治元年生、福島縣平民▲明治二十一年三等軍醫に任ぜられ、三十一年三等軍醫正に進み、四十三年軍醫監に陞任、近衛師團軍醫部長、第一師團軍醫部長等歴任、大正四年任軍醫總監▲京城官舎、自宅麴町

【本】現代代表的人物

八の部

總監、中央衛生會長▲弘化二年生、越後の人

平野順作長男、木姓石黒氏に復す▲明治三年

大學東校出身、大學大舍長、陸軍省醫務局長、野戰衛生長官、大本營附等に歴任、佐賀、四南、二十七八年の各戰役に従軍す、李鴻章下關遭難手當に參して功あり、醫學改良及日本陸軍衛生の功勞者▲牛込區揚場町一七、電番町三

芳賀矢一

文學博士、東京帝國大學文教科大學教授▲慶應三年生、福井縣士族芳賀真咲長男▲明治二十五年帝國大學國文科卒業、第一高等學校及高等師範學校教授、東京帝國大學文科大學助教授を歴て三十二年大學教授に進む、後獨逸留學、三十六年博士を授與さる▲小石川區音羽町二ノ二三、電番町一一八〇

芳賀榮次郎

醫學博士、陸軍々醫總監、朝鮮總督府醫院長▲元治元年生、福島縣平民▲明治二十一年三等軍醫に任ぜられ、三十一年三等軍醫正に進み、四十三年軍醫監に陞任、近衛師團軍醫部長、第一師團軍醫部長等歴任、大正四年任軍醫總監▲京城官舎、自宅麴町

【本】現代代表的人物

八の部

總監、中央衛生會長▲弘化二年生、越後の人

平野順作長男、木姓石黒氏に復す▲明治三年

大學東校出身、大學大舍長、陸軍省醫務局長、野戰衛生長官、大本營附等に歴任、佐賀、四南、二十七八年の各戰役に従軍す、李鴻章下關遭難手當に參して功あり、醫學改良及日本陸軍衛生の功勞者▲牛込區揚場町一七、電番町三

芳賀矢一

文學博士、東京帝國大學文教科大學教授▲慶應三年生、福井縣士族芳賀真咲長男▲明治二十五年帝國大學國文科卒業、第一高等學校及高等師範學校教授、東京帝國大學文科大學助教授を歴て三十二年大學教授に進む、後獨逸留學、三十六年博士を授與さる▲小石川區音羽町二ノ二三、電番町一一八〇

芳賀榮次郎

醫學博士、陸軍々醫總監、朝鮮總督府醫院長▲元治元年生、福島縣平民▲明治二十一年三等軍醫に任ぜられ、三十一年三等軍醫正に進み、四十三年軍醫監に陞任、近衛師團軍醫部長、第一師團軍醫部長等歴任、大正四年任軍醫總監▲京城官舎、自宅麴町

【本】現代代表的人物

八の部

總監、中央衛生會長▲弘化二年生、越後の人

平野順作長男、木姓石黒氏に復す▲明治三年

大學東校出身、大學大舍長、陸軍省醫務局長、野戰衛生長官、大本營附等に歴任、佐賀、四南、二十七八年の各戰役に従軍す、李鴻章下關遭難手當に參して功あり、醫學改良及日本陸軍衛生の功勞者▲牛込區揚場町一七、電番町三

芳賀矢一

【本】現代代表的人物

春名高義

普通教育社長、株式會社啓成社事務取締役、株式會社久留米商店取締役、加富登酒株式會社支配人▲明治三年生、岡山縣人春名十郎弟▲曾て京都同志社に學び、明治二十六年慶應義理理財科卒業、後北陸自由新聞主筆、時事新報經濟部長、北海新聞主筆等を経て、三井銀行橫濱支店長、千代田生命總務部長等歴任▲小石川區同心町一六、電下四五八

春木一郎

法學博士、東京帝國大學法科大學教授▲明治三年生、東京府平民故義彰長男▲同人社、第一高等學校を経て二十七年帝國大學法科大學卒業、大學院入學、三十年官命に依り洋行羅馬法研究、歸朝後京都帝國大學法科大學教授に任じ、四十五年現官に轉す▲本郷區西片町一〇はノ一二號

畑良太郎

伯爵西爾駐在特命全權公使▲慶應三年生、長野縣平民畑成國長男▲明治二十三年東京帝國大學法科大學卒業、公使館附參事官、外務省書記官、獨逸大使館參事官等に歴任す▲在伯日本公使館

服部一三

錦鷄間祇候、貴族院議員▲嘉永四年生、山口縣士族渡邊兵藏二男、服部家

を嗣ぐ▲明治二年米國に留學、八年歸朝後文部省督學局員、同少書記官、東京大學法學部部長兼豫備門長、同大學幹事、農商務省御用掛兼務文部書記官、同參事官、普通學務局長、藤手、廣島、長崎、兵庫各縣知事等歴任▲神戸市下山手通五丁目番外官舎、電本二〇六

服部宇之吉

文學博士、東京帝國大學文科大學教授▲慶應三年生、東京府士族舊二本松藩士喜平養嗣子▲明治二十三年帝國大學文科大學(哲學科)卒業、第三高等學校及高等師範學校教授、文部大臣秘書官、參事官、視學官等歴任、清國、獨國留學、三十五年博士の學位を受け、其年支那政府の招聘により北京大學堂師範館總教習に任ず、論理學儒教倫理學等の著有り▲東京府豊多摩郡澁谷町大字下澁谷一八二五、電芝五九三八

服部金太郎

朝鮮銀行監事、朝鮮興業會社監査役、第一生命保險相互會社取締役、服部時計店主▲萬延元年生、東京府平民服部喜太郎長男▲明治二十五年精工會を經營して柱時計及懐中時計の製造を創む▲芝區愛宕町四ノ五、電芝三三〇〇

服部鹿次郎

工學博士、九州帝國大學工學博士として現時本邦有数の人なり、現に中央大學講師たり▲神田區錦町一ノ二、電本八八三

花柳徳太郎

踊師匠、花柳派家元▲明治十年東京出生、東京府平民、本名田代徳太郎▲京橋區錦屋町一四、電京二七八六

花房直三郎

法學博士、統計局顧問▲安政四年生、▲舊岡山藩士端運三男、義實弟▲内閣書記官歴任▲赤坂區青山南町五ノ五四、電芝三六五

原六郎

富士製紙株式會社、橫濱正金銀行、東武鐵道株式會社、猪苗代水力電氣株式會社、橫濱船渠株式會社、帝國ホテル、大安生命保險株式會社各取締役、東京貯藏銀行監査役▲弘化元年生、兵庫縣平民進藤六右衛門六男、原丈右衛門養子▲王政維新の際平野國臣等と國事に奔走す、後六年間歐米にあり、新文明を視察し明治十年歸朝、第百國立銀行及び帝國商業銀行を創立す▲東京府荏原郡品川町下品川三二五、電芝二九五

原富太郎

第二銀行頭取、原名會社業務擔當社員、橫濱生命保險株式會社、橫濱火災海上運送信用保險株式會社取締役監査役、生絲貿易商▲明治元年生、岐阜縣平民青木久

原敬

衆議院議員、政友會總裁▲安政三年生、巖手縣士族原恭の弟▲司法省法律學校出身、外務省通省局長、特命全權公使、外務次官、逓信大臣、内務大臣(三回)に歴任、曾て報知新聞記者、大阪毎日新聞社長たり▲芝公園、電芝六八

原熙

農學博士、東京帝國大學農科大學教授▲明治元年生、石川縣士族原種徳弟舊名潤四郎、明治二十五年帝國大學教授農科大學卒業、農商務技手、臺灣總督府民政局長技師兼殖産技師、林務官等歴任、三十六年香港、比律賓、爪哇、スマトラ差遣、四十三年歐米留學、大正二年農學博士の學位を受く、現に園藝學講座を分擔し又農場長たり▲東京駒場農科大學構内官舎

原錦吾

明治火災保險株式會社事務取締役▲慶應三年生、東京府士族原元餘二男▲東京高等商業學校出身、同校及び京都、名古屋各商業學校に教職に在りたり▲麻布區木村町一八五、電芝四七〇二

原十太

理學博士、東京帝國大學農科大學教授▲明治五年生、静岡縣士族退蔵長男、明治二十八年東京帝國大學理科大學(動物科)卒業、札幌農學校教授、學習院教授等歴任、四十二年水産海洋學研究の爲英佛獨留學、大正三年理學博士の學位を受く、現に水産海洋學講座を擔任す▲牛込區北町三二

原田助

同志社大學長、英國法學博士、米國神學博士▲文久三年生、熊本縣士族藤田收二男、原田氏を嗣ぐ▲夙に熊本洋學校に學び、同志社を卒へ、米國エール大學に遊學、歸朝後東京京都神戸等に基督教會牧師たり、明治四十年現職に就く▲京都市上京區室町通上立賣下ル、電上三二九九

原口要

工學博士、富士製紙株式會社事務取締役、東海紙料株式會社取締役▲嘉永五年生、舊島原藩士、叔父謙介養子、東京府

【本】現代代表的人物

【木】現代代表的人物

士族 ▲明治四年頃 大學南校及開成學校に學ぶ、八年米國留學十三年歸朝、米國ペンシルバニア鐵道會社技師、東京府技師長、鐵道技師、逓信省鐵道顧問、清國政府鐵路顧問官等歷任 ▲二十一年工學博士の學位を受く ▲東京市芝公園五號地、電芝四七一六

原口兼濟 男爵、貴族院議員、陸軍中將 ▲弘化四年生、大分縣士族才木寛吾四男 ▲明治五年任陸軍少尉、三十八年中將に陞進、歩兵第十七旅團長、戸山學校次長、近衛歩兵第一聯隊長、第四師團參謀長、戸山學校長、臺灣守備旅團長等歷任、曾て日露戰役に樺太軍司令官たり ▲牛込區市ヶ谷佐内坂町三三、電番町二五一〇

早川貞水 講談師 ▲文久二年江戸神田に生る ▲三代目貞山の門に入り初め貞雄中頃貞鏡と名乗り真打ちに列し後貞水と改む ▲寄席出演を止め教育講談師として立ち上流社會に愛顧多く屢々兩陛下の御前講演を勤む ▲神田區同朋町二一、電下三五五〇

早川千吉郎 東京銀行俱樂部委員長、三井銀行常務取締役、三井物産株式會社取締役、日佛銀行相談役 ▲文久三年生、石川縣士族早

川忠恕長男 ▲明治二十年帝國大學法科大學卒業、大藏省に入り參事官、書記官、大臣秘書官に歷任し、其間二回英國へ差遣せらる ▲魁町區下二番町七一、電番町二五九五

早速整爾 衆議院副議長 ▲明治元年生、廣島縣平民 ▲早稻田大學卒業、中央大學高等科卒業、埼玉縣英和學校教頭、藝備日日新聞社長兼主筆、廣島市會議員同議長、廣島縣會議員、同副議長、廣島商業會議所議員、同會頭、日清燐寸株式會社取締役、廣島軌道株式會社取締役、廣島電氣軌道株式會社取締役、山口瓦斯株式會社取締役社長等歷任、造林業、航運業に従へり ▲魁町區富士見町二〇三二、電番町六〇九二

林 養三 日本銀行福島支店長 ▲明治元年生、山口縣平民林德輔長男 ▲曾て大藏大臣秘書官たり、後日本銀行に入り營業局調査役たり ▲福島市御倉町二五

林 民雄 日本郵船株式會社事務取締役 ▲慶應元年生、東京府士族林直庸長男 ▲帝國大學豫備門卒業米國留學、費府大學バチエラ1オア、フヒロソフヒーの稱號を受く、日本郵船支店長課長等歷任 ▲麻布區市兵衛町二ノ

八五、電二六九四

林 健 東神倉庫株式會社常務取締役 ▲文久三年生、大分縣士族、舊中津藩士大八長男 ▲明治二十二年帝國大學法科大學卒業、長崎に行き操縦業に従事し、後三井銀行に入り下ノ關、門司、京都の各支店長、本店調査課長、三井銀行取締役、三井物産會社監査役等歷任、四十年歐米視察 ▲魁町區富士見町二一九、電番町八四二

林 權助 男爵、駐支特命全權公使 ▲萬延元年生、舊會津藩士先代權助長男 ▲外務省通商局長、朝鮮公使、駐清公使、駐伊全權大使等歷任 ▲本宅魁町區下二番町三一、電番町四五五

林 愛作 株式會社帝國ホテル常務取締役 ▲明治六年生、群馬縣平民千代吉長男 ▲夙に歐米に在留十數年、明治四十二年以來帝國ホテルに在り ▲赤坂區新坂町六七、電芝五四〇六

濱 弘一 會計檢査院第一部長 ▲嘉永元年生、東京府士族武助二男 ▲明治二年以來引續き會計監督を司り、大藏省監督の時監督大令吏として大阪に出仕せし、其後東京に

入校、卒業後、陸軍士官學校教官、聯合艦隊參謀、陸軍大學教官、臺灣總督府參謀、衛戍總督參謀、師團參謀及參謀長、近衛歩兵第三聯隊長、歩兵第二十四旅團長、獨立守備隊司令官、陸軍士官學校校長憲兵司令官等歷任、其間日清、日露戰役に從軍、滿洲、清國、歐洲等に差遣せらる

橋本正治 北海道廳內務部長 ▲明治六年生、福井縣平民吉田傳七二男、先代久養子 ▲明治三十四年東京帝國大學法科大學(政治科)卒業、青森縣參事官、熊本、佐賀、鹿兒島、神奈川各縣事務官、北海道廳勸業部長、同土木部長等歷任 ▲札幌町大通町五丁目官舎

橋本圭三郎 貴族院議員 ▲慶應元年生、新潟縣士族橋本彌十郎長男 ▲明治二十三年東京帝國大學法科卒業、法制局參事官、樞密院書記官、大藏省主計局長、同次官、農商務次官等歷任 ▲赤坂區南町六丁目、電芝二五二五

橋本左五郎 農學博士、東北帝國大學農科大學教授 ▲慶應二年生、北海道平民芳太郎二男 ▲明治二十二年札幌農學校卒業、二十八年獨逸に留學、三十三年歸朝後教授たり ▲札

【木】現代代表的人物

移り、累進して部長となり、現に其職にあり ▲小石川區大塚窪町五、電番町二二三八

濱尾 新 男爵、樞密顧問官、東京大夫、貴族院議員、東京帝國大學名譽教授 ▲嘉永二年生、兵庫縣士族濱尾嘉平治長男 ▲明治五年大學南校出仕、六年米國に渡航、爾後東京大學法學文學部總理補、文部省書記官、東京美術學校長、元老院議員、帝國大學總長(二回)高等教育會議長、文部大臣等に歷任、二十年英國劍橋大學名譽博士の學位を受く ▲小石川區金富町三三、電番町二二〇

濱田恆之助 宮城縣知事 ▲明治三年生、高知縣平民愚一郎三男 ▲明治二十九年帝國大學法科大學(政治科)卒業、同年文官高等試驗及第、茨城縣參事官、山梨縣、石川縣、宮城縣、神奈川縣警部長、奈良縣、北海道事務官、富山縣知事等歷任 ▲仙臺市長丁七番地

濱口雄幸 衆議院議員、立憲同志會政務調査會長 ▲明治三年生、舊高知藩士水口胤平三男、濱口義立養子 ▲明治二十八年法科大學卒業、大藏省書記官、同參事官、熊本、松山各稅務監理局長、東京稅務監督局長、專賣局長、專賣局長官、逓信次官、大藏次官、大藏

省參政官等歷任 ▲東京府北豐島郡高田村雜司ヶ谷二〇、電番町八四九

萩原時次 工學博士、鐵製所技師工務部長兼通信技師 ▲明治五年生、群馬縣平民櫻井政次郎長男、東京府士族萩原秀一養子 ▲明治三十年東京工科大学機械工學科卒業、製鐵所技手より累進して今日に至る、三十三年及三十九年歐米視察 ▲福岡縣遠賀郡八幡町鬼ヶ原官舎

萩野由之 文學博士、東京帝國大學文科大學教授兼東京高等師範學校教授 ▲萬延元年生、新潟縣平民藤慶長男 ▲明治十九年大學文科古典科卒業、三十四年博士の學位を受く ▲本郷區駒込蓬萊町七、電下三九〇二

橋口勇馬 陸軍少將、歩兵第十三旅團長 ▲文久二年生、鹿兒島縣士族岩切助右衛門三男、亡橋口傳藏養子 ▲明治十六年歩兵少尉に任ぜられ、三十四年同少佐に進み、大正三年陸軍少將に陞任さる、此の間歩兵第五十四、六十二、十の各聯隊長歷任 ▲北海道旭川官舎

橋本勝太郎 陸軍中將、第九師團長 ▲文久二年生、東京府平民 ▲明治十九年陸軍士官學校卒業任歩兵少尉、同二十二年陸軍大學校

桃區北八條西五丁目、電一一九三

長谷川好道 伯爵、元帥、陸軍大將、軍事參議官、嘉永三年生、山口縣藩士長谷川藤治郎長男、明治四年任陸軍大尉、日清戰役當時混成旅團長として旅順及威海衛に奮戦す、後第三師團長、近衛師團長等に歴任し、日露戰爭當時黒木軍の下に近衛師團を率ゐ各地に轉戦偉功を立て、戦後韓國駐劄軍司令官、參謀總長歴任、牛込區早稻田町四〇、電番町一五〇〇

長谷川謹介 中部鐵道管理局長、安政二年生、山口縣平民長谷川爲伸二男、日本鐵道會社技師長、臺灣總督府鐵道技師長、同鐵道部長、鐵道院技師、鐵道院理事等歴任、小石川區指ヶ谷町九

長谷川誠也 號天溪、博文館編輯局理事、文藝評論家、明治九年十二月二十六日新潟縣に生る、早稻田大學出身、著述、文藝觀、アリストトル、自然主義、萬年筆、等、芝區神谷町二五

二の部

二條基弘 公爵、宮中顧問官、貴族院議

眞 明治五年生、二條齊敬四男、分家す、牛込區若松町七三、電番町二四六〇

仁井田益太郎 法學博士、東京帝國大學法科大學教授、明治元年生、福島縣士族權重長男、二十六年帝國大學法科大學卒業、三十年獨逸留學、三十三年京都帝國大學法科大學教授に任じ、四十一年東京に轉任し、爾來現職に在り、小石川區小日向臺町一ノ四九、電番町三五一五

仁保龜松 法學博士、京都帝國大學法科大學教授、明治元年生、三重縣平民仁保喜内三男、明治二十六年帝國大學卒業、三十年獨逸に留學、三十三年歸朝、現職に任ぜらる、四十四年法科大學長に補せらる、大正三年歐米へ派遣、京都市上京區鹿ヶ谷町、電上四一六二

仁田原重行 陸軍中將、第四師團長、文久二年生、福岡縣平民仁田原周藏三男、明治十六年任步兵少尉、二十一年陸軍大學卒業、同四十五年現官に昇進、其間第二師團參謀、陸軍大學校兵學教官、參謀本部々員、第五師團兵站監部參謀、第五師團參謀長、步兵第七旅團長、獨立守備司令官、步兵第一旅團長第

校助教授、兼任馬政官等歴任、東京府下荏原郡目黒大字上目黒字柳五一四、電芝一九九四

新島善直 林學博士、東北帝國大學農科大學教授兼北海道廳技師、明治四年生、東京府士族善之長男、明治二十九年帝國大學卒業、三十二年札幌農學校教授に任ぜられ、獨逸留學、歸朝後現官に任ぜられ、四十二年學位を受く、札幌區北六條西十二丁目二

新元鹿之助 臺灣總督府鐵道部技師、同營業課長、明治三年生、鹿兒島縣平民福崎市兵衛二男、明治二十八年帝國大學工科大学卒業、通信省鐵道技師、臺灣總督府鐵道部技師等歴任、曾て歐米各國に差遣せられしことあり、臺北大稻埕河溝頭街鐵道部官舎いノ一號

西源四郎 特命大使館參事官、萬延元年生、山口縣士族房至二男、清國、白耳義に遊學、二十六年外務省試補となり、後ち、同參事官、公使館書記官となり、獨、和、澳に駐劄し、政務局第二、第三課長、澳、洪國大使館參事官等歴任

西川虎次郎 陸軍少將、關東都督府陸軍參謀長、慶應三年生、福岡縣平民、明治二十二年陸軍士官學校卒業、日露戰役當時兵站總

二師團長等歴任、日清役に第二師團參謀、日露役に第五師團參謀長として出征偉功あり、大阪市東町大手前町三、電東二一四三

丹羽藤吉郎 藥學博士、東京帝國大學醫科大學教授、安政三年生、佐賀縣士族與左衛門二男、東京府平民、夙に藥學を研究し、明治十二年東京大學卒業、藥學士となり、更に藥學博士の學位を受く、藥品製造學講座擔任、東京府北豐島郡東鴨字宮仲上野臺二〇〇、電番町二七〇九

新渡戸稻造 農學博士、法學博士、東京帝國大學法科大學教授、文久二年生、巖手縣士族舊盛岡藩士十次郎三男、明治十四年札幌農學校卒業、十六年東京大學に入り、十七年米國留學、更に農政學經濟學研究の爲め獨逸留學四年にして歸朝、札幌農學校教授、北海道廳技師、京都法科大學教授、第一高等學校長等歴任、三十二年農學博士、三十九年法學博士の學位を受く、小石川區小日向臺町一ノ七五、電番町一〇七五

新山莊輔 宮内省主馬寮技師、下總御料牧場長、安政六年生、山口の人、夙に東上して學事に勵め、明治十二年駒場農學校卒業、同

監部參謀、鴨綠江軍參謀及遼東兵站參謀長として從軍、參謀本部々員、關東總督府參謀、陸軍大學校兵學教官及第三師團參謀長等歴任、清國、英國及韓國差遣、大正二年少將に任じ、步兵第十九旅團長となり、三年現職に補せらる、旅順新市街官舎、電旅一二四

西ノ海瀨右衛門 橫綱力士、明治十三年鹿兒島縣種子ヶ島に生る、三十一年上京、最初種子ヶ島又星甲と呼び中頃錦洋と稱す、三十九年暮の内に入り、四十三年大關、大正五年橫綱に進む、本所線町一ノ三五

西久保弘道 警視總監、文久三年生、佐賀縣士族紀長男、帝國大學出身、內務屬、愛知縣參事官、石川縣警部長、山梨縣、靜岡縣、茨城縣書記官、警視廳第一部長、滋賀縣、愛媛縣事務官、福島縣知事、北海道廳長官等歴任、釧町區有樂町一ノ二官舎、電本局一九〇

ホの部

堀内秀太郎 宮崎縣知事、明治六年生、石川縣士族茂成長男、明治三十一年東京帝國大學法科大學卒業、內務省臨時檢疫局事務官、

警察監獄學校教授、內務省參事官、神奈川縣參事官、同縣及德島縣大阪府事務官、大阪府及北海道廳內務部長等歴任、宮崎縣宮崎町官舎

堀尾晴光 陸軍少將、步兵第四旅團長、慶應三年生、兵庫縣士族、明治二十二年任步兵少尉、三十年任大尉、同四十四年任大佐、大正四年陸軍少將に任ぜらる、前步兵第七聯隊長、弘前市官舎

本田幸介 農學博士、朝鮮總督府勸業模範農場長、技師、元治元年生、鹿兒島縣士族野村盛秀二男、東京府士族本田家を嗣ぐ、明治十九年駒場農學校卒業、農商務省出仕、東京農林學校教授、東京農科大學教授等歴任、二十四年獨逸留學、二十八年歸朝後農科大學教授に任じ、三十二年學位を受け、三十九年現官に任ぜらる、朝鮮京畿道水原、電水原二五

本郷房太郎 陸軍中將、第十七師團長、萬延元年生、舊藤山藩士本郷實之助長男、明治十二年陸軍士官學校卒業、任步兵少尉、第四師團參謀、軍務局課員、士官學校教官兼生徒隊長、步兵第四十二聯隊長、陸軍省高級副

【本】現代代表的人物

官、同人事務局長、停傳情報局長官、教育總監
部本部長、陸軍次官等歴任、洋行、大正二年
現官に累進、三年現職補任、日清、日露兩戰
役に従軍▲岡山市廣瀬町、電八六六

星野 錫

東京商業會議所特別議員、東
京印刷株式會社專務取締役、大日本製糖、赤
倉温泉分湯、帝國電燈、馬來護謨公司、日本
陶料、朝鮮水産、日本紙器製造、共同漁業各
株式會社取締役、東京築地活版製造所、同製
藥、城東電氣軌道各株式會社監査役▲安政元
年生、東京府士族星野乾八長男▲日本橋區濱
町二ノ一四、電浜三八三

北條時敬

東北帝國大學總長▲安政五年
生、石川縣士族北條時真弟▲明治十八年東京
帝國大學理學部卒業、石川縣專門學校教諭、第
四、第一、山口高等中學校教授、山口高等學
校長、第四高等學校長、廣島高等師範學校長等
歴任▲仙臺市東四番町五五、電七六八

細川潤次郎

男爵、文學博士、樞密顧問
官、賞勳局議定官、宗秩寮審議官▲天保五年
生、舊高知藩士細川延平の子▲維新當時より
國事に奔走、元老院議員、華族女學校校長、學
習院長、東宮大夫等に歴任▲神田區駿河臺北

寺にて得度し、後ち名古屋高岳院、京都淨華

院、同智恩寺等に住職たり、明治三十五年現
職に就く、其間京都大教會長、淨土宗專門學
校長等歴任、曾て布教の爲め全國及朝鮮等に
航したり▲芝區芝公園内増上寺、電芝一〇一
七、七一五

本多静六

林學博士、東京帝國大學農科
大學教授▲慶應二年生、埼玉縣の人、本姓折
原、本多晋養子▲明治二十三年東京帝國大學
卒業、獨逸に留學、國家經濟學ドクトルの學
位を有す▲東京府豊多摩郡澁谷大字中澁谷四
〇三

堀 達

日本郵船株式會社專務取締役▲萬
延元年生、石川縣士族宏長男▲明治十五年三
菱郵船會社に入り、文書課長等を経て引續き
現職に在り▲芝區下高輪町五六、電芝一七二
四

本多忠夫

醫學博士、海軍々醫總監、海
軍々醫學校長、東京市治療病院長▲安政五年
生、東京府士族長盛二男▲明治十七年東京大
學醫科大學卒業、明治二十年大軍醫に任ぜら
れ、明治三十九年現官に、大正二年高等官一
等に歴任、其の間高知醫學校長兼縣立病院長、

海軍軍醫學校教官、獨逸駐在、横須賀鎮守府
軍醫長兼病院院長等歴任▲麴町區平河五ノ町二
四、電四二四

堀 榮一

京都地方裁判所長▲慶應二年
生、山口縣士族故御料局技師木川信一の弟、
故貴族院議員堀真五郎養子▲明治二十六年帝
國大學法科大學卒業、熊本、京都各地方裁判
所判事、奈良、大阪各地方裁判所部長等に歴
補し、司法省參事官兼東京控訴院檢事等歴任
▲京都市官舎

堀 誠之丞

侯爵徳川義親家令▲文久二年
生、愛知縣士族永之進長男▲夙に理科大學を
卒業し、英獨留學、二十三年歸朝衛生試驗所
技師に任ぜられ、次で第一高等學校教授に轉
任し、大正三年教授を辭し現職に轉じ同時に
第一高等學校講師を囑託せらる▲麻布區富士
見町四二、電芝二四〇六

穂積陳重

男爵、樞密院顧問官、法學博
士、東京帝國大學名譽教授、帝國學士院會員
▲安政二年生、舊宇和島藩士穂積重樹二男、
重頼の弟、八束の兄、▲英、獨に留學、本邦
法理學界の輿論たり▲牛込區拂方町九、電番
町四三三

甲賀町一

電本三五六
休職陸軍中將▲文久三年生、
堀内文次郎
長野縣士族莊作二男▲明治十一年陸軍幼年學
校出身、教導團小隊長、士官學校教官、中隊
長、軍務局、參謀本部、臺灣總督府部員、
大本營副官、歩兵第五十八聯隊長歩兵第廿三
旅團長等歴任

星野金吾

陸軍中將、野戰砲兵監▲文久
三年生、東京府士族新瀉縣(舊河上藩)士族松
橋南壽四男出で、星野氏を嗣ぐ▲明治十五年
砲兵少尉となり、二十三年陸軍大學卒業、四
十年少將に昇り、第六、第三師團參謀、陸軍
大學校兵學教官、第一師團參謀長、關東都督
府陸軍部參謀長、參謀本部附等歴任、其間歐
米に差遣せられ、大正二年中將に進む▲牛込
區市ヶ谷山伏町一九、電番町二八四〇

星野 恆

文學博士、東京帝國大學文科
大學教授、帝國學士院會員▲天保十年生、新
潟縣平民星野嘉之助長男▲彌谷宿禰の高弟、
夙に漢學を研修し又史學の大家にして日本歴
史に精通す▲小石川區表町五一

堀尾貫務

浄土宗大木山増上寺住職▲文
政十一年名古屋に生る▲天保七年名古屋壽經

堀越善重郎

堀越商會主、絹織物輸出業
▲文久三年生、栃木縣平民▲越好三四男▲東
京高等商業學校出身、紐育メーソン商會日本
支店支配人を勤務せり、米國遊歴歸朝後堀越
商會創立▲京橋區築地二ノ二八、電京一八五
〇

細井岩彌

農商務技師、鐵山局礦業課長
▲文久三年生、三重縣士族亡伴藏長男▲明治
二十六年帝國大學工科大学(採礦冶金科)卒
業、工科大學助教より現職に轉任▲赤坂區
中ノ町二二、電新三六一〇

北條氏恭

子爵、宮中顧問官▲弘化二年
生、堀田正衡の七男、舊狹山藩主氏照嗣子▲
明治二年狹山藩知事となり、又侍從歴任▲麴
町區下二番町三九、電番町一四四一

本多岩次郎

東京高等蠶絲學校長▲慶應
二年生、大分縣士族工藤常英二男、先代正久
の養子▲明治二十一年東京農林學校農科本科
卒業農學士となり、農商務省技師、東京蠶絲
講習所長等歴任▲東京府北豐島郡巢鴨字新田
九一一、電番町一二三〇

本多熊太郎

在英國大使館參事官▲明治
七年生、和歌山縣平民字兵衛長男▲二十八年

領事館書記生に任ぜられ、三十年外交官領事

官試験に合格、外務大臣秘書官、同書記官(各
二回)、清國、英國等の公使館に出勤せり▲
在倫敦日本大使館

戸川明三

號秋骨、慶應義塾講師、著述
家▲明治三年十二月十八日熊本縣に生る▲東
京文科大學英文選科出身著述「西詞餘情」
「二萬三千哩」「時代私観」「エマーソン論文
集」「哀史」「チツツ・ダントンのエイルキン
物語」(Theodore Watt-Dunton: Ayrwin)等▲
東京府西大久保六六

戸田海市

法學博士、京都帝國大學法科
大學教授、財政學者、「日本之經濟」「我獨逸
觀」其他經濟財政に關する著書論文多し▲京
都市上京區吉田町字中大路

戸田氏共

伯爵、式部長官▲安政元年生、
戸田正五男、舊大垣藩主▲米國留學、式部官、
式部次官、特命全權公使、主權官等歴任▲神
田區駿河臺南甲賀町六、電本二一一、四二四

戸祭文造

海軍々醫總監、横須賀海軍病
院長兼横須賀鎮守府軍醫長▲安政六年生、福

【本】現代代表的人物

【水】現代代表的人物

井縣士族高橋授芳弟、先代亡翁養子▲明治十九年東京醫科大學委託生出身、同四十二年現官に陞任▲此の間海軍々醫學校教官、比叡、金剛、淺間軍醫長、海軍大學校教官、舞鶴海軍病院長、同鎮守府軍醫長等歴任▲横須賀海軍病院長官舎

戸水寛人 法學博士、辯護士▲文久元年生、舊金澤本多家儒臣信義長男▲明治十九年東京帝國大學法科大學卒業、判事となり二十年英、獨留學、パリストル、アト、ローの學位を受け、歸朝後東京帝國大學法科教授に任じ羅馬法を講ず、三十三年法學博士の學位を受く、日露戦役前後に所謂七博士中最硬論者として開戦論を唱道す、四十一年以來衆議院議員に當選し、教授を辭し政友會に入る▲麴町區飯田町四ノ二、電番町八三八、事務所電新二〇九〇

利光鶴松 鬼怒川水力電氣株式會社社長▲芝區高輪南町四五、電芝八七七

土井庸太郎 平壤覆審法院長、判事▲文久元年生、三重縣士族▲司法省法學校出身、奈良地方裁判所長、大阪控訴院部長、廣島地方裁判所長等歴任▲平壤府東町一四、電三五

柄内曾次郎 海軍中將、第三戰隊司令官▲慶應二年生、巖手縣士族柄内理平二男▲明治十六年海軍兵學校出身、海軍大臣秘書官、吾妻艦長、練習艦隊司令官、軍務局長、大湊要港部司令官、横須賀、吳海軍工廠長、第二艦隊司令官等歴任▲麻布區永坂町七一、電芝一五六七

鳥山虎也太 京城地方法院長、判事▲文久二年生、京都府士族寸平長男▲明治十六年法學生徒となり、二十七年判事に任ぜらる、爾來長崎地方裁判所、同控訴院判事、鹿兒島、大津、山口各地方裁判所長、統監府判事、大邱、釜山地方裁判所長等歴任▲朝鮮京城官舎

東郷平八郎 伯爵、元帥、海軍大將、東宮御學問所總裁、軍事參議官▲弘化二年生、舊鹿兒島藩士東郷吉左衛門三男▲文久三年薩藩の英艦砲撃の際既に薩摩海軍見習士官として参加、後春日艦に乗組み、幕艦開陽丸を紀伊海峡に撃ち更らに函館戦争に従軍す、明治四年より同十一年迄英國に在り、テームス及びグロニオン海軍兵學校に學ぶ、米國布哇併合の際浪花艦長として居留民保護の任に當る、明治二十七年日清戦役の時頭浪速艦長と

土井助三郎 名古屋高等工業學校長▲慶應三年生、東京府平民▲明治二十年東京帝國大學工科大學應用化學科卒業、東京職工學校及、同高等工業學校助教、山口高等學校教授、石川縣立工業學校長等歴任、英獨米留學後三十八年現職に任ぜらる▲名古屋市東區東片端町二ノ八一番戸、電九九九

土居通夫 大阪商業會議所會頭、大阪電燈、京阪電氣鐵道、日本生命保險、大日本麥酒、宇治川電氣、大阪俱樂部各株式會社取締役、▲天保九年生、舊宇和島藩士大塚南平五男▲明治初年の頃外國事務局に奉職、後大坂府小參事、鐵道掛兼民部權少丞、司法省判事等歴任、十七年官を罷めて實業界に入り、鴻池家顧問となり、又衆議院議員に選出せられたり、三十三年歐米視察▲大阪市北區常町安六五、電土二八六

土佐孝太郎 日清汽船株式會社事務取締役▲元治元年生、鳥取藩士文藏長男▲夙に理財の學を修め身を實業界に投じ、後同志と謀り日清汽船株式會社を起し、現に其社に在り▲東京府下北豐島郡高田村雜司ヶ谷旭出四

東郷吉太郎 海軍少將、臨時南洋防備隊司令官▲慶應二年生、鹿兒島縣士族實翁長男▲明治十六年海軍兵學校卒業、大正元年少將に陞任、前第一戰隊司令官▲横須賀市官舎、神奈川縣逗子町八七一

東嶽鐵笛 文士俳優、新演劇無名會幹事▲明治二年京都出生、東京府士族、本名東儀季治▲牛込區外高田馬場戸山新道

頭山 滿 元支洋社長▲安政二年生、福岡縣士族、筒井兎策二男、頭山源六郎養子▲夙に身を政界に投じ、支洋社を組織し、後福「嶽新報」發刊、九州國權黨の牛耳を執れり▲赤坂區南坂町二六、電芝二五三六

道家 齊 農商務省農務局長、中央種畜會會長▲安政四年生、岡山縣士族佐野藤之丞三男、先代司勉の養子▲夙に職を官海に奉じ累進して現職に在り▲府下内藤新宿町大字北裏一四一、電番町七二六

豐部新作 陸軍中將、騎兵監▲文久二年

三電番町一七四〇

土岐嘉平 高知縣知事▲明治八年生、和歌山縣平民▲明治三十一年檢事、判事、辯護士試験合格、三十四年東京帝國大學卒業、同年文官高等試験合格、内務屬、山梨縣參事官、内務書記官兼參事官、大坂府内務部長等歴任、此間歐米差遣▲高知市永國寺町一四官舎、電四二四

土宜法龍 大僧正、眞言宗御室派管長、仁和寺門跡▲安政元年生、三重縣一志郡小川村平民宮崎孝平次男、後同縣河野郡稻生村平民土宜深盛徒弟及び養嗣子となる▲明治十三年高野山學校教授、眞言宗法務所上局員、萬國宗教大會委員、眞言宗聯合京都大學總理、眞言宗各派聯合長者等歴任▲京都府葛野郡花園村仁和寺、電上八三四

土肥慶藏 醫學博士、東京帝國大學醫科大學教授▲慶應二年生、越前府中藩野石渡宗伯二男▲明治二十三年東京帝國大學卒業、二十六年歐洲留學、三十一年歸朝、醫科大學助教となり皮膚病梅毒學講座を開始す、翌年學位受領▲麴町區下二番町四六、電番町五五四

生、新潟縣士族陣善長男▲明治十五年騎兵少尉に任ぜられ、四十一年少將に陞任す、日清戦役に騎兵中隊長、日露戦役に同聯隊長として従軍、爾來樺太守備隊司令官、騎兵第四旅團長等歴任▲東京府豊多摩郡千駄ヶ谷大字原宿一二九、電芝三〇六一

豐川良平 東京商業會議所特別議員、東京市市會議員、百十銀行、日本郵船株式會社各取締役、東洋經濟新報社設立者、日本窒素肥料株式會社取締役、猪苗代水力電氣株式會社社長▲嘉永五年生、高知縣平民小野篤治長男▲豐川順吉の養子▲慶應義塾出身、三葉商業學校、明治義塾設立者、百十九國立銀行頭取、東京手形交換所委員長等を勤務し、岩崎家興隆に功あり▲小石川區水道町三七、電番町二〇四

豐田善右衛門 大阪商船株式會社、日本紡績株式會社各取締役、豐田絲店業務執行員、豐田紙店店主▲嘉永三年生、兵庫縣平民上野保兵衛長男、先代善右衛門養子▲夙に羅紗商を營み曾て日本教育生命保險株式會社取締役たり▲大阪市東區高麗橋筋一ノ四七、電四二二六〇

【水】現代代表的人物

井縣士族高橋授芳弟、先代亡翁養子▲明治十九年東京醫科大學委託生出身、同四十二年現官に陞任▲此の間海軍々醫學校教官、比叡、金剛、淺間軍醫長、海軍大學校教官、舞鶴海軍病院長、同鎮守府軍醫長等歴任▲横須賀海軍病院長官舎

戸水寛人 法學博士、辯護士▲文久元年生、舊金澤本多家儒臣信義長男▲明治十九年東京帝國大學法科大學卒業、判事となり二十年英、獨留學、パリストル、アト、ローの學位を受け、歸朝後東京帝國大學法科教授に任じ羅馬法を講ず、三十三年法學博士の學位を受く、日露戦役前後に所謂七博士中最硬論者として開戦論を唱道す、四十一年以來衆議院議員に當選し、教授を辭し政友會に入る▲麴町區飯田町四ノ二、電番町八三八、事務所電新二〇九〇

利光鶴松 鬼怒川水力電氣株式會社社長▲芝區高輪南町四五、電芝八七七

土井庸太郎 平壤覆審法院長、判事▲文久元年生、三重縣士族▲司法省法學校出身、奈良地方裁判所長、大阪控訴院部長、廣島地方裁判所長等歴任▲平壤府東町一四、電三五

柄内曾次郎 海軍中將、第三戰隊司令官▲慶應二年生、巖手縣士族柄内理平二男▲明治十六年海軍兵學校出身、海軍大臣秘書官、吾妻艦長、練習艦隊司令官、軍務局長、大湊要港部司令官、横須賀、吳海軍工廠長、第二艦隊司令官等歴任▲麻布區永坂町七一、電芝一五六七

鳥山虎也太 京城地方法院長、判事▲文久二年生、京都府士族寸平長男▲明治十六年法學生徒となり、二十七年判事に任ぜらる、爾來長崎地方裁判所、同控訴院判事、鹿兒島、大津、山口各地方裁判所長、統監府判事、大邱、釜山地方裁判所長等歴任▲朝鮮京城官舎

東郷平八郎 伯爵、元帥、海軍大將、東宮御學問所總裁、軍事參議官▲弘化二年生、舊鹿兒島藩士東郷吉左衛門三男▲文久三年薩藩の英艦砲撃の際既に薩摩海軍見習士官として参加、後春日艦に乗組み、幕艦開陽丸を紀伊海峡に撃ち更らに函館戦争に従軍す、明治四年より同十一年迄英國に在り、テームス及びグロニオン海軍兵學校に學ぶ、米國布哇併合の際浪花艦長として居留民保護の任に當る、明治二十七年日清戦役の時頭浪速艦長と

土井助三郎 名古屋高等工業學校長▲慶應三年生、東京府平民▲明治二十年東京帝國大學工科大學應用化學科卒業、東京職工學校及、同高等工業學校助教、山口高等學校教授、石川縣立工業學校長等歴任、英獨米留學後三十八年現職に任ぜらる▲名古屋市東區東片端町二ノ八一番戸、電九九九

土居通夫 大阪商業會議所會頭、大阪電燈、京阪電氣鐵道、日本生命保險、大日本麥酒、宇治川電氣、大阪俱樂部各株式會社取締役、▲天保九年生、舊宇和島藩士大塚南平五男▲明治初年の頃外國事務局に奉職、後大坂府小參事、鐵道掛兼民部權少丞、司法省判事等歴任、十七年官を罷めて實業界に入り、鴻池家顧問となり、又衆議院議員に選出せられたり、三十三年歐米視察▲大阪市北區常町安六五、電土二八六

土佐孝太郎 日清汽船株式會社事務取締役▲元治元年生、鳥取藩士文藏長男▲夙に理財の學を修め身を實業界に投じ、後同志と謀り日清汽船株式會社を起し、現に其社に在り▲東京府下北豐島郡高田村雜司ヶ谷旭出四

東郷吉太郎 海軍少將、臨時南洋防備隊司令官▲慶應二年生、鹿兒島縣士族實翁長男▲明治十六年海軍兵學校卒業、大正元年少將に陞任、前第一戰隊司令官▲横須賀市官舎、神奈川縣逗子町八七一

東嶽鐵笛 文士俳優、新演劇無名會幹事▲明治二年京都出生、東京府士族、本名東儀季治▲牛込區外高田馬場戸山新道

頭山 滿 元支洋社長▲安政二年生、福岡縣士族、筒井兎策二男、頭山源六郎養子▲夙に身を政界に投じ、支洋社を組織し、後福「嶽新報」發刊、九州國權黨の牛耳を執れり▲赤坂區南坂町二六、電芝二五三六

道家 齊 農商務省農務局長、中央種畜會會長▲安政四年生、岡山縣士族佐野藤之丞三男、先代司勉の養子▲夙に職を官海に奉じ累進して現職に在り▲府下内藤新宿町大字北裏一四一、電番町七二六

豐部新作 陸軍中將、騎兵監▲文久二年

【木】現代代表的人物

豊島直通

法學博士、司法省法務局長▲明治四年生、東京府士族豊の男、先代有常養子▲明治二十八年帝國大學法科大學卒業、東京地方裁判所、同控訴院、大審院各檢事、司法省參事官等歴任、曾て刑法施行法起草委員、同法及監獄法主査委員たり▲本郷區駒込曙町一六ノ六號、電下谷五三〇

徳富猪一郎

號蘇峰、貴族院議員、國民新聞社長▲文久三年生、熊本縣士族徳富一敬長男、京都同志社出身、曾て歐米及清韓漫遊、明治三十年内務省參事官(勅任)となれり、「將來之日本」、「吉田松陰」、「七十八日遊記」、「政治家としての桂公」、「時務一家言」、「山水隨緣記」、「國民叢書」、「世界の變局」等著書頗る多し▲赤坂區青山南町六ノ三〇、電芝一〇四

徳富健次郎

號蘆花、文學者▲明治元年生、猪一郎弟▲京都同志社出身、國民新聞社に在りたり、其著「青山白雲」、「自然と人生」、「青蘆集」、「不出歸」、「思出の記」、「巡禮記」、「寄生木」、「み、すのたは、と」、「黒い眼と茶色の目」等最も世に愛讀せられ爲に洛陽の紙價を高からしむ、先年トルストイを露西亞に訪ひ、歸來之に做うて田園生活を贊む▲東京府

北多摩郡千歳村字柏谷

徳川家達

公爵、貴族院議長、壽香間祇候、華族會館長、東京慈善會々長、恩賜財團濟生會々長、神社奉祀調査會委員▲文久三年生、徳川慶頼三男幼名龜之助、田安家より入つて慶喜公の後を嗣ぐ▲明治元年從四位下少將に任じ、即日更に從三位中將に昇り、順次正二位に進む、明治二年藩籍奉還次で静岡縣知事となり華族に列せらる、明治十年英國に留學在留五年、二十三年帝國議會開會以來貴族院議員となり全院委員長に選ばれる、こと十年、三十六年以來議長に任ぜらる、同四十三

徳川國順

侯爵、貴族院議員、豫備陸軍歩兵少尉▲舊水戸藩主徳川篤敬長男▲明治十年生▲明治三十一年家督相續襲爵、陸軍士官學校出身▲本所區新小梅町一、電本所三

徳川達孝

伯爵、侍從次長、大正三年六月貴族院議員を辭す舊田安家▲慶應元年生、先代慶頼四男、賴倫侯の實兄▲明治二年家督相續、二十二年歐米漫遊、二十三年歸朝、華族會館理事、日本弘道會々長、芝區教會々長

に擧げらる▲芝區三田綱町一、電芝一五八二

徳川頼倫

侯爵、貴族院議員、舊和歌山藩主▲明治五年生、徳川慶頼の子、達孝の弟、先代承茂養子▲麻布區飯倉片町六ノ一四、電芝三三八

徳田末雄

號秋聲、小説家、「讀賣新聞」社員▲明治四年十二月二十三日金澤に生る▲尾崎紅葉の門に遊ぶ▲著述「足跡」、「歌」、「たれ」、「花束」、「秋聲集」、「出産」、「絶縁」等▲本郷區森川町一南堺裏二一〇

徳大寺實則

公爵▲天保十年生、徳大寺公純の長子、侯爵西園寺公望、男爵住友吉左衛門の實兄▲宮内卿、内大臣、侍從長等歴任▲東京府下豊多摩郡千駄ヶ谷町四九八、電芝二七七四

床次竹二郎

衆議院議員、東京毎夕新聞社長▲慶應二年生、鹿兒島縣士族床次正精長男▲東京帝國大學法科出身、徳島縣知事、秋田縣知事、内務省地方局長、内務次官、鐵道院總裁等歴任▲麻布區三河臺町一四、電芝四四二〇

富井政章

法學博士、宮内省御用掛、貴族院議員、東京帝國大學名譽教授、帝國學士

西大久保九三二

電番町一四〇一
血脇守之助 私立東京齒科醫學專門學校長▲明治三年生、千葉縣平民加藤誠之助長男、▲夙に獨逸に留學してドクトルの學位を受く、學校經營の傍ら開業診療に従事す▲神田區三崎町二ノ九、電本二五七五

千坂智次郎

海軍少將、練習艦隊司令官▲明治元年生、舊米澤藩士高雅二男▲明治十七年海軍兵學校卒業、大正二年少將に陞任、初瀬航海長、佐世保鎮守府參謀、東京武官、津輕、生駒、八雲、香取の各艦長、舞鶴鎮守府參謀長、佐世保水雷隊司令官、佐世保鎮守府參謀長等歴任

リ の 部

利光平夫

工學博士、逓信省逓信局工務課長、逓信技師▲明治六年生、和歌山縣平民平壽郎長男▲明治二十九年帝國大學卒業、電話交換局技師、金澤電話交換局長、英米二國へ留學、東京中央電話局長、逓信省逓信局工務課長等歴任、大正四年二月工學博士の學位を授與せらる▲麻布區狸穴町二一、電芝五六〇

李家隆介

長崎縣知事▲慶應二年生、京

子 の 部

力石雄一郎

大分縣知事▲明治九年生、舊大洲藩士八十綱長男、愛媛縣士族▲明治三十三年東京帝國大學法科大學(法律科)卒業、内務省、徳島縣參事官、巖手縣、石川縣警察部長、關東都督府大連民政署長、長野縣、岐阜縣内務部長、長野縣知事等歴任▲大分市荷揚町二一官舎

近野鳩三

陸軍少將、工兵監▲慶應元年生、熊本縣平民▲明治十九年陸軍工兵少尉、大正二年陸軍少將に累進す▲東京府豊多摩郡

朝永正三

工學博士、京都帝國大學工科大學教授▲慶應元年生、舊大村藩士其次郎長男、長崎縣士族▲明治二十一年帝國大學工科大學卒業、爾來九州鐵道株式會社技師、農商務省特許局審査官に歴任、二十九年獨逸國留學、三十一年歸朝、引續き京都帝國大學に在職▲京都市上京區廣小路東人、電上一一二二

【木】現代代表的人物

友綱貞太郎

東京大相撲協會取締檢査役▲安政元年土佐岸本村に生る▲力士名海山、

富谷銚太郎

法學博士、東京控訴院長▲安政三年生、栃木縣士族豐義長男▲明治十七年司法省法律學校卒業、十九年獨逸留學、二十三年歸朝、後ち判事、三十二年法學博士の學位を受く▲牛込區北町一二、電番町二〇九

〔水〕現代代表的人物

都府士族、山口縣萩の人。隆彦長男▲明治二十三年帝國大學法科大學卒業、内閣及内務省試補、大分、富山各縣參事官、岡山、神奈川各縣書記官、富山、靜岡、石川、各縣知事等事歷任▲長崎市官舎

オ(ヲ)の部

小原 傳 陸軍中將、第五師團長▲文久元年生、舊伊豫介治藩士吉繼五男、愛媛縣士族▲陸軍幼年學校、同士官學校出身、陸軍大學卒業、近衛第十六聯隊中隊長、砲工學校教官、參謀本部々員、埃國、獨國公使館附武官、陸軍大學校教官、元帥副官、第十二師團參謀長、野戰砲兵第三聯隊長、對島警備隊司令官、陸軍砲工學校長、由良要塞司令官等歷任▲廣島市河原町

小原新三 朝鮮總督府忠清南道長官▲明治六年生、東京府士族小原實長男▲明治三十年東京帝國大學法科大學(政治科)卒業、貴族院書記官兼内務省參事官、青森縣、奈良縣事務官、朝鮮總督府地方局長等歷任▲公州官舎、電六

小原駿吉 男爵、宮内事務官兼宮内書記官▲明治四年生、岐阜縣華族故達長男▲帝國大學法科大學出身、貴族院書記官、宮内省爵位局主事、宗秩寮主事等歷任▲豐町區中六番町一八、電番町五三九

小濱松次郎 青森縣知事▲明治元年生、鹿兒島縣人、明治三十年帝國大學法科大學(政治科)卒業、宮城縣、石川縣警部長、警視廳第二部長、第一部長等歷任▲青森市官舎

小川一眞 寫眞師、帝室技藝員、英國皇室寫眞協會員、東京寫眞師組合長、日本寫眞協會評議員、東京印刷同業組合評議員▲萬延元年生、武藏國の人、明治四十三年藍綬褒章を受け、英國王冠四等勳章、佛國オフヒシ、フランストリクシオン、ヒュブリック最高記章を授け、開龍世界博覽會、聖路易萬國博覽會其他より受賞▲麻布霞町二、電芝二二五〇、新三九二

小川琢治 理學博士、京都帝國大學文政大學教授▲明治三年生、和歌山縣士族淺井篤二男、小川家を嗣ぐ▲明治二十九年帝國大學理科大學卒業、農商務省地質調査所技師となり、佛國出張、北支那旅行前後六回、四十一年現官に任ぜらる、四十二年學位受領▲京都

市上京區荒神口
小川梅三郎 工學博士、京都帝國大學工科大學教授▲文久二年生、愛知縣平民庄七三男▲明治十九年帝國大學工科大学卒業、工科大学助教となり、廿九年海外留學、三十一年より引續き現職に在り▲京都市上京區出町通今出川上ル青龍町一

小川正孝 理學博士、東北帝國大學理科大學長、同教授▲慶應元年生、愛媛縣士族弘正長男▲明治二十二年帝國大學理科大學卒業、靜岡尋常中學校教諭、第一高等學校教授、東京高等師範學校教授等歷任、四十三年學位受領▲仙臺市片平町大學内

小川鶴吉 明治製糖株式會社事務取締役▲東明火災海上保險、東京海上保險各株式會社監査役、帝國海軍協會理事▲安政二年生、舊尾州藩士辰藏二男▲初め大學南校に入り、後轉じて郵便汽船三菱會社に入り、引續き日本郵船株式會社取締役となり、日清戰役に御用船總監督として斡旋せり▲麻布區本村町一四四、電芝二七七二

小笠原長生 子爵、東京御學問所幹事、海軍少將▲慶應三年生、▲明治二十年海軍兵學校卒業、二十七八年戰役に高千穂分隊長として、三十七八年戰役に大本營海軍參謀として従軍、現に海軍々令部出仕兼參謀、宮内省御用掛在職▲東京府豊多摩郡代々幡村九、電番町四三〇三

小田切萬壽之助 橫濱正金銀行取締役兼支配人、各支店出張所監督▲明治元年生、東京府士族小田切盛徳長男▲清國各地の領事に歷任▲東京府品川町品川宿七三三、電芝七〇九

小野光景 貴族院議員(多額納稅者)、橫濱生命保險株式會社社長、橫濱火災海上運送信用保險株式會社社長、第二銀行監査役、生絲商▲弘化二年生、長野縣平民小野兵助長男▲明治十六年より生絲貿易業を營む、橫濱商業會議所會頭(副とも四回)、正金銀行頭取、蠶絲貿易商同業組合長等歷任▲橫濱市南仲通一ノ四電五三

小野英二郎 日本興業銀行副總裁▲元治元年生、福岡縣士族小野作十郎長男▲同志社出身、米國留學、日本銀行倫敦支店監督、日本銀行營業局長等歷任、大正二年現職に轉任

〔水〕現代代表的人物

▲小石川區小日向臺町一ノ一〇、電番町七八

小野金六 富士身延鐵道株式會社、富士水電株式會社、日本煉炭株式會社、輸出食品株式會社各社長、東京割引銀行頭取、日本電燈株式會社、小倉鐵道株式會社、朝鮮水産株式會社各取締役、小野礦業合資會社代表社員、帝國商業銀行監査役▲嘉永五年生、山梨縣平民小野傳吉二男▲臺灣鐵道、京釜鐵道創立者▲豐町區飯田町三ノ二、電番町二五三

小野塚喜平次 法學博士、東京帝國大學法科大學教授▲明治三年生、新潟縣平民平吉長男▲明治二十八年東京帝國大學法科大學(政治科)卒業、三十年政治學研究の爲め獨佛兩國留學、三十四年英米を経て歸朝、爾來現官に歷任、三十五年法學博士の學位を受く著書に「政治學大綱」、「立憲政治一斑」、「歐洲之憲政」等あり▲小石川區小日向臺町二ノ三六

小野寺瀧次郎 日本勸業株式會社取締役社長▲明治十一年生、千葉縣人多喜之助三男▲初め千葉縣英漢義塾に學び、東京に出て遂に今日に及ぶ▲芝區愛宕町二丁目十四番地、電芝二二五〇

海軍少將、海軍省軍務局長▲明治元年生、石川縣士族小栗勇馬三男▲明治十八年海軍兵學校出身、明治二十三年海軍少尉に任じ、大正二年現官に昇進、西海艦隊參謀、常備艦隊參謀、軍令部參謀、大本營參謀、海軍大學校教官等歷任▲麻布區我善坊町四四電芝四〇一〇

小澤武雄 男爵、貴族院議員、錦鷄間候、日本赤十字社副社長、徵兵保險株式會社總裁▲弘化元年生、舊小倉藩士小澤庄兵衛長男▲明治二年兵部少尉に出仕、累進陸軍中將となる、太政官大書記官、陸軍省總務局長、同士官學校長(二回)、參謀本部次長、同部長等歷任、後軍職を辭し日本赤十字社の事業に盡す▲赤阪區檜町五、電芝四〇

小山龍徳 醫學博士、九州帝國大學醫科大學教授▲萬延元年生、熊本縣士族玄龍長男▲明治二十一年帝國大學醫科大學卒業、後ち第五高等中學校教諭、第五高等學校教授、長崎醫學專門學校教授となり、三十五年解剖學研究の爲め獨逸留學、歸朝後引續き現職に在り、三十九年學位受領▲福岡市藥研町九

小山 温 法學博士、錦鷄間候▲慶應

【本】現代代表的人物

元年生 ▲愛知縣平民職太郎長男 ▲二十三年東
京帝國大學法科大學卒業、控訴院判事、大審
院判事、司法省監獄局長、同判事局長、同次
官等歴任 ▲小石川區原町一三、電番町五四〇
小山内薫 小説家、慶應義塾講師 ▲明治
十四年七月二十六日廣島市に生る ▲東京帝國
大學文科大學英文科出身 ▲自由劇場を興して
我が新劇運動の先鋒たり ▲著述、小野のわ
れ「夢見草」怒「蝶」笛「演劇新潮」演劇新
聲「大川端」鶯「決闘」近代劇五曲「一里塚」
等 ▲赤坂區田町七ノ一三

尾野實信 陸軍少將、參謀本部總務部長、
防務會議幹事 ▲慶應二年生、福岡縣士族 ▲明
治二十一年陸軍歩兵少尉に任じ、三十五年同
少佐に、四十四年陸軍少將に陞任す ▲赤坂區
青山南町六ノ一〇三、電芝三一五四
尾上梅幸 帝國劇場幹部技藝委員長、東
京俳優組合副頭取 ▲三世菊五郎孫朝次郎長男
明治三年生、本名寺島榮之助、明治二十年四
月養父と共に天覽の榮を荷ふ ▲赤坂區仲ノ町
三、電新二九〇五
尾上菊五郎 舊派俳優、市村座附 ▲明治
十八年生、東京府平民、五代目尾上菊五郎の

男、本名寺島幸藏 ▲豊町區内幸町一ノ五、電
新三五七

尾車文五郎 相撲年寄検査員 ▲慶應二年
宮城縣高砂村に生る ▲明治十八年先代尾車の
門に入り大戸平と稱して累進廿六年大關に昇
進 ▲先代高砂の専權を憤慨して斯界の積弊を
一掃せし事あり ▲三十二年引退師名を相繼し
検査員に擧げられて今日に及ぶ ▲本所區松井
町一ノ二六、電本三〇五八

尾古初一郎 大審院判事 ▲文久二年生、
山口縣士族直長長男 ▲明治二十三年帝國大學
法科大學卒業、大阪地方裁判所判事、同部長、
同控訴院判事、同部長等歴任 ▲東京府北豊島
郡高田村大字雜司ヶ谷一一九

尾崎三良 男爵、宮中顧問官、貴族院議
員、天保十三年生 ▲明治元年英國留學、
同六年歸朝太政官出仕、内務權大臣、法制
局長官、參事院議員、元老院議員、法典調査
委員等歴任 ▲麻布區六本木三一、電芝三一
三

尾崎行雄 司法大臣、衆議院議員 ▲安政
六年生、三重縣士族尾崎行正長男 ▲慶應義塾
出身、統計院權少書記官、外務省參事官、文

部大臣、東京市長等歴任、明治二十三年以來
衆議院議員に當選し、曾て改進黨領袖、後政
友會領袖、今中正會領袖たり ▲豊町區西日比
谷一官舎、電新七八〇、東京府荏原郡品川町
北品川、電芝三九五

緒方正規 醫學博士、東京帝國大學醫科
大學教授、帝國學士院會員 ▲嘉永六年生、熊
本縣士族緒方支春長男 ▲明治十二年東京帝國
大學卒業、獨逸留學、十七年歸朝、十九年醫
科大學教授任命、二十一年博士となる、卅年
莫斯科萬國醫事會議に參列、卅一年醫科大學
長に補せらる ▲本郷區駒込東片町一六〇、電
下一二二

織田 萬 法學博士、京都帝國大學法科
大學教授 ▲明治元年生、東京府士族範治長男
▲二十五年帝國大學法科大學卒業、二十九年
佛獨兩國留學、三十二年より引續き現職にあ
り、三十四年學位受領、此年學長に補せらる
▲京都府愛宕郡下鴨村松ノ木一八、電上一九
九六

織田信親 子爵、宮内省主撰官 ▲嘉永三
年生、丹波柏原藩主先代信民養子、山崎治正
二男 ▲柏原藩知事、華族部長局二等辦事、宮

内省七等國、同六等屬等歴任、廿三年以來現
職に在り ▲麻布區永坂町二五、電芝一八二八
落合謙太郎 駐伊大使館參事官 ▲明治三
年生、滋賀縣平民孝平長男 ▲明治二十八年帝
國大學法科大學卒業、公、大使館書記官、同
參事官、奉天總領事等歴任 ▲在伊國大使館

折原巳一郎 島根縣知事 ▲明治二年生、
群馬縣平民逸太郎長男 ▲明治二十九年帝國大
學法科大學卒業、愛媛、靜岡、和歌山の各縣
參事官、大阪府事務官、滋賀、福岡、兵庫の
各内務部長等歴任、大正二年奈良縣知事に任
じ、三年現官に轉ず ▲松江市北堀、電二

大井成元 陸軍中將、第八師團長 ▲文久
三年生、山口縣平民又平三男、舊名菊太郎 ▲
明治十六年士官學校卒業、爾後歩兵第十四、
第二十三聯隊附を命ぜられ、陸軍大學校卒業
後、獨逸國留學、歸朝後參謀本部々員、大學
校兵學教官、大臣秘書官拜命、大使館附武官
として再び獨逸に駐在歸朝後陸軍省軍務局軍
事課長、歩兵第十九旅團長、近衛歩兵第二旅
團長、陸軍大學校長等歴任 ▲弘前市、徒町八

大庭二郎 陸軍中將、第三師團長 ▲元治
元年生、山口縣士族大庭此而長男 ▲明治十年

【本】現代代表的人物

任歩兵少尉、同四十三年累進現官、陸軍大學
卒業、獨逸に留學、陸軍大學教官、元帥副官、
近衛歩兵第二聯隊長、戸山學校校長等歴任、日
露役の第三軍參謀副長、大本營陸軍參謀たり
▲赤坂區青山南町六ノ六

大原孫三郎 株式會社倉敷銀行取締役頭
取、倉敷紡績株式會社取締役社長、岡山孤兒
院理事 ▲明治十三年生、岡山縣平民孝四郎二
男 ▲岡山縣都窪郡倉敷町、電三

大濱忠三郎 神奈川縣市部縣會議長、橫
濱市會議長、橫濱商業會議所常務議員、橫濱
洋絲織物取引商組合頭取、橫濱生命保險株式
會社專務取締役、橫濱電氣鐵道株式會社、増
田製粉所各取締役、洋織物商 ▲明治四年生、
神奈川縣平民先代大濱忠三郎長男、幼名茂七
郎 ▲橫濱南仲通三ノ四二、電二二三

大橋新太郎 東京市會議員、東京商業會
議所議員、東亞公司、國定教科書共同販賣所
各社長、日韓瓦斯電氣株式會社、東亞製粉株
式會社各社長、日本書籍株式會社取締役會長、
東京瓦斯株式、大日本麥酒株式、第一生命保
險相互、帝國製麻株式、朝鮮興業株式、資田
石油株式、王子製紙株式會社、北越製絲株式、

三共株式、日本鋼管株式、電氣化學工業株式
會社各取締役、東京建物株式、東亞興業株式、
博進社、東京火災海上運送保險株式、東京英
大小株式、東京毛織物株式會社、中日實業株
式、旅行案内社各監査役、南滿洲鐵道株式會
社監事、博文館主、大橋圖書館主 ▲文久三年
生、越後長岡の人、大橋佐平の長男 ▲中村敬字
の同人社出身 ▲豊町區上六番町四三、電番町
四二二

大西克知 醫學博士、九州帝國大學醫科
大學教授 ▲慶應元年生、愛媛縣士族克育二男
▲明治十七年東京大學豫備門に入り、十八年
獨逸留學、第三高等中學校教授歴任、三十八
年より引續き現職に在り、三十二年博士の學
位受領 ▲福岡縣筑紫郡千代村

大西龜次郎 陸軍々醫監、第三師團軍醫
部長 ▲文久三年生、兵庫縣平民 ▲大阪府立醫
學校を出て、陸軍々醫學舎に入り、十八年同
舎卒業、直に三等軍醫に任ぜられ、歴進して
現官に至る ▲名古屋市中野杉町二ノ一〇、電
五〇一九

大岡育造 政友會總務、辯護士 ▲安政三
年生、山口縣士族大岡伊織長男 ▲司法省法律學

【水】現代代表的人物

校出身、東京府會議員、東京市會議員、同參事會員、同議長、中央新聞社長、前文部大臣等歴任、衆議院議員に當選する事九回▲京橋區山城町一、電新六〇二

大川平三郎 東洋汽船株式會社取締役、木曾興業、中央製絲株式會社事務取締役、龍東材木株式會社取締役會長、淺野セメント、日本鋼管、中島製紙、日本醃釀製造、東洋硝子、東洋ゴム、警城探炭、四日市製紙、權太工業、鶴見埋炭、南日本製糖株式會社取締役、大日本麥酒株式會社監査役▲文久元年生、東京府士族三三男、先代榮助養子▲夙に實業界に入り現地位に進む▲本所區向島小梅町一六、電本所六八六

大田黒重五郎 誠後電氣株式會社社長、電氣化學工業株式會社事務取締役、横濱電氣株式會社、萬歳生命保險株式會社、九州水力電氣株式會社、四國水力電氣株式會社、株式會社芝浦製作所、長崎鐵道株式會社各取締役▲慶應二年生、靜岡縣士族小牧辰雄二男大田黒惟信養子▲高等商業學校出身、曾て三井物産、芝浦製作所在勤▲東京府在原郡入新井村大字新井宿二五八〇

大塚要 工学博士、京都帝國大學工科大学教授、京都商業會議所議員、京都工業同盟會名譽顧問、京都商會陳列所評議員、京都捺染商會顧問、西陣織物同業組合名譽評議員▲明治二年生、大阪人完齋長男▲二十六年帝國大學工科大學(機械科)卒業、平野紡績株式會社技師、臨時北海道鐵道敷設部技師、第三高等學校教授、大阪砲兵工廠技師顧問等歴任、廿二年英獨留學、廿四年學位受領、大正三年歐米名國へ出張被仰付、同年歸朝▲京都市上京區烏丸今出川上ル西入岡町二、電上一二五六

大塚保治 文學博士、東京帝國大學文科大学教授▲明治元年生、群馬縣平民小屋右衛兵門弟大塚家を嗣ぐ、東京府士族▲二十四年帝國大學文科大學卒業、二十九年獨、佛、英に留學、三十三年歸朝後現職にあり▲本郷區駒込西片町一〇ろ、一

大槻文彦 文學博士、帝國學士院會員▲弘化四年生、舊仙臺藩儒者大槻馨溪二男、大槻如電の弟▲家學を受けて後林大學頭の門に入る、幕府の開成所に英學を修め實作秋坪英學三叉學者塾長となり、明治五年文部省出

大谷嘉兵衛 横濱商業會議所會頭、勲業銀行監査役、日本製茶株式會社社長、横濱貯蓄銀行、横濱七十四銀行各頭取、其他六會社銀行重役、茶商▲弘化元年生、三重縣平民大谷市兵衛四男▲横濱市元濱町二ノ一五、電五〇二

大谷光瑩 伯爵▲嘉永五年生、光勝四男▲萬延元年法嗣となり、文久三年大僧正となり、明治五年授爵、歐洲巡錫、明治二十二年大谷派管長東本願寺住職となる、晩年に至り管長及住職を罷む▲京都市下京區烏丸通、電下二〇四

大谷光演 眞宗大谷派管長▲明治八年生大谷光瑩二男▲三十三年佛敎研究の爲め暹羅國へ渡航、明治四十一年管長となる▲京都市下京區烏丸七條下ル常盤町一

大谷光瑞 前西本願寺法主▲明治九年生前法主光尊の男▲印度及び歐米並に樺太其他漫遊布教、佛跡視察、人物養成等に盡力、大正三年西本願寺住職本派管長を罷む▲京都市本願寺門前町、目下大連

大谷喜久藏 陸軍中將、青島守備軍司令官▲安政二年生、福井縣平民大谷正徳七男▲

第六、第四、近衛の各師團參謀長、戸山學校長、日清戰役當時の大本營附參謀、日露戰役當時の第四軍歩兵第一旅團長、第五師團長等歴任▲青島官舎

大竹多氣 工学博士、米澤高等工業學校長、特許局技師▲文久二年生、舊會津藩士松田俊藏四男、同藩士大竹作右衛門養子となる、北海道士族▲明治十六年工部大學校卒業、歐洲留學、歸朝後千住製鐵所技師、同所長等歴任、四十三年現官に任ぜらる▲小石川區久堅町二五、電番町二七七

大津淳一郎 文部省參政官、衆議院議員▲安政三年生、茨城縣士族大津正則次男▲明治二十三年衆議院議員に當選し爾來選を重むること十回、前大藏省副參政官たり▲東京府下野多摩郡千駄谷町五三八、電芝三九三三

大津麟平 巖手縣知事▲慶應元年生、大阪府士族後太郎長男▲帝國大學法科卒業、明治廿三年内務省試補、爾後新潟縣、埼玉縣參事官、臺灣總督府一等郵便局長、臺南縣恒春支廳長同縣書記官、警部長、同總督府秘書官、參事官、警視總長、審務總長等歴任▲盛岡市内丸

判所部長、大阪控訴院判事、大阪控訴院部長等歴任▲牛込區二十騎町二四

大倉桑馬 中央セメント株式會社事務取締役、大倉組、東京建物株式會社、日清豆箱製造株式會社等各取締役、澁谷商店員▲慶應二年生、伊豫西條藩士伊藤晴雄二男、法學士伊藤琢磨實兄、大倉喜八郎養子▲明治二十一年帝國大學工科大學卒業▲麹町區平河町六ノ九、電番町一七八

大倉喜八郎 男爵、株式會社大倉組頭取日本皮革、日本化學工業、東海紙料、帝國ホテル、帝國劇場各株式會社の取締役會長、東京製紙株式會社取締役社長、東洋汽船、成田鐵道、帝國製麻、東京製網、東京電燈、大日本麥酒、新高製糖各株式會社の取締役、日本製靴、宇治川電氣、北海道拓殖銀行、臺灣銀行各株式會社の監査役▲天保八年越後新發田に生る、大倉千之助二男、年十八江戸に出て實業界に奮闘すること六十餘年、歐米列國を漫遊すること三回、海外貿易と國富増進に副ふの企業とに従事して今日に至れり、近年本溪湖に日支合辦の煤公司を創設し製鐵企業に盡瘁せり▲東京、大阪、朝鮮に商業學校を創

大久保利武 大阪府知事▲慶應二年生、故大久保利通三男▲明治二十一年第一高等中學校卒業、エール大學法學部卒業、獨逸ハレ大學、柏林大學に轉じ、二十七年哲學博士の學位を受く、歸朝後大本營附通譯官、臺灣淡水支廳長、臺灣總督府參事官及秘書官、内務大臣秘書官、内務省監獄局長、島根、埼玉、大分各縣知事、農商務省商工局長、同商務局長等歴任▲大阪市官舎

大倉鈕藏 大審院判事▲慶應元年生、舊桑名藩士、東京府平民、亡善大夫二男▲明治二十一年帝國大學法科大學卒業、京都地方裁

大谷光瑩 伯爵▲嘉永五年生、光勝四男▲萬延元年法嗣となり、文久三年大僧正となり、明治五年授爵、歐洲巡錫、明治二十二年大谷派管長東本願寺住職となる、晩年に至り管長及住職を罷む▲京都市下京區烏丸通、電下二〇四

大谷光演 眞宗大谷派管長▲明治八年生大谷光瑩二男▲三十三年佛敎研究の爲め暹羅國へ渡航、明治四十一年管長となる▲京都市下京區烏丸七條下ル常盤町一

大谷光瑞 前西本願寺法主▲明治九年生前法主光尊の男▲印度及び歐米並に樺太其他漫遊布教、佛跡視察、人物養成等に盡力、大正三年西本願寺住職本派管長を罷む▲京都市本願寺門前町、目下大連

大谷喜久藏 陸軍中將、青島守備軍司令官▲安政二年生、福井縣平民大谷正徳七男▲

大塚要 工学博士、京都帝國大學工科大学教授、京都商業會議所議員、京都工業同盟會名譽顧問、京都商會陳列所評議員、京都捺染商會顧問、西陣織物同業組合名譽評議員▲明治二年生、大阪人完齋長男▲二十六年帝國大學工科大學(機械科)卒業、平野紡績株式會社技師、臨時北海道鐵道敷設部技師、第三高等學校教授、大阪砲兵工廠技師顧問等歴任、廿二年英獨留學、廿四年學位受領、大正三年歐米名國へ出張被仰付、同年歸朝▲京都市上京區烏丸今出川上ル西入岡町二、電上一二五六

大塚保治 文學博士、東京帝國大學文科大学教授▲明治元年生、群馬縣平民小屋右衛兵門弟大塚家を嗣ぐ、東京府士族▲二十四年帝國大學文科大學卒業、二十九年獨、佛、英に留學、三十三年歸朝後現職にあり▲本郷區駒込西片町一〇ろ、一

大槻文彦 文學博士、帝國學士院會員▲弘化四年生、舊仙臺藩儒者大槻馨溪二男、大槻如電の弟▲家學を受けて後林大學頭の門に入る、幕府の開成所に英學を修め實作秋坪英學三叉學者塾長となり、明治五年文部省出

大谷嘉兵衛 横濱商業會議所會頭、勲業銀行監査役、日本製茶株式會社社長、横濱貯蓄銀行、横濱七十四銀行各頭取、其他六會社銀行重役、茶商▲弘化元年生、三重縣平民大谷市兵衛四男▲横濱市元濱町二ノ一五、電五〇二

大谷光瑩 伯爵▲嘉永五年生、光勝四男▲萬延元年法嗣となり、文久三年大僧正となり、明治五年授爵、歐洲巡錫、明治二十二年大谷派管長東本願寺住職となる、晩年に至り管長及住職を罷む▲京都市下京區烏丸通、電下二〇四

大谷光演 眞宗大谷派管長▲明治八年生大谷光瑩二男▲三十三年佛敎研究の爲め暹羅國へ渡航、明治四十一年管長となる▲京都市下京區烏丸七條下ル常盤町一

大谷光瑞 前西本願寺法主▲明治九年生前法主光尊の男▲印度及び歐米並に樺太其他漫遊布教、佛跡視察、人物養成等に盡力、大正三年西本願寺住職本派管長を罷む▲京都市本願寺門前町、目下大連

大谷喜久藏 陸軍中將、青島守備軍司令官▲安政二年生、福井縣平民大谷正徳七男▲

判所部長、大阪控訴院判事、大阪控訴院部長等歴任▲牛込區二十騎町二四

大倉桑馬 中央セメント株式會社事務取締役、大倉組、東京建物株式會社、日清豆箱製造株式會社等各取締役、澁谷商店員▲慶應二年生、伊豫西條藩士伊藤晴雄二男、法學士伊藤琢磨實兄、大倉喜八郎養子▲明治二十一年帝國大學工科大學卒業▲麹町區平河町六ノ九、電番町一七八

大倉喜八郎 男爵、株式會社大倉組頭取日本皮革、日本化學工業、東海紙料、帝國ホテル、帝國劇場各株式會社の取締役會長、東京製紙株式會社取締役社長、東洋汽船、成田鐵道、帝國製麻、東京製網、東京電燈、大日本麥酒、新高製糖各株式會社の取締役、日本製靴、宇治川電氣、北海道拓殖銀行、臺灣銀行各株式會社の監査役▲天保八年越後新發田に生る、大倉千之助二男、年十八江戸に出て實業界に奮闘すること六十餘年、歐米列國を漫遊すること三回、海外貿易と國富増進に副ふの企業とに従事して今日に至れり、近年本溪湖に日支合辦の煤公司を創設し製鐵企業に盡瘁せり▲東京、大阪、朝鮮に商業學校を創

大久保利武 大阪府知事▲慶應二年生、故大久保利通三男▲明治二十一年第一高等中學校卒業、エール大學法學部卒業、獨逸ハレ大學、柏林大學に轉じ、二十七年哲學博士の學位を受く、歸朝後大本營附通譯官、臺灣淡水支廳長、臺灣總督府參事官及秘書官、内務大臣秘書官、内務省監獄局長、島根、埼玉、大分各縣知事、農商務省商工局長、同商務局長等歴任▲大阪市官舎

大倉鈕藏 大審院判事▲慶應元年生、舊桑名藩士、東京府平民、亡善大夫二男▲明治二十一年帝國大學法科大學卒業、京都地方裁

【水】現代代表的人物

【本】現代代表的人物

立し、濟生會、神戸市、新發田町其他公共團體等への寄附義捐抄ならず▲狂歌を好み光悦流の書を真くす▲赤坂區葵町三、電芝一五九

大隈重信 侯爵、内閣總理大臣、早稻田大學總長▲天保九年生、舊佐賀藩士大隈信保長男▲幼時藩校に學ぶ、長崎に於て英人に就き洋學修得、維新の功臣、參與、參議、大藏卿、外務大臣(三回)農商務大臣、内務大臣、内閣總理大臣(二回)等歴任、改進黨、憲政本黨、早稻田大學創立者▲總町區永田町二ノ一、二官舎、電新五三、東京府豊多摩郡戸塚大字下戸塚七〇、電番町一七七、同五〇八〇

大隈信常 文部省副參政官兼内閣總理大臣秘書官、衆議院議員▲明治四年生、伯爵松浦厚弟、侯爵大隈重信養孫光吉夫▲夙に學習院を卒業し、明治三十三年東京帝國大學法科卒業、英國留學、早稻田大學教授、早稻田中學校長歴任▲東京豊多摩郡戸塚村下戸塚七〇、電番町三六三六

大熊氏廣 彫刻家、美術協會彫刻部委員、彫工會委員、建築學會特別會員▲安政三年生、武藏の人、伊人ラグザリ、ヒンセンツチ、アレグレッツチ、モンテヴェルデに就き洋風彫刻を學ぶ、明治十五年工部美術學校卒業、一八八八年羅馬美術學校卒業、皇室御用品製作、バリエルン萬國博覽會にて銀牌受領、大村益次郎、有栖川宮、小松宮御銅像鑄作▲小石川區竹早町一〇一、電番町八四

大屋權平 工學博士、朝鮮總督府鐵道局長官、同技監▲文久元年生、山口縣士族▲明治十六年東京帝國大學理學部卒業、鐵道作業局工務部長、京釜鐵道株式會社社長、統監府鐵道管理局局長等歴任、三十四年博士の學位を受く▲京城府古市町鐵道局官舎、電一二一

大山 巖 公爵、元帥、陸軍大將、内大臣、賞勳局議定官、軍事參議官▲天保十三年生、鹿兒島藩士大山彦八二男通稱彌助▲維新の功臣、佛國留學、普佛戰爭觀戰武官として巴里の攻圍實況視察、後又軍事調査の爲め佛、瑞西へ差遣さる、熊本鎮臺東京鎮臺司令長官、西南の役征討別働第一旅團、同第五旅團、同第二旅團等の司令長官、陸軍士官學校長、内務大輔、大警視、議定官、參議兼文部大臣、海軍大臣、陸軍大臣、樞密顧問官、日清戰役第二軍司令官、參謀總長(二回)三十七八年戰

學ぶ、明治十五年工部美術學校卒業、一八八八年羅馬美術學校卒業、皇室御用品製作、バリエルン萬國博覽會にて銀牌受領、大村益次郎、有栖川宮、小松宮御銅像鑄作▲小石川區竹早町一〇一、電番町八四

大町芳衛 號桂月、著述家、雜誌「學生」主筆▲明治二年一月二十四日高知市に生る▲東京文科大學國文科出身▲著述「花紅葉」黃菊白菊「學生訓」關東の山水」等▲小石川區雜司ヶ谷一〇八

大藤高彦 工學博士、京都帝國大學工科大学長、同教授▲慶應三年生、京都府平民高田彌次郎二男、大藤家を嗣ぐ▲明治二十七年帝國大學工科大学(土木工學科)卒業、明治三十二年獨米兩國留學、三十四年歸朝後京都帝國大學理工科大学教授に任ぜられ大正三年工科大学長に補せらる、三十六年博士の學位受領▲京都市上京區河原町通石藥師下ル西入、電上一二二〇

大江玄壽 豫備陸軍主計監、▲萬延元年生愛知縣平民小川周八四男、後岐阜縣平民大江密成の養子となる▲明治二十三年陸軍三等軍吏に任ぜられ、三十五年三等監督に、大正三年主計監に累進す、日露役に功あり▲牛込區富久町一〇九、電番町二〇九

府豊多摩郡代々幡村幡ヶ谷一〇

大幸勇吉 理學博士、京都帝國大學理科大學教授▲慶應二年生、石川縣士族雨夜平八二男▲明治二十五年東京帝國大學理科大學(化學科)卒業、同年より二十九迄第五高等學校教授、其後三十六年まで東京高等師範學校教授、爾後現職に轉ず、三十六年博士の學位受領、三十二年より三箇年間在職のまゝ、獨逸國に留學▲京都府愛宕郡下鴨村一八二

大島義昌 子爵、陸軍大將、軍事參議官▲嘉永三年生、舊山口藩士大島慶三郎長男▲明治四年任陸軍少尉、同三十八年大將に陞進、戊辰の役、西南の役に從軍、日清戰役に混成旅團長として從軍、日露戰役當時は第三師團長として出征、關東都督歴任▲東京府豊多摩郡内藤新宿北裏町一一六、電番町七一

大島義信 第八高等學校長、陸軍歩兵中尉▲明治四年生、兵庫縣平民蘆田源五郎の四男大島貞敏の養子分家▲二十七年帝國大學文科大學卒業、第四高等學校教授、文部省視學官、同圖書審查官、東京音樂學校長等歴任▲名古屋市中區撞木町二ノ甲九

大島健一 陸軍中將、陸軍大臣、元帥府御用掛、臨時軍用氣球研究會會長、鐵道會館々員、港灣調査會委員、教育調査會々員、大禮使參典官、▲安政五年生、岐阜縣士族大島桂之進長男▲明治十四年任砲兵少尉、獨佛留學、參謀本部々長、參謀次長に歴任し大正二年陸軍中將に累進、日清戰役に砲兵少佐として出征、日露戰役に兵站總監部參謀長、樺太境界劃定委員長、大正三年戰役には陸軍次官たり大正五年陸軍大臣となる▲牛込區若宮町、電番町五三五〇

大島金太郎 農學博士、東北帝國大學農科大學教授兼北海道農事試驗場長▲明治四年生、長野縣平民▲明治二十六年札幌農學校本科卒業、三十一年より三十六年まで獨逸及び米國留學、三十六年札幌農學校教授に任ぜられ、引續き現職に及ぶ、四十年博士の學位受領▲札幌區北八條西五ノ一、電八六

大島 新 陸軍少 臺灣第二守備隊司令官▲慶應二年生、熊本縣平民▲明治二十年歩兵少尉に任ぜられ、三十四年同少佐に進み大正三年少將に陞任す▲在臺北

大森房吉 理學博士、東京帝國大學理科大學教授、帝國學士院會員▲明治元年生、舊

電番町二〇九二

大澤岳太郎 醫學博士、東京帝國大學醫科大學教授▲文久三年生、愛知縣平民大橋見龍長男、大澤謙二養子▲明治二十年醫科大學卒業、二十三年醫科大學助教授となり、二十六年獨逸留學、三十一年歸朝博士の學位を受く、三十三年以來現職に在り▲本郷區駒込曙町一五

大澤謙二 醫學博士、東京帝國大學名譽教授、貴族院議員、帝國學士院會員▲嘉永五年生、大林三郎三男、舊豐橋藩士大澤芝龍養子▲明治四年獨逸に留學、歸朝後東京醫學校教授に任ぜられ、十一年再び獨逸に留學、十五年歸朝醫科大學教授兼教頭となり、二十三年學長となる、二十年博士の學位受領、三十四年歐洲へ差遣せられ萬國生理學會へ參列▲東京府下葉町一〇四一、電番町四九〇七

大澤喜七郎 海軍少將、待命▲慶應三年生、岡山縣士族▲明治十七年兵學校入校二十年卒業、大正二年少將に陞任、皇族(威仁親王)附武官、軍事參議官副官、富士、三笠艦長、吳鎮守府參謀長、佐世保水雷隊司令官、第二艦隊司令官、横須賀鎮守府參謀長等歴任東京

【本】現代代表的人物